

第 32 期第 2 回（令和 2 年度第 1 回）

横浜市児童福祉審議会 障害児部会

日時：令和 2 年 8 月 20 日（木）午後 6 時～

場所：横浜市役所 18 階 なみき 17 会議室

次 第

1 開会あいさつ

2 議題

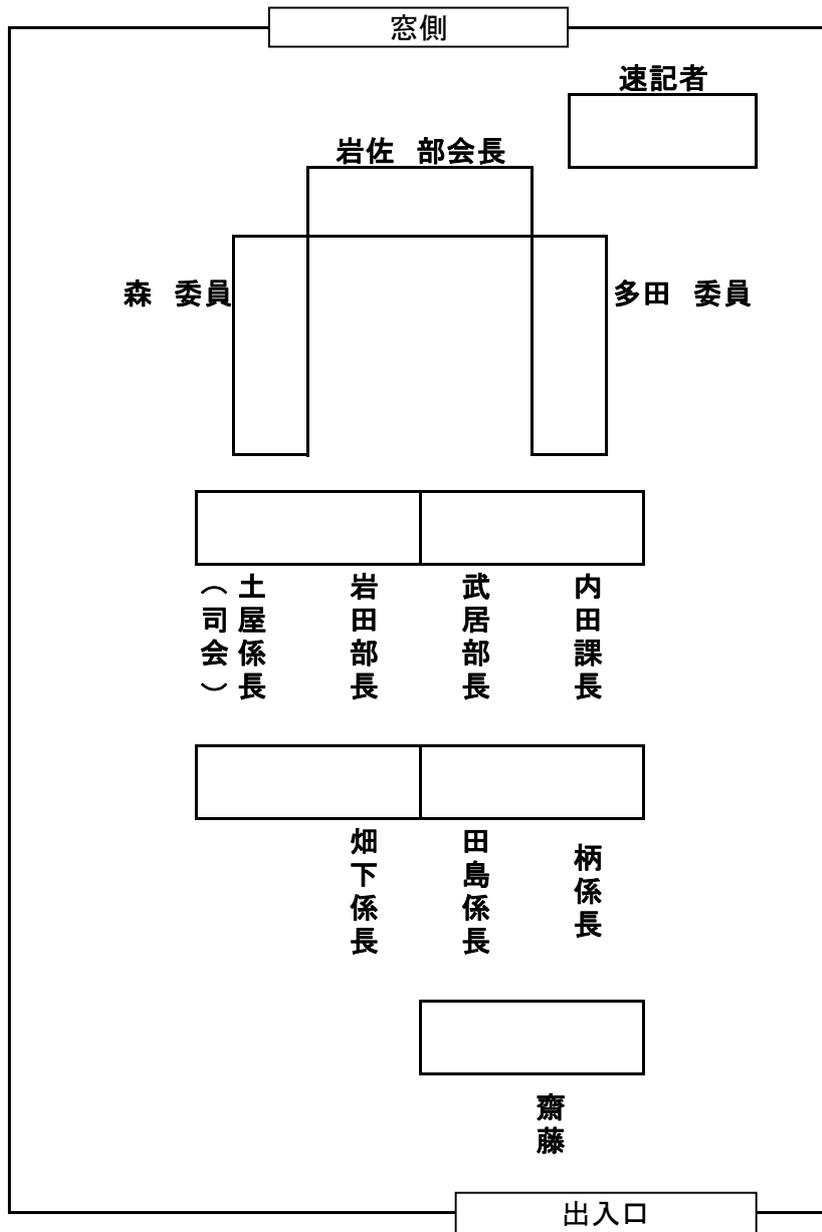
- (1) 第 4 期横浜市障害者プランの策定について

3 報告事項

- (1) 横浜市障害者施策推進協議会の答申について
- (2) 令和 2 年度補正予算について
- (3) 横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターの配置について

4 その他

第32期第2回横浜市児童福祉審議会障害児部会 座席表(市役所18階なみき17会議室)



横浜市児童福祉審議会 障害児部会委員名簿

現職名	氏名
横浜市総合リハビリテーションセンター 発達支援部担当部長	岩佐 光章
社会福祉法人白根学園ぶどうの実 施設長	多田 純夫
横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子

第32期横浜市児童福祉審議会 委員名簿

(50音順、敬称略)

	氏 名	所 属 ・ 役 職 等
1	アオヤマ テッペイ 青 山 鉄 兵	文 教 大 学 人 間 科 学 部 准 人 教 授
2	アカシ ヨウイチ 明 石 要 一	千 葉 敬 学 愛 短 期 大 学
3	アライ ジュンコ 新 井 淳 子	こ ども み ら い 横 浜
4	イシイ アキヒト 石 井 章 仁	千 葉 明 徳 短 期 大 学 保 育 創 造 学 科 教 授
5	イワサ ミツアキ 岩 佐 光 章	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 事 業 団 横 浜 市 総 合 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン セ ン タ ー 発 達 支 援 部 担 当 部 長
6	オオバ リョウジ 大 庭 良 治	一 般 社 団 法 人 横 浜 市 私 立 保 育 園 園 長 会 会 長
7 ◎	オオバ シゲミ 大 場 茂 美	横 浜 市 社 会 福 祉 協 議 会 会 長
8	カゲヤマ ヒデヒト 影 山 秀 人	弁 護 士
9	カミナガ ミツコ 神 長 美 津 子	國 學 院 大 学 人 間 開 発 学 部 子 ども 支 援 学 科 教 授
10	カヤマ セツコ 加 山 勢 津 子	横 浜 市 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会 主 任 児 童 委 員 連 絡 会 代 表
11	コバヤ シン オサム 小 林 理	東 海 大 学 健 康 学 部 健 康 マ ネ ジ メ ン ト 学 科 准 教 授
12	サクライ ナツコ 櫻 井 奈 津 子	和 泉 短 期 大 学 児 童 福 祉 学 科 教 授
13	シブヤ マサシ 澁 谷 昌 史	関 東 学 院 大 学 社 会 学 部 教 授
14	タカハ ユウイチ 高 橋 雄 一	横 浜 市 立 大 学 付 属 市 民 総 合 医 療 セ ン タ ー 精 神 医 療 セ ン タ ー 部 長
15	タダ スミオ 多 田 純 夫	社 会 福 祉 法 人 白 根 学 園 ぶ だ う の 実 施 設 長
16	タナベ ユウジ 田 辺 有 二	社 会 福 祉 法 人 幼 年 保 護 会 横 浜 家 庭 学 園 園 長
17	テンミ ヨウミホ 天 明 美 穂	よ こ は ま 一 万 人 子 育 て フ ォ ー ラ ム 世 話 人 代 表
18	ニイホリ ユミコ 新 堀 由 美 子	公 益 財 団 法 人 横 浜 市 男 女 共 同 参 画 推 進 協 会 男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー 横 浜 相 談 セ ン タ ー 長
19	ヒグチ マサコ 樋 口 真 砂 子	横 浜 市 P T A 連 絡 協 議 会 副 会 長
20	ホソカワ カズミ 細 川 一 美	特 定 非 営 利 活 動 法 人 C A P 可 那 が わ 理 事 長
21	モリカ ヨ代コ 森 佳 代 子	横 浜 障 害 児 を 守 る 連 絡 協 議 会 会 長
22 ○	ヤマザキ トモキ 山 崎 具 基	一 般 社 団 法 人 横 浜 市 医 師 会 副 会 長

【第31期任期:平成28年11月1日～平成30年10月31日】

◎…委員長

○…副委員長

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 298 号（局長決裁）

（総則）

第 1 条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和 22 年 12 月法律第 164 号）、同法施行令（昭和 23 年 3 月政令第 74 号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 5 号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置く。

（臨時委員）

第 3 条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

（部会）

第 4 条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
里親部会	1 里親の認定及び取消に関する事。 (第 8 項第 1 号関係) 2 その他、里親等に関する事。
保育部会	1 家庭的保育事業等の認可に関する事 (第 8 項第 6 号関係) 2 保育所の設置認可に関する事 (第 8 項第 7 号関係) 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 8 号関係) 4 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等（以下、「教育・保育施設等」という。）における重大事故の検証に関する事 (第 8 項第 12 号関係) 5 その他、保育に関する事。（他の附属機関が所掌するものを除く）
児童部会	1 児童福祉施設（他の部会で所管するものを除く。）の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事（第 8 項第 10 号関係） 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関する事。（第 8 項第 2 号関係） 3 児童の一時保護に関する事。（第 8 項第 3 号関係）

	<p>4 児童虐待等の調査に関する事(第8項第13号関係)</p> <p>5 児童虐待による重篤事例等の検証に関する事(第8項第14号関係)</p> <p>6 児童相談所一時保護所の外部評価に関する事(第8項第15号関係)</p> <p>7 その他、児童の処遇に関する事。</p>
障害児部会	<p>1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第8項第9号関係)</p> <p>2 その他、障害児の福祉に関する事。</p>
放課後部会	<p>1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関する事</p> <p>2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する事 (第8項第11号関係)</p>
専門部会	<p>上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等 (第8項第4号及び第5号関係)</p>

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めるときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
 - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
 - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
 - (3) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項
 - (4) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項
 - (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月政令第224号)第13条に規定する事項
 - (6) 家庭的保育事業等の認可に関する事(児童福祉法第34条の15第4項関係)
 - (7) 保育所の設置認可に関する事(児童福祉法第35条第6項関係)
 - (8) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (9) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)
 - (10) 児童福祉施設(第4条第8項第8号、第9号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)

- (11) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号）第 4 条第 1 項に規定する事項
- (12) 教育・保育施設等における重大事故の検証に関すること
- (13) 児童虐待等の調査に関すること
- (14) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること（児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 1 項関係）
- (15) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること

9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。

10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成 12 年 6 月制定）第 4 条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。

11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

（委員長又は部会長の専決事項）

第 5 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

2 第 1 項の規定は、第 4 条第 8 項について、部会長に準用する。

（会議の傍聴手続等）

第 6 条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で 10 人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

（守秘義務）

第 7 条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 横浜市児童福祉審議会運営要綱（昭和 31 年 11 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行し、改正後の規定は昭和 57 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、平成 18 年 12 月 1 日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

○横浜市児童福祉審議会条例

平成12年2月25日
条例第5号

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の26第3項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。
(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。
(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
(庶務)

第5条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。
(平17条例117・一部改正)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成12年10月31日までとする。

附 則(平成17年12月条例第117号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

第 4 期横浜市障害者プランの策定について

1 策定の趣旨

障害者基本法第11条により、市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画の策定が義務づけられています。横浜市では、「横浜市障害者プラン（以下、「障害者プラン」という）」をこれに位置づけています。

このたび、令和2年度をもって、第3期障害者プランの計画期間が終了となるため、新たに令和3年度から8年度までの6年間を計画期間とする第4期障害者プランを策定します。

また、障害者総合支援法第88条により、市町村における障害福祉サービス利用の見込み量等を定める計画（障害福祉計画）の策定が義務づけられています。さらに、児童福祉法第33条により、市町村における障害児福祉サービス利用の見込み量等を定める計画（障害児福祉計画）の策定が義務づけられています。

横浜市では、障害福祉計画及び障害児福祉計画を「障害者プラン」の中に取り込み、一体的に作成しています。

なお、障害福祉計画及び障害児福祉計画は計画期間が3年と定められていますので、第4期障害者プランの中間期での見直しを行い、改定します。

【参考1】第4期障害者プランの概要

○計画期間： 令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）まで。

○位置付け： 第3期障害者プランと同様、「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の3つの法定計画を一体的に策定。

第 4 期 横 浜 市 障 害 者 プ ラ ン

令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障 害 者 計 画（＝施策の方向性及び個別の事業等を定める計画）					
障 害 福 祉 計 画 (＝サービス利用の見込み量等を定める計画)			障 害 福 祉 計 画		
障 害 児 福 祉 計 画 (＝サービス利用の見込み量等を定める計画)			障 害 児 福 祉 計 画		

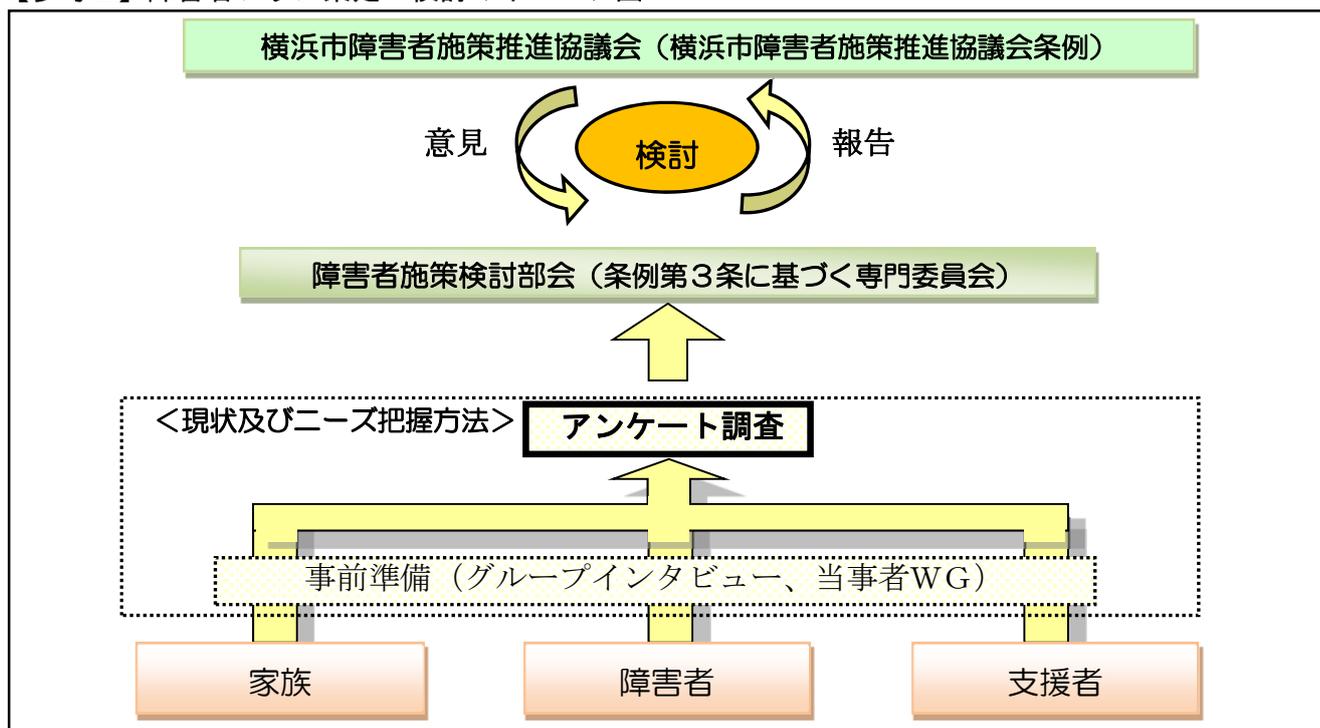
見直し

2 策定の手法

第4期障害者プランの策定にあたっては、現状把握やニーズ調査のため、障害当事者にアンケート調査を行います。

アンケートなどで得られた意見等について、当事者の立場や専門的な見地から幅広い視点での協議を行うため、横浜市障害者施策推進協議会の専門委員会である障害者施策検討部会を中心に協議・検討を進めていきます。

【参考2】 障害者プラン策定・検討のイメージ図



3 当事者向けアンケート等の実施状況について

第4期障害者プランの策定にあたっては、現状把握やニーズ調査のため、障害当事者等にアンケート調査を行いました。

また、アンケート項目作成の事前準備として、グループインタビュー及び当事者ワーキンググループを実施しました。

(1) 障害児・者関係団体等へのグループインタビューについて

令和元年6月から9月にかけて、当事者や家族、障害関係団体等に対して、現状やニーズを把握するためのインタビューを行いました。

実施回数 計48回 <内訳>当事者：29回、家族：13回、支援者：17回

※複数の立場の方々が一堂に会した回があるため、実施回数と内訳の合計は一致しません。

※グループインタビュー実施団体一覧は別紙1のとおり

うち、障害児関連団体は5団体（横浜重心グループ連絡会～ぱざぼネット～、横浜障害児を守る連絡協議会、横浜市肢体不自由児者父母の会連合会、横浜市自閉症協会、全国心臓病の子供を守る会横浜支部）

(2) 当事者ワーキンググループについて

令和元年7月から8月にかけて、日々の生活で感じている「困りごと」や、その「解決方法」、その他本市障害福祉施策に対して感じていることなどについて、ライフステージごとに当事者同士で集まって意見交換や検討を行うワーキンググループを実施しました。

実施回数：5回

参加者数：47人（身体障害児・者26人、知的障害児・者13人、精神障害児・者8人）

※当事者ワーキンググループ参加者概要は別紙2のとおり

(3) 当事者向けアンケートについて

令和2年1月10日から2月7日にかけて実施しました。

調査対象：令和元年12月1日時点の障害者手帳所持者の約10%を無作為抽出。

(身体障害者9,950人、知的障害者3,200人、精神障害者3,900人、その他含め17,098人に発送)

調査方法：郵送によるアンケート形式

回収数：6,997通（回収率40.9%）うち有効回答数6,954通

※アンケート結果については参考資料1のとおり

(4) その他

平成30年6月から7月にかけて実施した、こども子育て支援計画の利用ニーズ把握調査の結果もプランの策定の参考としています。

4 これまでの取組及び今後のスケジュールについて

日程	項目
令和元年6月	障害者施策推進協議会（6月15日開催）
6～9月	障害者関係団体等へのグループインタビューの実施（全48回）
7～8月	当事者ワーキンググループの開催（全5回）
10月	障害者施策推進協議会（10月25日開催）
11月	障害者施策検討部会（11月22日開催）
令和2年1月	当事者向けアンケートの実施（1月10日～2月7日）
4月	横浜市障害者施策推進関係局連絡会（4月10日）※中止 障害者施策検討部会（4月17日）※中止
5月	障害者施策推進協議会（5月15日）※中止 →（書面にて）4期プラン素案骨子策定
6月	市障害者施策推進関係局連絡会（6月8日開催） 障害者施策推進協議会（6月29日開催）
8月	障害者施策検討部会（8月3日） 第1回児童福祉審議会 障害児部会（8月20日） →4期プラン素案策定（予定）
9～10月	パブリックコメントの実施
10～11月	横浜市障害者施策推進関係局連絡会
10～12月	障害者施策検討部会（11月16日予定）
11～1月	障害者施策推進協議会 第2回児童福祉審議会 障害児部会 →4期プラン原案策定
令和3年3月頃	4期プラン策定・確定

第4期障害者 プラン策定に係るグループインタビュー実施先一覧

しゅべつ 種別	だんたいめいしやう 団体 名称
1	とうじしや 当事者 よこはまししいしやうがいし かくしきやうかい 横浜市肢体障害者 福祉協会
2	とうじしや 当事者 よこはまししかくしやうがいしや ふうしきやうかい 横浜市視覚障害者 福祉協会
3	とうじしや 当事者 よこはましちやうかく しやうがいしや きやうかい 横浜市聴覚 障害者 協会
4	とうじしや 当事者 よこはましくるまいす かい 横浜市車椅子の会
5	とうじしや 当事者 よこはましのうせい まひしやきやうかい 横浜市脳性 マヒ者協会
6	とうじしや 当事者 よこはましじんゆうかい 横浜市腎友会
7	とうじしや 当事者 よこはまし おすとみー きやうかい 横浜市オストミー協会
8	とうじしや 当事者 よこはましちゆうとしつちやう なんちやうしや きやうかい 横浜市中途失聴・難聴者 協会
9	とうじしや 当事者 よこはまし かい 横浜市もみじ会
10	とうじしや 当事者 ちいきかつどうしえんせんたー すこつぷ 地域活動支援センター スコップ ししやうがいしやちいきさぎやうしよれんらくかい (市障 害者地域作業所連絡会)
11	とうじしや 当事者 なんぶ しゆうろう しえんせんたー 南部就労 支援センター
12	とうじしや 当事者 ほくぶしゆうろうしえん せんたー 北部就労 支援センター
13	とうじしや 当事者 とつかしゆうろう しえん せんたー 戸塚就労 支援センター
14	とうじしや 当事者 ちゆうぶしゆうろう しえんせんたー 中部就労 支援センター
15	とうじしや 当事者 ひよししゆうろう しえんせんたー 日吉就労 支援センター
16	とうじしや 当事者 さいとうクリニク でいけあ ※求 職 者 ナイトケア
17	とうじしや 当事者 さいとうクリニク ないとけあ しゆうろう ナイトケア ※就労
18	とうじしや 当事者 さかえく きかんそうだんしえん せんたー 栄区基幹相談支援センター
19	とうじしや 当事者 あおば きかんそうだんしえんせんたー 青葉基幹相談支援センター
20	とうじしや 当事者 わいびーえすよこはまびあすたつぷきやうかい Y P S横浜ピアスタッフ協会
21	とうじしや 当事者 あさひ 旭びあくらぶ
22	とうじしや 当事者 よこはましぐるーぶほーむれんらくかい 横浜市グループホーム連絡会 ぐるーぶほーむにゆうきしや ※グループホーム入居者
23	とうじしや 当事者 しえんしや +支援者 ほうりんぐ きんやうれんしゆうかい ボウリング金曜 練習 会
24	とうじしや 当事者 よこはまべいどリーむ ・横浜ベイドリーム よこはまくらっかーず ・横浜クラッカーズ でんどうくるまいすさつかーくらぶ ※電動車いすサッカークラブ

しゅべつ 種別	だんたいめいしやう 団体 名称
25	とうじしや 当事者 よこはまえふまりのす ふとうーろ 横浜Fマリノス・フトウーロ
26	とうじしや 当事者 しえんしや +支援者 ちいきかつどうほーむ れんらくかい 地域活動ホーム連絡会
27	かぞく 家族 よこはましんしん しやうがい じしや まも かいれんめい 横浜市心身 障害 児者を守る会連盟
28	かぞく 家族 よこはま きやうかい 横浜てんかん協会
29	かぞく 家族 よこはまじゆうしんぐるーぶれんらくかい 横浜重心グループ連絡会 ねつと ～ばざばネット～
30	かぞく 家族 よこはま しやうがい じをまもるれんらくきやうぎかい 横浜 障害 児を守る連絡協議会
31	かぞく 家族 よこはまししい ふじゆう じしやふほ かい れんごうかい 横浜市肢体不自由児者父母の会 連合会
32	かぞく 家族 よこはましじへいしやう きやうかい 横浜市自閉症 協会
33	かぞく 家族 ぜんこくしんぞうびやう こども まも かいよこはましぶ 全国心臓病の子どもを守る会横浜支部
34	かぞく 家族 よこはましせいしんしやうがいしや かぞくれんごうかい 横浜市精神障害者 家族連合会
35	かぞく 家族 かぶかぶ カブカブ ししやうがいしやちいきさぎやうしよれんらくかい (市障 害者地域作業所連絡会)
36	しえんしや 支援者 よこはまししやうがいしや ちいきさぎやうしよれんらくかい 横浜市障害者 地域作業所連絡会
37	しえんしや 支援者 しゆうろう けいぞくびーがた とろわらんど 就労 継続B型 トロワランド ししやうがいしやちいきさぎやうしよれんらくかい (市障 害者地域作業所連絡会)
38	しえんしや 支援者 ちてきしやうがい かんれんしせつきやうぎかい 知的障害 関連施設協議会
39	しえんしや 支援者 よこはまし せいしん しやうがいしや ちいき せいかつしえん れんごうかい 横浜市精神 障害者 地域生活支援連合会
40	しえんしや 支援者 せいしんしやうがいしや しえんせんたー 精神障害者 支援センター
41	しえんしや 支援者 はつたつしやうがい しえんせんたー 発達障害 者支援センター
42	しえんしや 支援者 しゆうろう しえんせんたー 就労 支援センター
43	しえんしや 支援者 きかんそうだんしえんせんたー 基幹相談支援センター
44	しえんしや 支援者 にじそうだんしえんきかんれんらくかい 二次相談支援機関連絡会
45	しえんしや 支援者 かぞく +家族 よこはまし ぐるーぶほーむ れんらくかい 横浜市グループホーム連絡会
46	すべて みなみふくしほーむむつみ 南福祉ホームむつみ
47	すべて かつどうほーむ 活動ホームあさひ
48	すべて ふれあいの家 いえ

第4期障害者プラン策定に係る当事者ワーキンググループ参加者概要

		けい計	しんたい 身体	ちてき 知的	せいしん 精神
10歳未満*	けい計	8人	1人	6人	1人
	だんたいすいせん 団体推薦	5人		5人	
	こうぼ 公募	3人	1人	1人	1人
10代	けい計	4人	3人	1人	
	だんたいすいせん 団体推薦	1人		1人	
	こうぼ 公募	3人	3人		
20～30代	けい計	11人	5人	5人	1人
	だんたいすいせん 団体推薦	2人		2人	
	こうぼ 公募	9人	5人	3人	1人
40～50代	けい計	12人	6人		6人
	だんたいすいせん 団体推薦	5人	5人		
	こうぼ 公募	7人	1人		6人
60代以上	けい計	12人	11人	1人	
	だんたいすいせん 団体推薦	12人	11人	1人	
	こうぼ 公募				
けい計	けい計	47人	26人	13人	8人
	だんたいすいせん 団体推薦	25人	16人	9人	
	こうぼ 公募	22人	10人	4人	8人

※「10歳未満」は10歳未満の障害児の保護者を対象としました。

第4期横浜市障害者プラン策定に向けたニーズ把握調査

結果報告書

令和2年3月

I. 調査概要

◆調査対象：令和元年 12 月 1 日現在、「身体障害者手帳をお持ちの方」「愛の手帳をお持ちの方」「精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方」「障害者総合支援法の福祉サービスを利用している、障害者総合支援法対象疾病の患者の方」

◆抽出方法：調査対象の約 10%の方 17,098 人を無作為抽出

◆調査方法：郵送によるアンケート形式

◆調査期間：令和 2 年 1 月 10 日～2 月 7 日

◆回収数：6,997 通（回収率 40.9%）有効回答数 6,954 通

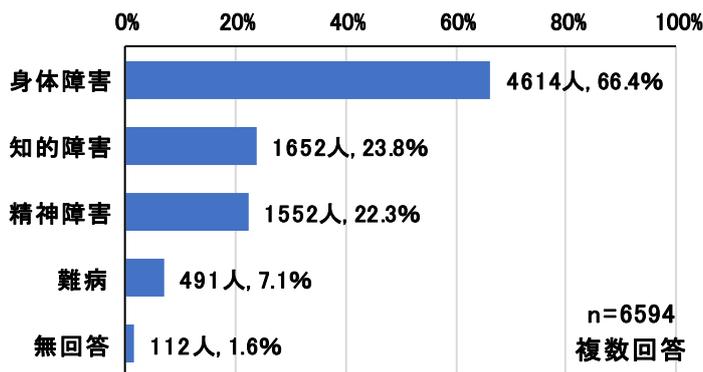
◆集計結果の見方

- ① 図（グラフ）の中で使用されているアルファベット n は、その設問に対する回答者数をあらわす。
- ② 回答の比率（すべて百分率（%）で表示）は、その設問の回答者数を基数（件数）として算出している。したがって、複数回答の設問の場合、すべての比率を合計すると 100%を超える場合がある。また、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出しているため、合計が 100%にならない場合がある。
- ③ 回答者の属性別（居住、居住形態など）の回答状況を示す表（クロス集計）を掲載した。

※概要数値の見方

数値はそれぞれ割合（%）を表示。基数の記述があるもの以外は有効回収数を基本としている全体（n=6594）

身体障害者（n=4614）、知的障害者（n=1652）、精神障害者（n=1552）、難病（n=491）注：重複有



（身体障害者の中で点字回答 5 件）

※クロス集計表の見方

網掛：選択肢の中で、第 1 位の項目については網掛にしている。

全体編

全 体

目 次

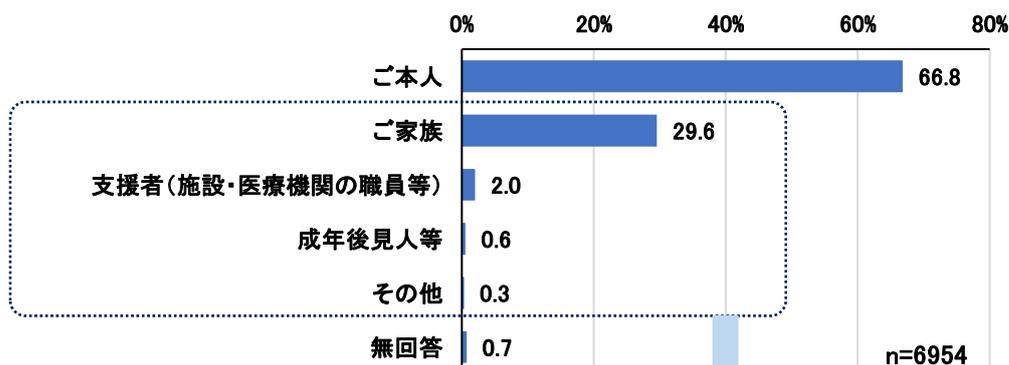
Ⅱ. 調査結果	1
はじめに、このアンケートを記入される方についておたずねします	1
あなたやあなたのご家族のことについておたずねします	2
ふだんの生活で困っていること、これからの困りごとについておたずねします	13
あなたの地域での生活状況についておたずねします	23
近所の人とおつきあいや余暇についておたずねします	33
就労の状況についておたずねします	36
医療と健康についておたずねします	44
災害関係についておたずねします	47

II. 調査結果

はじめに、このアンケートを記入される方についておたずねします

問1 このアンケートはどなたが記入されますか。(○は1つだけ)

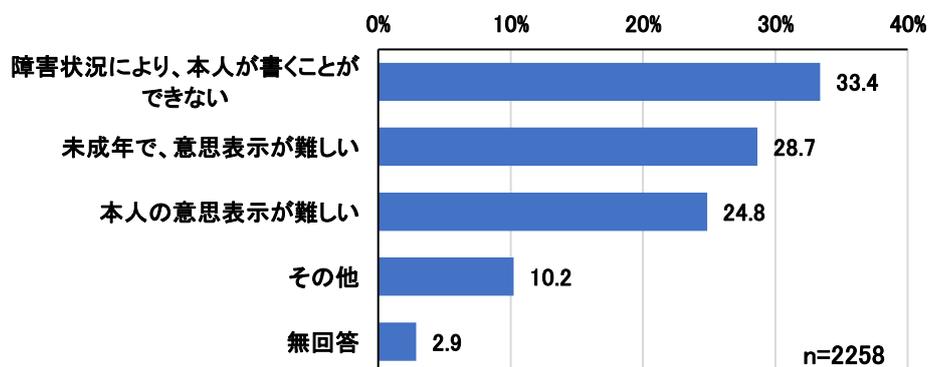
- ◆ アンケートの記入は、「ご本人」が66.8%、「ご家族」(29.6%)、「支援者(施設・医療機関の職員等)」(2.0%)等の順。



問1で2番から5番を選んだ方にうかがいます。

問1-1 本人以外の方が記入するのは、どのような状況からですか。(○は1つだけ)

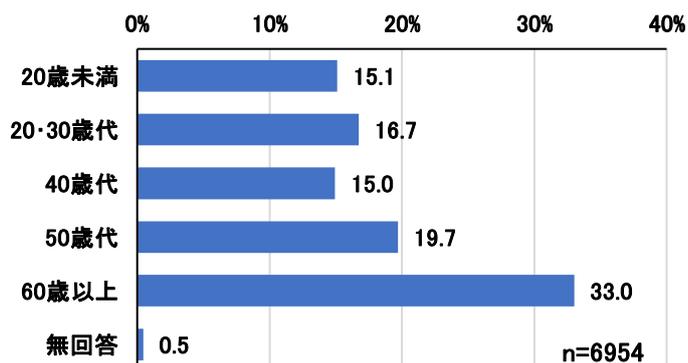
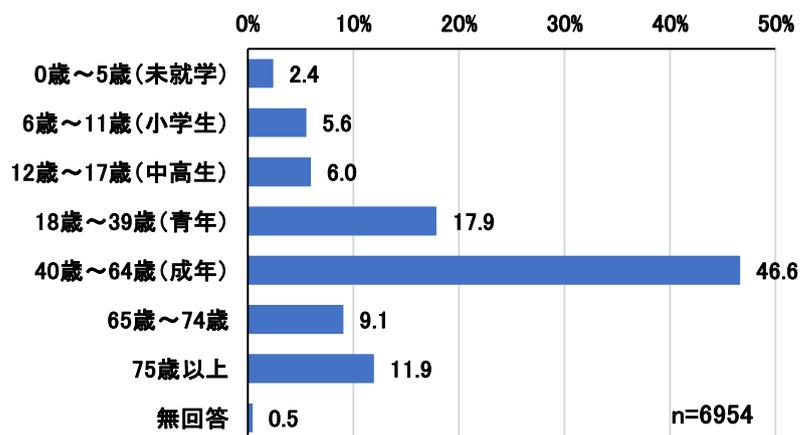
- ◆ 本人以外の方が記入する状況は、「障害状況により、本人が書くことができない」が33.4%、「未成年で、意思表示が難しい」(28.7%)、「本人の意思表示が難しい」(24.8%)の順。



あなたやあなたのご家族のことについておたずねします

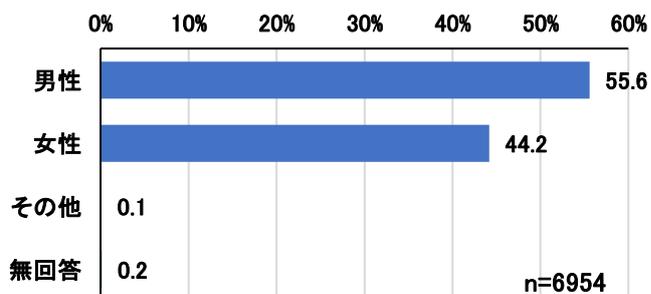
と
ねんれい
問2 あなたの年齢

◆ 「60歳以上」が33.0%、「50歳代」(19.7%)、「20・30歳代」(16.7%)等の順。



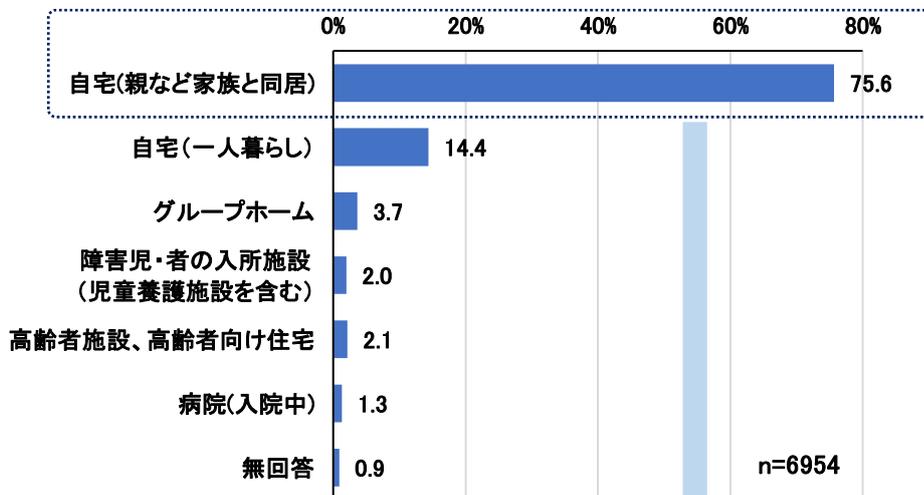
と
せいべつ
問3 あなたの性別(○は1つだけ)

◆ 「男性」が55.6%、「女性」が44.2%。



問4 あなたは現在どこで暮らしていますか。(○は1つだけ)

◆ 「自宅（親など家族と同居）」が75.6%、「自宅（1人暮らし）」（14.4%）等の順に高い。

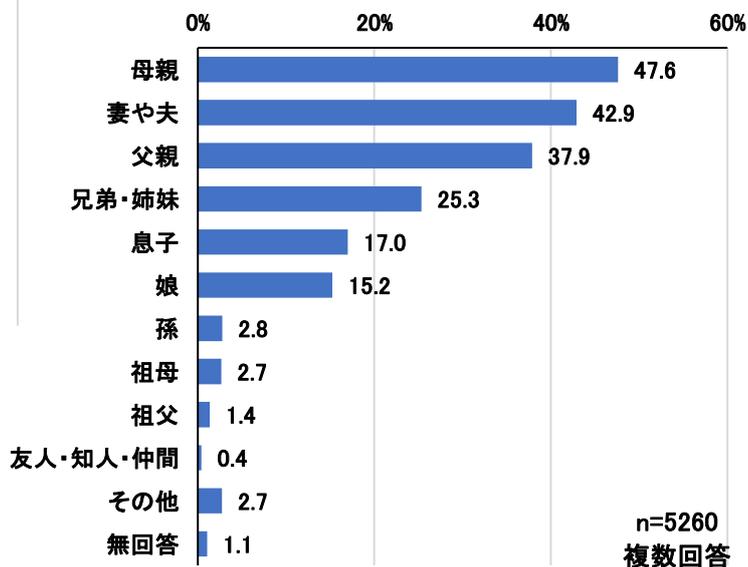
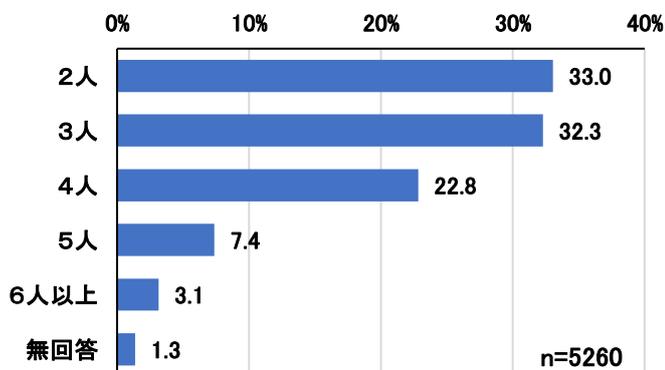


問4で1番を選んだ方にうかがいます。

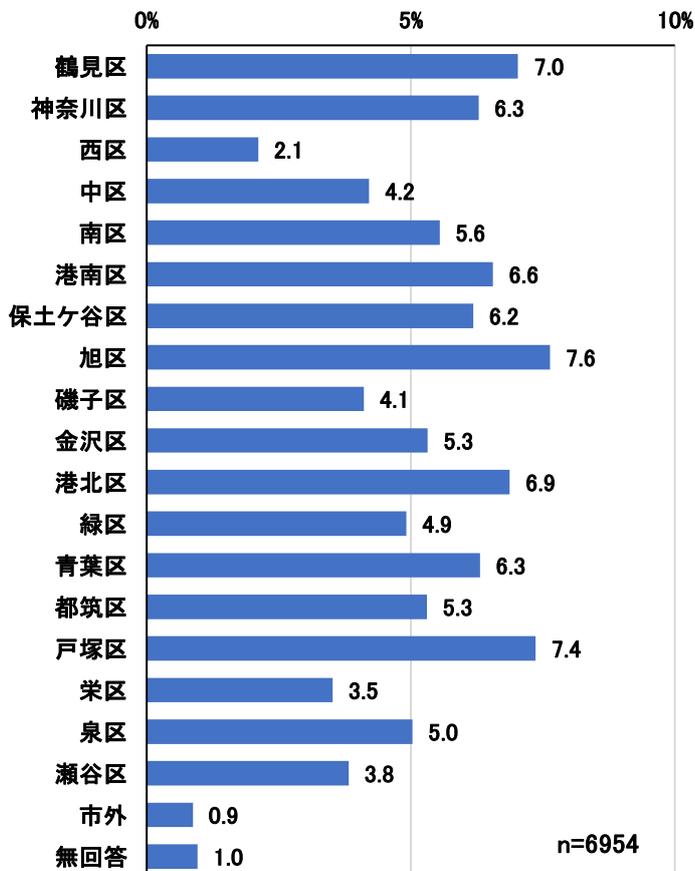
問 4-1 自宅で暮らしている場合、一緒に暮らしているご家族はあなたを含めて何人ですか。

問 4-2 あなたと一緒に暮らしている方すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- ◆ 一緒に暮らしている家族は、「2人」が33.0%、「3人」(32.3%)、「4人」(22.8%)等の順。
- ◆ 一緒に暮らしている家族は、「母親」(47.6%)、「妻や夫」が42.9%、「父親」(37.9%)等の順。

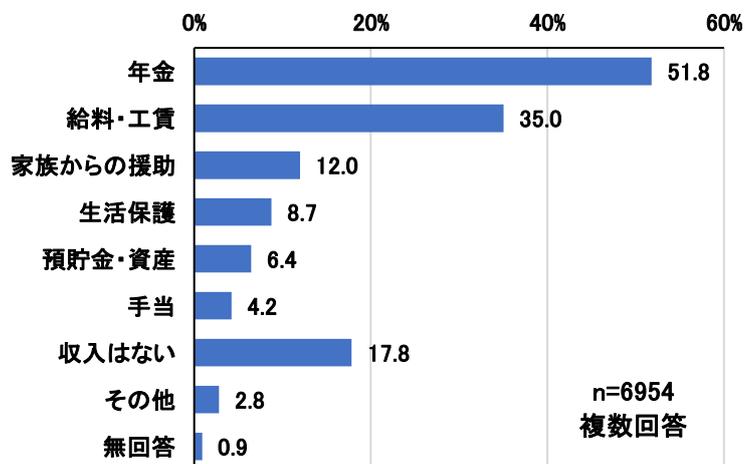


とい げんざいく なにく
問5 あなたが現在暮らしているのは何区ですか。(○は1つだけ)



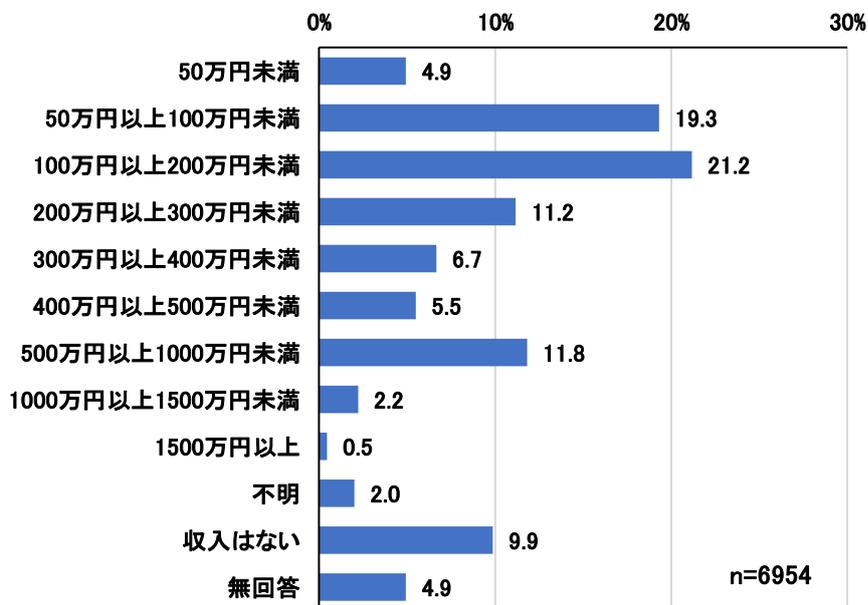
とい しゅうにゆうげん なん
問6 あなたの収入源は何ですか。(○はいくつでも)

◆ 収入源は、「年金」が51.8%、「給料・工賃」(35.0%)等の順。一方、「収入はない」は17.8%。



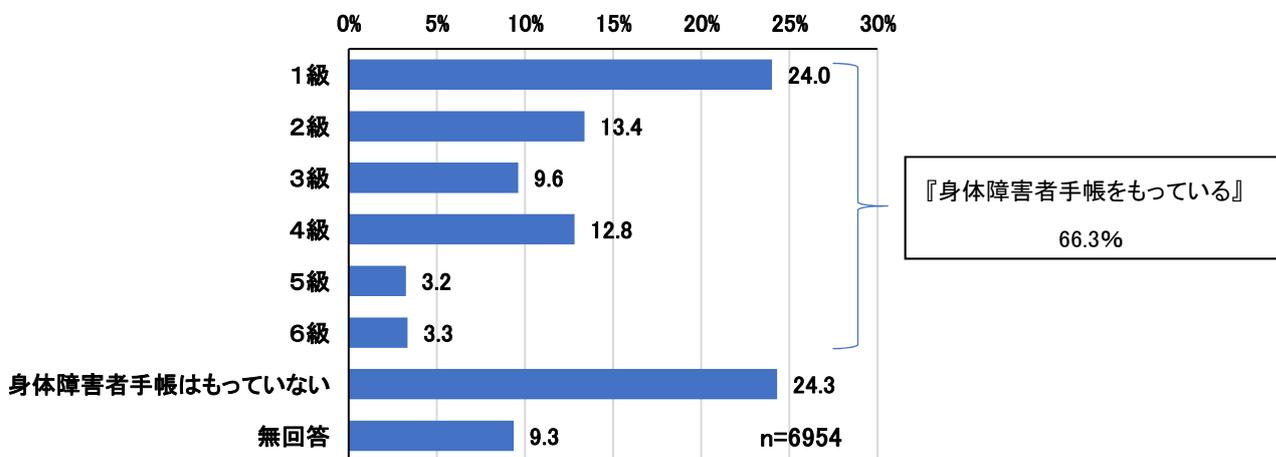
と い じ し ん ね ん し ゅ う ね ん き ん て あ て せ い か つ ほ ご ひ し ん ぞ く え ん じ ゃ ふ く ほ ん に ん
問7 あなたご自身の年収をおたずねします。(年金、手当、生活保護費、親族からの援助も含めて) 本人
 さ い み ま ん じ ど う ば あ い お も せ い け い い じ ほ ご し ゃ か た こ た
が18歳未満の児童の場合、主に生計を維持する保護者の方についてお答えください。(0は1つだけ)

◆ 年収は、「100万円以上 200万円未満」が21.2%、「50万円以上 100万円未満」(19.3%)等の順。一方、「収入はない」は9.9%。



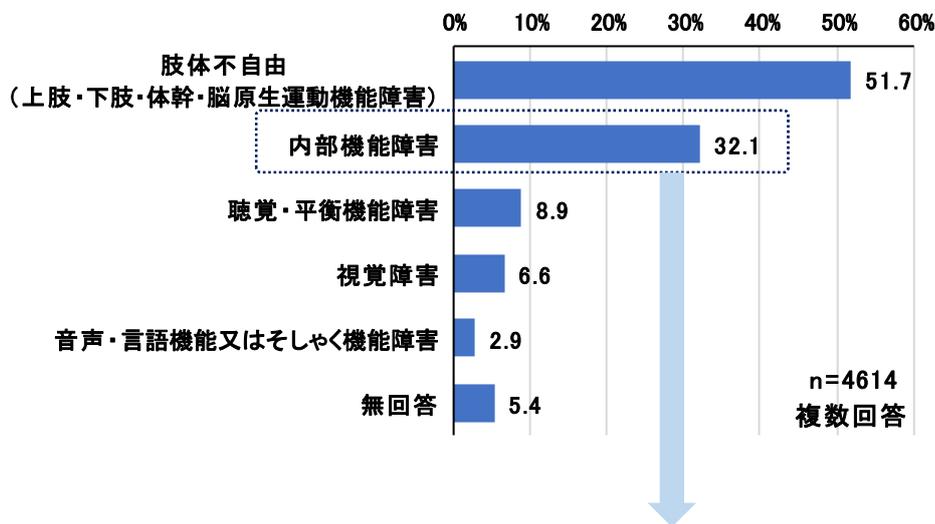
と い し ん たい し ゅ う が い し ゃ て ち ゅ う も も か た し ん たい し ゅ う が い し ゃ て ち ゅ う き さ い
問8 あなたは「身体障害者手帳」をお持ちですか。お持ちの方は、「身体障害者手帳」に記載された
 し ゅ う が い て い ど こ た
障害の程度をお答えください。(0は1つだけ)

◆ 身体障害者手帳を持っている方は、全体の66.3%。身体障害者手帳の障害の程度は、「1級」が24.0%、「2級」(13.4%)、「4級」(12.8%)等の順。一方、「身体障害者手帳はもっていない」は24.3%。



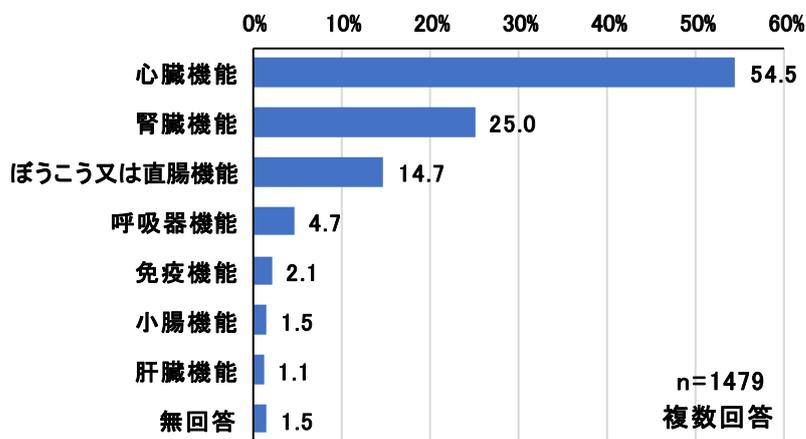
とい しんたいしょうがいしやてちよう も かた きさい こうもく
問8-1 「身体障害者手帳」をお持ちの方は、記載されている項目に○をつけてください。

◆ 「肢体不自由（上肢・下肢・体幹・脳原生運動機能障害）」が51.7%、「内部機能障害」（32.1%）「聴覚・平衡機能障害」（8.9%）、「視覚障害」（6.6%）等の順。



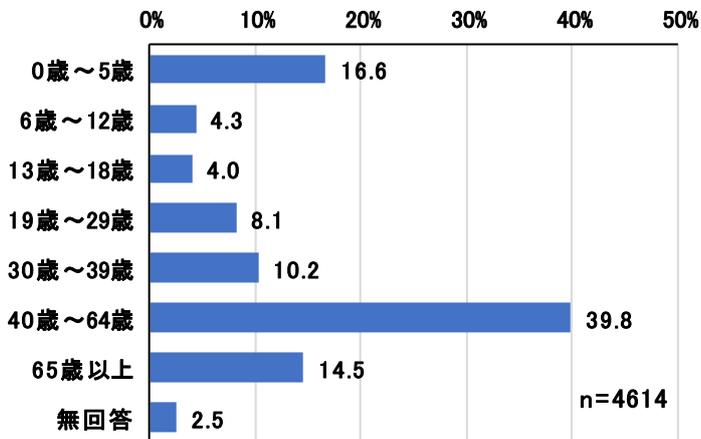
とい ないぶきのうしょうがい かた しょうがい しゅべつ
問8-1-1 「内部機能障害」の方は、障害の種別に○をつけてください。(○はいくつでも)

◆ 内部機能障害の種別は、「心臓機能」が54.5%、「腎臓機能」（25.0%）、「ぼうこう又は直腸機能」（14.7%）等の順。



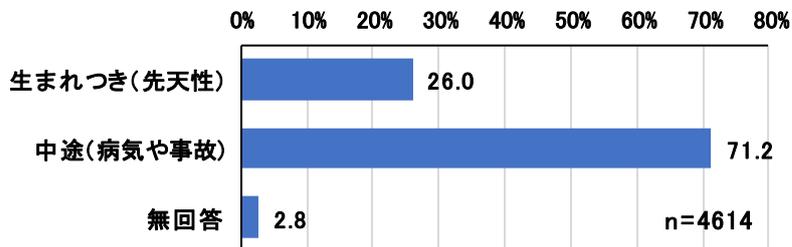
とい 身体障害者手帳を取得した年齢についてお答えください。(○は1つだけ)
問8-2

◆ 身体障害者手帳を取得した年齢は、「40歳～64歳」が54.5%、「0歳～5歳」(16.6%)
「65歳以上」(14.5%)、「30歳～39歳」(10.2%)等の順。



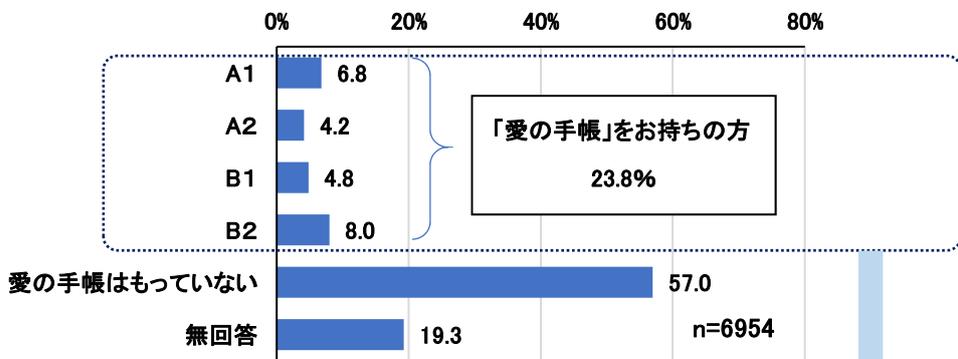
とい 障害の発症はいつですか。(○はひとつ)
問8-2-1

◆ 障害の発症は、「中途(病気や事故)」が71.2%、「生まれつき(先天性)」が26.0%。



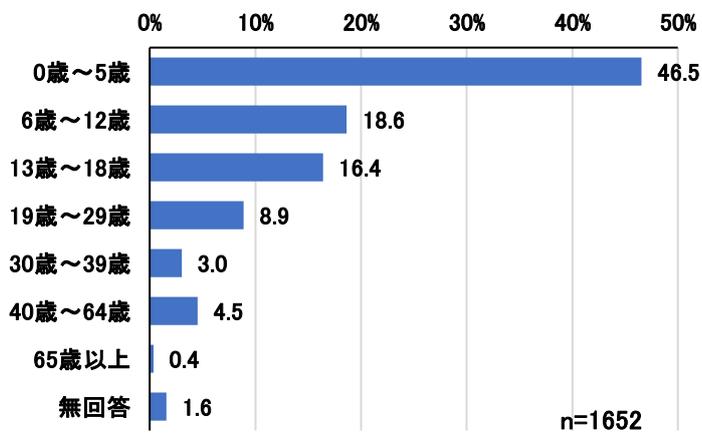
と
い
問9 あなたは「愛の手帳」をお持ちですか。お持ちの方は、「愛の手帳」に記載された障害の程度をお答えください。(〇は1つだけ)

◆ 「愛の手帳」を持っている方は23.8%、「愛の手帳」に記載された障害の程度は、「B2」が8.0%、「A1」(6.8%)等の順。一方、「愛の手帳はもっていない」は57.0%。



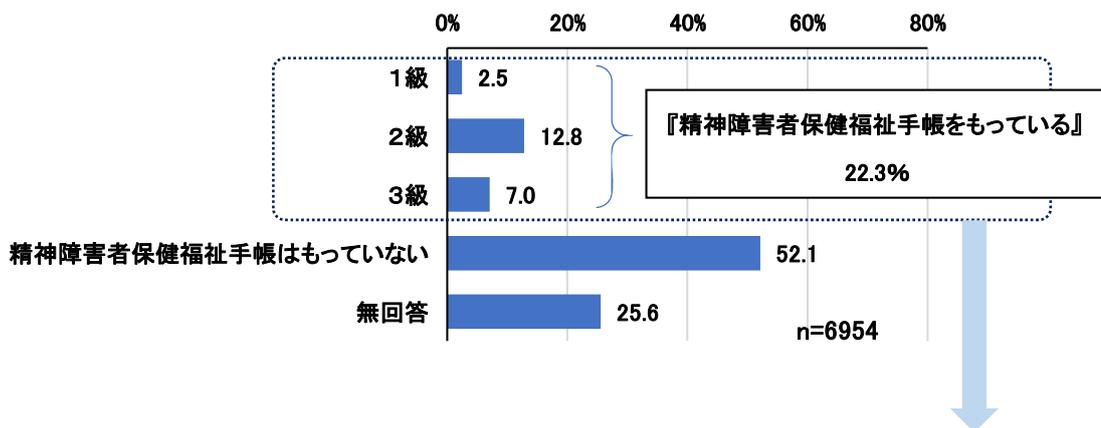
と
い
問10 あなたが「愛の手帳」を取得した年齢についてお答えください。(〇は1つだけ)

◆ 「愛の手帳」を取得した年齢は、「0歳～5歳」が46.5%、「6歳～12歳」(18.6%)等の順。



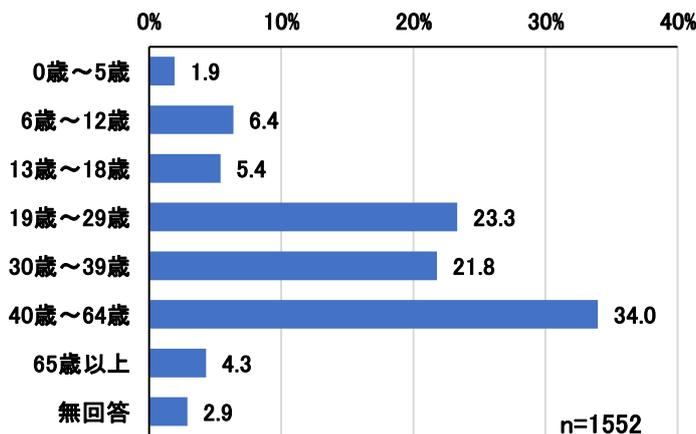
問Ⅰ あなたは「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちですか。お持ちの方は、「精神障害者保健福祉手帳」に記載された障害の程度をお答えください。(○は1つだけ)

- ◆ 「精神障害者保健福祉手帳」を持っている方は22.3%、「精神障害者保健福祉手帳」に記載された障害の程度は、「2級」が12.8%、「3級」(7.0%)等の順。一方、「精神障害者保健福祉手帳はもっていない」は52.1%。



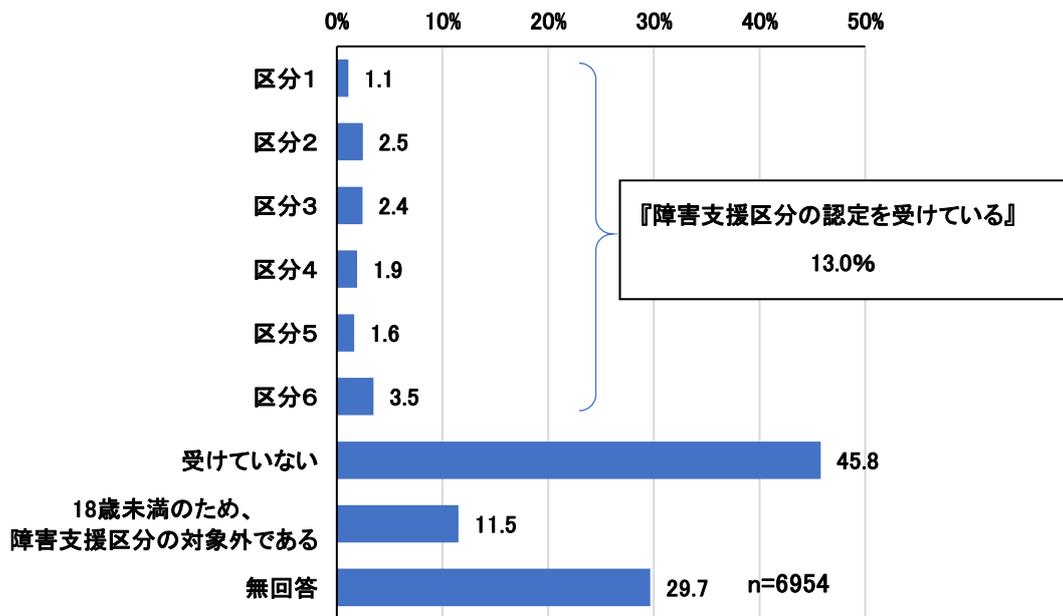
問Ⅰ-Ⅰ 精神障害者保健福祉手帳を取得した年齢についてお答えください。(○は1つだけ)

- ◆ 「精神障害者保健福祉手帳」を取得した年齢は、「40歳～64歳」が34.0%、「19歳～29歳」(23.3%)、「30歳～39歳」(21.8%)等の順。



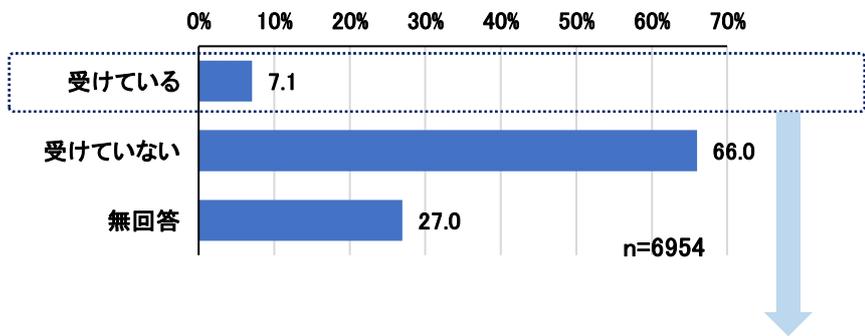
とい しょうがいしえんくぶん にんてい う
問12 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

◆ 障害支援区分の認定を受けている方は 13.0%、
内訳は、「区分6」が3.5%、「区分2」(2.5%)、「区分3」(2.4%)等の順。一方、「受けていない」は45.8%。



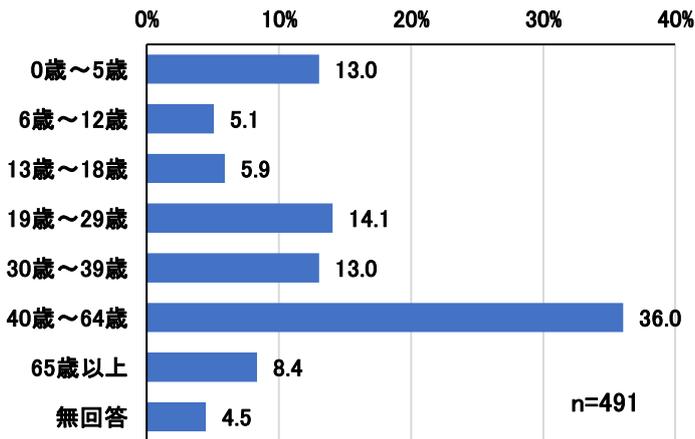
とい なんびょう しんだん う
問13 あなたは「難病」の診断を受けていますか。(○は1つだけ)

◆ 「難病」の診断を「受けていない」方は66.0%、「受けている」方は7.1%。



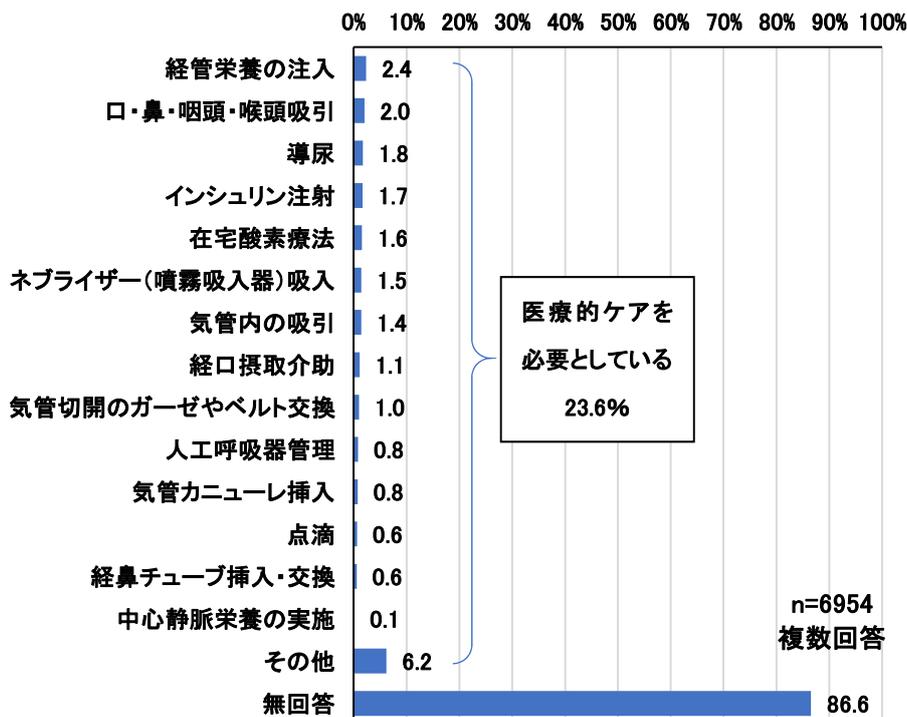
とい なんびょう しんだん う ねんれい
問14 あなたが「難病」の診断を受けた年齢はいつですか。(○は1つだけ)

◆ 「難病」の診断を受けた年齢は、「40歳～64歳」が36.0%、「19歳～29歳」(14.1%)、「30歳～39歳」「0歳～5歳」(13.0%)の順。



とい いりょうてき ひつよう ひつよう いりょうてき
問15 あなたは、医療的ケア※を必要としていますか。必要している医療的ケアに○をつけてください。
 (○はいくつでも)

◆ 何らかの医療ケアを必要としている方は23.6%。その内訳は、「経管栄養の注入」が2.4%、「口・鼻・咽頭・喉頭吸引」(2.0%)、「導尿」(1.8%)、「インシュリン注射」(1.7%)、「在宅酸素療法」(1.6%)等の順。



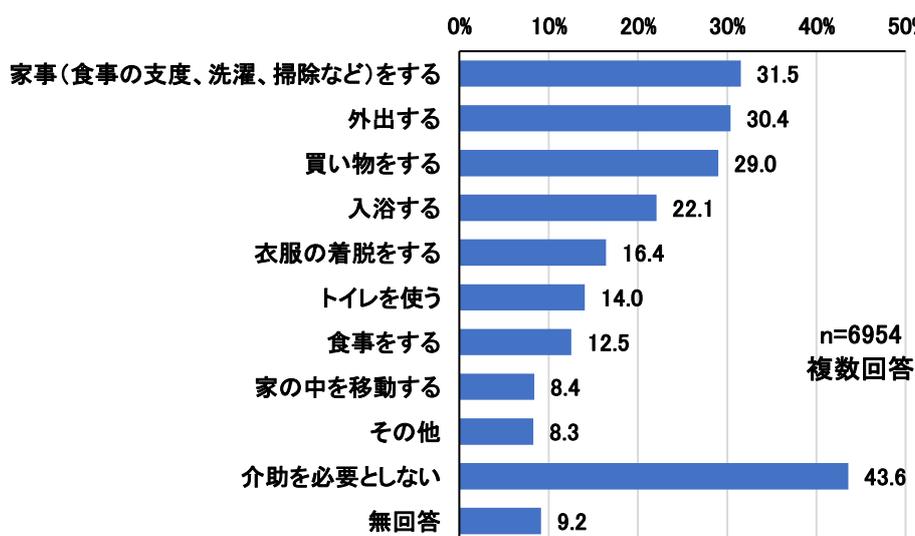
医療ケアの有無		合計	問38 災害時への備え								
			自分の避難先(地域防災拠点など)を確認している	災害時の水や食糧を準備している	障害状況により必要な装具・補装具・薬・酸素ボンベなどを準備している	在宅医療機器の予備電源や予備バッテリーを準備している	家族や支援してくれる人と、災害時の対応について、話をしている	防災訓練などに参加している	地域の人に事情を伝えている(要援護者名簿等への記載など)	特に何もしていない	無回答
全体		6954	45.1	46.4	10.6	2.7	19.8	14.1	8.1	25.0	4.0
医療ケアの有無	医療ケアが必要	935	41.9	43.7	22.5	8.9	20.3	9.3	12.7	22.8	5.5
	医療ケアは不要	5932	45.6	46.7	8.7	1.7	19.7	14.8	7.3	25.5	3.7

医療ケアの有無		合計	問39 災害に備えていても、不安に思うこと									
			避難場所での周りの人が知らない人とうまく過ごせるか	避難場所の設備が障害に配慮されている(パリアフリーになっている)か	避難場所の人が自分の障害を理解してくれるか	避難勧告などの重要な情報がきちんと障害者にも届くか	避難場所までたどり着けるか	停電で在宅医療機器が使えなくなるのではないか	風水害に対する対処方法がわからない	避難場所がわからない	その他	無回答
全体		6954	44.6	29.8	40.3	23.6	39.0	7.1	14.4	12.0	17.6	13.1
医療ケアの有無	医療ケアが必要	935	36.8	41.8	43.7	25.0	48.6	23.7	17.2	11.3	24.3	10.8
	医療ケアは不要	5932	45.9	27.9	39.8	23.3	37.5	4.5	13.9	12.1	16.6	13.5

ふだんの生活で困っていること、これからの困りごとについておたずねします

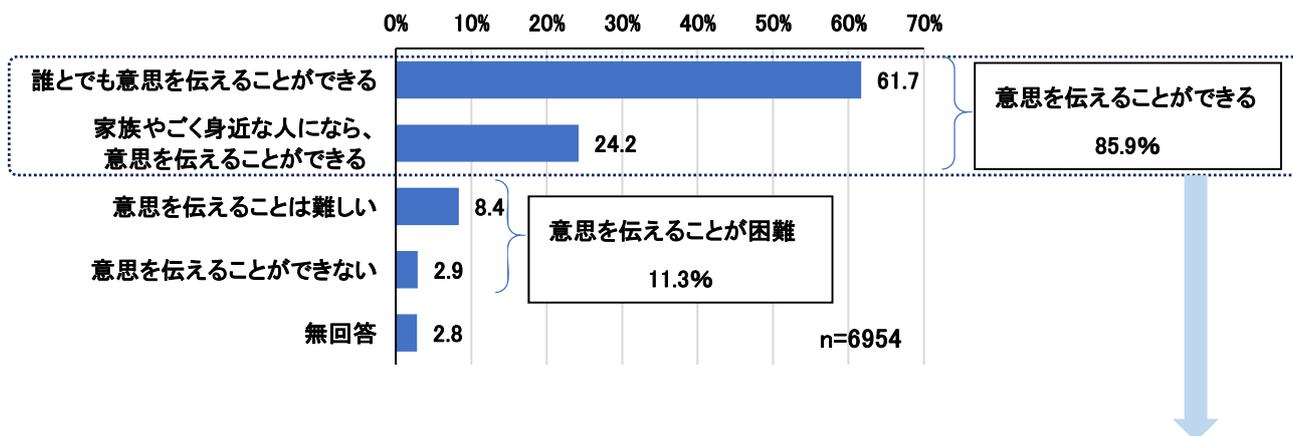
とい
にちじょう せいかつ かいじょ ひつよう かいじょ ひつよう こうもく
問16 あなたは、日常の生活に介助を必要としますか。介助を必要とする項目すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- ◆ 日常の生活に介助を必要とする項目は、「家事（食事の支度、洗濯、掃除など）をする」（31.5%）、「外出する」が30.4%、「買い物をする」（29.0%）、「入浴する」（22.1%）等の順。



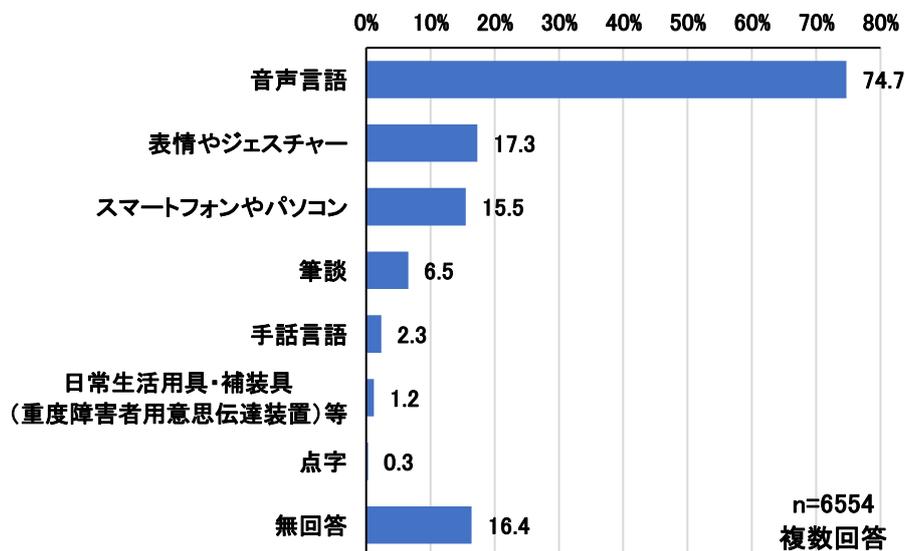
とい じぶん ひと いし った
問17 あなたは、自分だけでまわりの人に意思を伝えることができますか。(○は1つだけ)

- ◆ 「誰とでも意思を伝えることができる」(61.7%)と「家族やごく身近な人になら、意思を伝えることができる」(24.2%)を合わせた85.9%の方は、何らかの方法で自分の意思を伝えることができる。一方、「意思を伝えることは難しい」(8.4%)、「意思を伝えることはできない」(2.9%)を合わせた11.3%の方は、自分の意思を伝えることが困難。



とい ほうほう いし った
問17-1 あなたはどのような方法で意思を伝えていますか。(○はいくつでも)

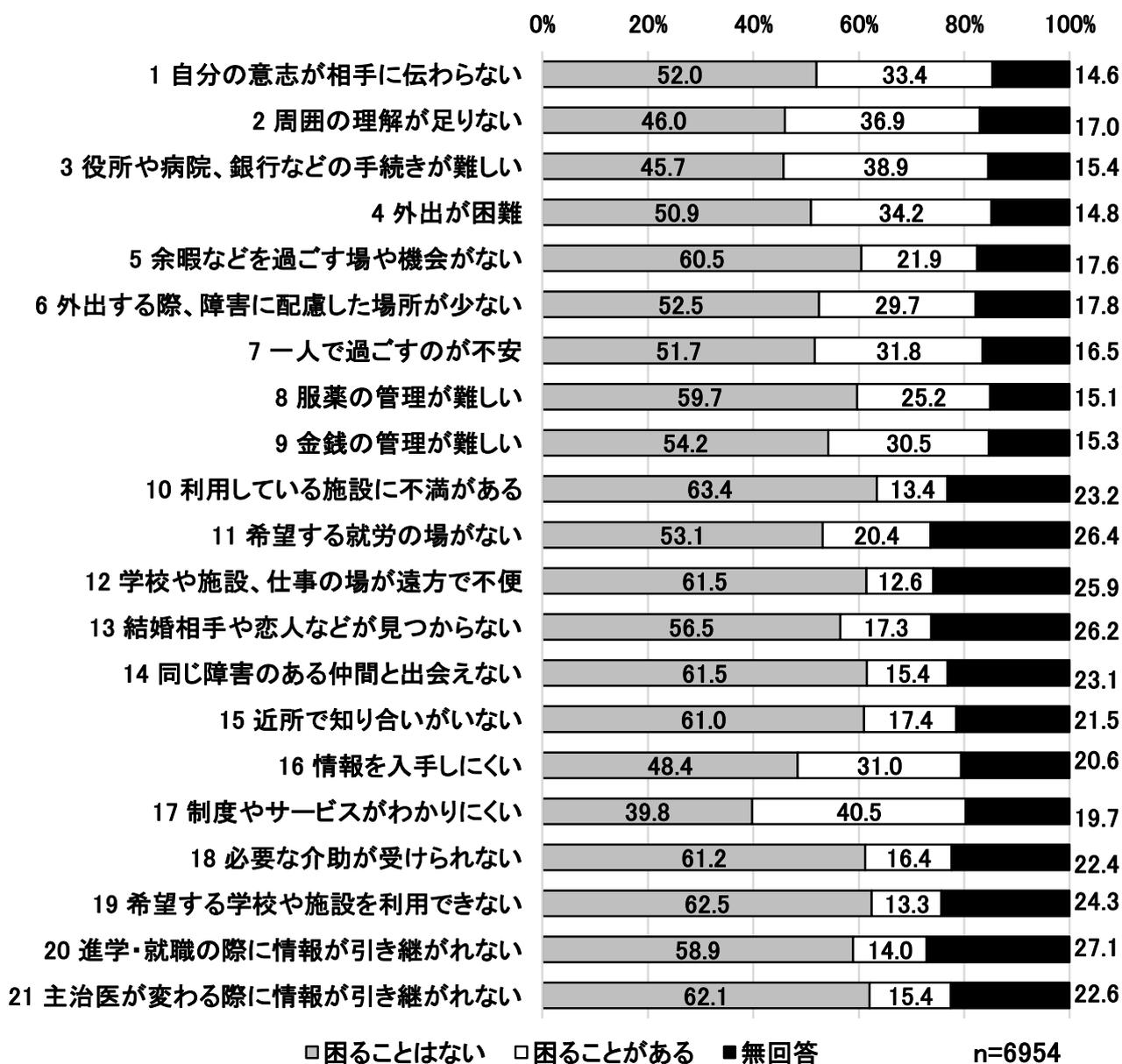
- ◆ 「音声言語」が74.7%、「表情やジェスチャー」(17.3%)、「スマートフォンやパソコン」(15.5%)等の順。



問18 あなたは生活の中で、どのようなことで困ることがあります。困ったときにどこに相談しますか。

【困りごとの有無】

- ◆ 生活の中で「困ることがある」の上位7項目は「制度やサービスがわかりにくい」(40.5%)、「役所や病院、銀行などの手続きが難しい」(38.9%)、「周囲の理解が足りない」(36.9%)、「外出が困難」(34.2%)、「自分の意思が相手に伝わらない」(33.4%)、「一人で過ごすのが不安」(31.8%)、「情報を入手しにくい」(31.0%)で3割以上の方が挙げている。
- ◆ 一方、21項目中17項目で、全体の5割以上の方が、生活の中で「困ることはない」と回答している。



【困ったときの相談先】順位

- ◆ 困った時の相談先としては、どの項目も『家族』が一番に挙げられている。次いで、日常生活に関することは『支援者』、「制度」や「サービス」に関することは『区役所』が多い。
- ◆ 「結婚相手や恋人」「同じ障害のある仲間に出会えない」「近所で知り合いがいない」等に関することは「相談先がわからない」あるいは「相談する相手がない」が多く挙げられている。

	全体 n=	家族	友人	近所の人や自治会・町内会、民生委員など	支援者（医療機関・施設等の職員）	成年後見人等	当事者団体・親の会など	区役所（福祉保健センター）	基幹相談支援センター・生活支援センター	計画相談	地域ケアプラザ	地域療育センター	学校	相談先がわからない	相談する相手がない
1 自分の意志が相手に伝わらない	2321	1	3	11	2	14	13	5	9	6	12	7	4	10	8
2 周囲の理解が足りない	2569	1	3	11	2	14	12	6	10	7	13	9	4	7	5
3 役所や病院、銀行などの手続きが難しい	2702	1	4	13	2	12	14	3	8	5	9	11	10	7	6
4 外出が困難	2381	1	3	12	2	14	13	4	10	5	8	11	7	9	6
5 余暇などを過ごす場や機会がない	1526	1	3	12	2	14	13	6	8	7	10	11	9	5	4
6 外出する際、障害に配慮した場所が少ない	2066	1	4	13	2	14	9	6	9	7	9	8	12	3	5
7 一人で過ごすのが不安	2212	1	3	12	2	14	13	4	8	6	11	10	9	7	5
8 服薬の管理が難しい	1751	1	5	12	2	13	14	4	10	6	9	10	8	7	3
9 金銭の管理が難しい	2118	1	4	12	2	9	14	5	8	7	11	13	10	6	3
10 利用している施設に不満がある	930	1	3	13	2	14	12	6	9	8	11	10	4	7	4
11 希望する就労の場がない	1421	1	5	13	2	14	10	6	9	8	12	11	7	4	3
12 学校や施設、仕事の間が遠方で不便	877	1	4	13	2	14	12	6	9	8	11	10	7	5	3
13 結婚相手や恋人などが見つからない	1200	1	3	9	5	14	11	6	8	7	9	13	12	4	2
14 同じ障害のある仲間と出会えない	1068	1	5	13	4	14	8	6	7	9	11	10	12	3	2
15 近所で知り合いがいない	1213	1	5	7	4	14	13	6	9	8	10	12	11	3	2
16 情報を入手しにくい	2158	1	5	13	3	14	11	2	9	7	12	10	8	4	6
17 制度やサービスがわかりにくい	2814	1	6	13	3	14	11	2	8	7	12	9	9	4	5
18 必要な介助が受けられない	1138	1	7	13	2	14	12	3	8	6	10	11	9	4	5
19 希望する学校や施設を利用できない	923	1	8	13	2	14	12	3	10	7	11	9	6	4	5
20 進学・就職の際に情報が引き継がれない	974	1	7	13	3	14	12	6	9	10	11	8	4	2	5
21 主治医が変わる際に情報が引き継がれない	1069	1	5	12	2	14	13	6	11	9	10	7	8	3	4

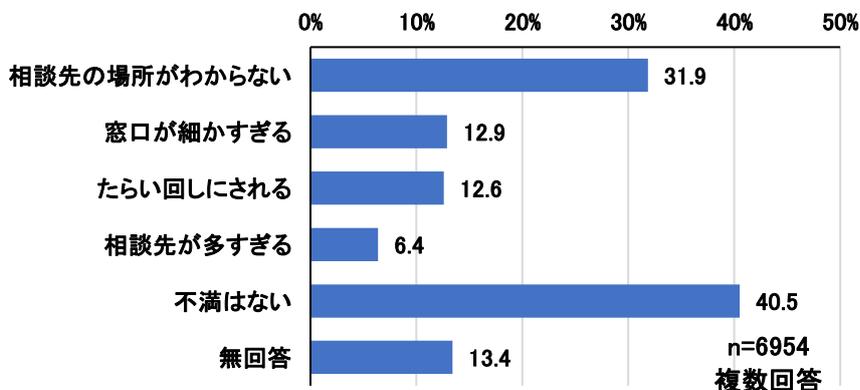
1位 2位 3位 4位 5位

	全体	家族	友人	近所の人や自治会・町内会、民生委員など	支援者（医療機関・施設等の職員）	成年後見人等	当事者団体・親の会など	区役所（福祉保健センター）	基幹相談支援センター・生活支援センター	計画相談	地域ケアプラザ	地域療育センター	学校	相談先がわからない	相談する相手がいない	その他	無回答
1 自分の意志が相手に伝わらない	2321	67.9	12.6	2.3	29.3	0.9	1.5	7.4	4.2	5.8	1.8	5.4	11.5	2.5	4.5	5.6	9.1
2 周囲の理解が足りない	2569	58.1	13.1	3.0	23.4	0.8	1.8	6.4	3.3	4.4	1.6	4.3	8.6	4.4	7.2	6.6	12.3
3 役所や病院、銀行などの手続きが難しい	2702	67.2	5.3	1.1	17.3	1.3	0.7	10.6	2.3	3.0	1.7	1.4	1.5	2.8	2.8	4.5	12.3
4 外出が困難	2381	65.6	8.3	1.1	21.2	0.6	0.8	5.3	2.0	4.1	2.4	1.7	2.8	2.3	3.4	4.6	14.7
5 余暇などを過ごす場や機会がない	1526	52.0	8.5	1.4	21.2	0.9	1.4	5.6	2.6	5.0	2.1	1.7	2.2	5.6	8.3	5.4	19.1
6 外出する際、障害に配慮した場所が少ない	2066	50.3	8.3	1.3	15.1	0.4	1.8	5.3	1.8	3.3	1.8	1.8	1.7	8.6	7.6	6.6	19.2
7 一人で過ごすのが不安	2212	62.1	10.8	1.7	19.7	0.6	0.9	5.3	2.8	3.6	1.8	1.9	2.7	3.5	5.0	4.5	16.2
8 服薬の管理が難しい	1751	65.2	2.3	0.8	23.4	0.5	0.4	2.4	0.9	1.7	1.1	0.9	1.4	1.5	2.8	3.7	14.6
9 金銭の管理が難しい	2118	68.7	3.4	0.8	15.3	1.7	0.6	3.4	1.9	2.0	0.9	0.7	1.1	2.3	3.8	3.3	14.2
10 利用している施設に不満がある	930	51.3	10.1	1.3	20.6	0.3	1.9	7.1	3.3	5.9	2.2	3.2	7.3	6.1	7.3	8.0	16.3
11 希望する就労の場がない	1421	39.4	8.0	1.1	16.0	0.2	1.6	7.7	3.6	4.6	1.3	1.5	6.3	8.9	10.4	9.2	20.7
12 学校や施設、仕事の間が遠方で不便	877	43.4	7.3	0.7	12.1	0.2	1.1	7.1	2.4	3.4	1.5	2.2	5.0	7.2	8.7	9.6	23.7
13 結婚相手や恋人などが見つからない	1200	31.8	14.7	1.2	8.1	0.4	0.8	2.8	1.5	2.2	1.2	0.7	0.8	12.0	18.3	7.4	24.6
14 同じ障害のある仲間と出会えない	1068	31.8	6.6	1.3	9.5	0.4	2.2	4.3	2.4	2.0	1.7	1.8	1.6	13.5	16.1	6.7	24.5
15 近所で知り合いがいない	1213	38.8	6.1	2.5	8.1	0.4	0.7	4.1	1.8	1.9	1.6	0.8	1.2	10.0	15.0	6.8	25.1
16 情報を入手しにくい	2158	39.7	9.1	1.9	16.8	0.6	2.6	17.7	4.2	4.5	2.1	3.8	4.4	11.5	8.2	6.6	19.4
17 制度やサービスがわかりにくい	2814	37.5	6.6	1.6	17.3	0.9	2.3	22.0	4.3	4.5	2.2	2.8	2.8	11.0	7.3	5.9	20.2
18 必要な介助が受けられない	1138	42.0	5.3	1.5	16.9	0.7	2.0	14.3	3.6	6.0	2.6	2.5	2.7	11.5	8.9	6.1	19.9
19 希望する学校や施設を利用できない	923	39.4	5.6	0.9	16.1	0.3	2.1	13.3	3.7	5.9	2.4	4.4	6.2	11.5	9.3	6.5	21.8
20 進学・就職の際に情報が引き継がれない	974	42.2	5.6	0.9	12.5	0.2	1.0	6.4	3.1	2.6	1.2	3.7	9.8	13.1	9.1	7.2	20.3
21 主治医が変わる際に情報が引き継がれない	1069	38.8	5.4	1.3	18.4	0.4	0.7	5.1	1.6	1.9	1.7	2.6	2.0	11.7	10.5	7.9	20.7

【困ったときの相談先】%

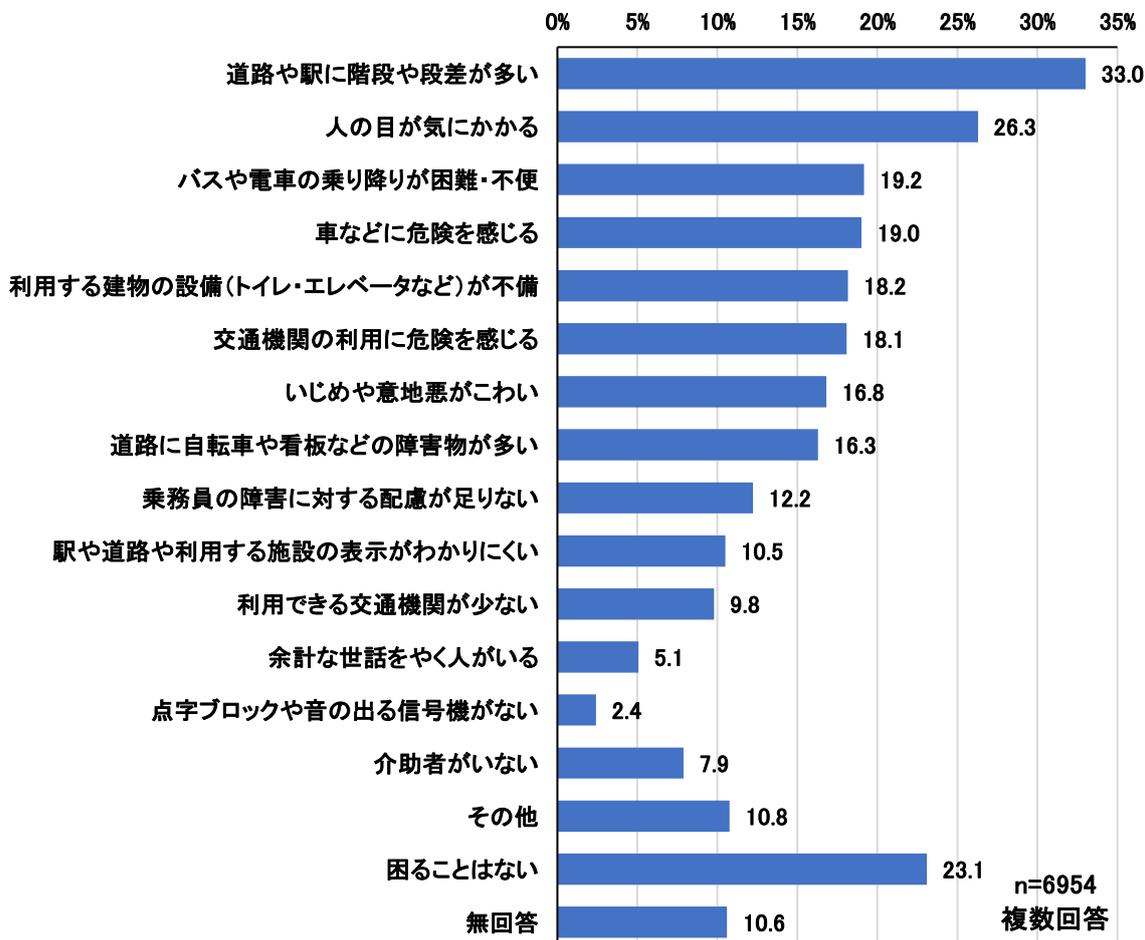
問19 障害のある方の相談先についてどう思いますか。(〇はいくつでも)

◆ 障害のある方の相談先について、「相談先の場所がわからない」が31.9%、「窓口が細かすぎる」(12.9%)、「たらい回しにされる」(12.6%)等の順。一方、「不満はない」は40.5%。



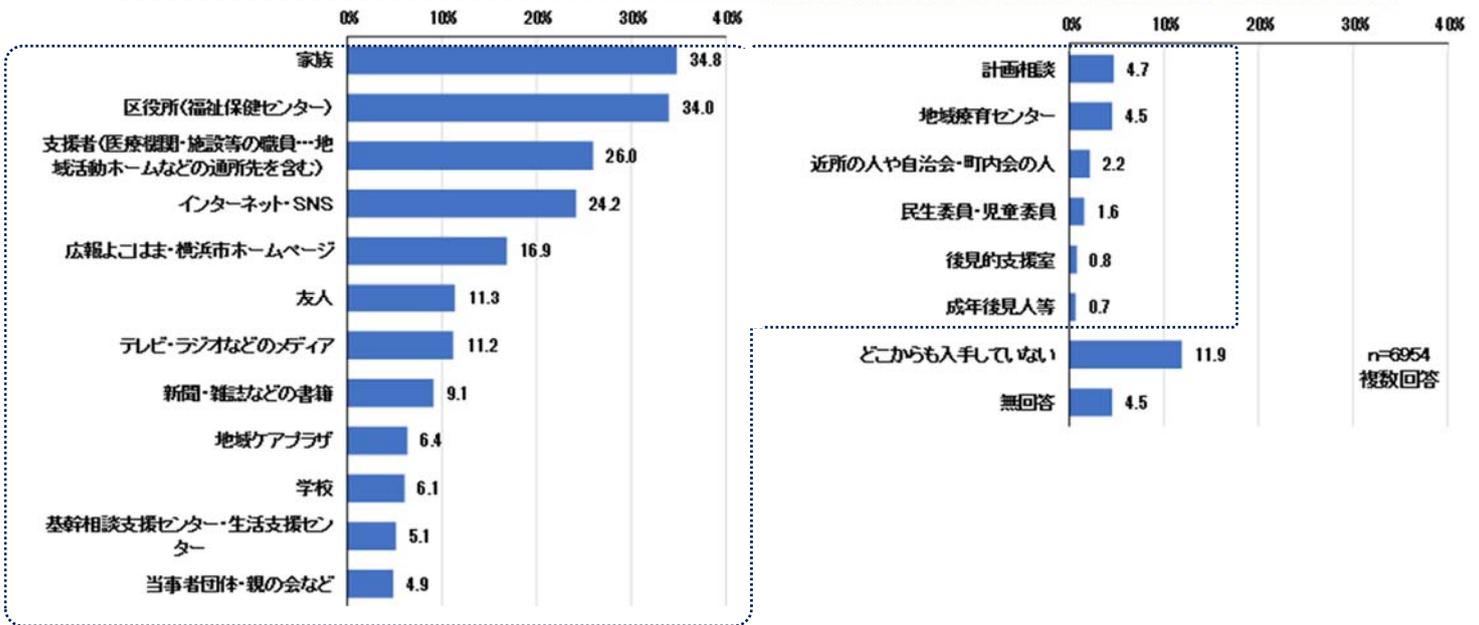
問20 普段の生活で外出する時や、外出したいと思う時に困ることはどのようなことですか。(〇はいくつでも)

◆ 普段の生活で外出時に困ることは、「道路や駅に階段や段差が多い」が33.0%、「人の目が気にかかる」(26.3%)、「バスや電車の乗り降りが困難・不便」(19.2%)、「車などに危険を感じる」(19.0%)等の順。一方、「困ることはない」は23.1%。



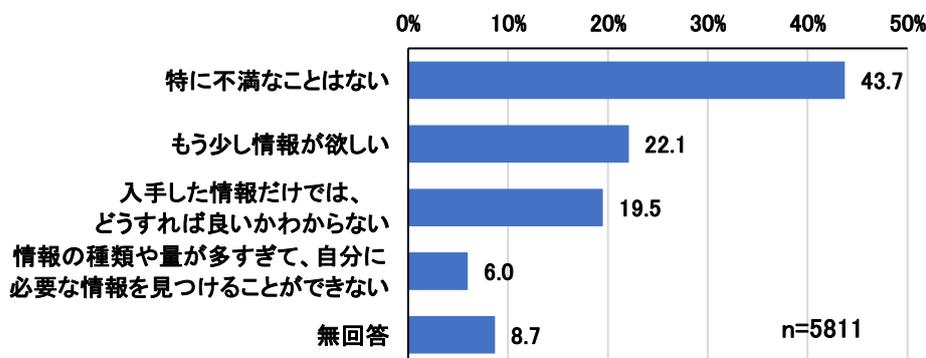
問21 現在、障害福祉にかかわる情報について、どこから(誰から)情報を入手していますか。(0はいくつでも)

- ◆ 障害福祉にかかわる情報の入手先は、「家族」(34.8%)、「区役所(福祉保健センター)」が34.0%、「支援者(医療機関・施設等の職員…地域活動ホームなどの通所先を含む)」(26.0%)、「インターネット・SNS」(24.2%)等の順。一方、「どこからも入手していない」は11.9%。



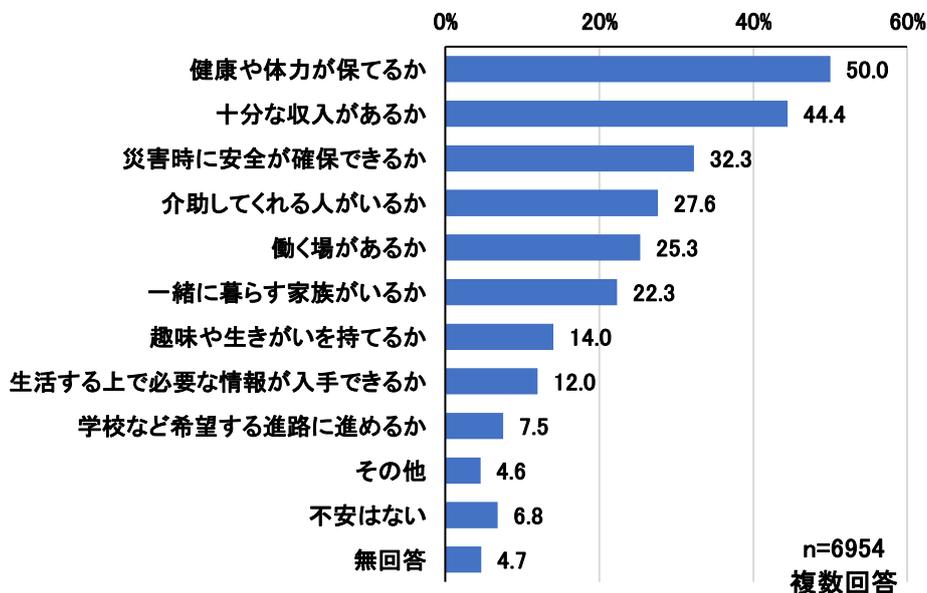
問21-1 問21の場所や人から入手した情報について、不満に感じたことはありますか。(〇は1つだけ)

- ◆ 入手した情報について、不満に感じることは、「特に不満なことはない」が43.7%、「もう少し情報が欲しい」(22.1%)、「入手した情報だけでは、どうすれば良いかわからない」(19.5%)、「情報の種類や量が多すぎて、自分に必要な情報を見つけることができない」(6.0%)の順。



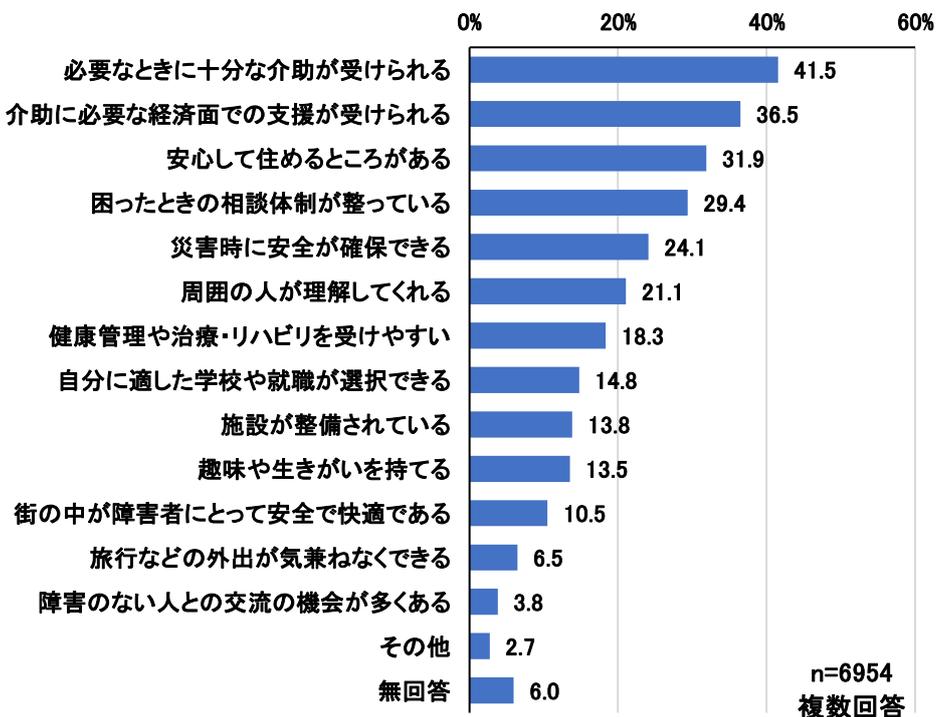
問22 あなたは将来に不安がありますか。とくに不安を感じることを次の中から3つまで選んで○をつけてください。(○は3つまで)

◆ 将来に不安を感じることは、「健康や体力が保てるか」が50.0%、「十分な収入があるか」(44.4%)、「災害時に安全が確保できるか」(32.3%)等の順。



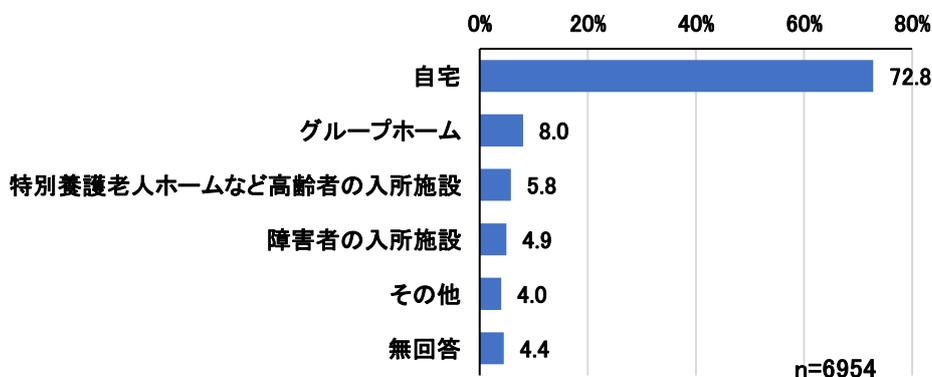
問23 将来の障害者福祉を考えると、あなたが特に重要と思うものに3つまで○をつけてください。(○は3つまで)

◆ 将来の障害者福祉を考えると、特に重要と思うものは、「必要なときに十分な介助が受けられる」が41.5%、「介助に必要な経済面での支援が受けられる」(36.5%)、「安心して住めるところがある」(31.9%)等の順。



とい しょうらい せいかつ かんが
問24 あなたは将来どこで生活したいと 考えますか。(○は1つだけ)

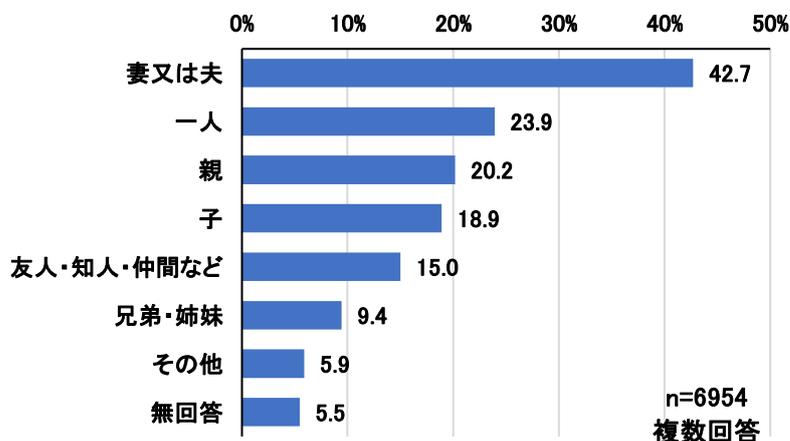
◆ 将来、生活したいと考えている場所は、「自宅」が72.8%で最も多く、「グループホーム」「特別養護老人ホームなど高齢者の入所施設」「障害者の入所施設」は1割以下で拮抗している。



アンケート記入者別	合計	問24 将来、生活したいところ						
		自宅	グループホーム	障害者の入所施設	特別養護老人ホームなど高齢者の入所施設	その他	無回答	
全体	6954	72.8	8.0	4.9	5.8	4.0	4.4	
問1 アンケート記入者	ご本人	4645	80.2	3.8	1.9	6.1	4.3	3.7
	ご家族	2055	60.8	15.6	10.6	4.4	3.2	5.5
	支援者（施設・医療機関の職員等）	140	22.1	39.3	19.3	11.4	1.4	6.4
	成年後見人等	39	25.6	12.8	28.2	10.3	5.1	17.9
	その他	24	54.2	0.0	0.0	20.8	12.5	12.5

とい しょうらい く
問24-1 将来どなたと暮らしたいですか。(○はいくつでも)

◆ 将来、一緒に暮らしたい人は、「妻又は夫」が42.7%、「一人」(23.9%)、「親」(20.2%)、子(18.9%)等の順。

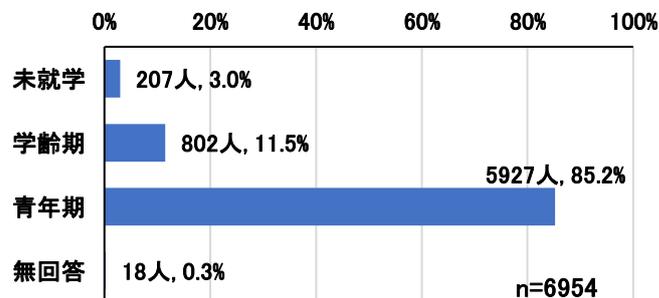


アンケート記入者別		合計	問24-1 将来、一緒に暮らしたい人							
			一人	妻又は夫	子	親	兄弟・姉妹	友人・知人・仲間など	その他	無回答
全体		6954	23.9	42.7	18.9	20.2	9.4	15.0	5.9	5.5
問1 アンケート記入者	ご本人	4645	29.5	51.4	21.8	11.3	7.4	11.5	4.6	3.8
	ご家族	2055	10.9	26.6	14.1	41.4	14.6	21.6	7.8	8.2
	支援者（施設・医療機関の職員等）	140	22.1	5.0	2.1	12.1	3.6	34.3	17.9	14.3
	成年後見人等	39	28.2	5.1	2.6	7.7	5.1	17.9	15.4	23.1
	その他	24	45.8	25.0	16.7	8.3	4.2	12.5	8.3	8.3

現在の生活場所別		合計	問24-1 将来、一緒に暮らしたい人							
			一人	妻又は夫	子	親	兄弟・姉妹	友人・知人・仲間など	その他	無回答
全体		6954	23.9	42.7	18.9	20.2	9.4	15.0	5.9	5.5
問4 現在の生活場所	自宅（親など家族と同居）	5260	17.0	50.4	21.4	24.5	10.9	13.5	4.8	4.4
	自宅（一人暮らし）	999	60.0	21.8	13.0	4.3	3.9	14.4	7.3	4.1
	グループホーム	255	25.9	11.8	4.7	9.4	7.1	41.6	12.2	8.6
	障害児・者の入所施設（児童養護施設を含む）	138	13.0	4.3	0.0	15.2	10.1	30.4	20.3	21.0
	高齢者施設、高齢者向け住宅	148	33.8	12.8	18.9	5.4	1.4	16.9	10.8	16.2
	病院（入院中）	91	20.9	27.5	12.1	15.4	9.9	9.9	6.6	26.4

あなたの地域での生活状況についておたずねします

問25 あなたは普段どのような学校、仕事の場、施設などに通っていますか。(〇はいくつでも)



未就学(おおむね6歳まで)の方

- ◆ 「地域療育センター」が56.0%、「保育所」(30.9%)、「幼稚園」(25.6%)、「児童発達支援事業所」(24.2%)等の順。一方、「特に通っているところはない」は8.7%。

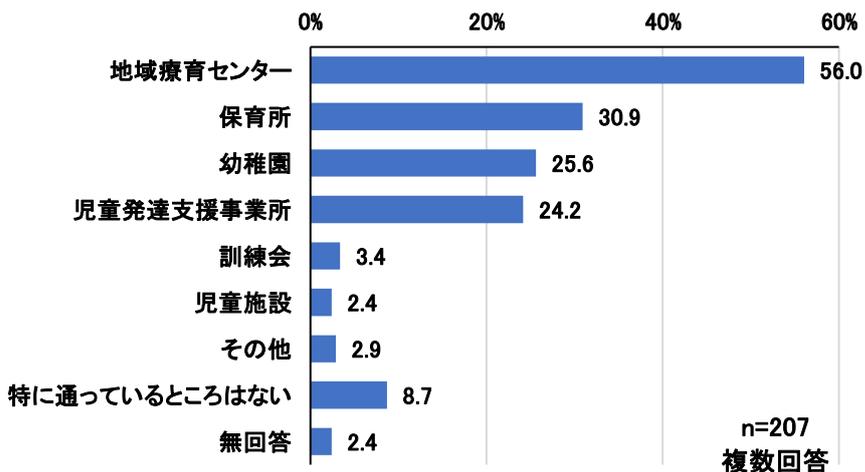
学齢期(おおむね18歳まで)の方

- ◆ 「特別支援学校・養護学校」が36.5%、「小・中学校等の個別支援学級」(32.8%)、「小・中学校等の一般学級」(21.1%)、「高等学校」(8.0%)等の順。一方、「特に通っているところはない」は0.6%。

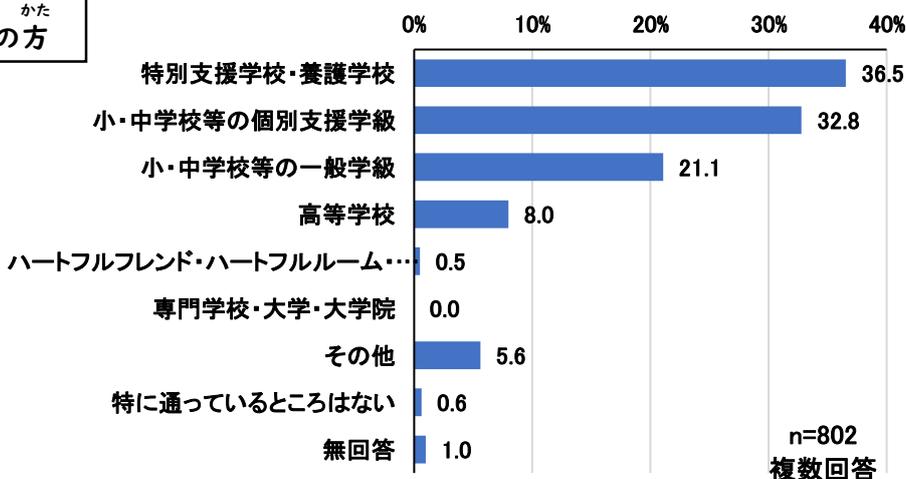
青年期(おおむね18歳以上)の方

- ◆ 「企業・官公庁」が17.3%、「デイケア(病院等)」(8.0%)、「就労移行支援・生活介護等の福祉サービス事業所」(7.3%)、「地域活動支援センター(作業所)」(5.5%)等の順。一方、「特に通っているところはない」は25.4%。

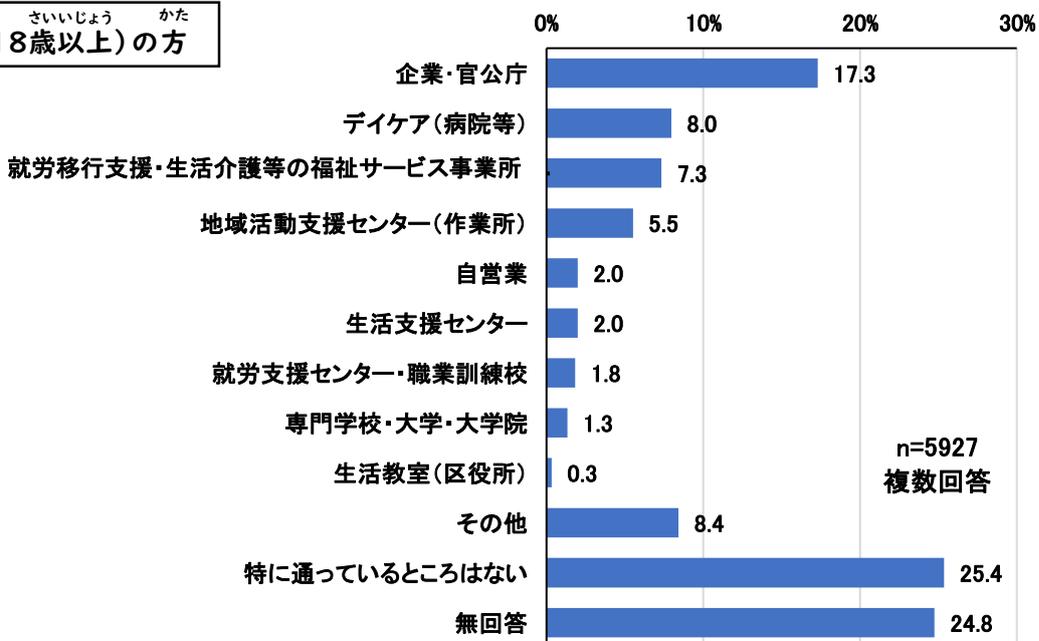
みしゅうがく さい かた
未就学(おおむね6歳まで)の方



がくれいき さい かた
学齢期(おおむね18歳まで)の方



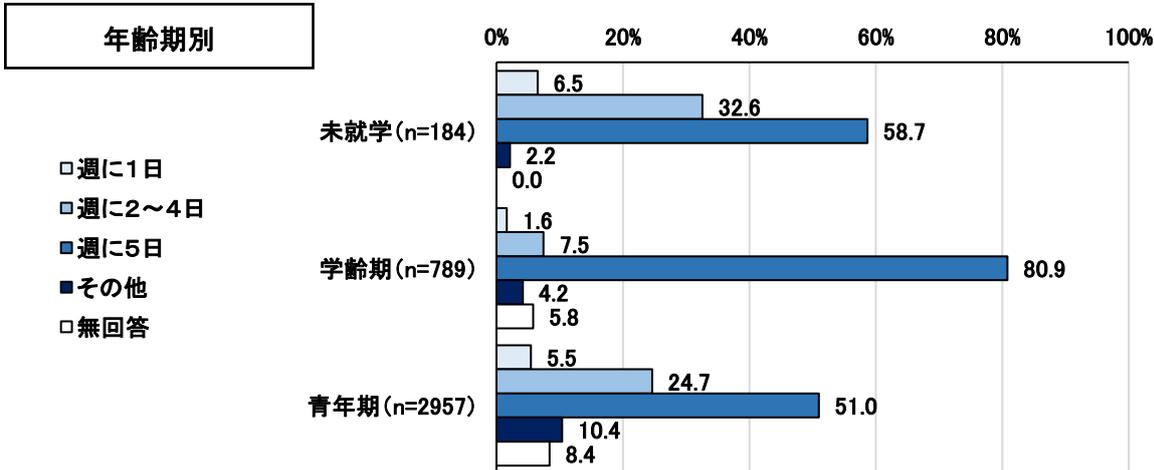
せいねんき さいいじょう かた
青年期(おおむね18歳以上)の方



※ 次からの設問(問25-1~問25-7)は、最も多く通っているところについてお答えください。

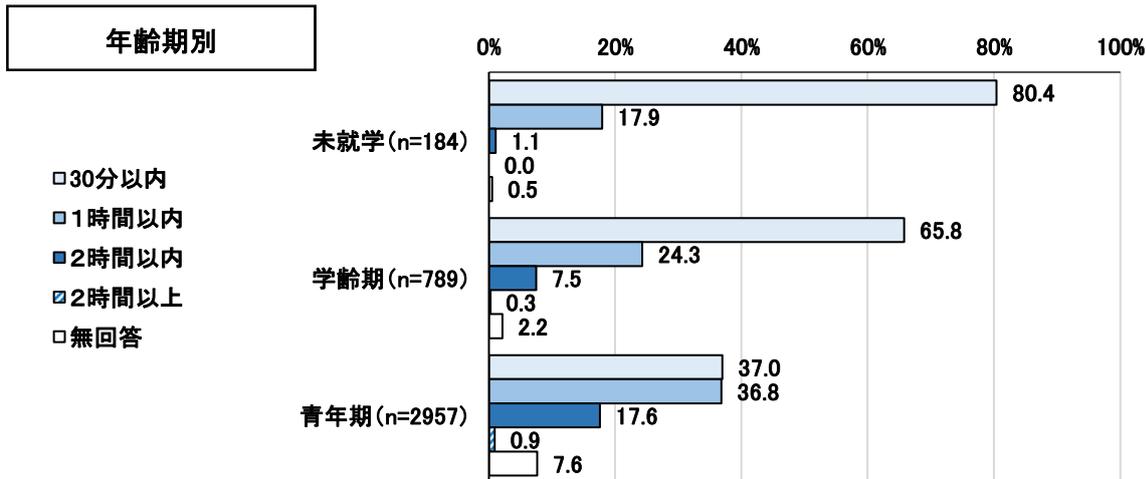
問25-1 利用の回数は、週に何回ですか。(○は1つだけ)

◆ 利用回数は、生活年齢状況にかかわらず「週5日」が最も高い。特に「学齢期」では80.9%と「未就学」「青年期」に比べて高くなっている。



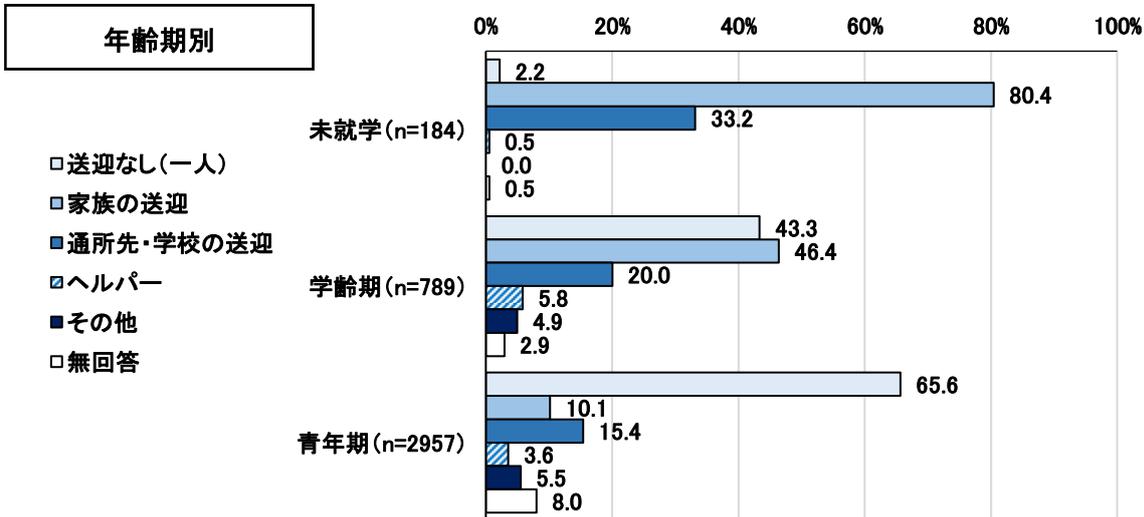
問25-2 通園・通学・通勤・通所には片道でどのくらいの時間がかかりますか。最も多く通っているところについてお答えください。(○は1つだけ)

◆ 通園・通学・通勤・通所にかかる片道の時間は、「未就学」で80.4%、「学齢期」で65.8%と「青年期」に比べて「30分以内」が特に高くなっている。



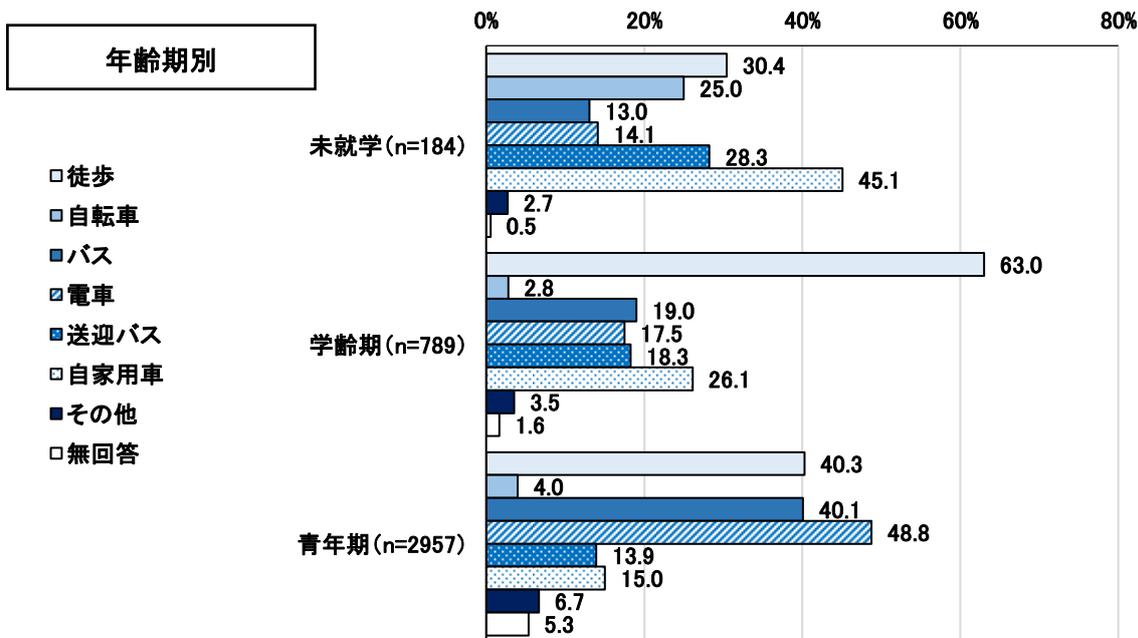
と い つうえん つうがく つうきん つうしよ そうげい
問25-3 通園・通学・通勤・通所に送迎がありますか。(〇はいくつでも)

◆ 通園・通学・通勤・通所の送迎は、「未就学」では「家族の送迎」が80.4%、「学齢期」では「家族の送迎」が46.4%、「送迎なし(1人)」が43.3%、「青年期」では「送迎なし(一人)」が65.6%で高くなっている。



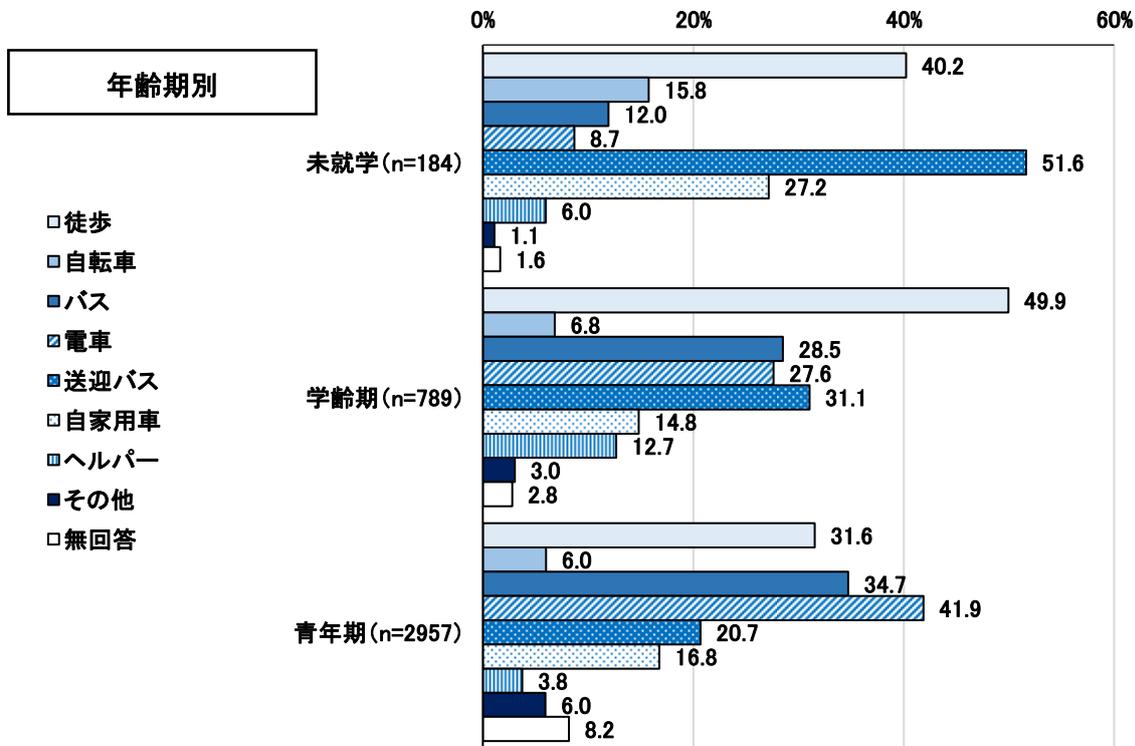
と い げんざい つうえん つうがく つうきん つうしよ なに りよう
問25-4 現在、通園・通学・通勤・通所のときには、何を利用していますか。(〇はいくつでも)

◆ 通園・通学・通勤・通所のときに利用するのは、「未就学」では「自家用車」が45.1%、「学齢期」では「徒歩」が63.0%、「青年期」では「電車」が48.8%で最も高くなっている。



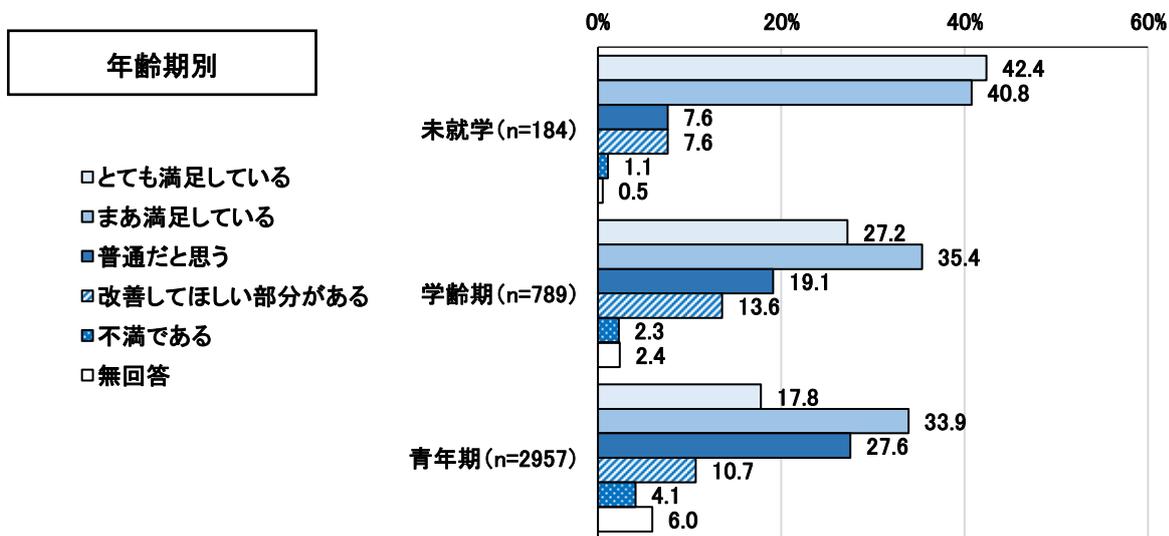
問25-5 今後、通園・通学・通勤・通所のときには、できれば何を利用したいですか。(0はいくつでも)

◆ 今後、通園・通学・通勤・通所のときに利用したいのは、「未就学」では「送迎バス」が51.6%、「学齢期」では「徒歩」が49.9%、「青年期」では「電車」が41.9%で最も高くなっている。



問25-6 主に利用している学校、仕事の場、施設(問25の回答)には満足していますか。

◆ 主に利用している学校、仕事の場、施設について、「とても満足している」と「まあ満足している」を合わせた『満足している』は、「未就学」で83.2%、「学齢期」で62.6%、青年期では51.7%となっている。一方、「学齢期」で「改善してほしい部分がある」が13.6%、「青年期」で「不満である」が4.1%と他より高くなっている。



普段、通っているところ×年齢期ごとのクロス

主に利用している学校、仕事の場、施設の満足度

- ◆ 主に利用している学校、仕事の場、施設の満足度は、「未就学」では、「幼稚園」「保育園」「地域療育センター」では「とても満足している」が、「児童発達支援事務所」では「まあ満足している」が最も高い。
- ◆ 「学齢期」では、どれも「まあ満足している」が最も高い。
- ◆ 「青年期」では、「専門学校・大学・大学院」「自営業」「生活教室（区役所）」で「普通だと思う」が、それ以外では「まあ満足している」が最も高い。

普段通っているところ別		合計	問25-6 主に利用している学校、仕事の場、施設の満足度					
			とても満足している	まあ満足している	普通だと思う	改善してほしい部分がある	不満である	無回答
全体		3930	20.8	34.5	24.9	11.1	3.6	5.0
問25 普段、通っているところ（未就学）	児童施設	5	20.0	40.0	0.0	40.0	0.0	0.0
	幼稚園	53	45.3	37.7	7.5	7.5	1.9	0.0
	保育所	64	50.0	32.8	7.8	6.3	1.6	1.6
	地域療育センター	116	43.1	38.8	7.8	9.5	0.9	0.0
	児童発達支援事務所	50	42.0	48.0	4.0	6.0	0.0	0.0
	訓練会	7	14.3	42.9	0.0	42.9	0.0	0.0
	その他	6	50.0	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0

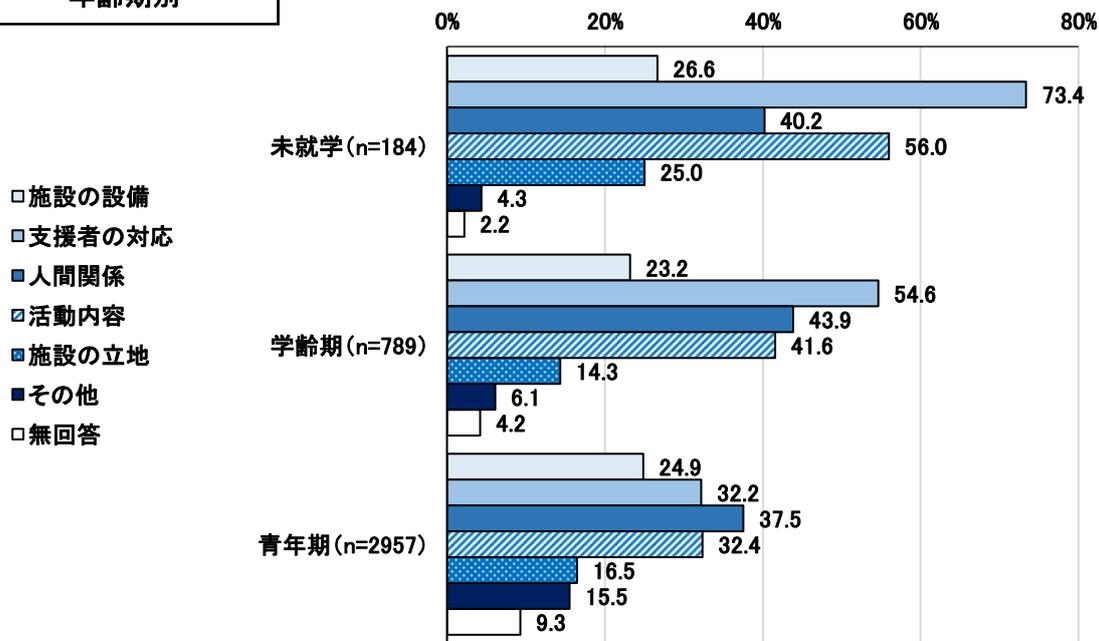
普段通っているところ別		合計	問25-6 主に利用している学校、仕事の場、施設の満足度					
			とても満足している	まあ満足している	普通だと思う	改善してほしい部分がある	不満である	無回答
全体		3930	20.8	34.5	24.9	11.1	3.6	5.0
問25 普段、通っているところ（学齢期）	小・中学校等の一般学級	169	21.9	29.0	24.9	16.6	5.9	1.8
	小・中学校等の個別支援学級	263	25.9	34.6	19.0	14.4	3.0	3.0
	高等学校	64	20.3	40.6	20.3	14.1	1.6	3.1
	特別支援学校・養護学校	293	33.4	37.5	15.4	10.6	1.0	2.0
	専門学校・大学・大学院	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	ハートフルフロント・ハートフルルーム・ハートフルスペース	4	75.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0
	その他	45	20.0	37.8	13.3	26.7	2.2	0.0

普段通っているところ別		合計	問25-6 主に利用している学校、仕事の場、施設の満足度					
			とても満足している	まあ満足している	普通だと思う	改善してほしい部分がある	不満である	無回答
全体		3930	20.8	34.5	24.9	11.1	3.6	5.0
問25 普段、通っているところ（青年期）	専門学校・大学・大学院	79	15.2	25.3	29.1	10.1	5.1	15.2
	自営業	119	11.8	22.7	28.6	5.9	0.8	30.3
	企業・官公庁	1025	16.2	34.4	28.5	12.3	6.1	2.4
	就労移行支援・生活介護等の福祉サービス事業所	435	23.0	34.0	23.9	14.3	1.8	3.0
	地域活動支援センター（作業所）	327	23.9	37.3	24.5	7.6	3.1	3.7
	デイケア（病院等）	472	17.2	35.8	27.1	9.7	2.5	7.6
	生活支援センター	119	21.0	31.9	25.2	9.2	4.2	8.4
	就労支援センター・職業訓練校	109	15.6	33.0	31.2	13.8	3.7	2.8
	生活教室（区役所）	20	15.0	30.0	35.0	15.0	0.0	5.0
	その他	499	16.2	32.3	29.3	10.6	3.8	7.8

問25-7 問25-6 で回答した理由を教えてください。(〇はいくつでも)

◆ 主に利用している学校、仕事の場、施設についての満足度の判断理由は、「未就学」と「学齢期」では「支援者の対応」がそれぞれ73.4%、54.6%、「青年期」では「人間関係」が37.5%で最も高くなっている。

年齢期別



普段、通っているところ×年齢期ごとのクロス

主に利用している学校、仕事の場、施設の満足度の理由

- ◆ 主に利用している学校、仕事の場、施設の満足度の理由は、「その他」以外の全てのところで「支援者の対応」が最も高い。
- ◆ 「学齢期」では、「小・中学校等の個別支援学級」「特別支援学校・養護学校」では「支援者の対応」が、「小・中学校等の一般学級」「高等学校」では「人間関係」が最も多く高い。
- ◆ 「青年期」では、「就労移行支援・生活介護等の福祉サービス事業所」「地域活動支援センター（作業所）」「デイケア（病院等）」「生活支援センター」「就労支援センター・職業訓練校」「生活教室（区役所）」では「支援者の対応」が最も高く、「専門学校・大学・大学院」「自営業」「企業・官公庁」では「人間関係」が最も高い。

普段通っているところ別		合計	問25-7 満足度の理由						
			施設の設備	支援者の対応	人間関係	活動内容	施設の立地	その他	無回答
全体		3930	24.6	38.6	38.9	35.3	16.4	13.1	7.9
問25 普段、通っているところ（未就学）	児童施設	5	60.0	100.0	40.0	40.0	20.0	0.0	0.0
	幼稚園	53	26.4	75.5	39.6	66.0	28.3	5.7	0.0
	保育所	64	20.3	78.1	43.8	43.8	26.6	3.1	3.1
	地域療育センター	116	33.6	70.7	42.2	60.3	25.9	5.2	1.7
	児童発達支援事業所	50	26.0	80.0	50.0	62.0	20.0	2.0	2.0
	訓練会	7	14.3	57.1	14.3	42.9	28.6	0.0	0.0
	その他	6	16.7	66.7	66.7	66.7	50.0	0.0	0.0

普段通っているところ別		合計	問25-7 満足度の理由						
			施設の設備	支援者の対応	人間関係	活動内容	施設の立地	その他	無回答
全体		3930	24.6	38.6	38.9	35.3	16.4	13.1	7.9
問25 普段、通っているところ（学齢期）	小・中学校等の一般学級	169	19.5	32.5	53.3	28.4	13.0	10.1	4.1
	小・中学校等の個別支援学級	263	11.8	61.6	51.0	43.3	13.3	4.9	4.2
	高等学校	64	28.1	35.9	53.1	28.1	15.6	7.8	3.1
	特別支援学校・養護学校	293	33.4	65.5	31.1	50.2	15.7	4.8	4.4
	専門学校・大学・大学院	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	ハートフルフレンド・ハートフルーム・ハートフルスペース	4	0.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
	その他	45	33.3	68.9	46.7	55.6	17.8	8.9	0.0

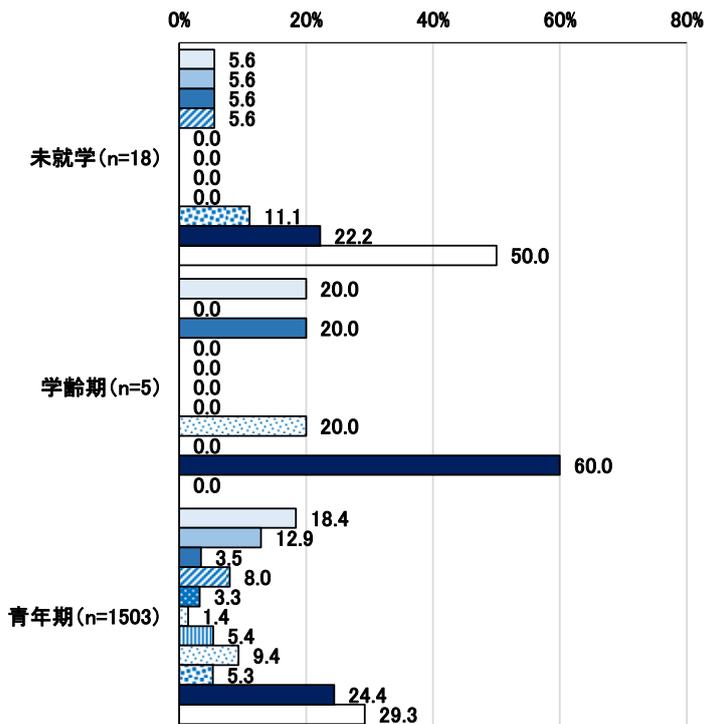
普段通っているところ別		合計	問25-7 満足度の理由						
			施設の設備	支援者の対応	人間関係	活動内容	施設の立地	その他	無回答
全体		3930	24.6	38.6	38.9	35.3	16.4	13.1	7.9
問25 普段、通っているところ（青年期）	専門学校・大学・大学院	79	22.8	25.3	32.9	15.2	17.7	10.1	19.0
	自営業	119	13.4	6.7	22.7	19.3	16.0	22.7	32.8
	企業・官公庁	1025	24.5	12.9	47.7	27.6	16.0	19.6	6.3
	就労移行支援・生活介護等の福祉サービス事業所	435	29.7	63.0	32.2	52.2	22.1	8.5	6.2
	地域活動支援センター（作業所）	327	18.7	60.2	39.8	49.8	15.3	7.0	7.6
	デイケア（病院等）	472	36.7	45.1	32.2	27.5	15.5	9.5	11.2
	生活支援センター	119	29.4	53.8	30.3	39.5	22.7	7.6	8.4
	就労支援センター・職業訓練校	109	24.8	46.8	36.7	31.2	14.7	10.1	8.3
	生活教室（区役所）	20	5.0	40.0	35.0	30.0	10.0	10.0	15.0
	その他	499	21.0	19.8	36.9	26.7	14.4	25.5	8.6

問25-8 問25で「特に通っているところはない」と答えた方は、通っていない理由を教えてください。
 (〇はいくつでも)

◆ 特に通っているところはない理由は、「未就学」では「どこかに通いたいが、受け入れてくれるところがない」が11.1%で最も高く、「青年期」では、「どこにも通いたくないと思っているから」が18.4%、「在宅で、家事・育児・介護をしているから」が12.9%、「どこかに通いたいが、参加したい活動がない」が9.4%の順に高くなっている。

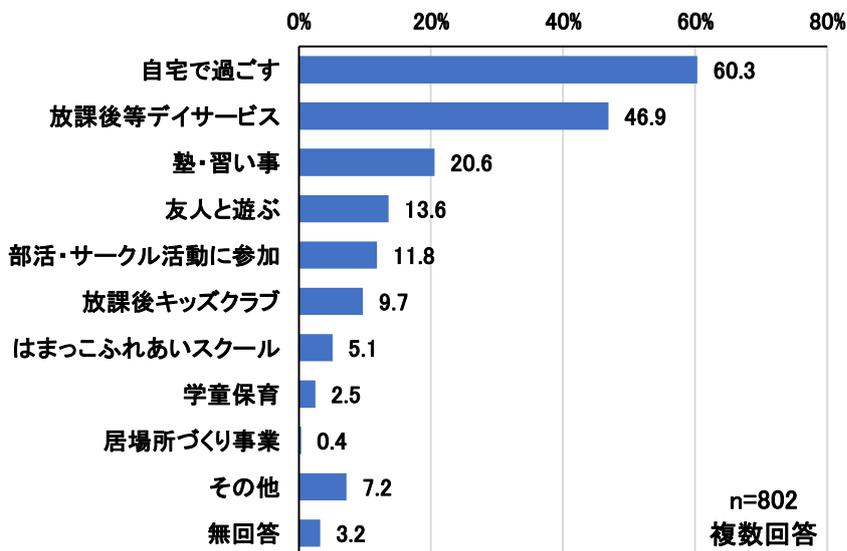
年齢期別

- どこにも通いたくないと思っているから
- 在宅で、家事・育児・介護をしているから
- 在宅で、仕事・勉強をしているから
- 趣味などの活動をしているから
- 就職活動をしているから
- どこかに通いたいが、空気がない
- どこかに通いたいが、近くにない
- どこかに通いたいが、参加したい活動がない
- どこかに通いたいが、受け入れてくれるところがない
- その他
- 無回答



問26 学齢期の方におたずねします。放課後は主にどのように過ごしていますか。(〇はいくつでも)

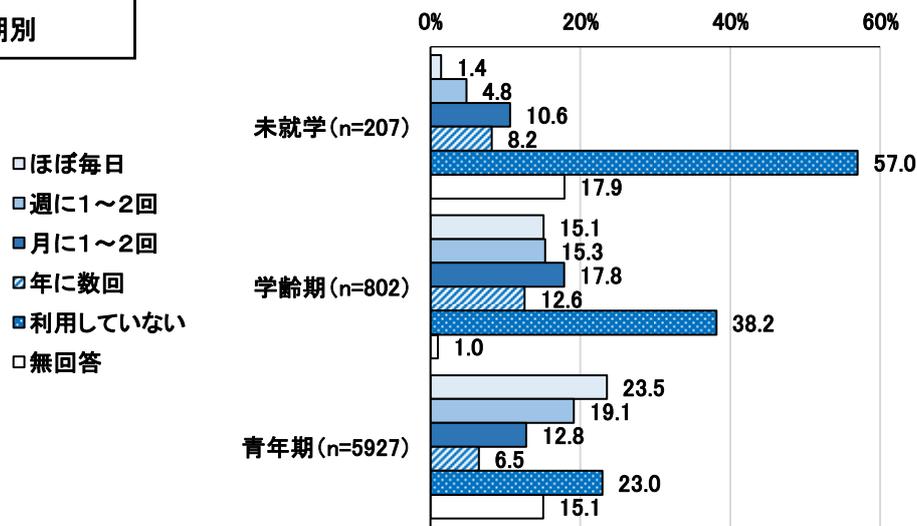
◆ 学齢期の方が放課後、主に過ごす場所は、「自宅で過ごす」が60.3%、「放課後等デイサービス」(46.9%)、「塾・習い事」(20.6%)、「友人と遊ぶ」(13.6%)、「部活・サークル活動に参加」(11.8%)等の順。



問27 あなたは福祉特別乗車券をどのくらい利用していますか。(〇は1つだけ)

◆ 福祉特別乗車券の利用は、生活年齢状況にかかわらず「利用していない」が最も高い。特に「未就学」で57.0%、「学齢期」で38.2%と「青年期」の23.0%に比べて高くなっている。また、「青年期」では「ほぼ毎日」が23.5%で他と比べて高くなっている。

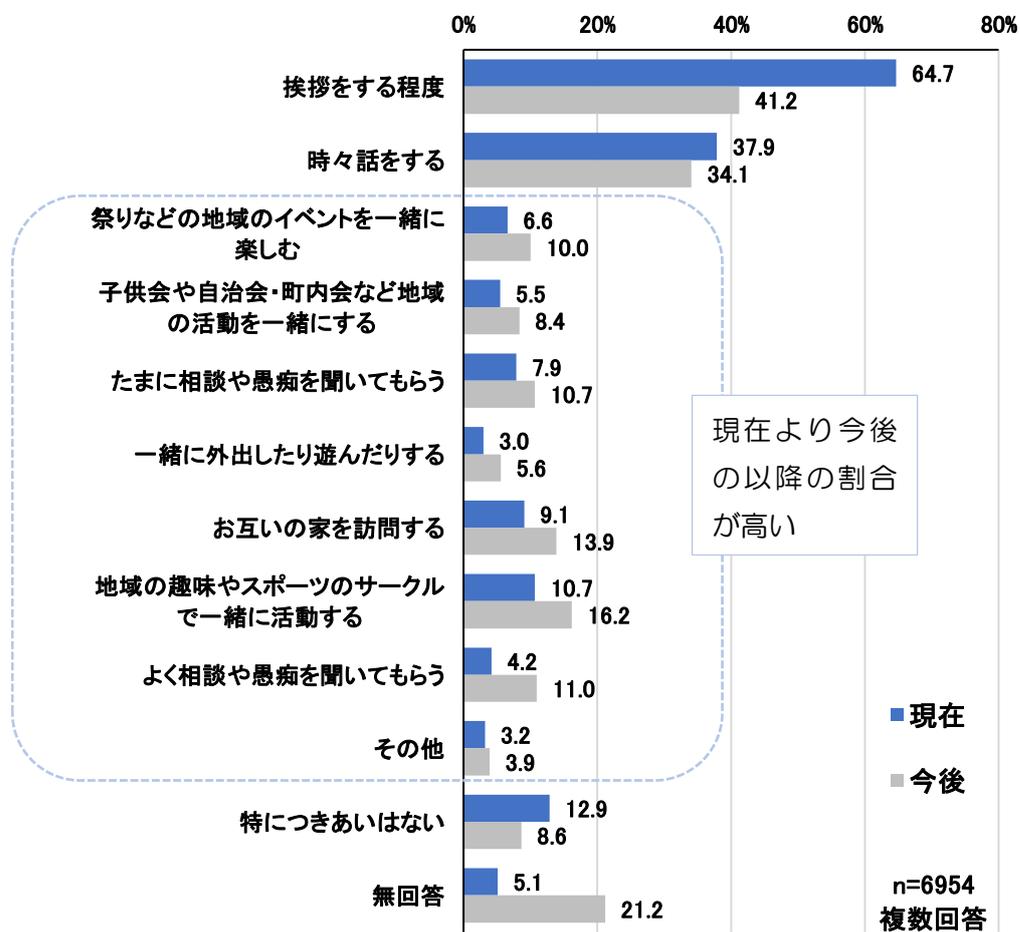
年齢期別



近所の人とおつきあいや余暇についておたずねします

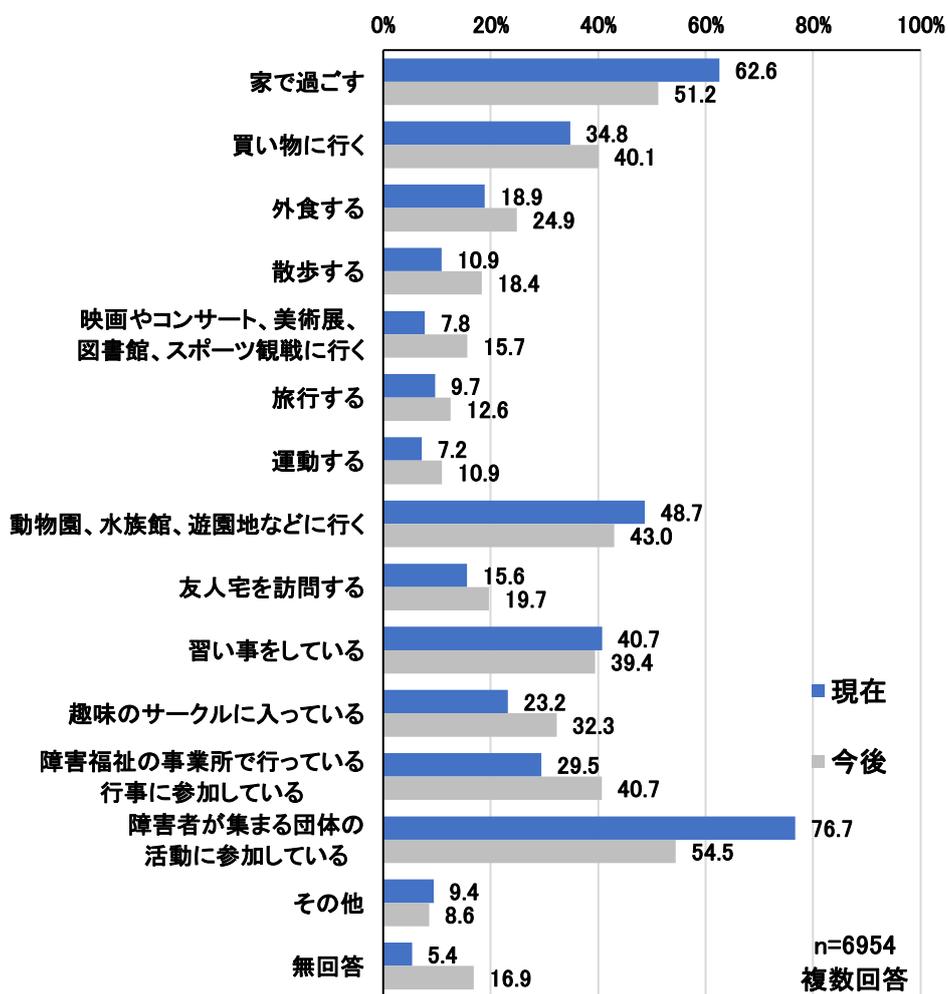
問28 現在、あなたは近所の人とどのようなおつきあいをしていますか。また、今後、できればどのようにおつきあいしたいと思いますか。(○は現在、今後それぞれにいくつでも)

- ◆ 現在、近所の人とおつきあいは、「挨拶をする程度」が64.7%、「時々話をする」(37.9%)等の順。一方、「特につきあいはない」は12.9%。
- ◆ 今後、近所の人とどうつきあいたいかについて、「よく相談や愚痴を聞いてもらう」、「地域の趣味やスポーツのサークルと一緒に活動する」、「お互いの家を訪問する」では、それぞれ6.8ポイント、5.5ポイント、4.8ポイント、現在の状況より高くなっている。



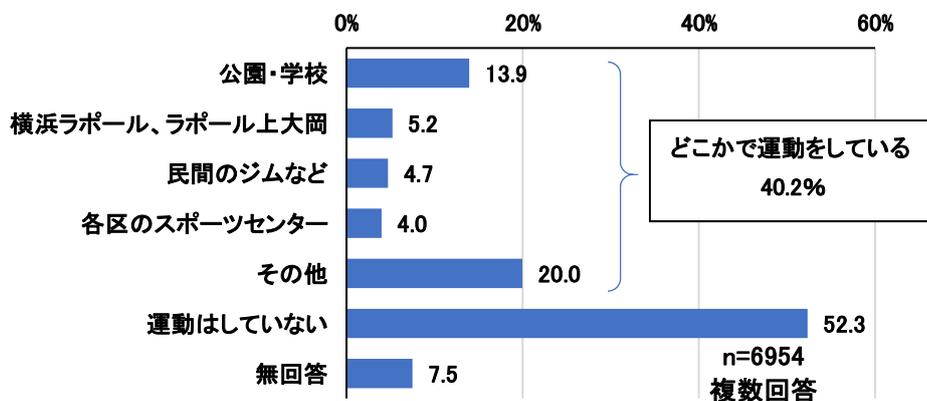
問29 あなたは自由時間や余暇時間をどのように過ごしていますか。また、今後、できればどのように過ごしたいですか。(〇は現在、今後それぞれにいくつでも)

- ◆ 自由時間や余暇時間の過ごし方は、「障害者が集まる団体の活動に参加している」が76.7%、「家で過ごす」が62.6%、「動物園、水族館、遊園地などに行く」(48.7%)、「買い物に行く」(34.8%)、「障害福祉の事業所で行っている行事に参加している」(29.5%)等の順。
- ◆ 今後、どのように過ごしたいかについて、「障害福祉の事業所で行っている行事に参加する」、「趣味のサークルに入る」、「映画やコンサート、美術展、図書館、スポーツ観戦に行く」、「散歩する」などでは、それぞれ11.2ポイント、9.0ポイント、7.9ポイント、7.5ポイント、現在の状況より高くなっている。



とい うんどろ
問29-1 あなたは、運動をどこでしていますか。(〇はいくつでも)

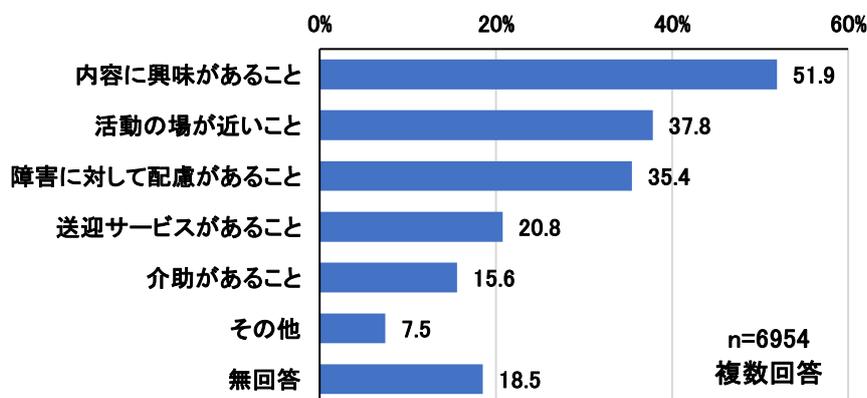
◆ どこかで運動をしている方は40.2%、運動をしている場所は、「公園・学校」が13.9%、「横浜ラポール、ラポール上大岡」(5.2%)、「民間のジムなど」(4.7%)等の順。一方、「運動はしていない」は52.3%。



運動をする場所別	合計	問36 健康・医療について、必要だと思うこと										
		薬の管理	栄養面での管理・指導	口腔ケア	訪問看護や往診など、在宅医療の利用	自分の障害・病気について、相談できる場所	自分の体調について、相談できる場所	定期的な健康診断	適度な運動	十分な睡眠と休養	特に何も	無回答
全体	6954	37.3	24.9	23.5	10.7	32.5	28.1	36.7	49.6	49.7	11.7	5.0
問29-1 運動をする場所												
横浜ラポール、ラポール上大岡	361	40.2	27.4	27.1	6.4	36.6	31.0	44.3	58.7	52.9	7.5	3.0
各区のスポーツセンター	275	38.5	28.0	16.7	4.7	33.5	25.8	45.5	66.2	61.8	8.4	2.9
民間のジムなど	327	32.7	20.5	17.4	4.3	33.0	29.4	44.0	63.0	59.0	14.7	2.4
公園・学校	970	41.6	26.7	29.8	6.3	41.5	29.3	42.2	59.4	58.6	8.6	2.8
その他	1388	39.7	29.3	26.4	11.1	35.1	29.9	40.3	60.8	54.6	11.0	3.0
運動はしていない	3639	37.8	25.0	23.5	12.9	32.5	30.1	36.1	45.1	49.1	12.0	3.3

とい こんご がっこう しょくばいがい かつどう さんか ひつよう
問29-2 今後、学校や職場以外での活動に参加するにはどのようなことが必要ですか。(〇はいくつでも)

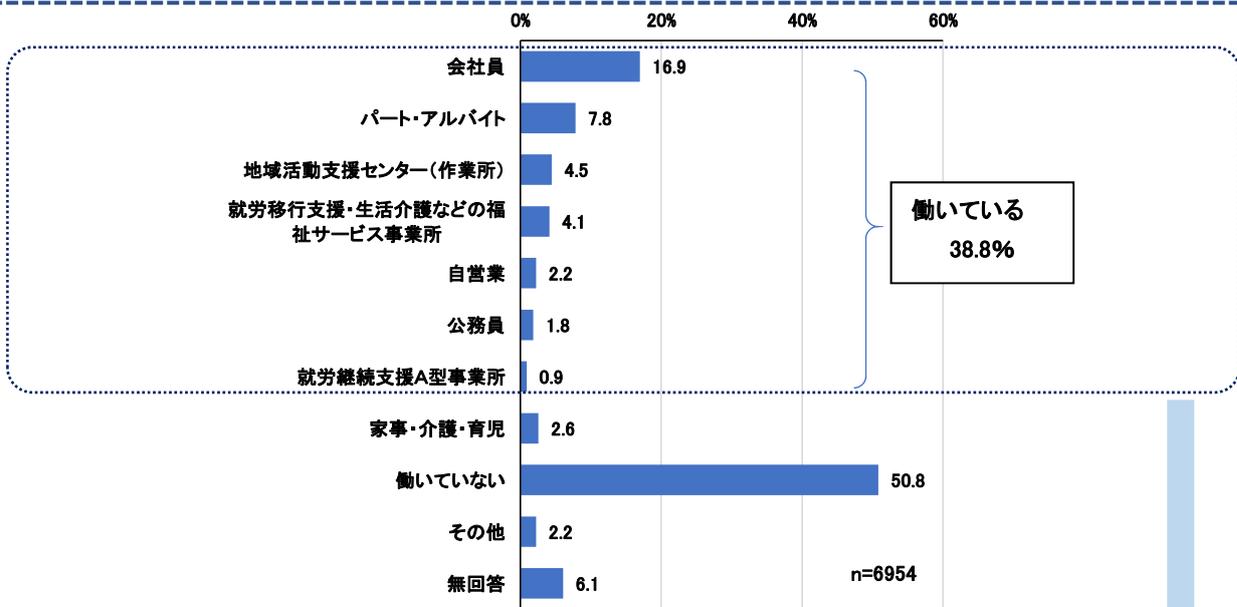
◆ 今後、学校や職場以外での活動に参加するのに必要なのは、「内容に興味があること」が51.9%、「活動の場が近いこと」(37.8%)、「障害に対して配慮があること」(35.4%)等の順。



就労の状況についておたずねします

とい げんざいはたら
問30 あなたは、現在働いていますか。(○は1つだけ)

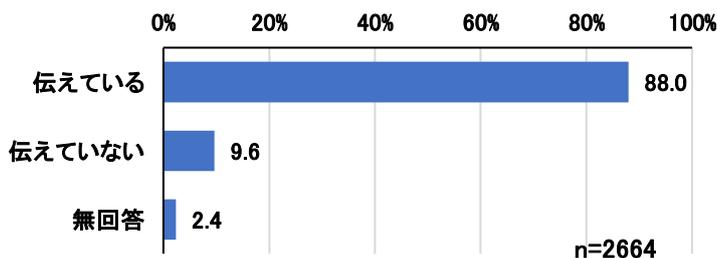
- ◆ 現在働いている方は 38.8%、内訳は「会社員」が 16.9%、「パート・アルバイト」(7.8%)、「地域活動支援センター(作業所)」(4.5%)、「就労移行支援・生活介護などの福祉サービス事業所」(4.1%)、等の順。「家事・介護・育児」は 2.6%、「働いていない」は 50.8%。



とい ばん ばん かいどう かつ
問30で1番から7番までに回答した方にうかがいます。

とい じぶん しょうがい しょうば つた
問30-1 自分の障害のことを職場に伝えてありますか。(○は1つだけ)

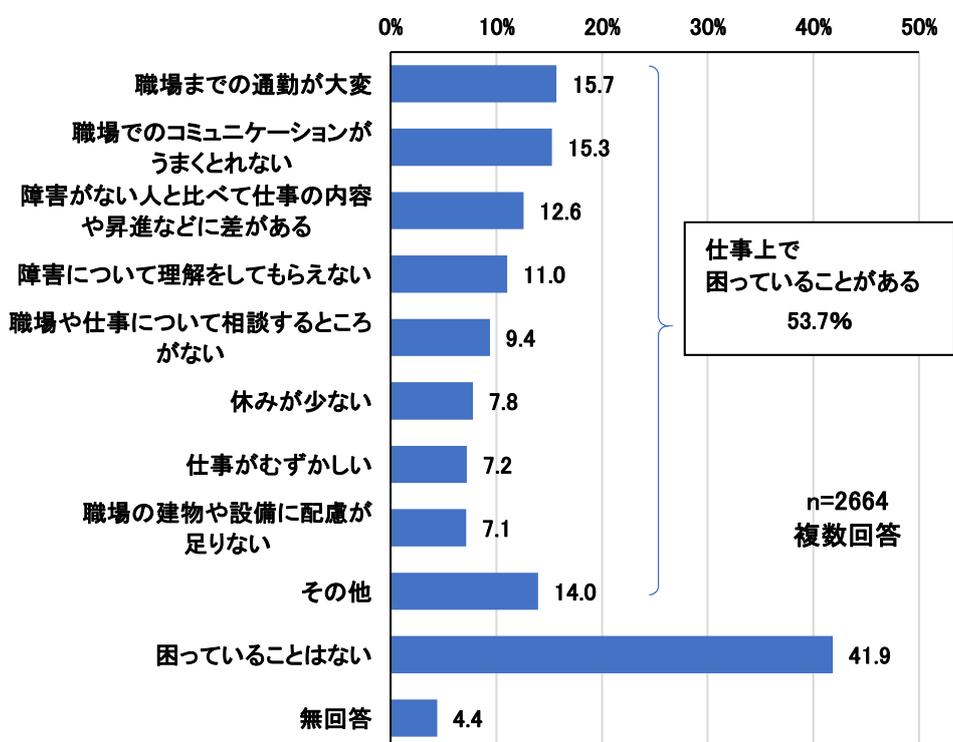
- ◆ 自分の障害のことを職場に「伝えている」が 88.0%、「伝えていない」が 9.6%。



就労状況別		合計	問30-1 自分の障害のことを職場に伝えているか		
			伝えている	伝えていない	無回答
全体		2664	88.0	9.6	2.4
問30 現在の就	会社員	1178	91.3	7.4	1.3
	公務員	127	91.3	7.1	1.6
	自営業	155	74.8	19.4	5.8
	パート・アルバイト	543	75.5	22.7	1.8
	就労継続支援A型事業所	63	96.8	1.6	1.6
	地域活動支援センター(作業所)	311	92.6	1.6	5.8
	就労移行支援・生活介護などの福祉サービス事業所	287	96.5	0.7	2.8

とい しごとじょう こま
問30-2 仕事上で困っていることはありますか。(〇はいくつでも)

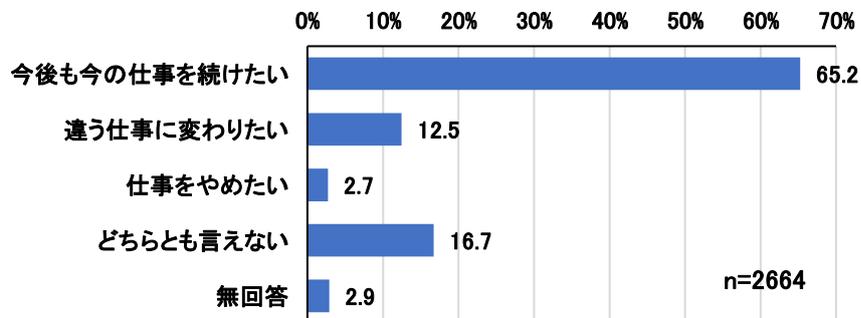
- ◆ 仕事上で困っていることがある方は53.7%。困っていることは、「職場までの通勤が大変」が15.7%、「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」(15.3%)、「障害がない人と比べて仕事の内容や昇進などに差がある」(12.6%)、「障害について理解をしてもらえない」(11.0%)、等の順。一方、「困っていることはない」は44.9%。
- ◆ 就労別にみると、「会社員」「パート・アルバイト」は「職場までの通勤が大変」が、「自営業」は「休みが少ない」が、「就労継続支援A型事業所」「地域活動支援センター(作業所)」「就労移行支援・生活介護などの福祉サービス事業所」は「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」が、「公務員」は「職場までの通勤が大変」と「職場の建物や設備が配慮が足りない」が同率で最も高くなっている。



	合計	問30-2 仕事上で困っていること										
		仕事 が むず かしい	休 み が 少 ない	障 害 に つ い て 理 解 を し て も ら え な い	職 場 ま で の 通 勤 が 大 変	職 場 の 建 物 や 設 備 に 配 慮 が 足 り な い	職 場 で の コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン が う ま く と れ な い	障 害 が な い 人 と 比 べ て し ま の 内 容 や 昇 進 な い	職 場 や し ま に つ い て 相 談 す る と こ ろ が な い	そ の 他	困 っ て い る こ と は な い	無 回 答
全体	2664	7.2	7.8	11.0	15.7	7.1	15.3	12.6	9.4	14.0	41.9	4.4
問30 現在の 就 労												
会社員	1178	8.6	10.1	14.1	21.7	7.8	15.3	18.3	10.0	12.6	37.8	2.4
公務員	127	10.2	11.8	11.0	16.5	15.0	11.8	9.4	12.6	11.0	37.0	3.9
自営業	155	7.1	8.4	4.5	6.5	0.6	1.9	3.9	7.7	16.1	54.8	8.4
パート・アルバイト	543	6.3	6.6	14.5	13.3	7.2	16.0	13.3	12.5	16.4	42.7	2.6
就労継続支援A型事業所	63	6.3	12.7	4.8	17.5	9.5	23.8	17.5	11.1	15.9	41.3	6.3
地域活動支援センター(作業所)	311	3.9	2.6	1.6	7.7	5.1	13.8	1.9	4.8	14.5	49.2	10.9
就労移行支援・生活介護などの福祉サービス事業所	287	5.9	2.8	7.0	8.4	5.9	22.3	4.2	4.9	14.3	44.3	6.6

とく こんご しゅうろういこう
問30-3 今後の就労意向についておたずねします。(○は1つだけ)

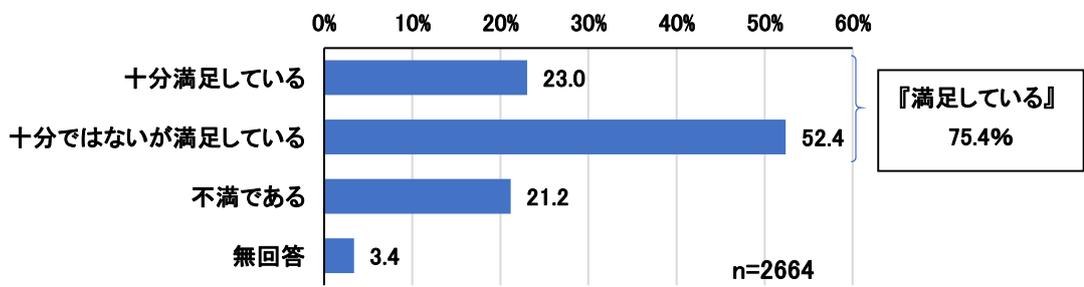
◆ 今後の就労意向について、「今後も今の仕事を続けたい」が65.2%、「違う仕事に変わりたい」が12.5%、一方、「仕事をやめたい」は2.7%。



就労状況別		問30-3 今後の就労意向					
		合計	今後も今の仕事を続けたい	違う仕事に変わりたい	仕事をやめたい	どちらとも言えない	無回答
全体		2664	65.2	12.5	2.7	16.7	2.9
問30 現在の就 労	会社員	1178	69.6	11.8	3.7	13.7	1.3
	公務員	127	77.2	6.3	4.7	11.0	0.8
	自営業	155	71.0	7.1	2.6	16.1	3.2
	パート・アルバイト	543	58.2	16.0	2.6	20.3	2.9
	就労継続支援A型事業所	63	61.9	20.6	3.2	14.3	0.0
	地域活動支援センター(作業所)	311	63.3	10.6	1.0	18.6	6.4
	就労移行支援・生活介護などの福祉サービス事業所	287	55.1	14.3	0.0	23.7	7.0

と い ま し ご と ち ん ぎ ん き ゅ う り よ う
問30-4 今の仕事の賃金・給料についておたずねします。(○は1つだけ)

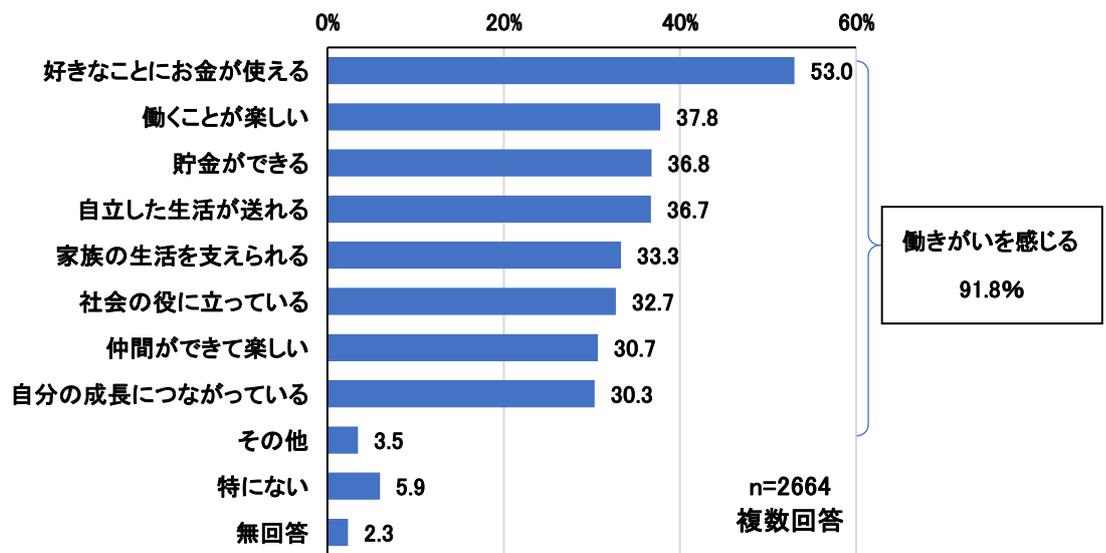
◆ 今の仕事の賃金・給料について、『満足している』（「十分満足している」（23.0%）+「十分ではないが満足している」（52.4%））は75.4%、一方、「不満である」は21.2%。



就労状況別		合計	問30-4 今の仕事の賃金・給料について			
			十分満足している	十分ではないが満足している	不満である	無回答
問30	全体	2664	23.0	52.4	21.2	3.4
現在の就労	会社員	1178	26.5	52.6	19.3	1.6
	公務員	127	42.5	50.4	7.1	0.0
	自営業	155	20.0	53.5	20.0	6.5
	パート・アルバイト	543	19.5	55.4	23.6	1.5
	就労継続支援A型事業所	63	20.6	60.3	19.0	0.0
	地域活動支援センター（作業所）	311	13.5	51.8	26.7	8.0
	就労移行支援・生活介護などの福祉サービス事業所	287	19.5	44.9	25.8	9.8

と
い
かん
はたら
問30-5 あなたが感じる働きがいについておたずねします。(○はいくつでも)

- ◆ なんらかの働きがいを感じている人は91.8%、具体的には、「好きなことにお金を使える」が53.0%、「働くことが楽しい」(37.8%)、「貯金ができる」(36.8%)等の順。一方、「特にない」は5.9%。
- ◆ 「会社員」「自営業」「パート・アルバイト」「就労継続支援A型事業所」「地域活動支援センター(作業所)」は「好きなことにお金を使える」が、「公務員」は「社会の役に立っている」が、「就労移行支援・生活介護などの福祉サービス事業所」は「仲間ができて楽しい」が最も高くなっている。



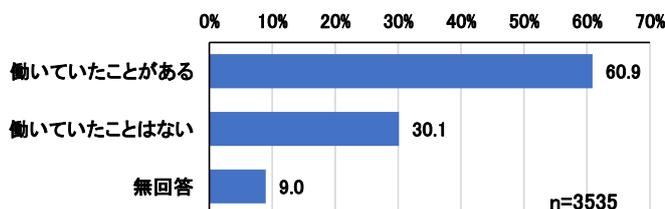
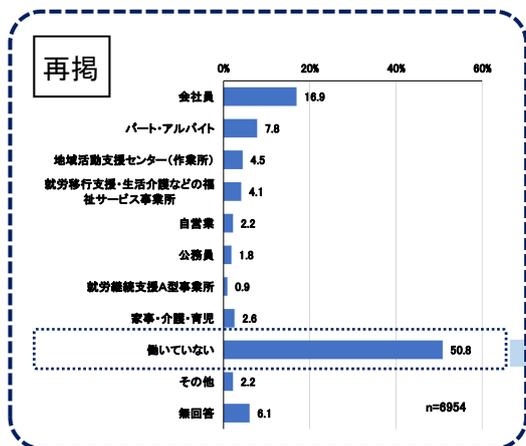
就労状況別	合計	問30-5 働きがいについて											
		貯金ができる	好きなことにお金	社会の役に立って	自分の成長につな	い仲間ができて楽し	れる自立した生活が送	ら家族の生活を支え	働くことが楽しい	その他	特にない	無回答	
全体	2664	36.8	53.0	32.7	30.3	30.7	36.7	33.3	37.8	3.5	5.9	2.3	
問30 現在の就 労	会社員	1178	43.6	55.3	37.4	32.2	27.1	42.2	46.3	36.3	2.3	4.0	1.1
	公務員	127	34.6	54.3	59.1	39.4	25.2	47.2	48.0	28.3	0.8	2.4	0.8
	自営業	155	29.7	47.7	30.3	22.6	15.5	34.8	41.9	36.1	5.2	6.5	5.2
	パート・アルバイト	543	42.7	60.0	33.5	30.6	29.1	37.6	30.9	40.3	4.1	5.0	1.8
	就労継続支援A型事業所	63	39.7	63.5	20.6	28.6	46.0	33.3	22.2	39.7	4.8	6.3	0.0
	地域活動支援センター(作業所)	311	17.7	42.1	17.4	22.8	39.5	21.9	4.5	38.6	4.5	12.2	4.5
	就労移行支援・生活介護などの福祉サービス事業所	287	22.3	41.8	20.9	31.0	46.0	25.8	7.0	42.5	5.9	10.1	5.6

将来一緒に暮らしたい人別	合計	問30-5 働きがいについて										
		貯金ができる	好きなことにお金を使える	社会の役に立っている	自分の成長につながっている	仲間ができて楽しい	自立した生活が送れる	家族の生活を支えられる	働くことが楽しい	その他	特にな	無回答
全体	2664	36.8	53.0	32.7	30.3	30.7	36.7	33.3	37.8	3.5	5.9	2.3
問24-1 将来、一緒に暮らしたい人												
一人	703	40.3	59.3	33.4	31.9	25.2	45.5	19.6	34.3	3.3	6.1	2.0
妻又は夫	1320	42.6	55.5	40.4	35.1	30.8	41.1	50.6	41.4	3.4	3.6	1.1
子	455	44.4	55.4	39.6	34.9	31.9	39.8	53.0	41.8	4.4	2.9	1.1
親	434	41.5	58.1	27.6	33.2	35.9	32.9	24.7	41.7	3.9	5.5	2.5
兄弟・姉妹	223	47.1	61.9	35.9	38.6	35.9	36.8	27.8	44.8	4.0	4.0	1.3
友人・知人・仲間など	475	31.8	52.4	29.3	33.3	46.9	32.0	16.0	44.0	4.0	5.7	4.0
その他	134	29.9	44.8	27.6	26.9	29.1	32.8	15.7	32.8	8.2	13.4	3.7

問30で「9. 働いていない」と回答した方にうかがいます。

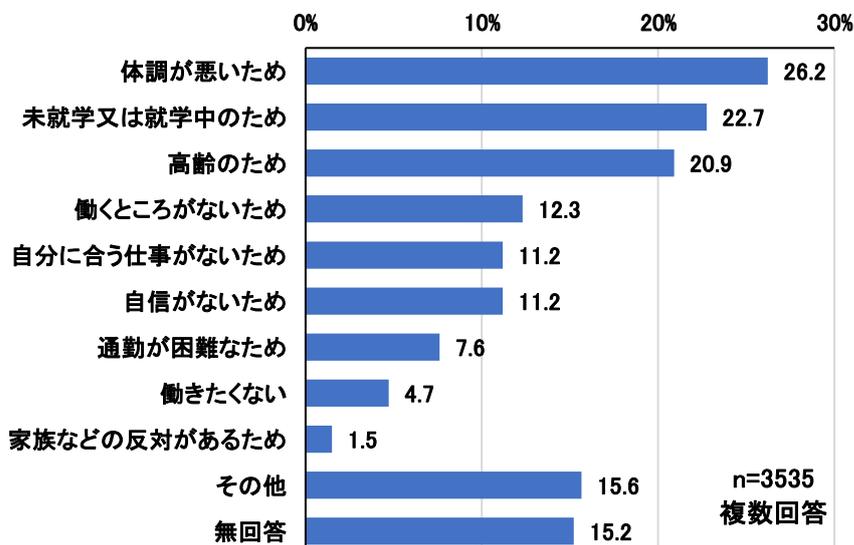
問30-6 あなたは過去に働いていたことがありますか。(○は1つだけ)

◆ 過去に「働いていたことがある」が60.9%、「働いていたことはない」が30.1%。



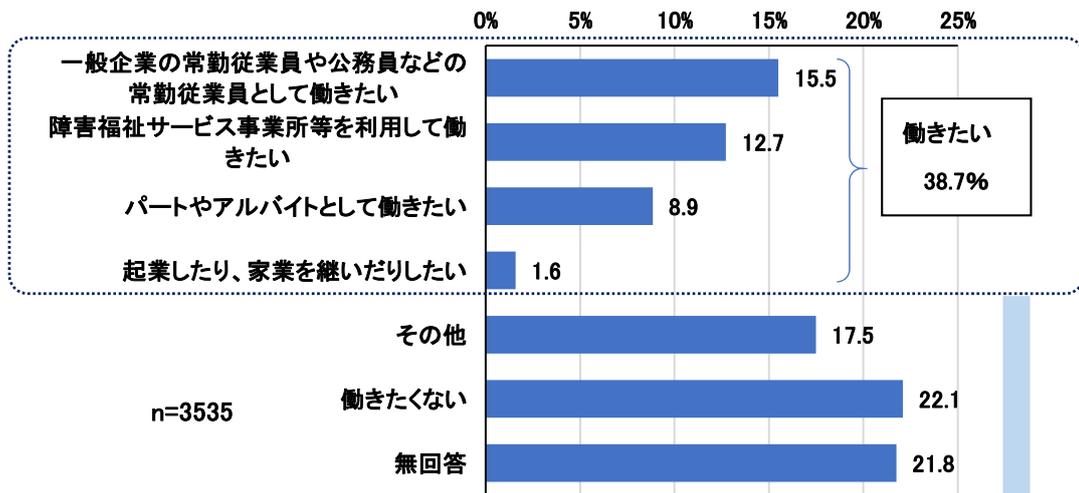
問30-7 働いていない理由は何ですか。(○はいくつでも)

◆ 働いていない理由は、「体調が悪いため」(26.2%)、「未就学又は就学中のため」(22.7%)、「高齢のため」20.9%、等の順。一方、「働きたくない」は4.7%。



問30-8 今後の就労希望についておたずねします。(〇は1つだけ)

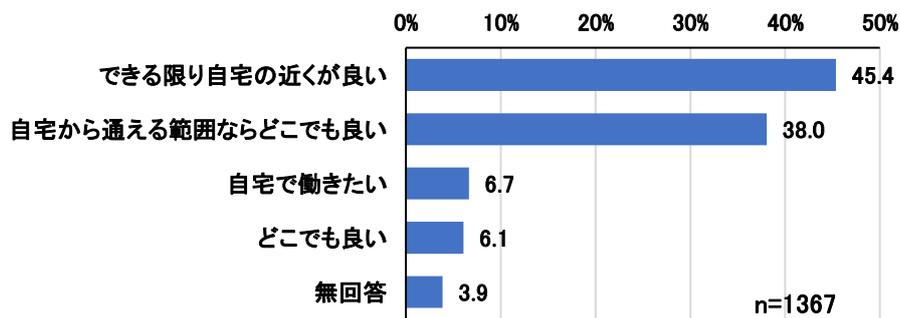
◆ 働いていない方のうち、今後働きたい方は 38.7%、具体的には、「一般企業の常勤従業員や公務員などの常勤従業員として働きたい」が 15.5%、「障害福祉サービス事業所等を利用して働きたい」(12.7%)、「パートやアルバイトとして働きたい」(8.9%) 等の順。一方、「働きたくない」は 22.1%。



問30-8 で 1 番から 4 番までに回答した方にうかがいます。

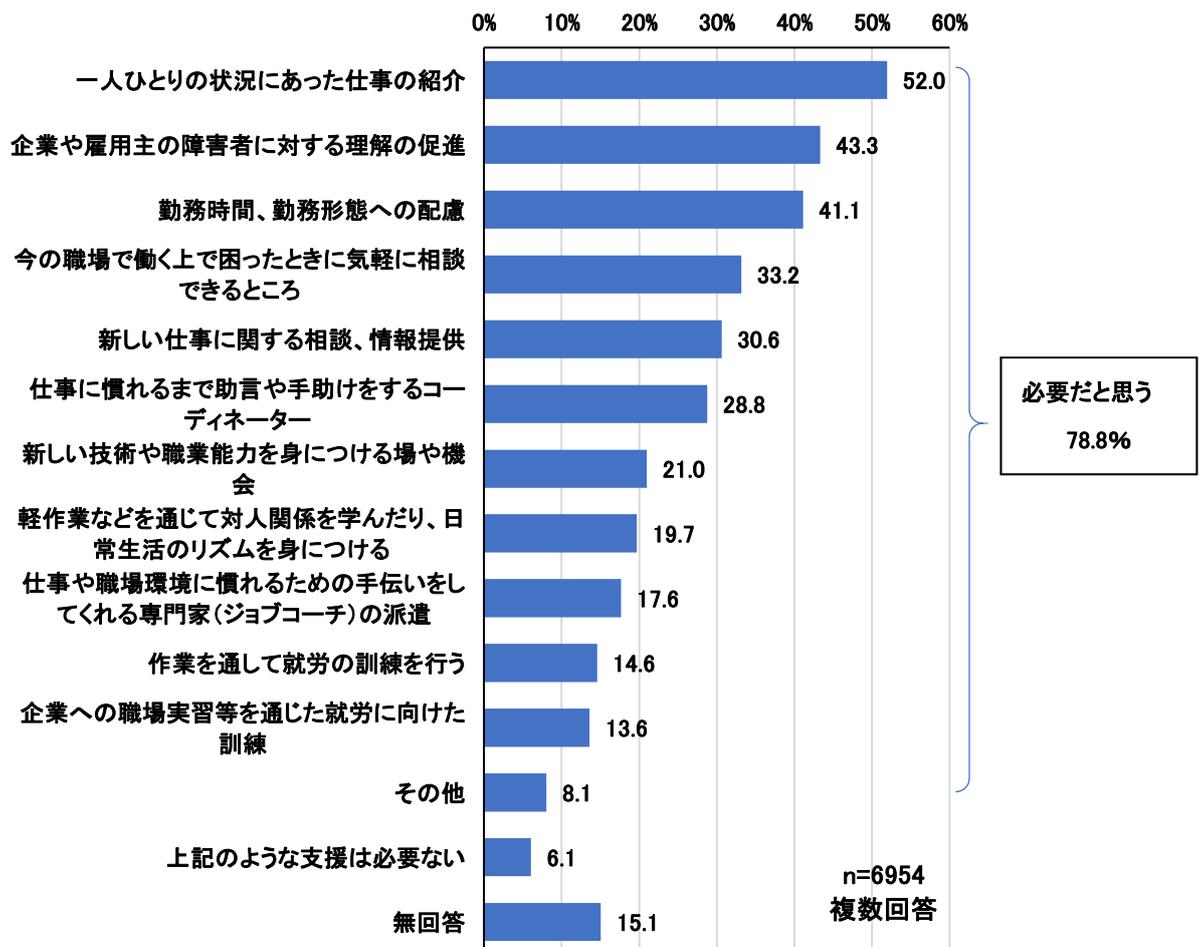
問30-8-1 どのようなところで働きたいですか。(〇は1つだけ)

◆ 働きたい場所は、「できる限り自宅の近くが良い」が 45.4%、「自宅から通える範囲ならどこでも良い」(38.0%)、「自宅で働きたい」(6.7%) 等の順。



問31 全体的方におたずねします。新しい仕事について、仕事を続けるために、どのようなことが必要だとお思いますか。(〇はいくつでも)

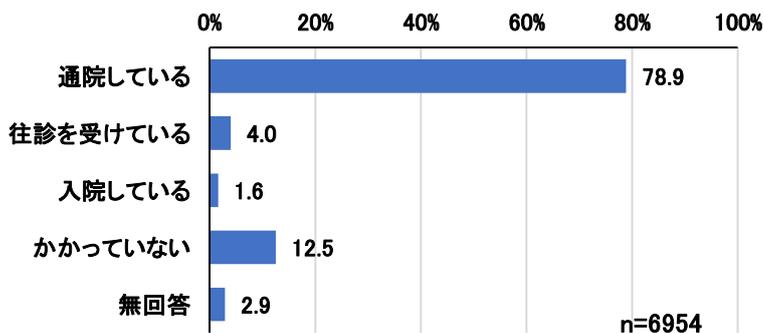
- ◆ 新しい仕事について、仕事を続けるために何らかの支援が必要と思う人は78.8%、具体的には、「一人ひとりの状況にあった仕事の紹介」が52.0%、「企業や雇用主の障害者に対する理解の促進」(43.3%)、「勤務時間、勤務形態への配慮」(41.1%)、「今の職場で働く上で困ったときに気軽に相談できる場所」(33.2%)、「新しい仕事に関する相談、情報提供」(30.6%)等の順。一方「そのような支援は必要ない」は6.1%。



医療と健康についておたずねします

問32 あなたは現在医療機関にかかっていますか。(〇は1つだけ)

- ◆ 現在医療機関に「通院している」が78.9%、「往診を受けている」が4.0%、「入院している」が1.6%。一方、「かかっていない」は12.5%。

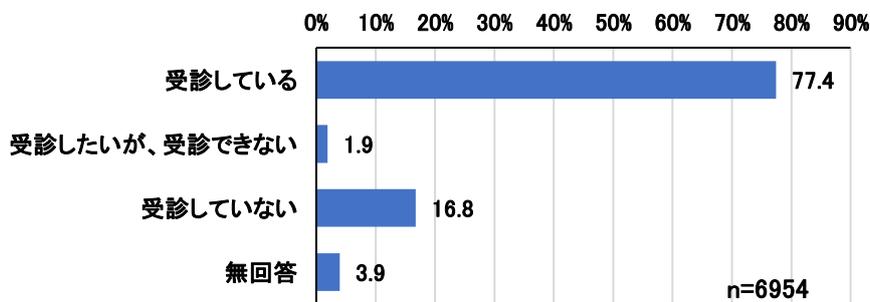


問33 あなたは、障害を専門に診察してくれる主治医の他に、風邪をひいた時などに診察を受ける近くのクリニックなどへ受診していますか。(〇はいくつでも)

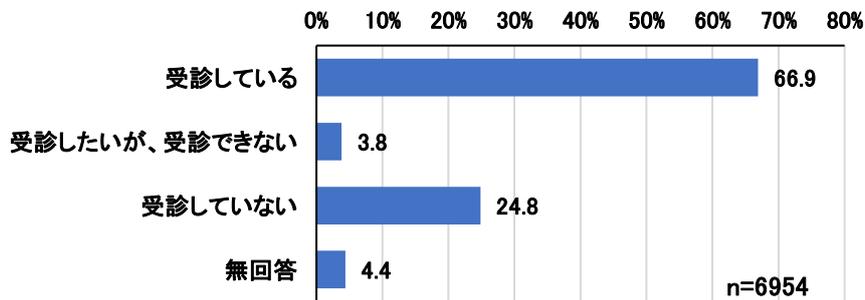
問34 あなたは、障害を専門に診察してくれる主治医の他に、歯のことで診察を受ける近くの歯科クリニックへ受診していますか。(〇はいくつでも)

- ◆ 障害を専門に診察してくれる主治医の他にクリニックなどへ「受診している」が77.4%、「受診したいが、受信できない」が1.9%、「受診していない」が16.8%。
- ◆ 障害を専門に診察してくれる主治医の他に歯科クリニックへ「受診している」が66.9%、「受診したいが、受信できない」が3.8%、「受診していない」が24.8%。

クリニックなどへ受診

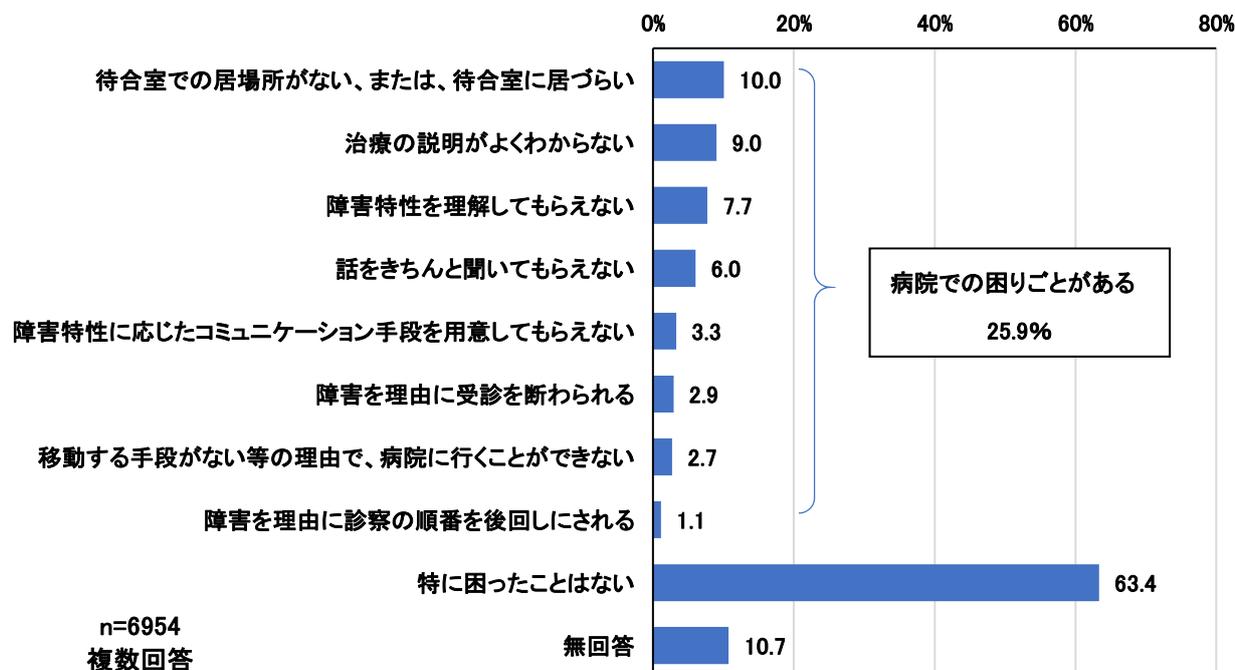


歯科クリニックへ受診



とい びょういん こま
問35 病院での困りごとはなんですか。(〇はいくつでも)

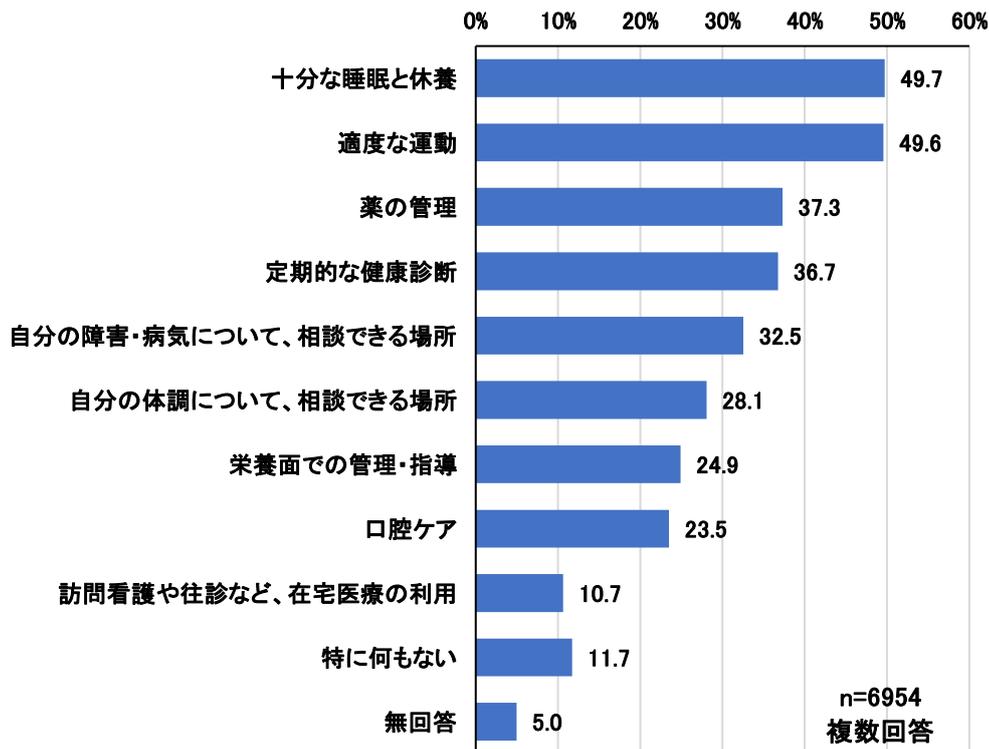
- ◆ 病院での困りごとがある方は 25.9%、具体的には、「待合室での居場所がない、または、待合室に居づらい」が 10.0%、「治療の説明がよくわからない」(9.0%)、「障害特性を理解してもらえない」(7.7%)、「話をきちんと聞いてもらえない」(6.0%)等の順。一方、「特に困ったことはない」は 63.4%。



障害を専門に診察してくれる 主治医以外のクリニックなど へ受診状況別	合計	問35 病院での困りごと									
		障害特性に応じたコミュニケーション手段を用意してもらえない	障害を理由に受診を断られる	障害特性を理解してもらえない	話をきちんと聞いてもらえない	待合室での居場所がない、または、待合室に居づらい	障害を理由に診察の順番を後回しにされる	治療の説明がよくわからない	移動する手段がない等の理由で、病院に行くことができない	特に困ったことはない	無回答
全体	6954	3.3	2.9	7.7	6.0	10.0	1.1	9.0	2.7	63.4	10.7
問34 障害を専門に診察してくれる主治医以外の歯科クリニックへ受診 受診している	4653	3.2	2.6	6.9	5.4	8.7	0.8	9.0	2.0	68.0	8.0
受診したいが、受診できない	267	7.5	9.4	20.6	14.2	30.3	3.0	13.5	11.6	34.8	8.2
受診していない	1728	3.0	2.7	8.2	6.8	11.1	1.5	8.8	3.2	63.1	9.0

とい けんこう いりょう ひつよう おも
問36 あなたの健康・医療について、必要だと思うことはなんですか。(〇はいくつでも)

◆ 健康・医療について必要だと思うことは、「十分な睡眠と休養」(49.7%)、「適度な運動」が49.6%、「薬の管理」(37.3%)、「定期的な健康診断」(36.7%)等の順。一方、「特に何も無い」は13.3%。

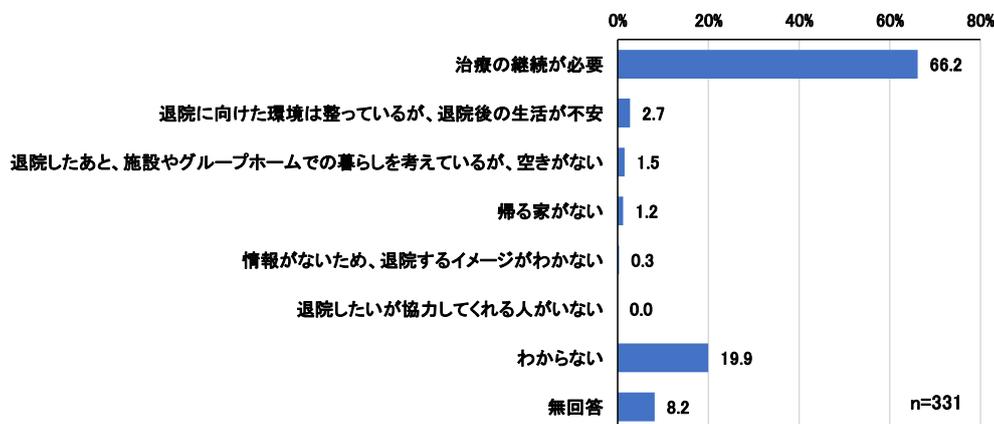


ねんいじょう びょういん す かた

※1年以上、病院で過ごしている方にうかがいます。

とひ びょういん せいかつ なが りゆう
問37 病院での生活が長くなっている理由はどのようなものですか。(〇は1つだけ)

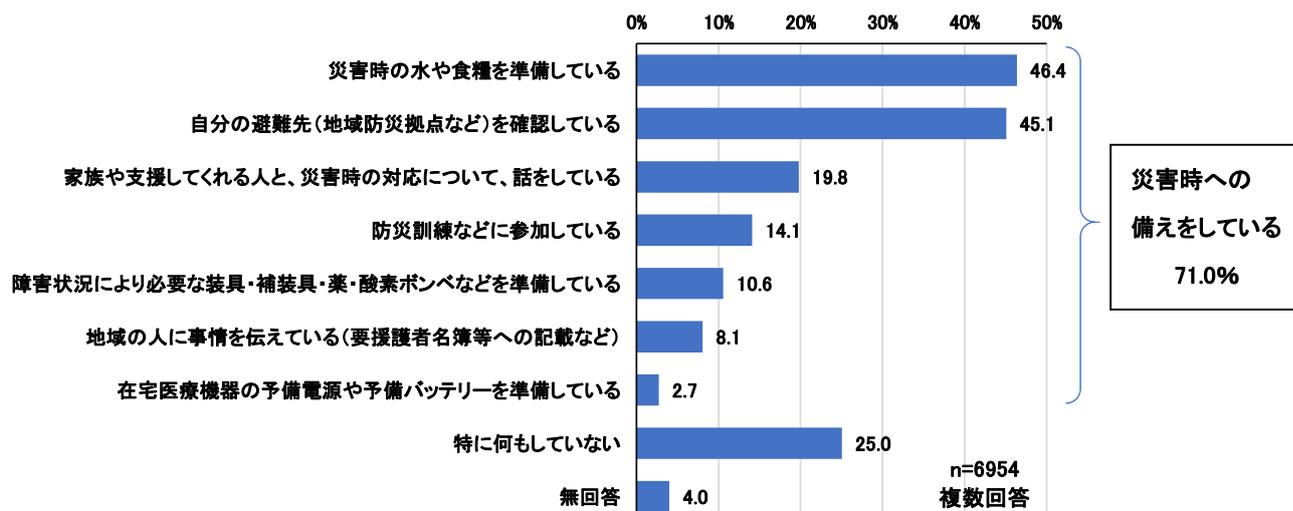
◆ 病院での生活が長くなっている理由は、「治療の継続が必要」が66.2%。



災害関係についておたずねします

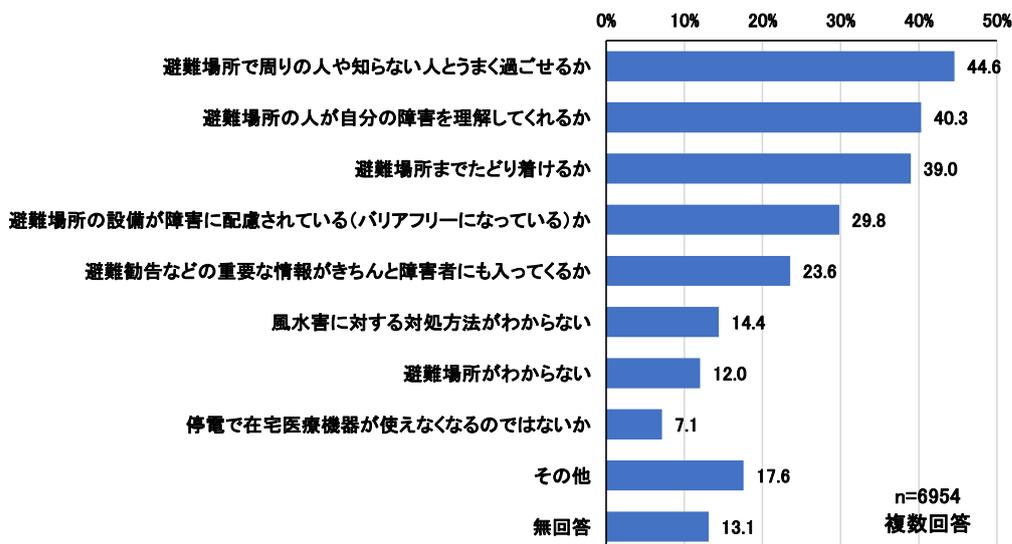
とひ さいがいじ そな
問38 災害時への備えとして、どんなことをしていますか。(〇はいくつでも)

◆ 災害時への備えとして、「災害時の水や食糧を準備している」が46.4%、「自分の避難先(地域防災拠点など)を確認している」(45.1%)等の順。一方、「特に何もしていない」は25.0%。



問39 災害に備えていても、不安に思うことは何ですか。(〇はいくつでも)

- ◆ 災害に備えていても、不安に思うことは、「避難場所で周りの人や知らない人とうまく過ごせるか」(44.0%)、「避難場所の人が自分の障害を理解してくれるか」(40.3%)、「避難場所までたどり着けるか」39.0%、「避難場所の設備が障害に配慮されている(バリアフリーになっている)か」(29.8%)等の順。



第4期横浜市障害者プラン策定に向けたニーズ把握調査業務委託報告書
令和2年3月

障 害 児 編

障害児（18歳未満）

目 次

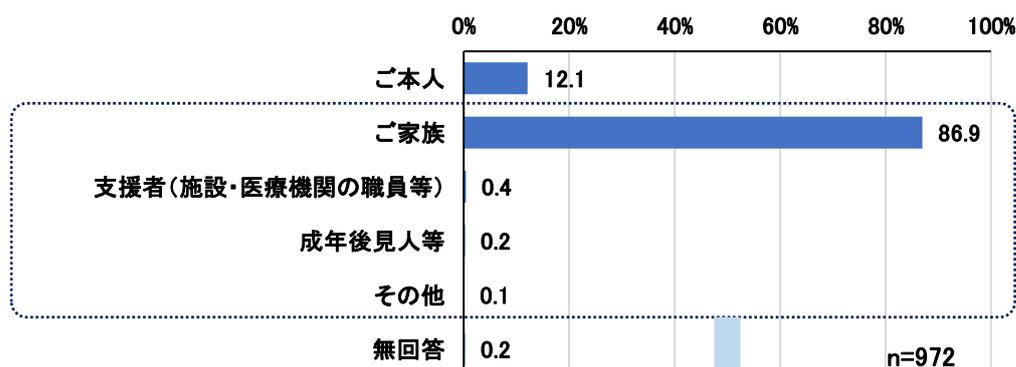
Ⅱ. 調査結果	1
はじめに、このアンケートを記入される方についておたずねします	1
あなたやあなたのご家族のことについておたずねします	2
ふだんの生活で困っていること、これからの困りごとについておたずねします	12
あなたの地域での生活状況についておたずねします	22
近所の人とのおつきあいや余暇についておたずねします	31
就労の状況についておたずねします	34
医療と健康についておたずねします	37
災害関係についておたずねします	40

II. 調査結果

はじめに、このアンケートを記入される方についておたずねします

問1 このアンケートはどなたが記入されますか。(○は1つだけ)

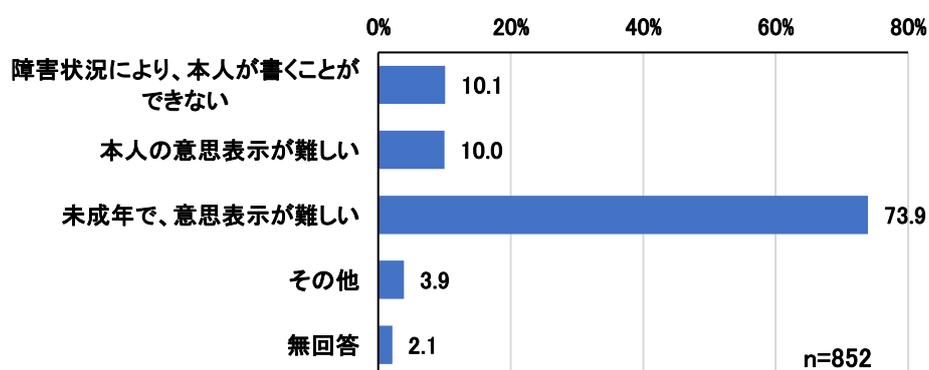
- ◆ アンケートの記入は、「ご家族」が86.9%、「ご本人」(12.1%)、「支援者(施設・医療機関の職員等)」(0.4%)等の順。



問1で2番から5番を選んだ方にうかがいます。

問1-1 本人以外の方が記入するのは、どのような状況からですか。(○は1つだけ)

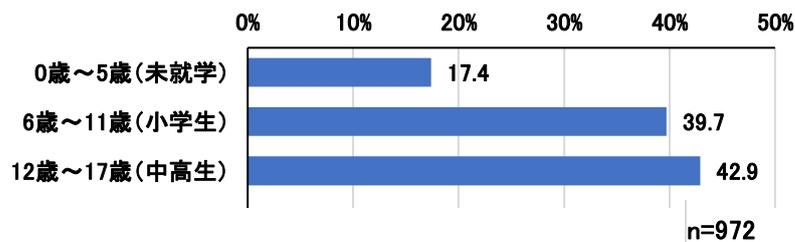
- ◆ 本人以外の方が記入する状況は、「未成年で、意思表示が難しい」が73.9%、「障害状況により、本人が書くことができない」(10.1%)、「本人の意思表示が難しい」(10.0%)の順。



あなたやあなたのご家族のことについておたずねします

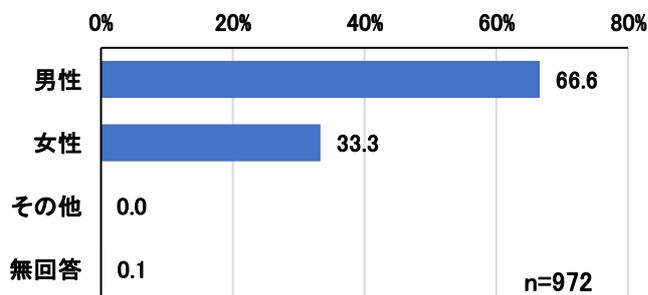
とい ねんれい
問2 あなたの年齢

- ◆ 「12歳～17歳（中高生）」が42.9%、「6歳～11歳（小学生）」（39.7%）、「0歳～5歳（未就学）」（17.4%）等の順。



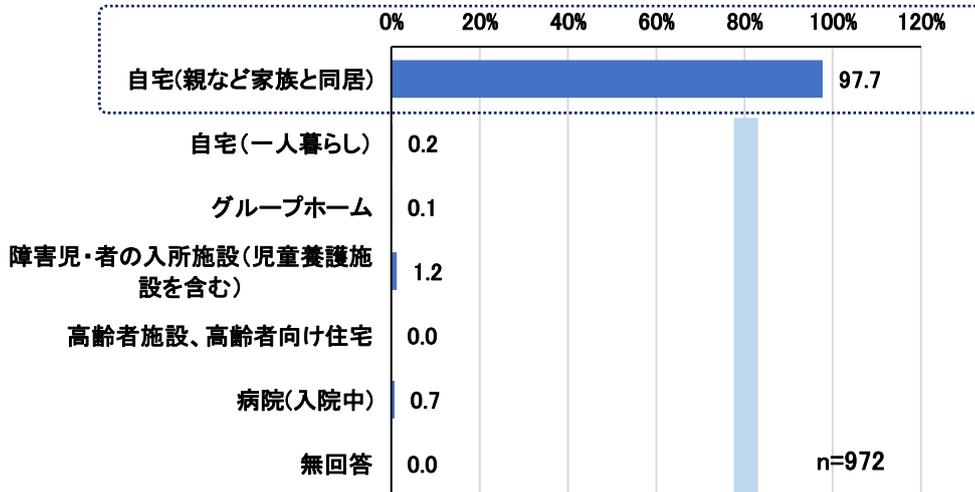
とい せいべつ
問3 あなたの性別（○は1つだけ）

- ◆ 「男性」が66.6%、「女性」が33.3%。



問4 あなたは現在どこで暮らしていますか。(○は1つだけ)

- ◆ 「自宅（親など家族と同居）」が97.7%で圧倒的に高く、「障害児・者の入所施設（児童養護施設を含む）」は1.2%、「病院（入院中）」は0.7%。

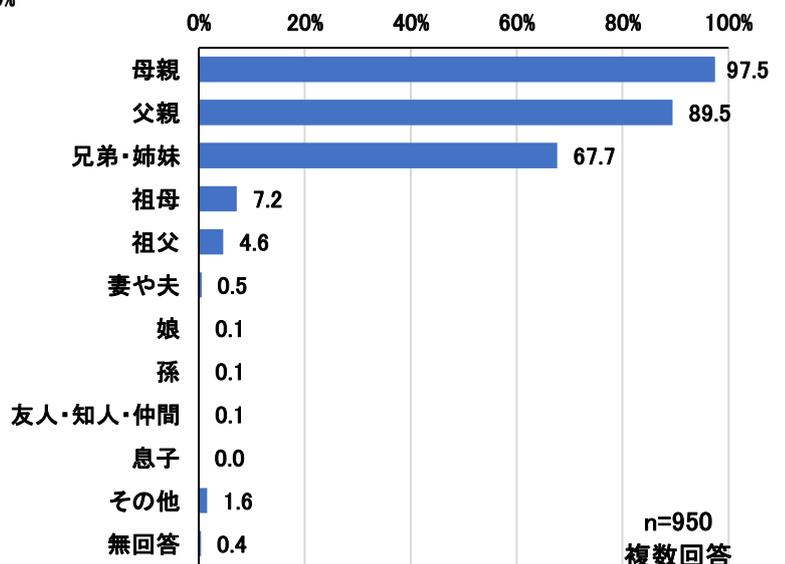
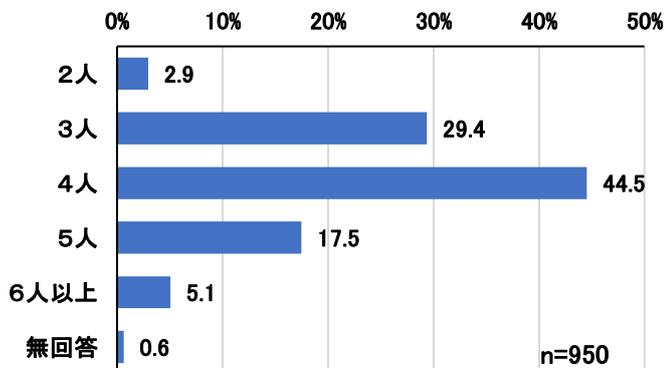


問4で1番を選んだ方にうかがいます。

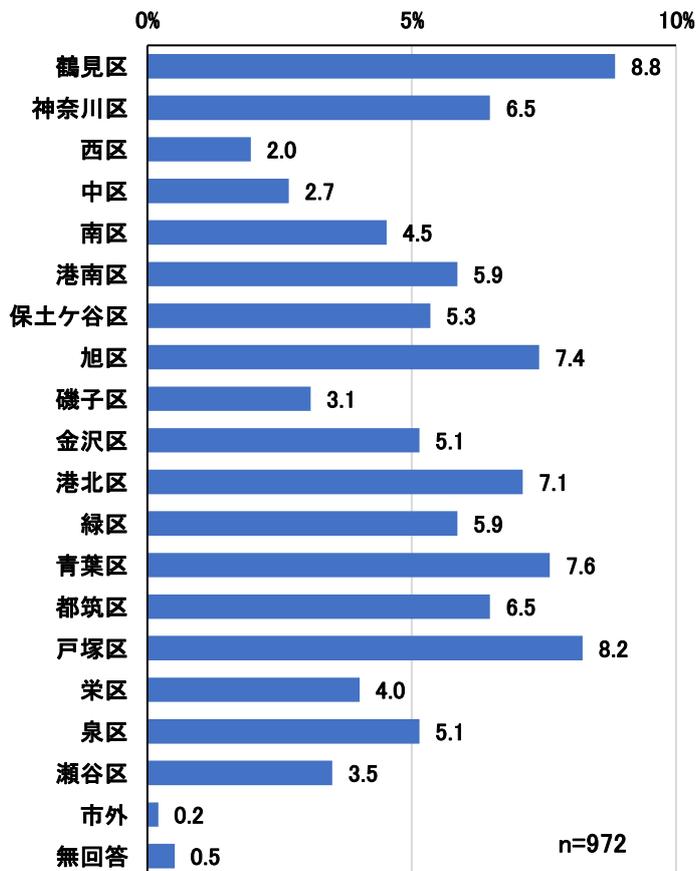
問 4-1 自宅で暮らしている場合、一緒に暮らしているご家族はあなたを含めて何人ですか。

問 4-2 あなたと一緒に暮らしている方すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- ◆ 一緒に暮らしている家族は、「4人」が44.5%、「3人」(29.4%)、「5人」(17.5%)等の順。
- ◆ 一緒に暮らしている家族は、「母親」(97.5%)、「父親」(89.5%)、「兄弟・姉妹」(67.7%)等の順。

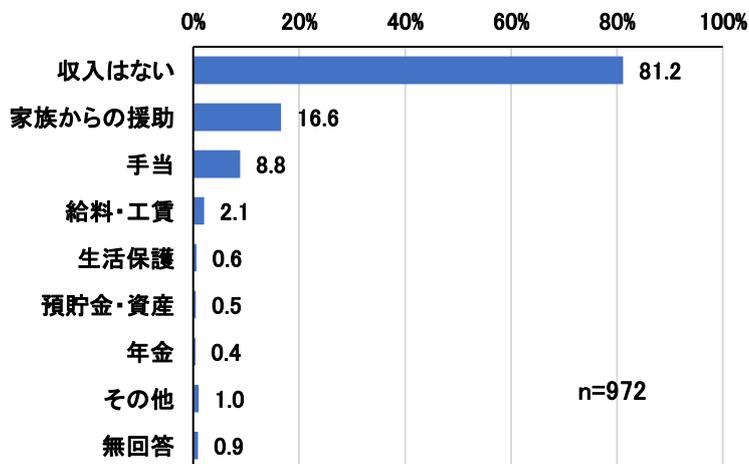


とい げんざいく なにく
問5 あなたが現在暮らしているのは何区ですか。(○は1つだけ)



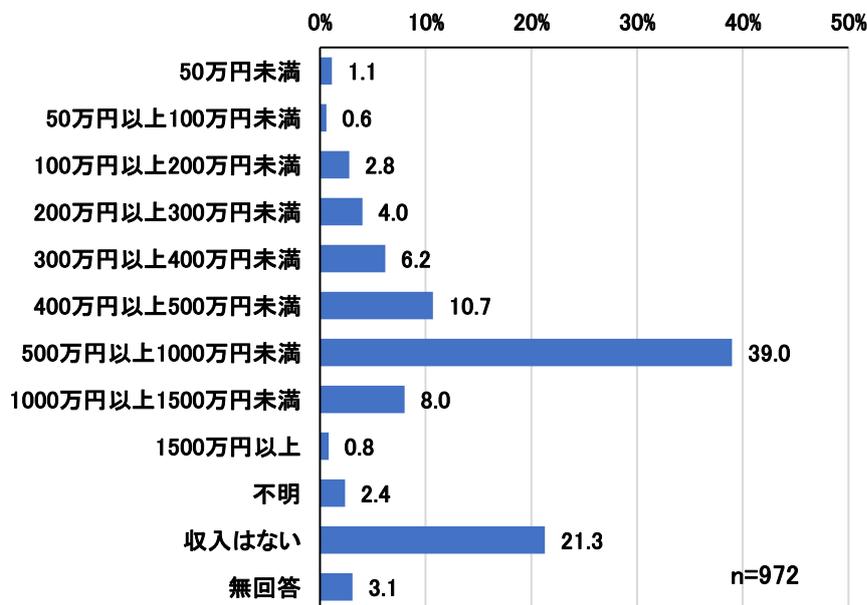
とい しゅうにゆうげん なん
問6 あなたの収入源は何ですか。(○はいくつでも)

◆ 収入源は、「収入はない」が81.2%で圧倒的に高く、「家族からの援助」(16.6%)、「手当」(8.8%)等の順。



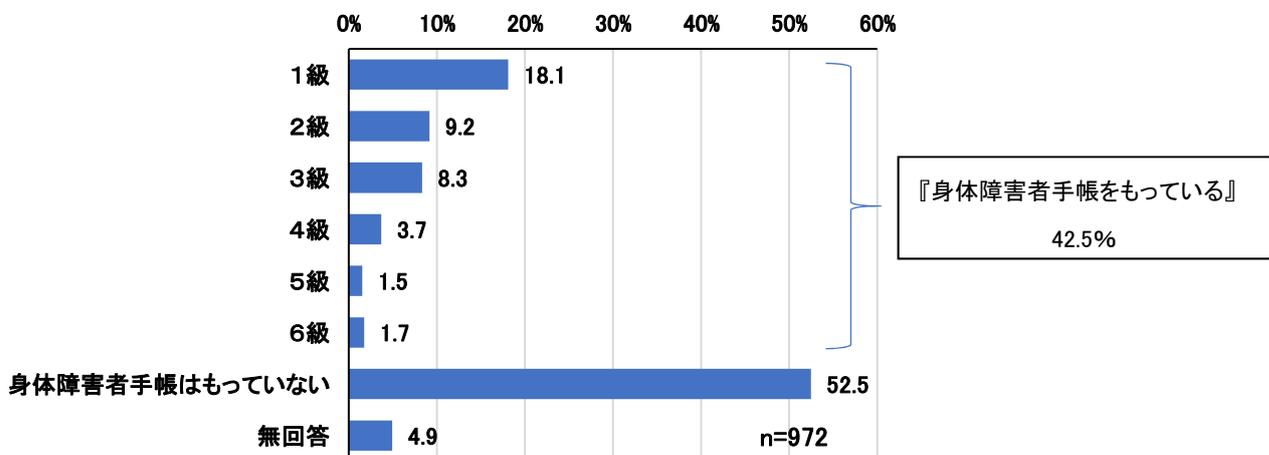
と
 問7 あなたご自身の年収をおたずねします。(年金、手当、生活保護費、親族からの援助も含めて) 本人
 が18歳未満の児童の場合、主に生計を維持する保護者の方についてお答えください。(0は1つだけ)

◆ 保護者の年収は、「500万円以上 1000万円未満」が39.0%、「400万円以上 500万円未満」(10.7%)等の順。一方、「収入はない」は21.3%。



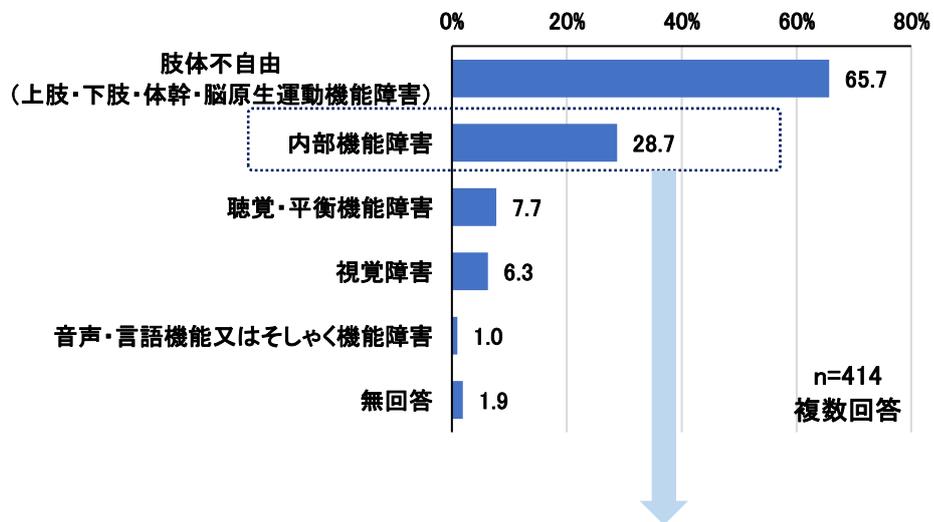
と
 問8 あなたは「身体障害者手帳」をお持ちですか。お持ちの方は、「身体障害者手帳」に記載された
 障害の程度をお答えください。(0は1つだけ)

◆ 身体障害者手帳を持っている方は、全体の42.5%。身体障害者手帳の障害の程度は、「1級」が18.1%、「2級」(9.2%)、「3級」(8.3%)等の順。一方、「身体障害者手帳はもっていない」は52.5%。



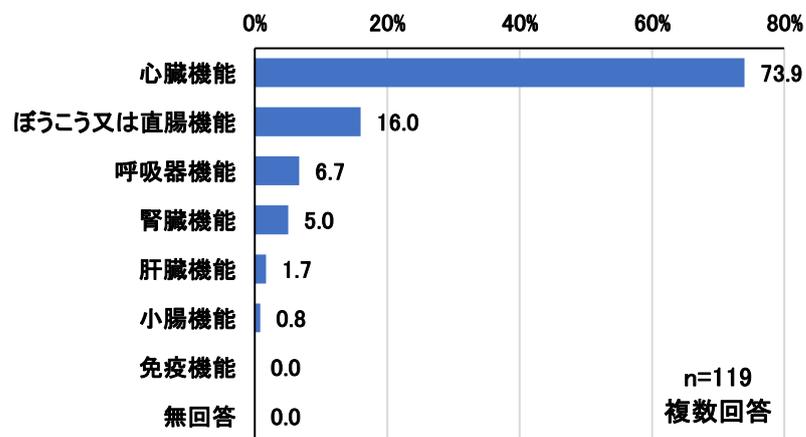
とい しんたいしょうがいしやてちょう も かた きさい こうもく
問8-1 「身体障害者手帳」をお持ちの方は、記載されている項目に○をつけてください。

◆ 「肢体不自由（上肢・下肢・体幹・脳原生運動機能障害）」が65.7%、「内部機能障害」（28.7%）「聴覚・平衡機能障害」（7.7%）、「視覚障害」（6.3%）等の順。



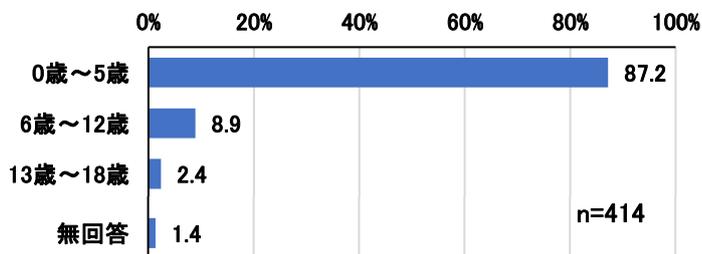
とい ないぶきのうしょうがい かた しょうがい しゅべつ
問8-1-1 「内部機能障害」の方は、障害の種別に○をつけてください。(○はいくつでも)

◆ 内部機能障害の種別は、「心臓機能」が73.9%、「ぼうこう又は直腸機能」（16.0%）、「呼吸器機能」（6.7%）等の順。



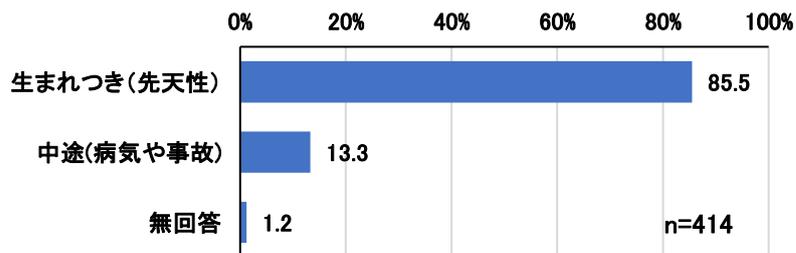
とい しんたいしょうがいしゃてちょう しゅとく ねんれい こた
問8-2 身体障害者手帳を取得した年齢についてお答えください。(○は1つだけ)

◆ 身体障害者手帳を取得した年齢は、「0歳～5歳」が87.2%、「6歳～12歳」(8.9%)、「13歳～18歳」(2.4%)。



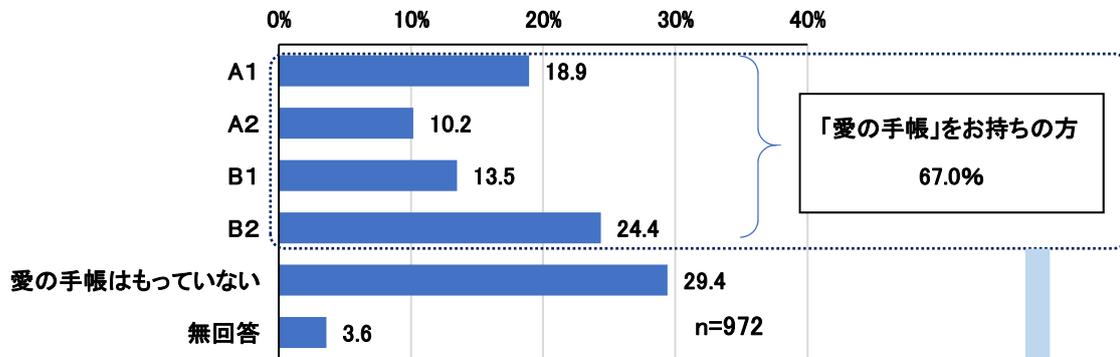
とい しょうがい はっしょう
問8-2-1 障害の発症はいつですか。(○はひとつ)

◆ 障害の発症は、「生まれつき(先天性)」が85.5%、「中途(病気や事故)」が13.3%。



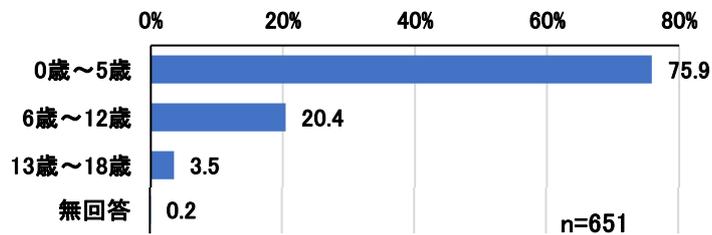
とい あい てちょう も も あい てちょう きさい しょうがい ていど こた
問9 あなたは「愛の手帳」をお持ちですか。お持ちの方は、「愛の手帳」に記載された障害の程度をお答えください。(〇は1つだけ)

◆ 「愛の手帳」を持っている方は67.0%、「愛の手帳」に記載された障害の程度は、「B2」が24.4%、「A1」(18.9%)等の順。一方、「愛の手帳はもっていない」は29.4%。



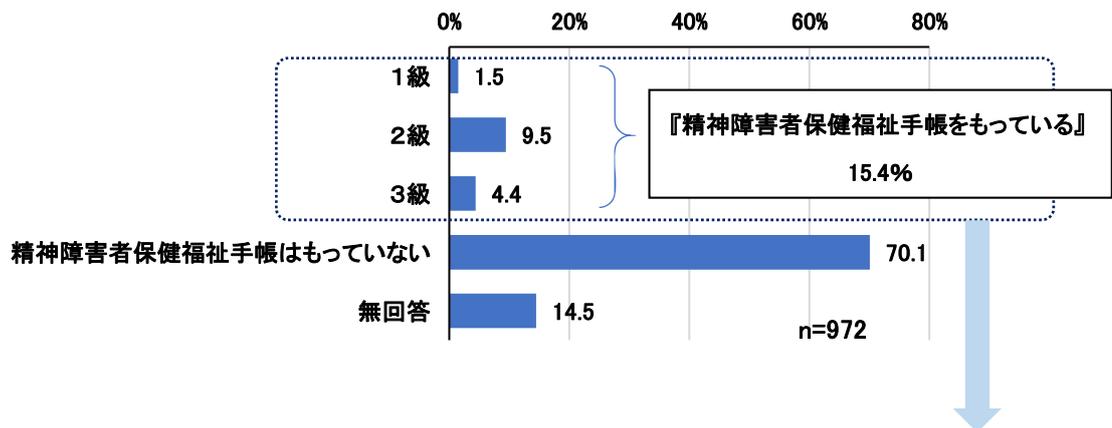
とい あい てちょう しゅとく ねんれい こた
問10 あなたが「愛の手帳」を取得した年齢についてお答えください。(〇は1つだけ)

◆ 「愛の手帳」を取得した年齢は、「0歳～5歳」が75.9%、「6歳～12歳」が20.4%、「13歳～18歳」が3.5%。



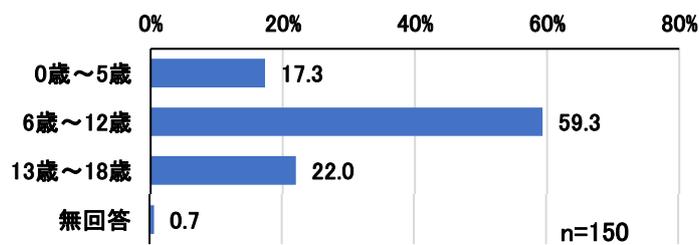
問Ⅰ あなたは「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちですか。お持ちの方は、「精神障害者保健福祉手帳」に記載された障害の程度をお答えください。(○は1つだけ)

- ◆ 「精神障害者保健福祉手帳」を持っている方は15.4%、「精神障害者保健福祉手帳」に記載された障害の程度は、「2級」が9.5%、「3級」(4.4%)等の順。一方、「精神障害者保健福祉手帳はもっていない」は70.1%。



問Ⅰ-Ⅰ 精神障害者保健福祉手帳を取得した年齢についてお答えください。(○は1つだけ)

- ◆ 「精神障害者保健福祉手帳」を取得した年齢は、「6歳～12歳」が59.3%、「13歳～18歳」(22.0%)、「0歳～5歳」(17.3%)。

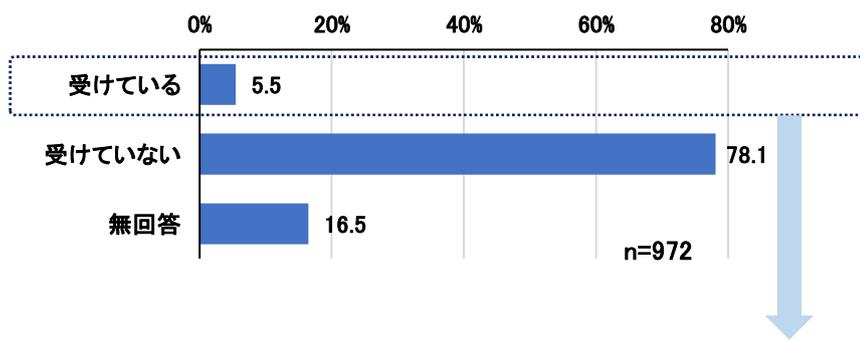


とい しょうがいしえんくぶん にんてい う
問12 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

◆ 18歳未満は障害支援区分の対象外のため設問は該当外。

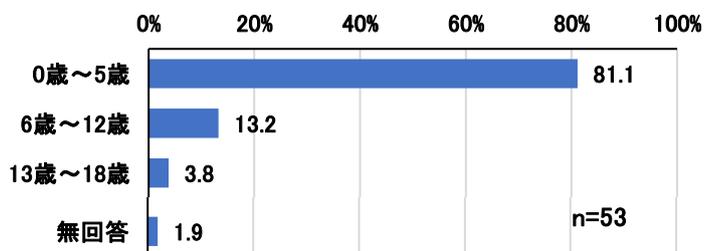
とい なんびょう しんだん う
問13 あなたは「難病」の診断を受けていますか。(○は1つだけ)

◆ 「難病」の診断を「受けていない」方は78.1%、「受けている」方は5.5%。



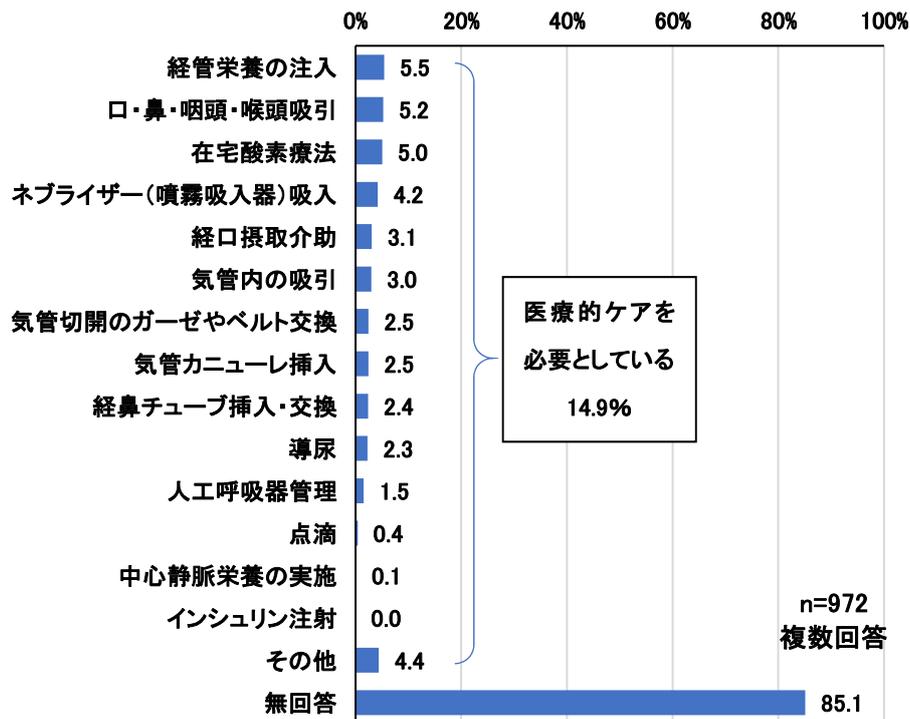
とい なんびょう しんだん う ねんれい
問14 あなたが「難病」の診断を受けた年齢はいつですか。(○は1つだけ)

◆ 「難病」の診断を受けた年齢は、「0歳～5歳」が81.1%、「6歳～12歳」(13.2%)、「13歳～18歳」(3.8%)。



とい いりょうてき ひつよう ひつよう いりょうてき
問15 あなたは、医療的ケア※を必要としていますか。必要している医療的ケアに○をつけてください。
 (○はいくつでも)

◆ 何らかの医療ケアを必要としている方は14.9%。その内訳は、「経管栄養の注入」が5.5%、「口・鼻・咽頭・喉頭吸引」(5.2%)、「在宅酸素療法」(5.0%)、「ネブライザー(噴霧吸入器)吸入」(4.2%)、「経口摂取介助」(3.1%)、「気管内の吸引」(3.0%)等の順。



【医療ケアが必要な有無別 災害への備え】

医療ケアの有無	合計	問38 災害時への備え								無回答	
		自分の避難先(地域防災拠点など)を確認している	災害時の水や食糧を準備している	障害状況により必要な装具・補装具・薬・酸素ボンベなどを準備している	在宅医療機器の予備電源や予備バッテリーを準備している	家族や支援してくれる人と、災害時の対応について、話をしている	防災訓練などに参加している	地域の人に事情を伝えている(要援護者名簿等への記載など)	特に何もしていない		
全体	972	48.5	55.7	12.3	4.1	25.9	24.1	13.2	17.6	1.9	
医療ケアの有無	医療ケアが必要	145	52.4	62.1	44.1	23.4	26.2	12.4	28.3	11.0	1.4
	医療ケアは不要	827	47.8	54.5	6.8	0.7	25.9	26.1	10.5	18.7	1.9

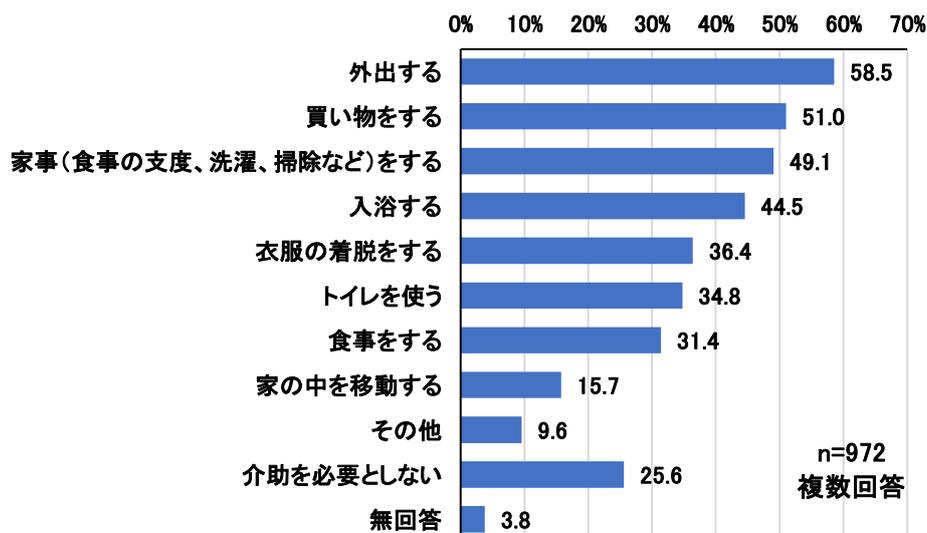
【医療ケアが必要な有無別 災害に備えていても不安に思うこと】

医療ケアの有無	合計	問39 災害に備えていても、不安に思うこと								無回答		
		避難場所での周りの人や知らない人とうまく過ごせるか	避難場所の設備が障害に配慮されている(バリアフリーになっている)か	避難場所の人が自分の障害を理解してくれるか	避難勧告などの重要な情報がきちんと障害者にも入ってくるか	避難場所までたどり着けるか	停電で在宅医療機器が使えなくなるのではないか	風水害に対する対処方法がわからない	避難場所がわからない		その他	
全体	972	60.9	32.0	59.2	29.1	43.6	8.5	15.2	8.1	16.8	7.4	
医療ケアの有無	医療ケアが必要	145	41.4	62.1	55.2	28.3	58.6	44.1	20.7	6.9	27.6	4.8
	医療ケアは不要	827	64.3	26.7	59.9	29.3	41.0	2.3	14.3	8.3	14.9	7.9

ふだんの生活で困っていること、これからの困りごとについておたずねします

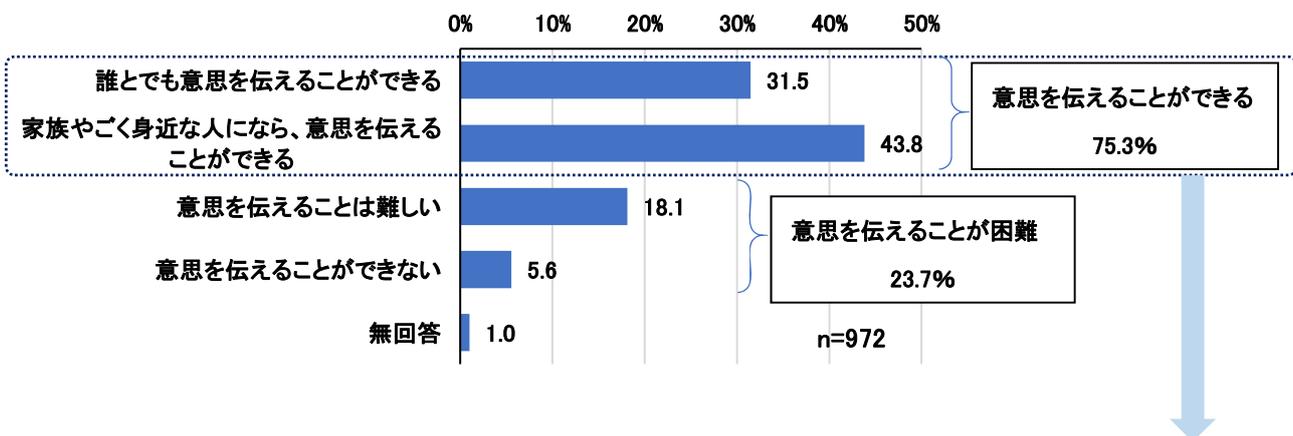
とい
にちじょう せいかつ かいじょ ひつよう
問16 あなたは、日常の生活に介助を必要としますか。介助を必要とする項目すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- ◆ 日常の生活に介助を必要とする項目は、「外出する」が58.5%、「買い物をする」(51.0%)、「家事(食事の支度、洗濯、掃除など)をする」(49.1%)、「入浴する」(44.5%)等の順。



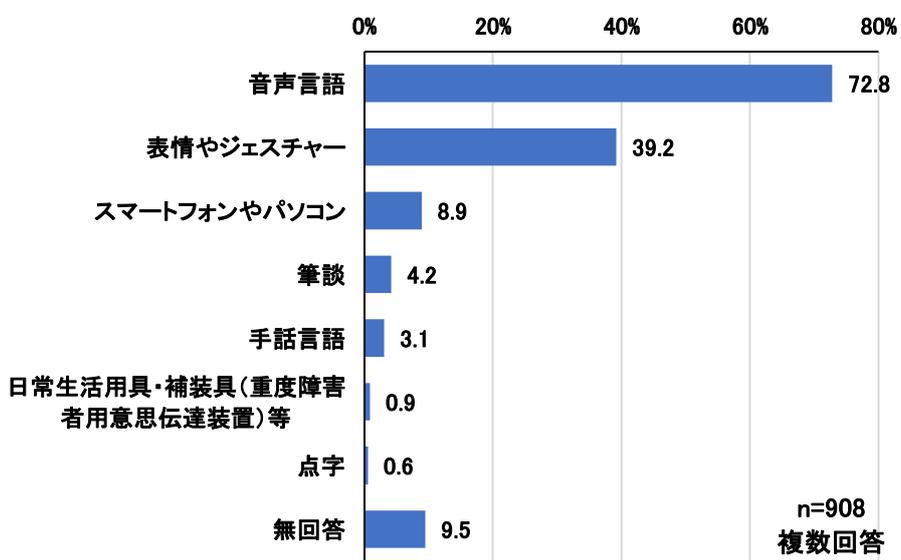
とい じぶん ひと いし つた
問17 あなたは、自分だけでまわりの人に意思を伝えることができますか。(○は1つだけ)

◆ 「誰とでも意思を伝えることができる」(31.5%)と「家族やごく身近な人になら、意思を伝えることができる」(43.8%)を合わせた75.3%の方は、何らかの方法で自分の意思を伝えることができる。一方、「意思を伝えることは難しい」(18.1%)、「意思を伝えることはできない」(5.6%)を合わせた23.7%の方は、自分の意思を伝えることが困難。



とい ほうほう いし つた
問17-1 あなたはどのような方法で意思を伝えていますか。(○はいくつでも)

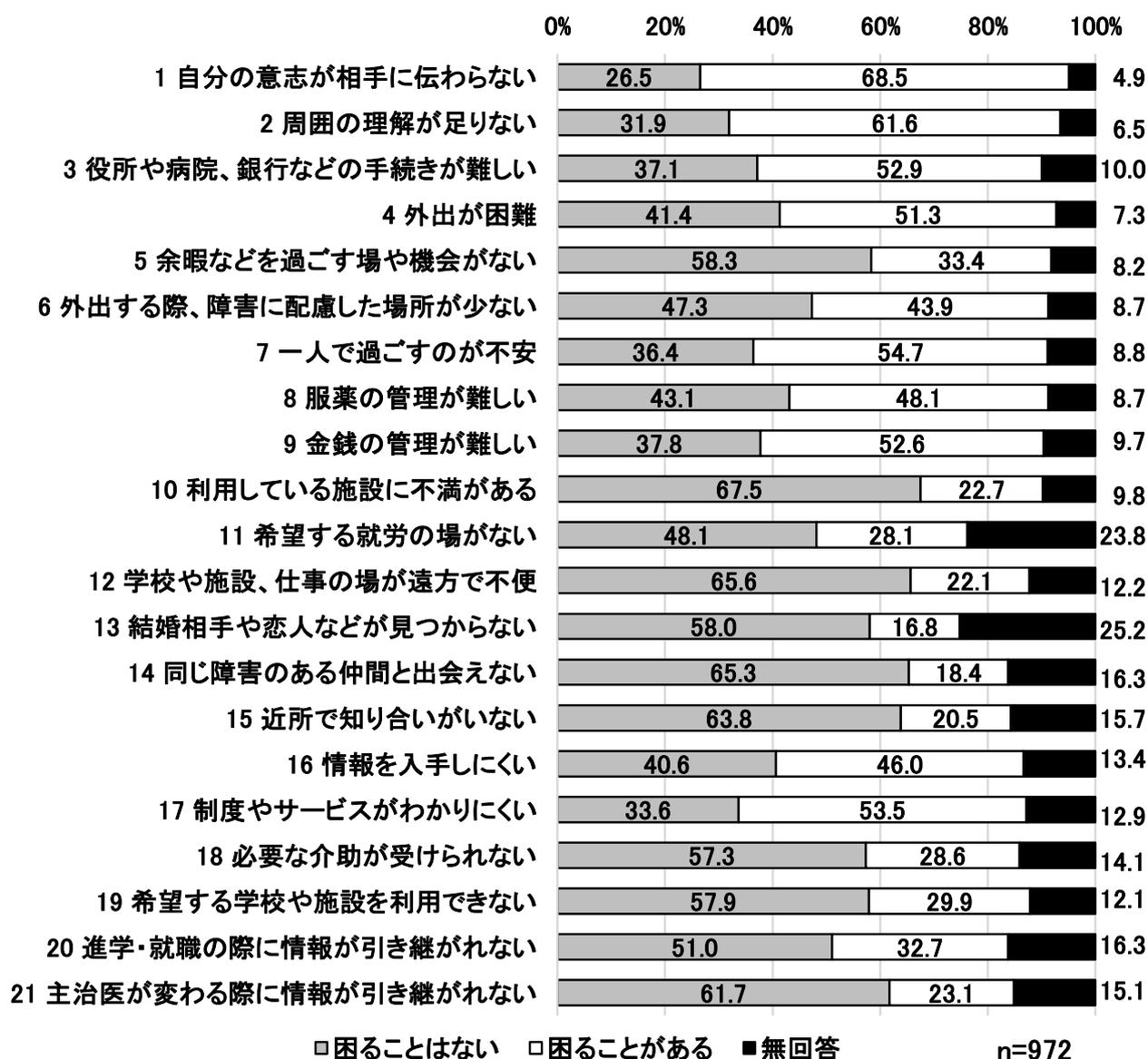
◆ 「音声言語」が72.8%、「表情やジェスチャー」(39.2%)、「スマートフォンやパソコン」(8.9%)等の順。



問18 あなたは生活の中で、どのようなことで困ることがありますか。困ったときにどこに相談しますか。

【困りごとの有無】

- ◆ 生活の中で「困ることがある」の上位7項目は「自分の意志が相手に伝わらない」(68.5%)、「周囲の理解が足りない」(61.6%)、「一人で過ごすのが不安」(54.7%)、「制度やサービスがわかりにくい」(53.5%)、「役所や病院、銀行などの手続きが難しい」(52.9%)、「金銭の管理が難しい」(52.6%)、「外出が困難」(51.3%)で5割以上の方が挙げている。
- ◆ 一方、21項目中10項目で、全体の5割以上の方が、生活の中で「困ることはない」と回答している。



【困ったときの相談先】順位

- ◆ 困った時の相談先としては、どの項目も『家族』が一番に挙げられている。次いで、日常生活に関することは『支援者』もしくは『学校』、「制度」や「サービス」に関することは『区役所』もしくは『学校』が多い。
- ◆ 「結婚相手や恋人」「同じ障害のある仲間に出会えない」「近所で知り合いがいない」等に関することは「相談先がわからない」あるいは「相談する相手がない」が多く挙げられている。

	全体 n=	家族	友人	近所の人や自治会・ 町内会、民生委員など	支援者（医療機関・ 施設等の職員）	成年後見人等	当事者団体・親の会など	区役所 （福祉保健センター）	基幹相談支援センター・ 生活支援センター	計画相談	地域ケアプラザ	地域療育センター	学校	相談先がわからない	相談する相手がない
1 自分の意志が相手に伝わらない	666	1	5	10	3	14	7	6	12	7	13	3	2	11	7
2 周囲の理解が足りない	599	1	5	9	4	13	7	6	12	11	14	3	2	10	8
3 役所や病院、銀行などの手続きが難しい	514	1	6	10	2	13	10	3	12	9	14	5	4	7	8
4 外出が困難	499	1	7	12	2	13	10	5	10	6	13	4	3	8	8
5 余暇などを過ごす場や機会がない	325	1	4	12	2	14	8	6	11	7	12	5	3	8	10
6 外出する際、障害に配慮した場所が少ない	427	1	5	12	2	14	7	9	11	9	12	3	4	5	7
7 一人で過ごすのが不安	532	1	4	11	2	14	11	7	9	7	13	5	3	6	10
8 服薬の管理が難しい	468	1	7	12	2	12	9	9	7	9	14	4	3	5	6
9 金銭の管理が難しい	511	1	5	11	2	13	8	9	11	9	13	4	3	6	7
10 利用している施設に不満がある	221	1	5	12	3	14	6	6	10	9	13	4	2	8	11
11 希望する就労の場がない	273	1	6	12	3	12	8	6	11	8	12	5	2	4	10
12 学校や施設、仕事の場が遠方で不便	215	1	7	12	3	13	9	5	11	10	13	4	2	7	6
13 結婚相手や恋人などが見つからない	163	1	5	8	4	11	11	8	11	8	14	7	6	3	2
14 同じ障害のある仲間と出会えない	179	1	8	9	3	12	7	10	12	11	12	6	3	2	3
15 近所で知り合いがいない	199	1	7	8	5	12	9	11	13	9	13	6	4	3	2
16 情報を入手しにくい	447	1	6	12	5	14	8	2	10	10	13	4	3	7	9
17 制度やサービスがわかりにくい	520	1	6	12	4	14	8	2	11	10	13	3	5	7	9
18 必要な介助が受けられない	278	1	8	12	3	14	11	2	10	7	13	5	4	6	9
19 希望する学校や施設を利用できない	291	1	7	12	5	14	11	3	10	8	13	4	2	6	9
20 進学・就職の際に情報が引き継がれない	318	1	6	12	5	14	11	6	9	10	13	3	2	4	8
21 主治医が変わる際に情報が引き継がれない	225	1	7	11	2	14	11	8	10	9	11	3	5	3	6

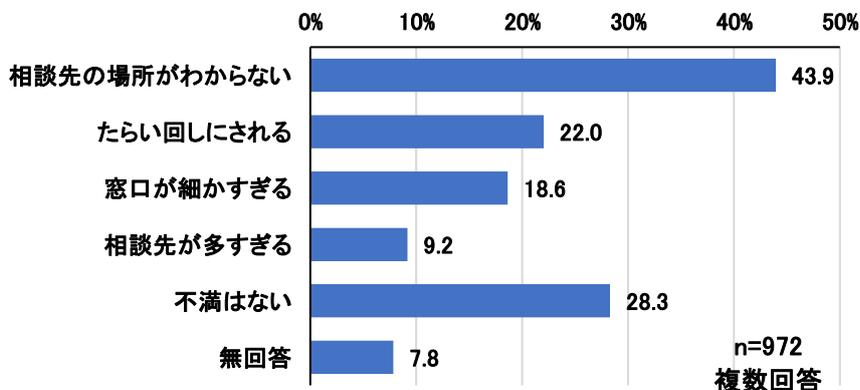
1位 2位 3位 4位 5位

【困ったときの相談先】%

	全体	家族	友人	近所の人や自治会・町内会、民生委員など	支援者（医療機関・施設等の職員）	成年後見人等	当事者団体・親の会など	区役所（福祉保健センター）	基幹相談支援センター・生活支援センター	計画相談	地域ケアプラザ	地域療育センター	学校	相談先がわからない	相談する相手がいない	その他	無回答
1 自分の意志が相手に伝わらない	666	79.6	8.0	1.5	17.0	0.3	1.7	1.8	1.2	1.7	0.6	17.0	37.8	1.4	1.7	3.3	9.9
2 周囲の理解が足りない	599	73.0	8.0	2.2	14.7	0.2	2.5	2.7	1.0	1.2	0.0	16.0	34.4	2.0	2.3	4.0	11.4
3 役所や病院、銀行などの手続きが難しい	514	77.2	3.1	0.8	8.4	0.2	0.8	7.0	0.6	1.0	0.0	6.2	6.6	2.9	1.9	3.1	11.3
4 外出が困難	499	76.0	2.8	0.4	13.2	0.0	1.6	5.0	1.6	3.6	0.0	7.4	12.4	2.2	2.2	2.6	13.0
5 余暇などを過ごす場や機会がない	325	65.2	7.4	1.2	15.7	0.0	4.0	5.5	1.5	5.2	1.2	6.5	9.8	4.0	2.5	5.5	17.2
6 外出する際、障害に配慮した場所が少ない	427	63.5	6.6	0.5	10.5	0.0	3.7	2.8	1.2	2.8	0.5	7.5	7.3	6.6	3.7	3.7	16.9
7 一人で過ごすのが不安	532	75.2	6.8	1.3	12.2	0.0	1.3	2.4	1.9	2.4	0.2	6.6	10.2	2.6	1.7	3.4	14.7
8 服薬の管理が難しい	468	80.6	0.9	0.2	9.4	0.2	0.6	0.6	0.9	0.6	0.0	2.8	5.1	1.7	1.3	0.9	12.8
9 金銭の管理が難しい	511	79.5	2.0	0.6	6.1	0.2	1.0	0.8	0.6	0.8	0.2	2.2	3.7	1.8	1.6	0.8	14.7
10 利用している施設に不満がある	221	65.6	9.5	1.4	13.6	0.0	5.4	5.4	2.3	2.7	0.5	13.1	28.1	3.6	1.8	5.4	15.8
11 希望する就労の場がない	273	60.1	4.8	0.4	10.3	0.4	4.0	4.8	2.6	4.0	0.4	5.5	29.3	5.9	3.7	2.9	15.0
12 学校や施設、仕事の場が遠方で不便	215	53.5	5.1	0.5	11.2	0.0	3.3	7.0	1.4	2.8	0.0	7.4	16.3	5.1	6.0	1.9	24.2
13 結婚相手や恋人などが見つからない	163	58.9	5.5	1.2	6.7	0.6	0.6	1.2	0.6	1.2	0.0	3.7	4.3	8.0	8.6	6.1	19.0
14 同じ障害のある仲間と出会えない	179	49.7	4.5	2.2	7.8	0.0	6.1	1.7	0.0	0.6	0.0	7.3	7.8	10.1	7.8	4.5	19.6
15 近所で知り合いがいない	199	56.3	2.5	2.0	5.0	0.5	1.5	1.0	0.0	1.5	0.0	3.5	6.5	7.0	10.1	3.0	19.1
16 情報を入手しにくい	447	51.9	9.4	2.7	14.3	0.2	4.5	21.5	3.1	3.1	0.7	16.3	19.5	6.9	4.3	4.9	15.2
17 制度やサービスがわかりにくい	520	49.6	7.9	1.7	13.7	0.4	4.8	27.5	2.9	3.5	0.6	13.8	13.3	7.3	3.8	4.2	16.0
18 必要な介助が受けられない	278	50.7	5.8	2.2	12.9	0.4	2.9	16.9	3.6	6.1	1.4	9.4	10.4	8.3	4.7	5.4	19.8
19 希望する学校や施設を利用できない	291	51.2	6.2	1.0	12.0	0.0	3.4	16.2	3.8	4.5	0.7	13.7	18.6	7.2	4.1	4.8	19.2
20 進学・就職の際に情報が引き継がれない	318	53.8	4.4	0.6	9.1	0.0	1.6	4.4	2.5	1.9	0.3	10.4	27.0	10.1	3.1	3.8	16.7
21 主治医が変わる際に情報が引き継がれない	225	54.2	3.6	0.4	16.0	0.0	0.4	3.1	0.9	1.3	0.4	10.2	8.0	10.2	4.0	4.9	16.9

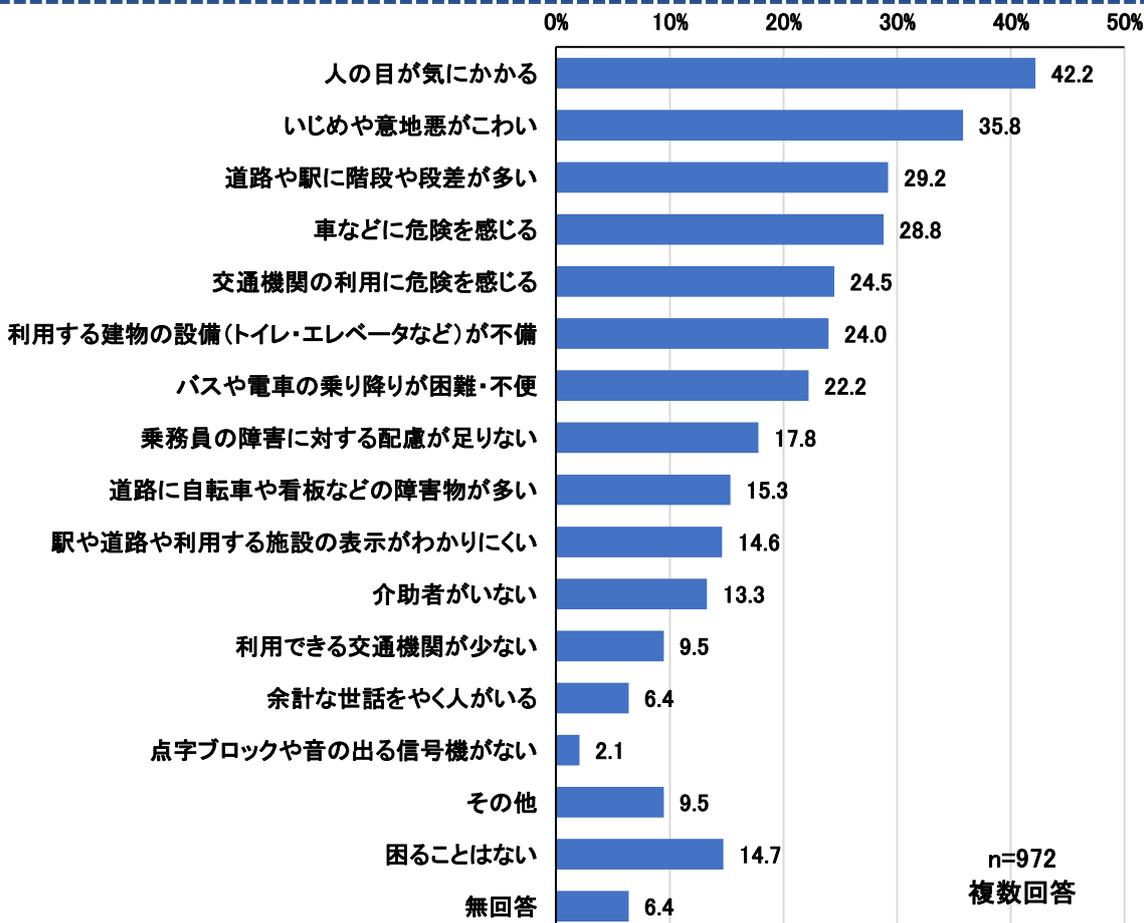
問19 障害のある方の相談先についてどう思いますか。(〇はいくつでも)

◆ 障害のある方の相談先について、「相談先の場所がわからない」が43.9%、「たらい回しにされる」(22.0%)、「窓口が細かすぎる」(18.6%)等の順。一方、「不満はない」は28.3%。



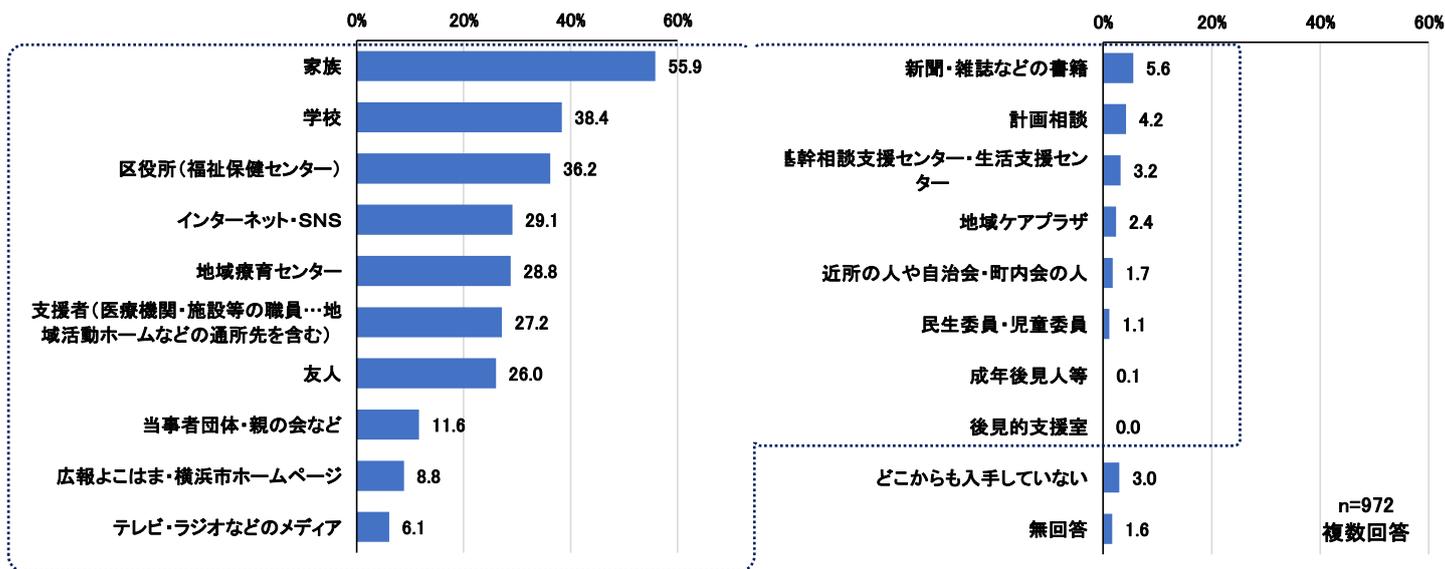
問20 普段の生活で外出する時や、外出したいと思う時に困ることはどのようなことですか。(〇はいくつでも)

◆ 普段の生活で外出時に困ることは、「人の目が気にかかる」が42.2%、「いじめや意地悪がこわい」(35.8%)、「道路や駅に階段や段差が多い」(29.2%)、「車などに危険を感じる」(28.8%)等の順。一方、「困ることはない」は14.7%。



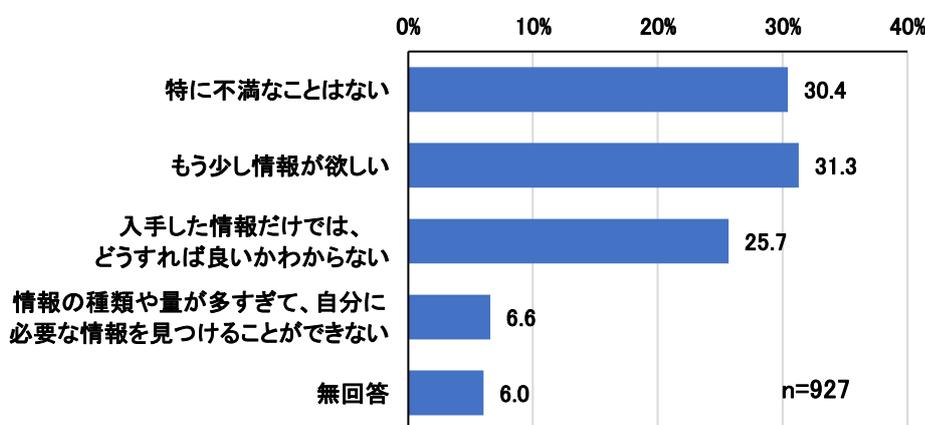
問21 現在、障害福祉にかかわる情報について、どこから(誰から)情報を入手していますか。(0はいくつでも)

◆ 障害福祉にかかわる情報の入手先は、「家族」が55.9%、「学校」(38.4%)、「区役所(福祉保健センター)」が36.2%、「インターネット・SNS」(29.1%)、「地域療育センター」(28.8%)、「支援者(医療機関・施設等の職員)」(27.2%)、「友人」(26.0%)等の順。一方、「どこからも入手していない」は3.0%。



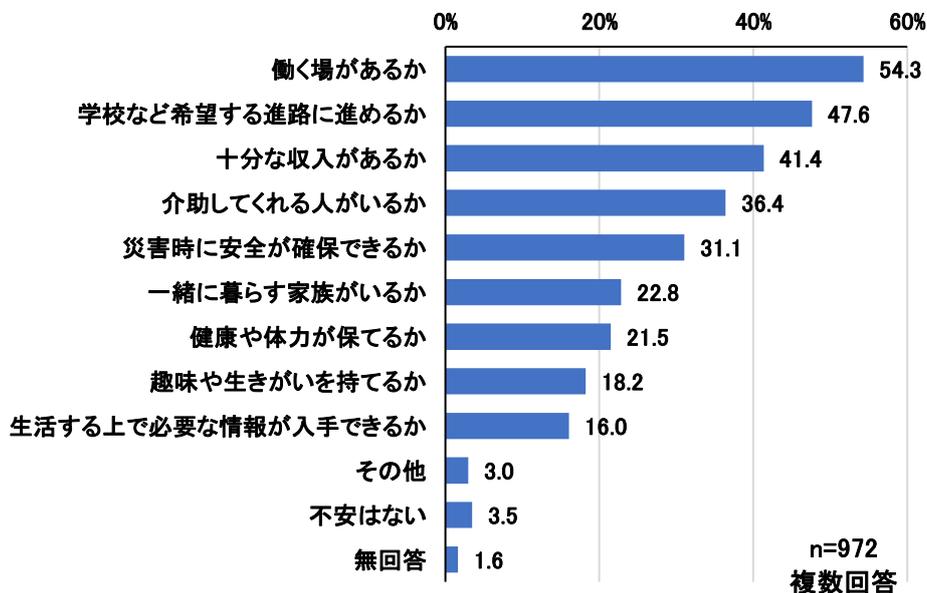
問21-1 問21の場所や人から入手した情報について、不満に感じたことはありますか。(〇は1つだけ)

◆ 入手した情報について、不満に感じることは、「特に不満なことはない」が30.4%、「もう少し情報が欲しい」(31.3%)、「入手した情報だけでは、どうすれば良いかわからない」(25.7%)、「情報の種類や量が多すぎて、自分に必要な情報を見つけることができない」(6.6%)の順。



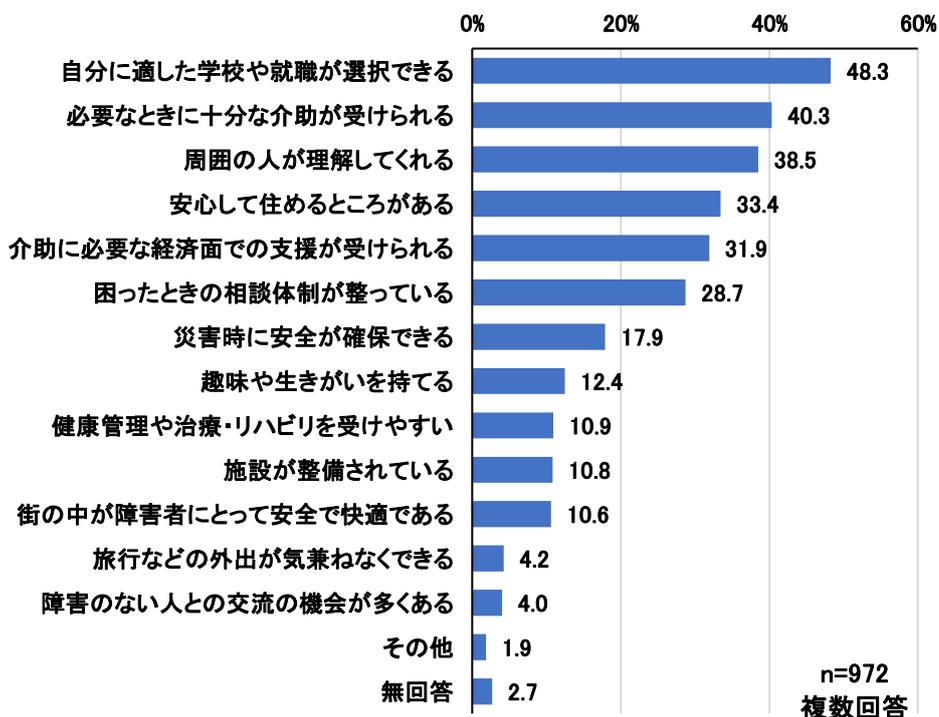
問22 あなたは将来に不安がありますか。とくに不安を感じることを次の中から3つまで選んで○をつけてください。(○は3つまで)

◆ 将来に不安を感じることは、「働く場があるか」が54.3%、「学校など希望する進路に進めるか」(47.6%)、「十分な収入があるか」(41.4%)等の順。



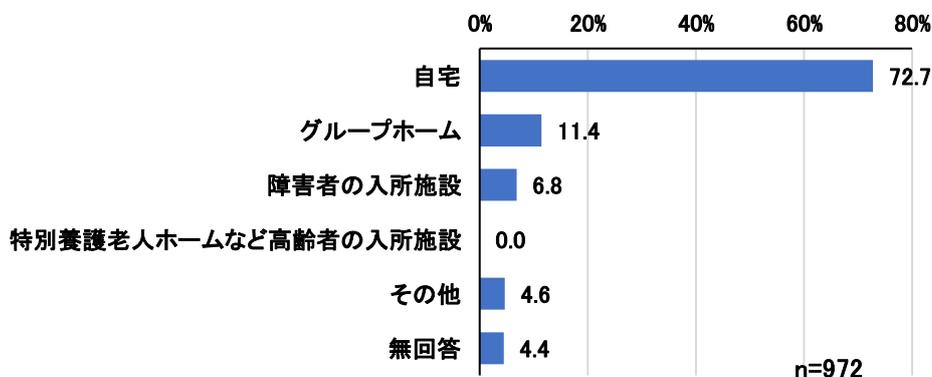
問23 将来の障害者福祉を考えると、あなたが特に重要と思うものに3つまで○をつけてください。(○は3つまで)

◆ 将来の障害者福祉を考えると、特に重要と思うものは、「自分に適した学校や就職が選択できる」が48.3%、「必要なときに十分な介助が受けられる」(40.3%)、「周囲の人が理解してくれる」(38.5%)等の順。



とい しょうらい せいかつ かんが
問24 あなたは将来どこで生活したいと考えますか。(〇は1つだけ)

◆ 将来、生活したいと考えている場所は、「自宅」が72.7%で最も多く、「グループホーム」(11.4%)、「障害者の入所施設」(6.8%)の順。

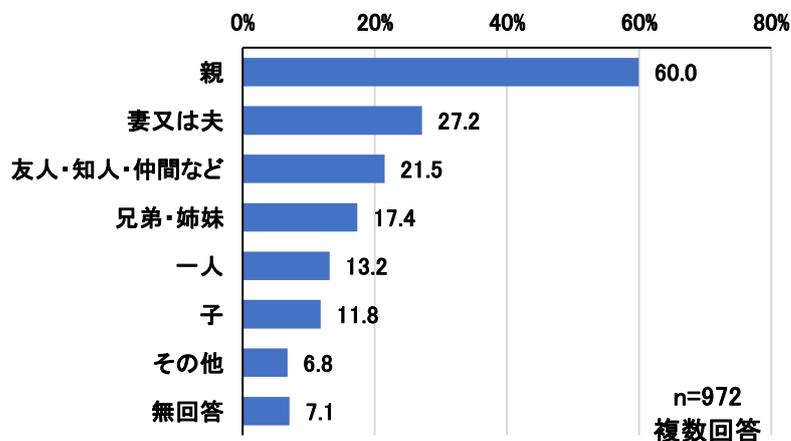


【アンケート記入者別 将来、生活したいところ】

アンケート記入者別	合計	問24 将来、生活したいところ					
		自宅	グループホーム	障害者の入所施設	特別養護老人ホームなど高齢者の入所施設	その他	無回答
全体	972	72.7	11.4	6.8	0.0	4.6	4.4
問1 アンケート記入者							
ご本人	118	84.7	1.7	0.0	0.0	9.3	4.2
ご家族	845	71.2	12.5	7.7	0.0	4.0	4.5
支援者(施設・医療機関の職員等)	4	0.0	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0
成年後見人等	2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

とい しょうらい く
問24-1 将来どなたと暮らしたいですか。(〇はいくつでも)

◆ 将来、一緒に暮らしたい人は、「親」(60.0%)、「妻又は夫」が27.2%、「友人・知人・仲間など」(21.5%)、「兄弟・姉妹」(17.4%)等の順。



【アンケート記入者別 将来、一緒に暮らしたい人】

アンケート記入者別		合計	問24-1 将来、一緒に暮らしたい人							
			一人	妻又は夫	子	親	兄弟・姉妹	友人・知人・仲間など	その他	無回答
全体		972	13.2	27.2	11.8	60.0	17.4	21.5	6.8	7.1
問1 アンケート 記入者	ご本人	118	34.7	36.4	15.3	40.7	11.0	20.3	4.2	6.8
	ご家族	845	10.2	25.8	11.4	62.8	18.3	21.7	7.2	7.2
	支援者（施設・医療機関の職員等）	4	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	成年後見人等	2	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【現在の生活場所別 将来、一緒に暮らしたい人】

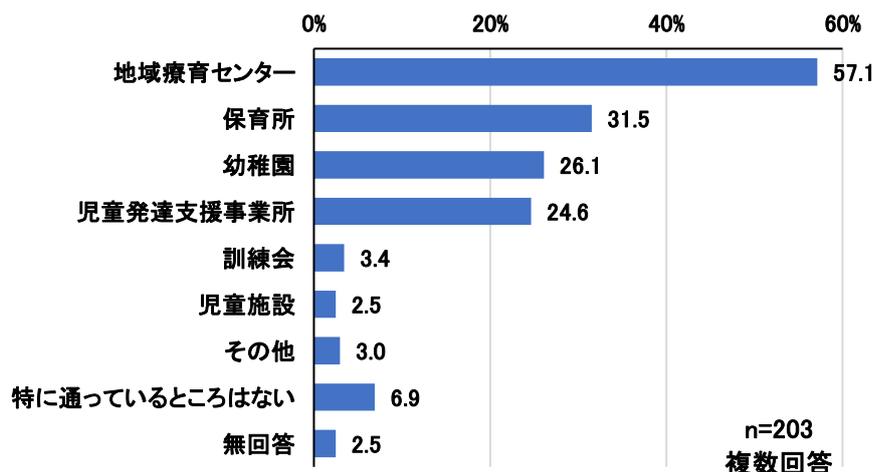
現在の生活場所別		合計	問24-1 将来、一緒に暮らしたい人							
			一人	妻又は夫	子	親	兄弟・姉妹	友人・知人・仲間など	その他	無回答
全体		972	13.2	27.2	11.8	60.0	17.4	21.5	6.8	7.1
問4 現在の生活場所	自宅（親など家族と同居）	950	13.2	27.8	12.1	60.1	17.6	21.7	6.6	6.8
	自宅（一人暮らし）	2	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0
	グループホーム	1	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	障害児・者の入所施設（児童養護施設）	12	16.7	0.0	0.0	33.3	8.3	25.0	8.3	16.7
	高齢者施設、高齢者向け住宅	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	病院（入院中）	7	0.0	0.0	0.0	85.7	14.3	0.0	14.3	14.3

あなたの地域での生活状況についておたずねします

問25 あなたは普段どのような学校、仕事の場、施設などに通っていますか。(○はいくつでも)

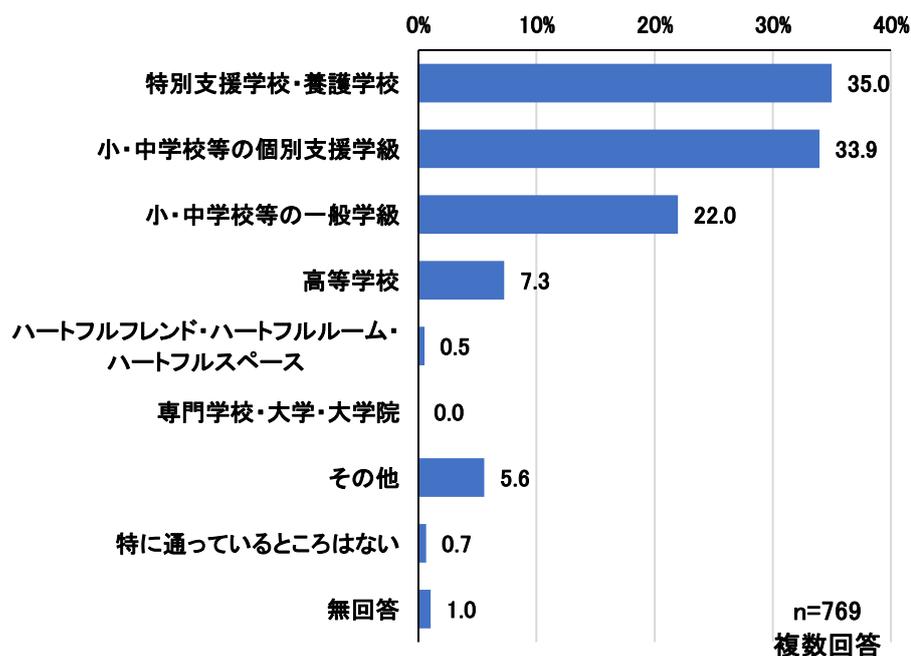
未就学

- ◆ 「地域療育センター」が57.1%、「保育所」(31.5%)、「幼稚園」(26.1%)、「児童発達支援事業所」(24.6%)等の順。一方、「特に通っているところはない」は6.9%。



学齢期

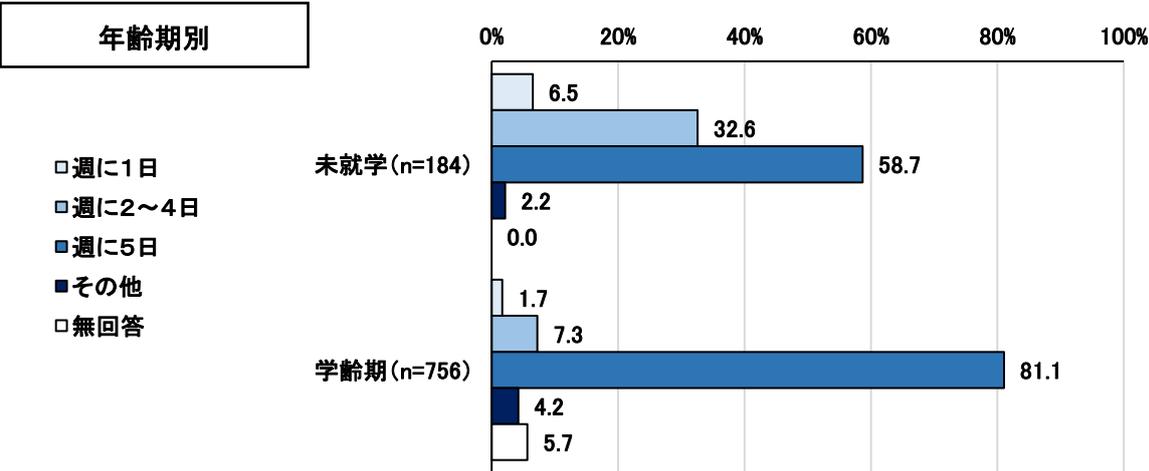
- ◆ 「特別支援学校・養護学校」が35.0%、「小・中学校等の個別支援学級」(33.9%)、「小・中学校等の一般学級」(22.0%)、「高等学校」(7.3%)等の順。一方、「特に通っているところはない」は0.7%。



※ 次からの設問(問25-1～問25-7)は、最も多く通っているところについてお答えください。

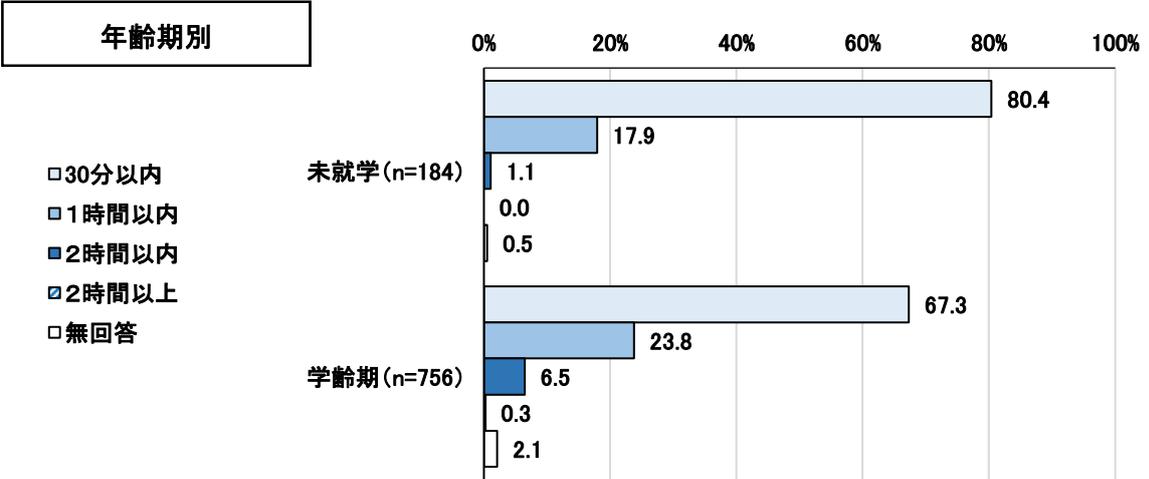
問25-1 利用の回数は、週に何回ですか。(○は1つだけ)

◆ 利用回数は、「未就学」では「週5日」が58.7%、「週に2～4日」(32.6%)、「週1日」(6.5%)、「学齢期」では「週5日」が81.1%、「週に2～4日」(7.3%)等の順。



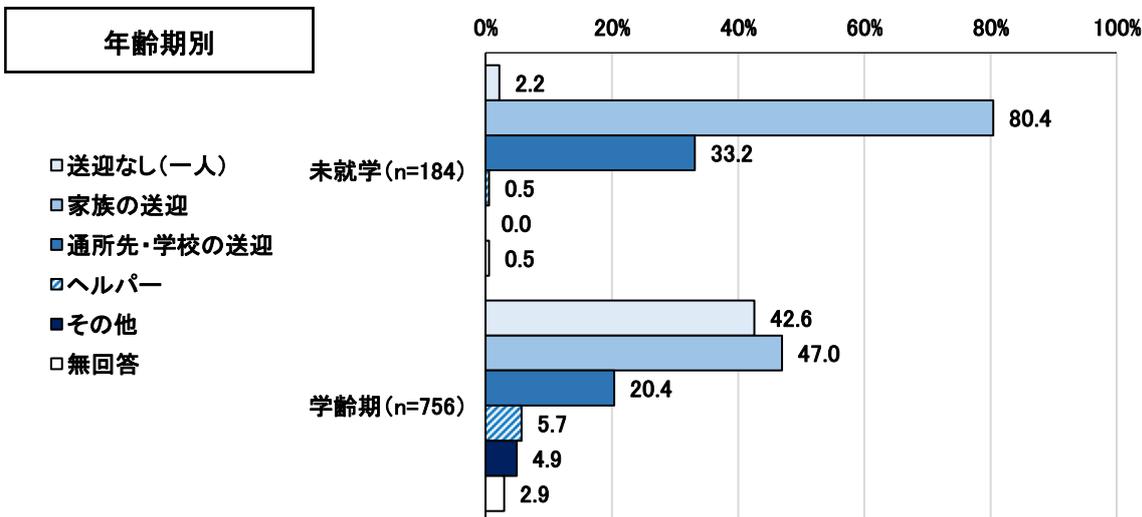
問25-2 通園・通学・通勤・通所には片道でどのくらいの時間がかかりますか。最も多く通っているところについてお答えください。(○は1つだけ)

◆ 通園・通学・通勤・通所にかかる片道の時間は、「未就学」では「30分以内」が80.4%、次いで「1時間以内」(17.9%)、「2時間以内」(1.1%)、「学齢期」では「30分以内」が67.3%、次いで「1時間以内」(23.8%)、「2時間以内」(6.5%)等の順。



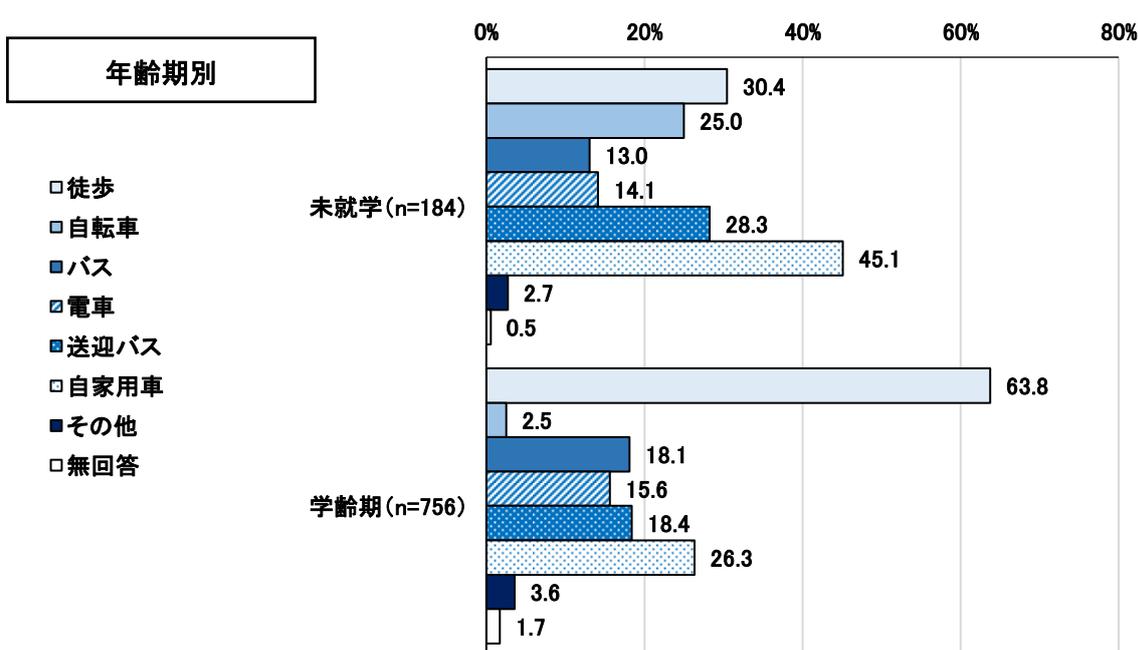
とい つうえん つうがく つうきん つうしょ そうげい
問25-3 通園・通学・通勤・通所に送迎がありますか。(〇はいくつでも)

◆ 通園・通学・通勤・通所の送迎は、「未就学」では「家族の送迎」が80.4%、次いで「通所先・学校の送迎」(33.2%)、「送迎なし(一人)」(2.2%)、「学齢期」では「家族の送迎」が47.0%、「送迎なし(1人)」が42.6%、「通所先・学校の送迎」(20.4%)等の順。



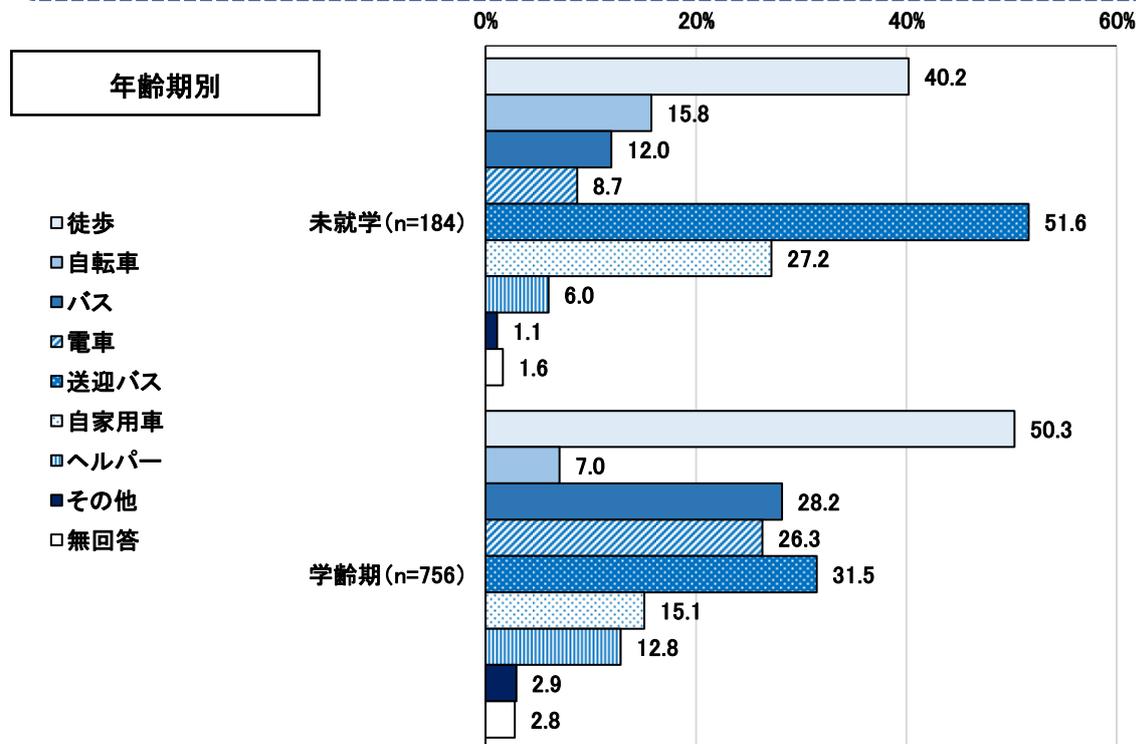
とい げんざい つうえん つうがく つうきん つうしょ なに りよう
問25-4 現在、通園・通学・通勤・通所のときには、何を利用していますか。(〇はいくつでも)

◆ 通園・通学・通勤・通所のときに利用するのは、「未就学」では「自家用車」が45.1%、「徒歩」(30.4%)、「送迎バス」(28.3%)、「自転車」(25.0%)、「学齢期」では「徒歩」が63.8%、「自家用車」(26.3%)、「送迎バス」(18.4%)、「バス」(18.1%)等の順。



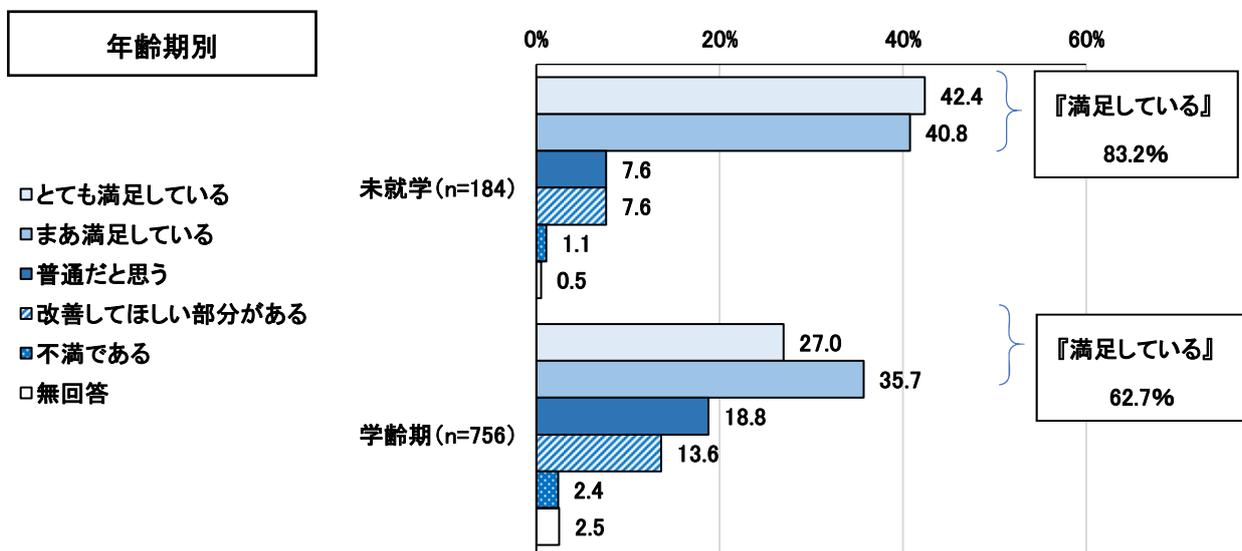
問25-5 今後、通園・通学・通勤・通所のときには、できれば何を利用したいですか。(0はいくつでも)

◆ 今後、通園・通学。通勤・通所のときに利用したいのは、「未就学」では「送迎バス」が51.6%、「徒歩」(40.2%)、「自家用車」(27.2%)、「自転車」(15.8%)、「学齢期」では「徒歩」が50.3%、「送迎バス」(31.5%)、「バス」(28.2%)、「電車」(26.3%)等の順。



問25-6 主に利用している学校、仕事の場、施設(問25の回答)には満足していますか。

◆ 主に利用している学校、仕事の場、施設について、「とても満足している」と「まあ満足している」を合わせた『満足している』は、「未就学」で83.2%、「学齢期」で62.7%。一方、「改善してほしい部分がある」は、「未就学」で7.6%、「学齢期」で13.6%となっている。



普段、通っているところ×年齢期ごとのクロス

主に利用している学校、施設の満足度

- ◆ 主に利用している学校、施設の満足度は、「未就学」では、「幼稚園」「保育園」「地域療育センター」では「とても満足している」が、「児童発達支援事務所」では「まあ満足している」が最も高い。
- ◆ 「学齢期」では、どれも「まあ満足している」が最も高い。

未就学

普段通っているところ別		合計	問25-6 主に利用している学校、仕事の間、施設の満足度					
			とても満足している	まあ満足している	普通だと思う	改善してほしい部分がある	不満である	無回答
全体		940	30.0	36.7	16.6	12.4	2.1	2.1
問25 普段、通っているところ (未就学)	児童施設	5	20.0	40.0	0.0	40.0	0.0	0.0
	幼稚園	53	45.3	37.7	7.5	7.5	1.9	0.0
	保育所	64	50.0	32.8	7.8	6.3	1.6	1.6
	地域療育センター	116	43.1	38.8	7.8	9.5	0.9	0.0
	児童発達支援事業所	50	42.0	48.0	4.0	6.0	0.0	0.0
	訓練会	7	14.3	42.9	0.0	42.9	0.0	0.0
	その他	6	50.0	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0

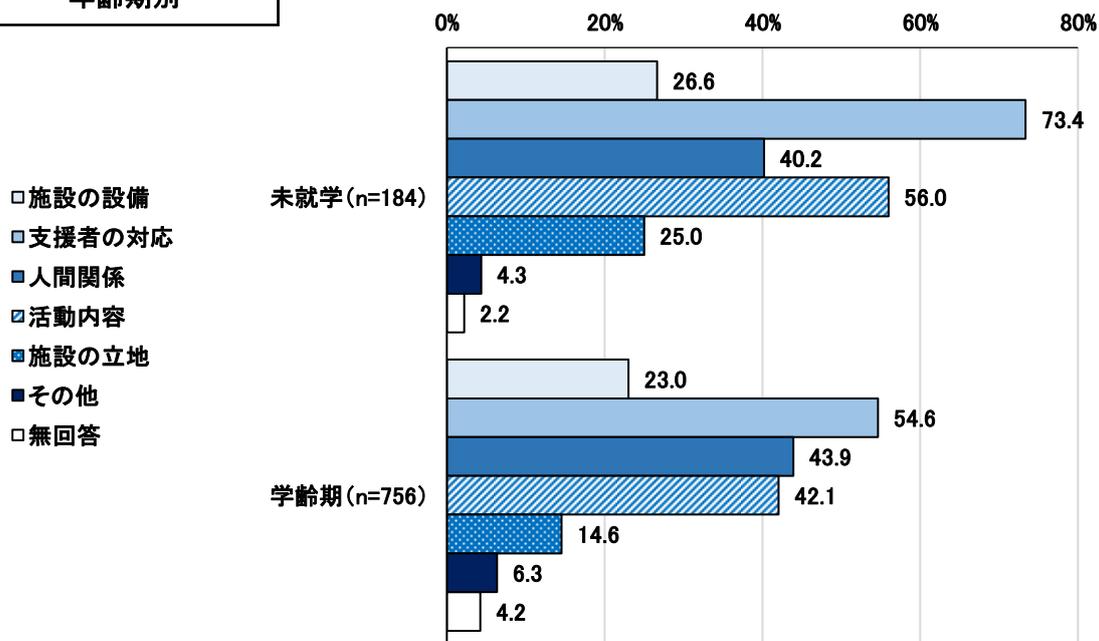
学齢期

普段通っているところ別		合計	問25-6 主に利用している学校、仕事の間、施設の満足度					
			とても満足している	まあ満足している	普通だと思う	改善してほしい部分がある	不満である	無回答
全体		940	30.0	36.7	16.6	12.4	2.1	2.1
問25 普段、通っているところ (学齢期)	小・中学校等の一般学級	169	21.9	29.0	24.9	16.6	5.9	1.8
	小・中学校等の個別支援学級	261	26.1	34.5	19.2	14.2	3.1	3.1
	高等学校	56	17.9	44.6	17.9	14.3	1.8	3.6
	特別支援学校・養護学校	269	33.5	37.9	14.5	10.8	1.1	2.2
	専門学校・大学・大学院	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	ハートフルフレンド・ハートフルーム・ハートフルスペース	4	75.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0
	その他	43	20.9	37.2	14.0	25.6	2.3	0.0

問25-7 問25-6 で回答した理由を教えてください。(〇はいくつでも)

◆ 主に利用している学校、施設についての満足度の判断理由は、「未就学」では「支援者の対応」が73.4%、次いで「活動内容」(56.0%)、「人間関係」(40.2%)、「学齢期」では「支援者の対応」が54.6%、次いで「人間関係」(43.9%)と「活動内容」(42.1%)が拮抗している。

年齢期別



普段、通っているところ×年齢期ごとのクロス

主に利用している学校、施設の満足度の理由

- ◆ 主に利用している学校、施設の満足度の理由は、「未就学」では、「その他」以外の全てのところで「支援者の対応」が最も高い。
- ◆ 「学齢期」では、「小・中学校等の個別支援学級」「特別支援学校・養護学校」では「支援者の対応」が、「小・中学校等の一般学級」「高等学校」では「人間関係」が最も多く高い。

未就学

普段通っているところ別		合計	問25-7 満足度の理由						
			施設の設備	支援者の対応	人間関係	活動内容	施設の立地	その他	無回答
全体		940	23.7	58.3	43.2	44.8	16.6	6.0	3.8
問25 普段、通っているところ (未就学)	児童施設	5	60.0	100.0	40.0	40.0	20.0	0.0	0.0
	幼稚園	53	26.4	75.5	39.6	66.0	28.3	5.7	0.0
	保育所	64	20.3	78.1	43.8	43.8	26.6	3.1	3.1
	地域療育センター	116	33.6	70.7	42.2	60.3	25.9	5.2	1.7
	児童発達支援事業所	50	26.0	80.0	50.0	62.0	20.0	2.0	2.0
	訓練会	7	14.3	57.1	14.3	42.9	28.6	0.0	0.0
	その他	6	16.7	66.7	66.7	66.7	50.0	0.0	0.0

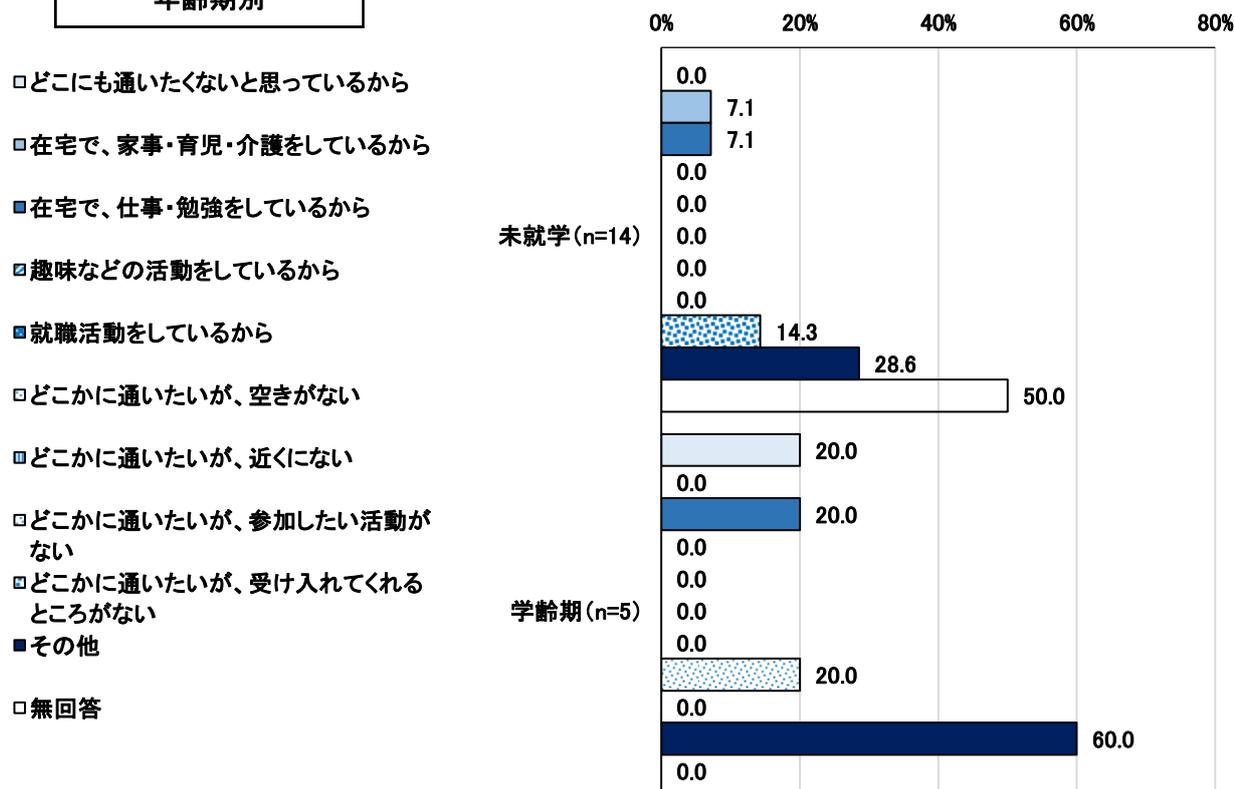
学齢期

普段通っているところ別		合計	問25-7 満足度の理由						
			施設の設備	支援者の対応	人間関係	活動内容	施設の立地	その他	無回答
全体		940	23.7	58.3	43.2	44.8	16.6	6.0	3.8
問25 普段、通っているところ (学齢期)	小・中学校等の一般学級	169	19.5	32.5	53.3	28.4	13.0	10.1	4.1
	小・中学校等の個別支援学級	261	11.1	61.7	51.0	43.3	13.4	5.0	4.2
	高等学校	56	32.1	33.9	53.6	30.4	16.1	8.9	3.6
	特別支援学校・養護学校	269	33.5	66.5	30.1	51.3	16.4	5.2	4.5
	専門学校・大学・大学院	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	ハートフルフレンド・ハートフルーム・ハートフルスペース	4	0.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
	その他	43	30.2	67.4	48.8	55.8	18.6	9.3	0.0

問25-8 問25で「特に通っているところはない」と答えた方は、通っていない理由を教えてください。
 (〇はいくつでも)

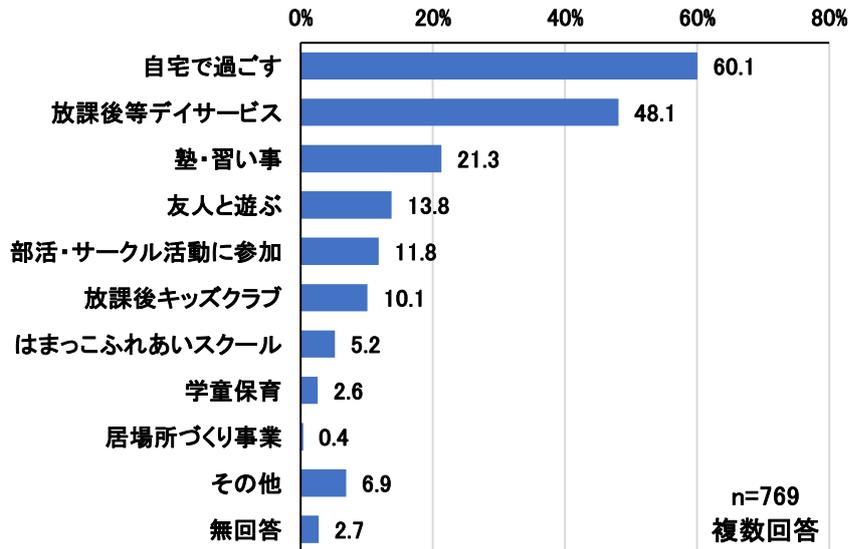
◆ 特に通っているところはない理由は、「未就学」「学齢期」とも「その他」の理由がそれぞれ28.6%、60.0%と最も高く、次いで「未就学」では「どこかに通いたいが受け入れてくれるところがない」が14.3%、「学齢期」では「どこにも通いたくないと思っているから」、「在宅で、仕事・勉強をしているから」、「どこかに通いたいが、参加したい活動がない」がそれぞれ20.0%の順。

年齢期別



問26 学齢期の方におたずねします。放課後は主にどのように過ごしていますか。(〇はいくつでも)

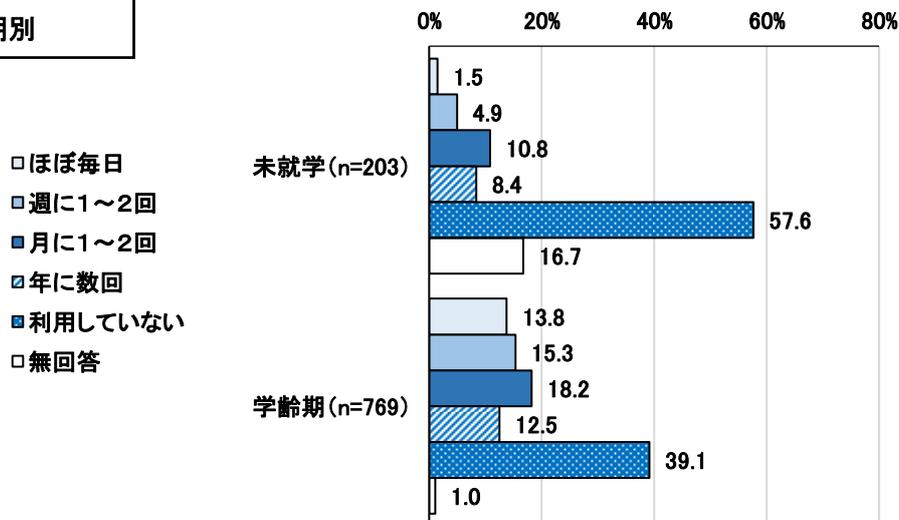
- ◆ 学齢期の方が放課後、主に過ごす場所は、「自宅で過ごす」が60.1%、「放課後等デイサービス」(48.1%)、「塾・習い事」(21.3%)、「友人と遊ぶ」(13.8%)、「部活・サークル活動に参加」(11.8%)等の順。



問27 あなたは福祉特別乗車券をどのくらい利用していますか。(〇は1つだけ)

- ◆ 福祉特別乗車券の利用は、「利用していない」が「未就学」で57.6%、「学齢期」で39.1%と高くなっている。次いで「月に1~2回」が「未就学」で10.8%、「学齢期」で18.2%となっている。

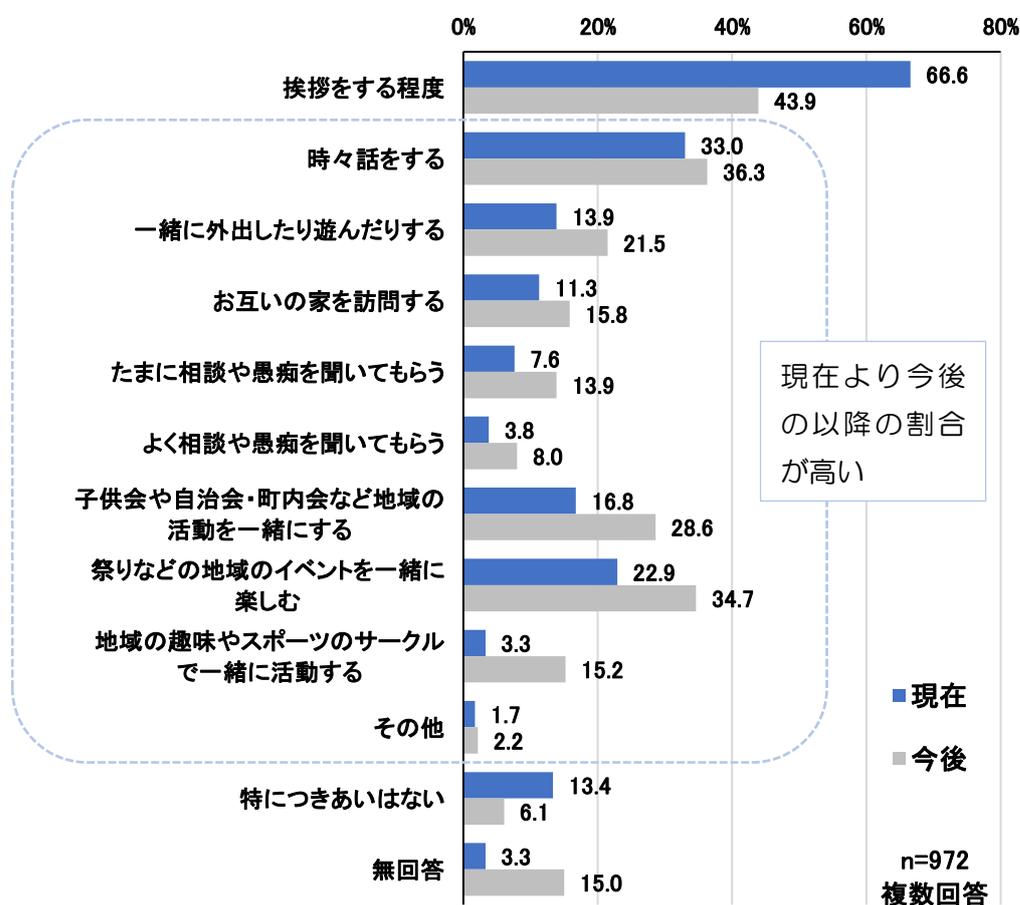
年齢期別



近所の人とおつきあいや余暇についておたずねします

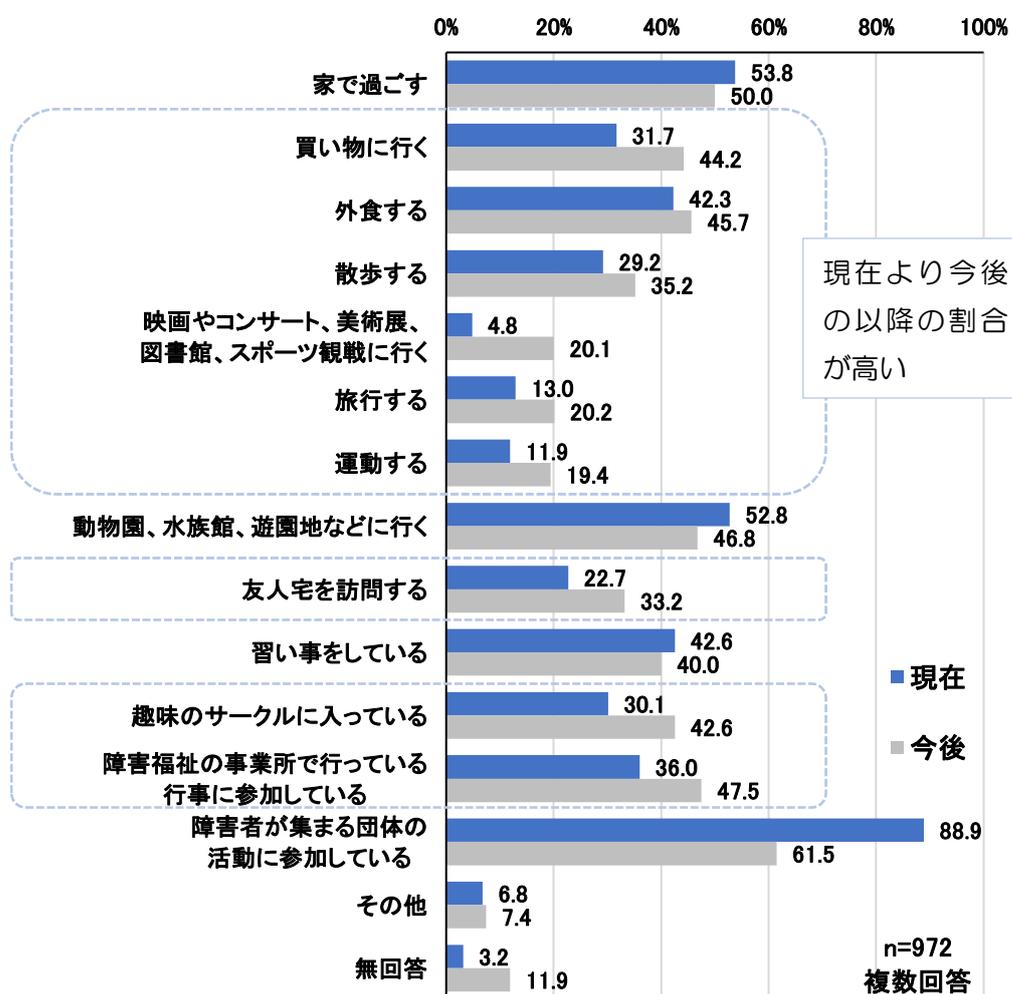
問28 現在、あなたは近所の人とどのようなおつきあいをしていますか。また、今後、できればどのようにおつきあいしたいと思いますか。(○は現在、今後それぞれにいくつでも)

- ◆ 現在、近所の人とおつきあいは、「挨拶をする程度」が66.6%、「時々話をする」(33.0%)等の順。一方、「特につきあいはない」は13.4%。
- ◆ 今後、近所の人とどうつきあいたいかについて、「地域の趣味やスポーツのサークルで一緒に活動する」、「子供会や自治会・町内会など地域の活動を一緒にする」、「祭りなどの地域のイベントを一緒に楽しむ」では、それぞれ11.9ポイント、11.8ポイント、11.7ポイント、現在の状況より高くなっている。



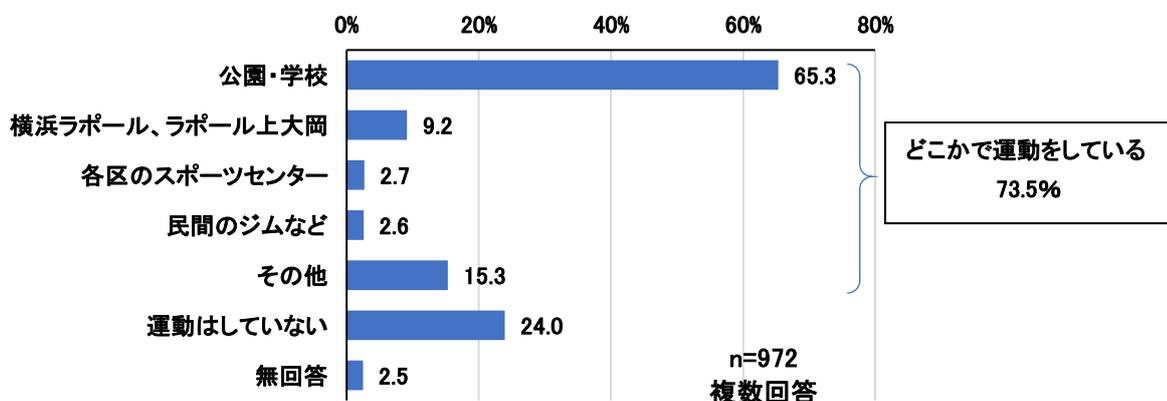
問29 あなたは自由時間や余暇時間をどのように過ごしていますか。また、今後、できればどのように過ごしたいですか。(○は現在、今後それぞれにいくつでも)

- ◆ 自由時間や余暇時間の過ごし方は、「障害者が集まる団体の活動に参加している」が88.9%、「家で過ごす」が53.8%、「動物園、水族館、遊園地などに行く」(52.8%)、「習い事」(42.6%)、「外食する」(42.3%)等の順。
- ◆ 今後、どのように過ごしたいかについて、「映画やコンサート、美術展、図書館、スポーツ観戦に行く」、「買い物に行く」、「趣味のサークルに入っている」、「障害福祉の事業所で行っている行事に参加している」、「友人宅を訪問する」などでは、それぞれ15.2ポイント、12.6ポイント、12.4ポイント、11.5ポイント、10.5ポイント、現在の状況より高くなっている。



とい うんどう
問29-1 あなたは、運動をどこでしていますか。(〇はいくつでも)

◆ どこかで運動をしている方は95.1%、運動をしている場所は、「公園・学校」が65.3%、「横浜ラポール、ラポール上大岡」(9.2%)等の順。一方、「運動はしていない」は24.0%。

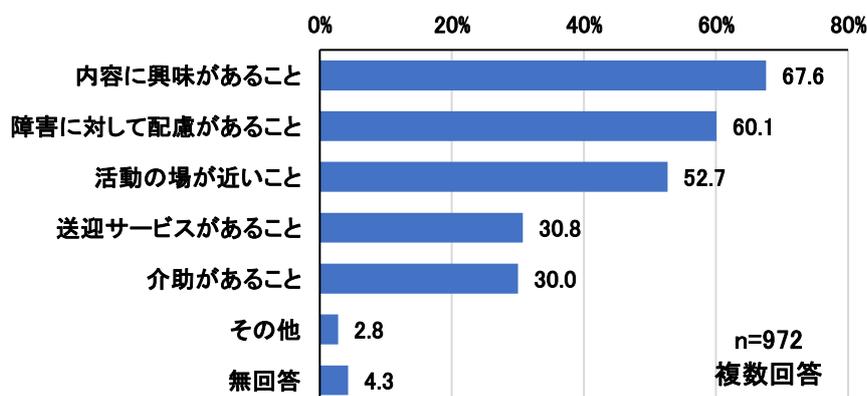


【運動をする場所別 健康・医療について、必要だと思うこと】

運動をする場所別	合計	問36 健康・医療について、必要だと思うこと										
		薬の管理	栄養面での管理・指導	口腔ケア	訪問看護や往診など、在宅医療の利用	自分の障害・病気について、相談できる場所	自分の体調について、相談できる場所	定期的な健康診断	適度な運動	十分な睡眠と休養	特に何も	無回答
全体	972	43.2	26.4	34.1	9.7	46.0	31.4	39.2	53.5	54.3	8.0	3.0
問29-1 運動をする場所												
横浜ラポール、ラポール上大岡	89	38.2	32.6	34.8	4.5	42.7	32.6	50.6	57.3	57.3	4.5	6.7
各区のスポーツセンター	26	57.7	30.8	19.2	0.0	34.6	26.9	46.2	61.5	57.7	3.8	7.7
民間のジムなど	25	40.0	20.0	4.0	0.0	56.0	40.0	52.0	64.0	56.0	12.0	0.0
公園・学校	635	42.5	24.3	34.2	5.7	47.6	29.6	40.6	56.9	56.2	7.7	2.4
その他	149	45.0	29.5	38.3	6.7	49.0	34.9	37.6	63.8	56.4	8.1	4.0
運動はしていない	233	48.9	34.3	39.9	21.5	45.1	36.5	39.1	47.2	55.8	6.4	1.7

とい こんご がっこう しょくばいがい かつどう さんか ひつよう
問29-2 今後、学校や職場以外での活動に参加するにはどのようなことが必要ですか。(〇はいくつでも)

◆ 今後、学校や職場以外での活動に参加するのに必要なのは、「内容に興味があること」が67.6%、「障害に対して配慮があること」(60.1%)、「活動の場が近いこと」(52.7%)、等の順。



就労の状況についておたずねします

- ◆ 18歳未満のため設問は該当外。

とい げんざいはたら
問30 あなたは、現在働いていますか。(○は1つだけ)

とい ばん ばん かいとう かた
問30で1番から7番までに回答した方にうかがいます。

とい じぶん しょうがい しょくば つた
問30-1 自分の障害のことを職場に伝えてありますか。(○は1つだけ)

とい しごとじょう こま
問30-2 仕事上で困っていることはありますか。(○はいくつでも)

とい こんご しゅうろういこう
問30-3 今後の就労意向についておたずねします。(○は1つだけ)

とい いま しごと ちんぎん きゅうりょう
問30-4 今の仕事の賃金・給料についておたずねします。(○は1つだけ)

とい かん はたら
問30-5 あなたが感じる働きがいについておたずねします。(○はいくつでも)

とい はたら かいとう かた
問30で「9.働いていない」と回答した方にうかがいます。

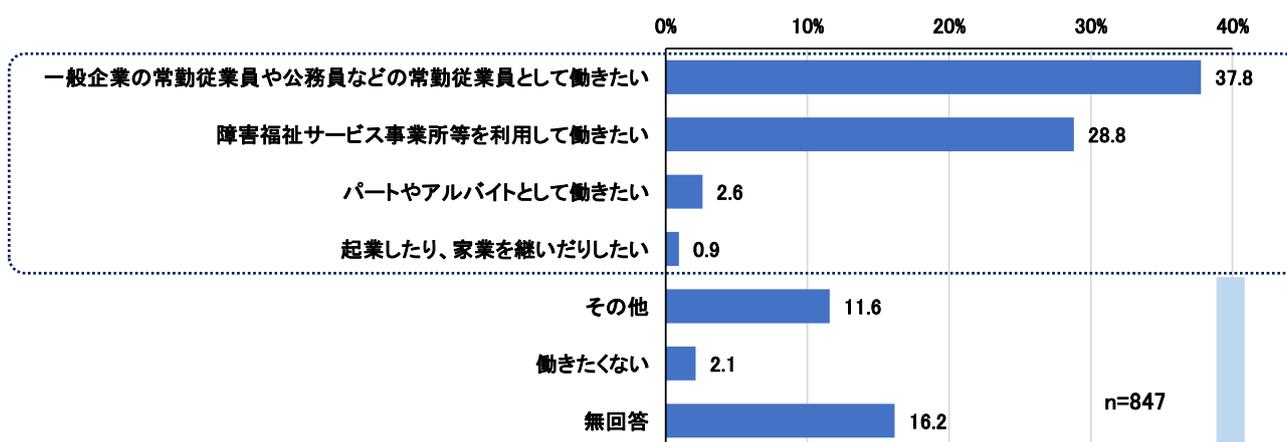
とい か こ はたら
問30-6 あなたは過去に働いていたことがありますか。(○は1つだけ)

とい はたら りゆう なん
問30-7 働いていない理由は何ですか。(○はいくつでも)

問30で「9. 働いていない」と回答した方にうかがいます。

問30-8 今後の就労希望についておたずねします。(○は1つだけ)

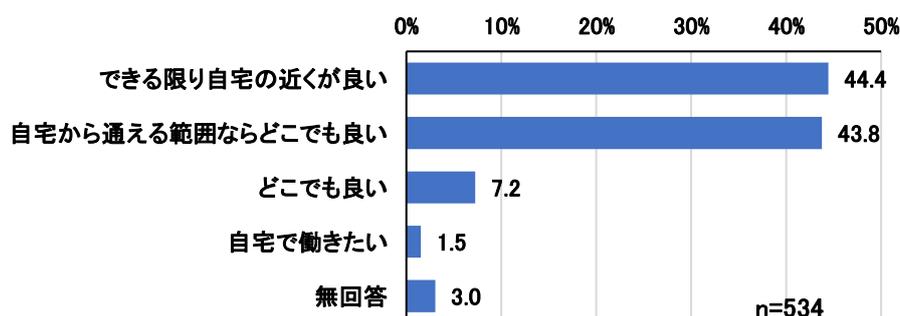
- ◆ 今後の就労希望については、「一般企業の常勤従業員や公務員などの常勤従業員として働きたい」が37.8%、「パートやアルバイトとして働きたい」(2.6%)等の順。一方、「働きたくない」は2.1%。



問30-8で1番から4番までに回答した方にうかがいます。

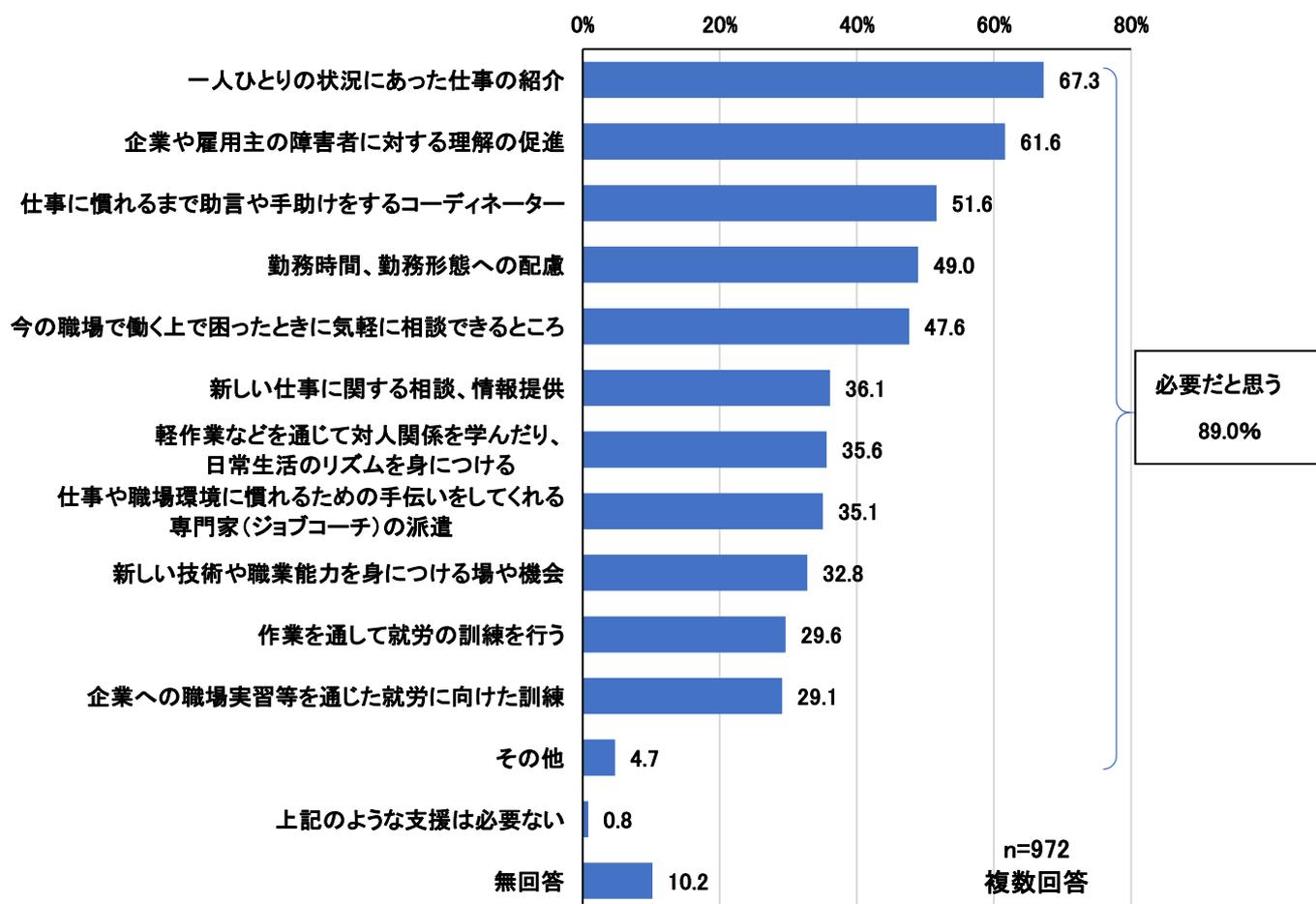
問30-8-1 どのようなところで働きたいですか。(○は1つだけ)

- ◆ 働きたいところは、「できる限り自宅の近くが良い」が44.4%、「自宅から通える範囲ならどこでも良い」が43.8%で拮抗しており、「どこでも良い」は7.2%、「自宅で働きたい」は1.5%。



問31 全ての方におたずねします。新しい仕事について、仕事を続けるために、どのようなことが必要だとお思いますか。(〇はいくつでも)

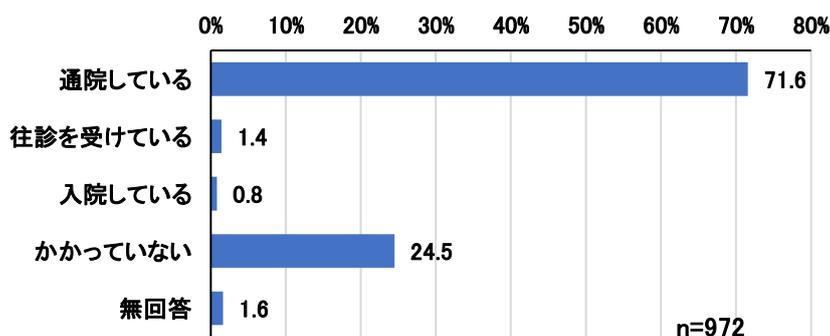
- ◆ 新しい仕事について、仕事を続けるために何らかの支援が必要と思う人は 89.0%、具体的には、「一人ひとりの状況にあった仕事の紹介」が 67.3%、「企業や雇用主の障害者に対する理解の促進」(61.6%)、「仕事に慣れるまで助言や手助けをするコーディネーター」(51.6%)、「勤務時間、勤務形態への配慮」(49.0%)、「今の職場で働く上で困ったときに気軽に相談できる場所」(47.6%)等の順。一方「そのような支援は必要ない」は 0.8%。



医療と健康についておたずねします

問32 あなたは現在医療機関にかかっていますか。(〇は1つだけ)

- ◆ 現在医療機関に「通院している」が71.6%、「往診を受けている」が1.4%、「入院している」が0.8%。一方、「かかっていない」は24.5%。

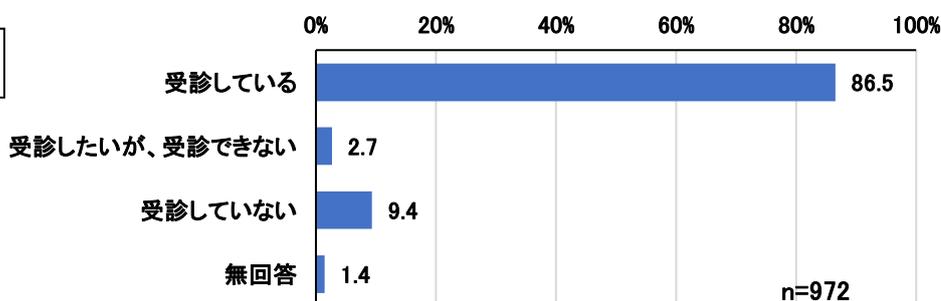


問33 あなたは、障害を専門に診察してくれる主治医の他に、風邪をひいた時などに診察を受ける近くのクリニックなどへ受診していますか。(〇はいくつでも)

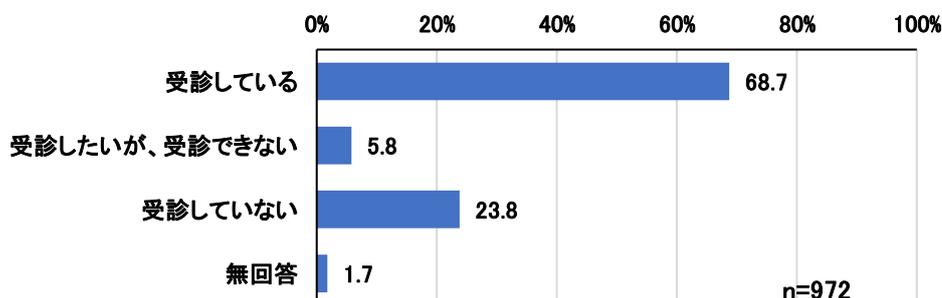
問34 あなたは、障害を専門に診察してくれる主治医の他に、歯のことで診察を受ける近くの歯科クリニックへ受診していますか。(〇はいくつでも)

- ◆ 障害を専門に診察してくれる主治医の他にクリニックなどへ「受診している」が86.5%、「受診したいが、受信できない」が2.7%、「受診していない」が9.4%。
- ◆ 障害を専門に診察してくれる主治医の他に歯科クリニックへ「受診している」が68.7%、「受診したいが、受信できない」が5.8%、「受診していない」が23.8%。

クリニックなどへ受診

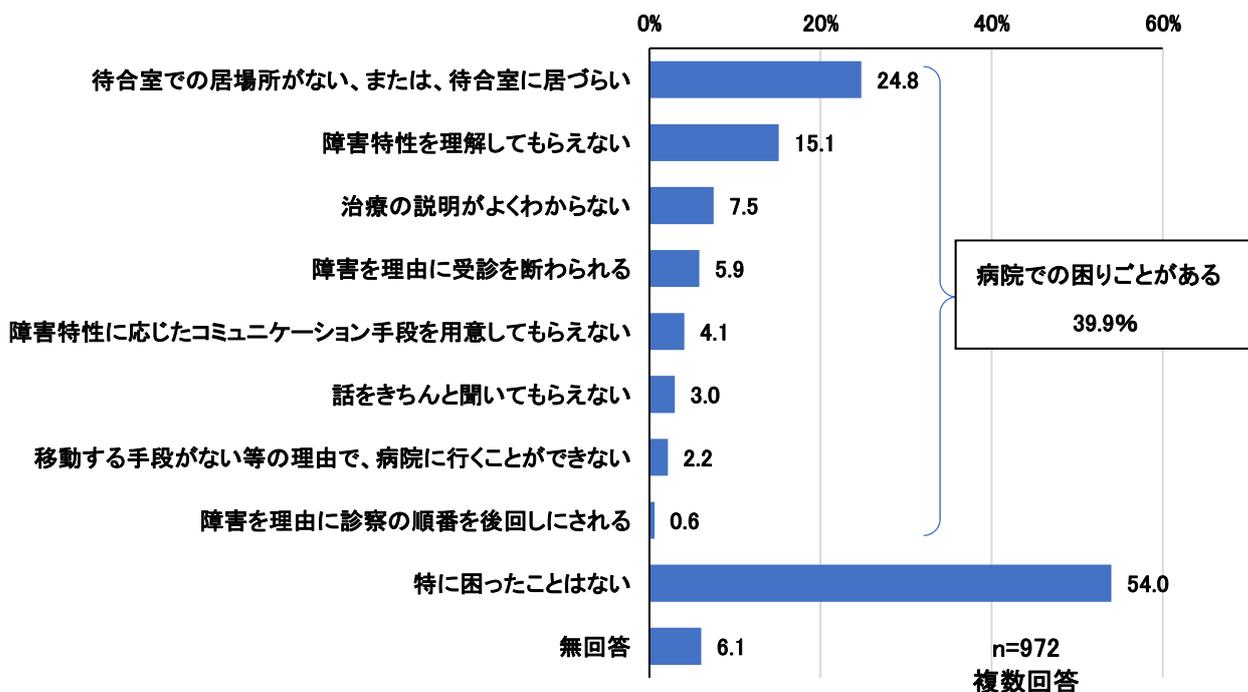


歯科クリニックへ受診



とい びょういん こま
問35 病院での困りごとはなんですか。(〇はいくつでも)

- ◆ 病院での困りごとがある方は 39.9%、具体的には、「待合室での居場所がない、または、待合室に居づらいが 24.8%、「障害特性を理解してもらえない」(15.1%)、「治療の説明がよくわからない」(7.5%)、「障害を理由に受診を断られる」(5.9%)等の順。一方、「特に困ったことはない」は 54.0%。

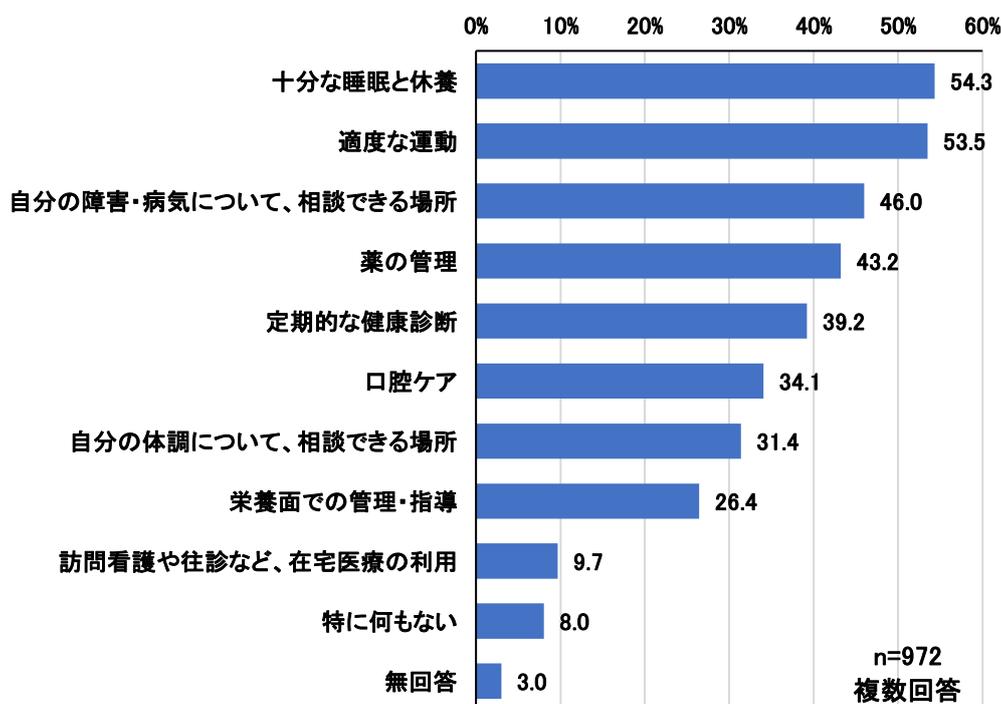


【障害を専門に診察してくれる主治医以外のクリニックなどへ受診状況別 病院で困ること】

障害を専門に診察してくれる主治医以外のクリニックなどへ受診状況別	合計	問35 病院での困りごと									
		障害特性に応じたコミュニケーション手段を用意してもらえない	障害を理由に受診を断られる	障害特性を理解してもらえない	話をきちんと聞いてもらえない	待合室での居場所がない、または、待合室に居づらい	障害を理由に診察の順番を後回しにされる	治療の説明がよくわからない	移動する手段がない等の理由で、病院に行くことができない	特に困ったことはない	無回答
全体	972	4.1	5.9	15.1	3.0	24.8	0.6	7.5	2.2	54.0	6.1
問33 障害を専門に診察してくれる主治医以外のクリニックなどへ受診している	841	4.3	5.4	15.6	3.3	24.6	0.6	7.6	1.7	55.9	4.3
受診したいが、受診できない	26	3.8	15.4	30.8	3.8	69.2	3.8	11.5	3.8	11.5	7.7
受診していない	91	3.3	8.8	8.8	0.0	15.4	0.0	5.5	4.4	54.9	13.2

と い けんこう いりょう ひつよう おも
問36 あなたの健康・医療について、必要だと思うことはなんですか。(〇はいくつでも)

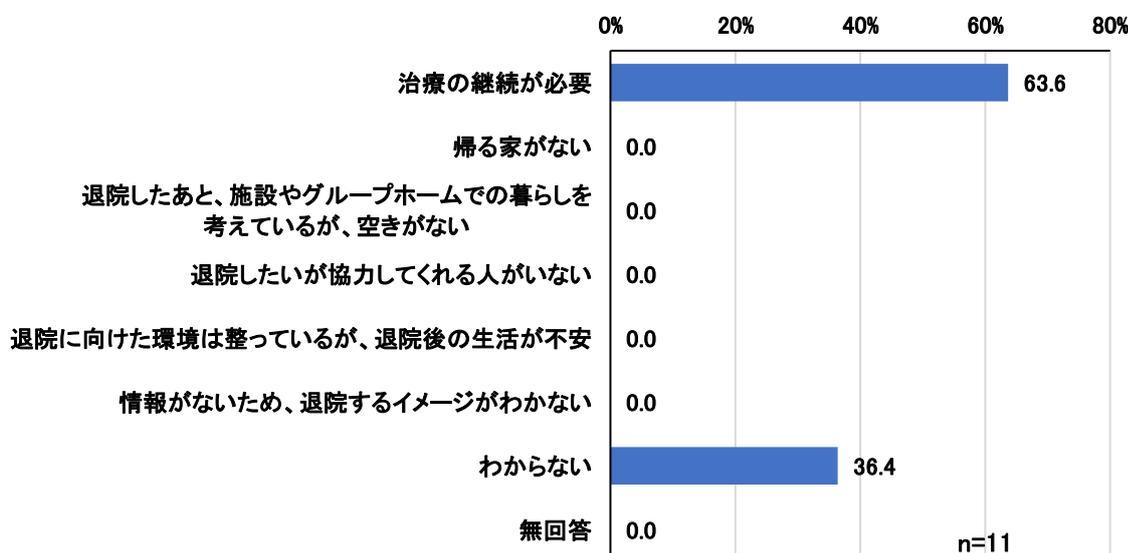
◆ 健康・医療について必要だと思うことは、「十分な睡眠と休養」(54.3%)、「適度な運動」が53.5%、「自分の障害・病気について、相談できる場所」(46.0%)、「薬の管理」(43.2%)、「定期的な健康診断」(39.2%)等の順。一方、「特に何も無い」は13.3%。



ねんいじょう びょういん す かた
 ※1年以上、病院で過ごしている方にうかがいます。

と い びょういん せいかつ なが りゆう
問37 病院での生活が長くなっている理由は何のようなものですか。(〇は1つだけ)

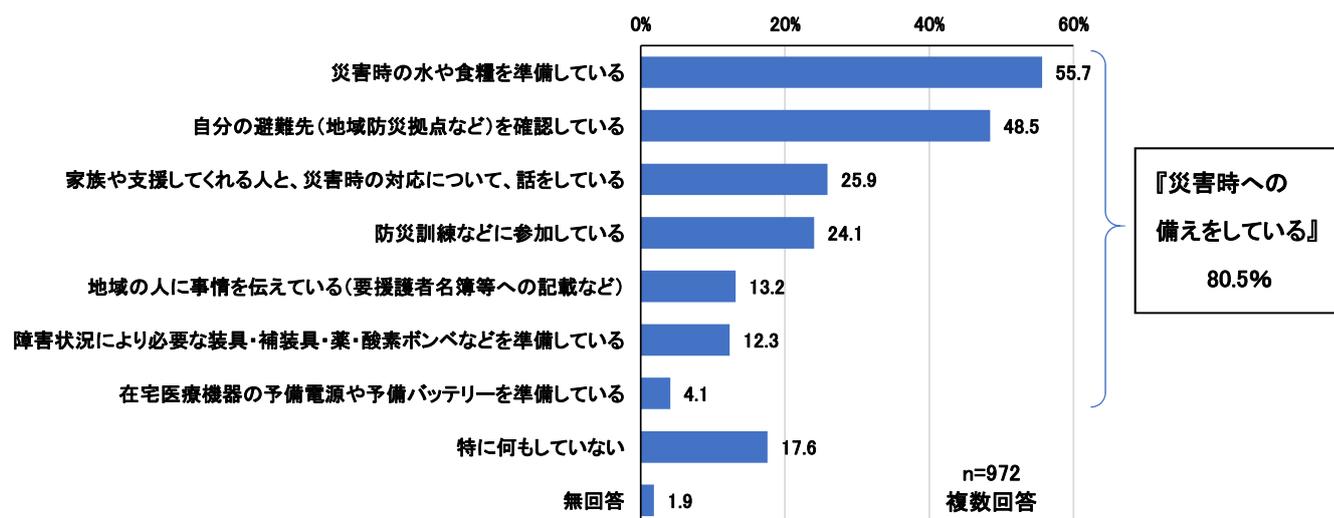
◆ 病院での生活が長くなっている理由は、「治療の継続が必要」が63.6%。



災害関係についておたずねします

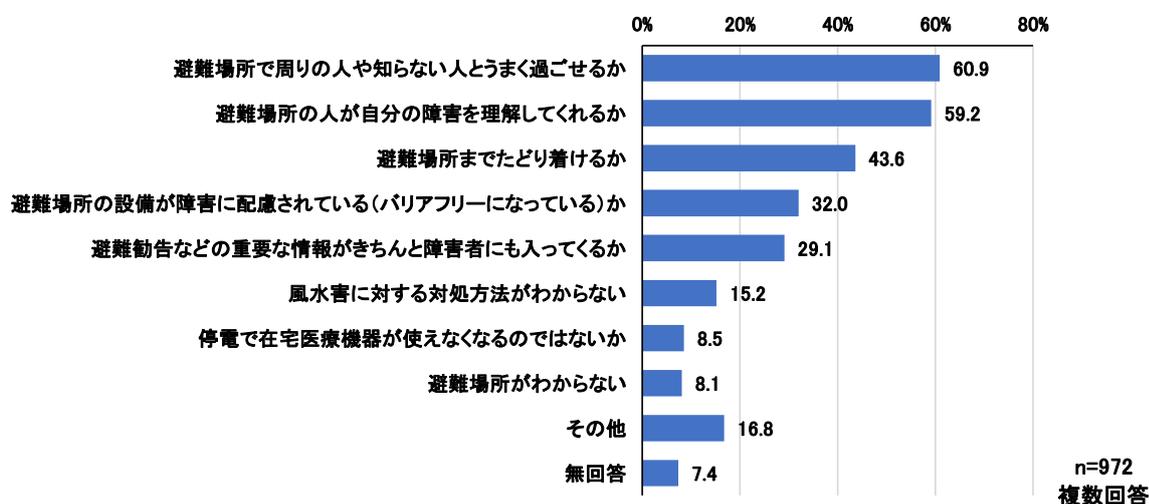
問38 災害時への備えとして、どんなことをしていますか。(〇はいくつでも)

- ◆ 災害時への備えとして、なんらかの『災害時への備えをしている』方は80.5%で、具体的には、「災害時の水や食糧を準備している」が55.7%、「自分の避難先(地域防災拠点など)を確認している」(48.5%)等の順。一方、「特に何もしていない」は17.6%。



問39 災害に備えていても、不安に思うことは何ですか。(〇はいくつでも)

- ◆ 災害に備えていても、不安に思うことは、「避難場所で周りの人や知らない人とうまく過ごせるか」(60.9%)、「避難場所の人が自分の障害を理解してくれるか」(59.2%)、「避難場所までたどり着けるか」43.6%、「避難場所の設備が障害に配慮されている(バリアフリーになっている)か」(32.0%)等の順。



第 4 期横浜市障害者プラン素案骨子及び素案(案)について

■ 素案骨子について

グループインタビュー、当事者ワーキンググループ及び当事者向けアンケートなどの結果を踏まえ、4期プラン素案骨子を策定しました（参考資料 2）。策定に当たっては、横浜市障害者施策推進関係局連絡会及び横浜市障害者施策検討部会にて意見を集約し、反映しました。

※障害者計画及び障害児福祉計画の振り返り（障害児関連施策）については（別紙）をご覧ください。

□ 素案（案）について

4期プラン素案骨子をもとに、4期プラン素案（案）を作成しました（参考資料 3）。概要はつぎのとおりです。

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

3期プランと同様、3つの法定計画を一体的に策定します。

(1) 「市町村障害者計画」

障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき、施策の方向性及び個別の事業等を定めるもの。

(2) 「市町村障害福祉計画」

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に基づき、サービス利用の見込み量等を定めるもの。

(3) 「市町村障害児福祉計画」

児童福祉法第 33 条に基づき、サービス利用の見込み量等を定めるもの。

（※厚生労働省が示した第 2 期障害児福祉計画は資料 3 及び参考資料 4 参照。）

2 計画の位置づけ

計画期間を令和 3 年度（2021 年度）から 8 年度（2026 年度）までの 6 年間とし、障害福祉計画及び障害児福祉計画の部分については 3 年後に見直します。

施策の展開にあたっては、他の福祉保健分野の計画等と有機的に連動させ、効果を上げていくことを目指します。

3 計画の構成

3期プランと同様、施策分野別ではなく、障害のある人の生活場面ごとに、5つの枠組みに分類しました。

また、障害のある人を地域で支えるための基盤整備として、各事業とは別に、「地域生活支援拠点機能」と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」について取り上げる章を設け、それぞれの概要、将来像、取組をまとめました。

4 国の動向

3期プランの計画期間を中心に、国の動向をまとめます。

第2章 横浜市における障害福祉の現状

1 横浜市の障害福祉のあゆみ

この項では、横浜市が障害福祉分野で大切にしてきた、障害当事者やご家族、支援者や地域住民といった様々な方々との対話・協力などを、これまでの市単独事業などを例に説明し、今後もそのことを大切にしていくという思いを記載します。

2 将来にわたるあんしん施策

この項では、在宅心身障害者手当から将来にわたるあんしん施策への転換について、改めて説明します。

3 横浜市の各障害手帳等統計の推移

この項では、3期プランに記載した身体障害、知的障害、精神障害、難病患者のほか、発達障害、強度行動障害、医療的ケア児・者について、市が持つ統計情報等を記載します。

4 第3期障害者プランの振り返り

この項では、3期プランの取組を5つのテーマごとに振り返り、それぞれ今後の課題を挙げます。

第3章 第4期障害者プランの基本目標とテーマ

1 基本目標

障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、
地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができ
まちヨコハマを目指す

3期プラン策定時と比べ、施策・事業は充実に向かって一方、「津久井やまゆり園」

での事件やグループホーム建設反対運動など、社会の不寛容により障害者の生命・生活が脅かされる出来事も目立っています。

4期プランは、その基本目標を定めるにあたり、改めて、障害のある人の尊厳と人権を尊重することの大切さを示したいと考えます。

2 基本目標の実現に向けて必要な視点

個々の事業を基本目標の実現に向け一体感のある取組としていくために必要な考え方・視点を7つ設定しました。

- 1 障害のある人個人の尊重と人権の保障の視点
- 2 障害状況やライフステージに合わせたニーズを捉えていく視点
- 3 将来にわたるあんしん施策を踏まえた視点
- 4 親なき後の安心と、親あるうちからの自立につなげていく視点
- 5 障害のある人すべてが生きがいを実感できるようにしていく視点
- 6 障害理解を進め、社会の変容を促していく視点
- 7 サービス提供体制を持続可能にしていく視点

3 生活の場面ごとの取組

3期プラン同様、施策分野別ではなく、障害のある人の生活場面ごとに5分類にけました。

4期プランでは、生活全般に係わる施策・事業の重要性を捉えて、「様々な生活の場面を支えるもの」を新たな枠組みとして設けるとともに、分類を再検討しました。

枠組み	内容
様々な生活の場面を支えるもの	普及啓発、人材確保・育成、権利擁護、相談支援
生活の場面1 住む・暮らす	住まい、暮らし、移動支援、まちづくり
生活の場面2 安心・安全	健康・医療、防災・減災
生活の場面3 育む・学ぶ	療育、教育
生活の場面4 働く・楽しむ	就労、日中活動、スポーツ・文化芸術

障害児関連
施策の目標
が掲げられ
ている項目

第4章 障害のある人を地域で支える基盤の整備

第3章で取り上げた各事業とは別に、様々な事業をネットワーク型でつなぎ、障害のある人を地域全体で支える社会基盤の整備について説明します。

1 本章の位置付け

2 国の動向

地域共生社会の実現に向けて国が進める「地域生活支援拠点機能」と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」について、これまでの経過を説明します。

3 横浜市の状況

横浜市が進める地域生活支援拠点機能と精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて、それぞれの将来像とそれに向けた取組を説明します。

4 今後の方向性

これからの検討・推進の方向性を説明します。

第5章 PDCAサイクルによる計画の見直し

障害福祉計画及び障害児福祉計画の部分については3年後に見直します。見直しにあたっては、障害のある人や家族、支援者等のインタビューや意見交換を行うとともに、障害者施策推進協議会や障害者施策推進部会、毎年開催する市民向け説明会など様々な場面で、各施策・事業の評価・検討を行います。

だい 4 き よこ はま し しょう がい しゃ
第 4 期 横 浜 市 障 害 者 プ ラ ン

そ ざん こっ じ
素 案 骨 子

目次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
第II章	横浜市における障害福祉の現状	3
	横浜市の各障害手帳統計の推移	3
第III章	第4期プランの基本目標とテーマ	7
1	第4期プランの取組の方向性	7
2	各テーマ	9
	様々な生活の場面を支えるもの	9
	生活の場面1 住む、そして暮らす	10
	生活の場面2 安全・安心	12
	生活の場面3 学び・育む	13
	生活の場面4 働く・楽しむ	14
第IV章	障害のある人を地域で支える基盤の整備	16
1	地域生活支援拠点機能	
	機能1 相談	16
	機能2 緊急時の受入れ・対応	17
	機能3 体験の場・機会の提供	17
	機能4 専門人材の確保・育成	18
	機能5 地域の体制づくり	18
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	19
第V章	PDCAサイクルによる計画の見直し	20

1 計画策定の趣旨

横浜市では、障害施策に係わる中・長期的な計画である「障害者プラン」(以下「プラン」といいます。)を、平成16年度に策定しました。その後、21年度に「第2期」、27年度に「第3期」を策定し、障害者が自己選択・自己決定のできる社会の構築という視点を中心に、施策を推進してきました。

このプランは、次の三つの法定計画の性質を持つ計画です。一つ目は、障害者基本法に基づく、障害者に関する施策の方向性等を定める基本的な計画である「障害者計画」です。二つ目は、障害者総合支援法に基づき、障害福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障害福祉計画」です。三つ目は、児童福祉法に基づく、障害児福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障害児福祉計画」です。

第4期プランにおいても、引き続き、横浜市における施策と、国で定める障害福祉サービスの連携を図っていく必要があることから、この三つの計画を一体的に策定していきます。

障害のあるなしに係わらず、全ての市民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることを前提に、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らすことの出来るまちを実現していくことが必要です。

そのため、第4期プランでは、「障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることが出来るまちヨコハマを目指す」を基本目標として掲げました。また、基本目標の実現に向け必要な7つの視点を設定し、本市における障害福祉施策を着実に進めていきます。

2 計画の位置づけ

(1) 計画期間

第3期のプランは、平成27年度(2015年度)から令和2年度(2020年度)までの6年間を計画期間として策定しました。

また、平成30年度(2018年度)の中間期には、「障害福祉計画」部分について、3年を1期として作成することとしている国の基本方針に基づく見直しのほか、児童福祉法の改正に伴う「障害児福祉計画」の一体的策定を行うとともに、プラン全体の振り返りと後期3年間の方向性をまとめた改定版を策定しました。

第4期についても、第3期と同じく、中・長期的なビジョンをもって施策を進めていくために、計画期間を6年間として策定していきます。

また、障害福祉計画及び障害児福祉計画部分については、3年後に見直しを実施します。そのほかにも、プランの進行管理、進捗について、適宜、評価を行い、当該施策・事業の必要性の検討、事業規模や期間等の見直しを実施します。

社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に、柔軟に対応するための施策の再構築なども併せて実施します。

年度	平成27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)
名称	第3期横浜市障害者プラン						第4期横浜市障害者プラン					
構成	障害者計画(=施策の方向性及び個別の事業等を定める計画)						障害者計画(=施策の方向性及び個別の事業等を定める計画)					
	障害福祉計画 (=サービス利用の見込み量等を定める計画)			障害福祉計画			障害福祉計画 (=サービス利用の見込み量等を定める計画)			障害福祉計画		
				障害児福祉計画			障害児福祉計画 (=サービス利用の見込み量等を定める計画)			障害児福祉計画		

見直し

見直し

(2) 他計画との関係性

本市では、個別の法律を根拠とする福祉保健の分野別計画として、よこはま地域包括ケア計画（横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）（老人福祉法及び介護保険法）、健康横浜21（健康増進法）、横浜市子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法）、横浜市住生活基本計画（住生活基本法）、横浜市教育振興基本計画（教育基本法）があります。これに加えて、本市独自に「よこはま保健医療プラン」という本市の保健医療施策に関する総合的な計画があります。

また、横浜市地域福祉保健計画は、地域の視点から高齢者、障害者、子ども・若者等の対象者や、保健や健康に関する分野別計画に共通する理念、方針及び取組推進の方向性等を明示し、対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。また、住民、事業者及び公的機関が協働する基本的な事項を横断的に示すことで、地域における展開を総括する役割を果たします。

このように、障害のあるなしに係わらず、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域において、様々な取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、全体の総合性、連続性といった視点で捉え、関連付けて行うことが、「地域福祉」の大事な視点です。

施策の展開にあたっては、関係するそれぞれの分野別計画が、有機的に連動していくことによって、一層の効果があがってきます。

行政分野ごとの専門性を充実させ、質の高い施策を展開していくとともに、関連する分野を意識し、整合性を図りながら取り組むことを重視していきます。

第二章 横浜市における障害福祉の現状

1 横浜市の各障害手帳統計の推移

(1) 横浜市の障害者手帳所持者数

横浜市発行の各障害者手帳(身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳)の平成31年3月末時点での所持者数の合計は、約16万7千人(横浜市全体人口比で4.47%)となっています。

26年は、約14万9千人でしたので、現在までに、約1万8千人増加したということになります(増加率約12.1%)。表1からも年々取得者数が伸びていることが分かります。

また、表2から見られるように、障害者手帳所持者数の増加率については、ここ数年2.2%から2.4%程度を推移しており、横浜市人口の増加率と比べても増加率が大きいことから、障害者手帳を所持する方の割合が増えてきているといえます。今後も社会の高齢化等と相まって、障害者手帳所持者数の割合は増えていくことが推測されます。

表1 横浜市人口と障害者手帳所持者数の比較

(3月末時点、ただし、横浜市人口のみ4月1日時点。以下同様)(人)

	26年	27年	28年	29年	30年	31年
横浜市人口	3,702,093	3,712,170	3,725,042	3,728,124	3,731,706	3,741,317
身体障害者	98,706	99,120	99,199	99,356	99,361	99,515
知的障害者	24,171	25,447	26,712	27,958	29,409	30,822
精神障害者	26,475	28,285	30,225	32,249	34,578	36,901
手帳所持者全体	149,352	152,852	156,136	159,563	163,348	167,238
横浜市人口における障害者手帳所持者数割合	4.03%	4.12%	4.1%	4.28%	4.38%	4.47%

表2 横浜市人口と障害者手帳所持者数の増加数の比較

(人)

	26~27年	27~28年	28~29年	29~30年	30~31年
横浜市人口増加数	10,077	12,872	3,082	3,582	9,611
(増加率)	(0.27%)	(0.35%)	(0.08%)	(0.10%)	(0.26%)
手帳所持者の増加数	3,500	3,284	3,427	3,785	3,890
(増加率)	(2.34%)	(2.15%)	(2.19%)	(2.37%)	(2.38%)

(2) 障害別の状況

ア 身体障害者手帳

身体障害については、各障害状況別に内訳を見てみると、肢体不自由が最も多く、次いで、内部障害となっています。

表3で見られるように、各障害の人数は、横ばいに推移していますが、内部機能障害については、増加しています。

また、表4から見られるように、18歳未満及び18歳から65歳未満の人数が横ばいとなっているのに対して、65歳以上の人数は、年々増加しています。

表3 身体障害者手帳 障害状況推移 各年3月末時点(人)

	26年	27年	28年	29年	30年	31年
視覚障害	6,435	6,447	6,397	6,370	6,349	6,397
聴覚・平衡機能障害	8,321	8,452	8,585	8,643	8,706	8,842
音声・言語 ・そしゃく機能障害	964	982	993	979	995	1,021
肢体不自由	52,813	52,284	51,420	50,669	49,700	48,893
内部障害	30,173	30,955	31,804	32,695	33,611	34,362
計	98,706	99,120	99,199	99,356	99,361	99,515

表4 身体障害者手帳所持者数 年齢別推移 各年3月末時点(人)

	26年	27年	28年	29年	30年	31年
18歳未満	2,469	2,426	2,428	2,397	2,377	2,360
18～65歳未満	29,509	28,823	28,193	27,903	27,638	27,542
65歳以上	66,728	67,871	68,578	69,056	69,346	69,613
計	98,706	99,120	99,199	99,356	99,361	99,515
全体における 65歳以上の割合	67.6%	68.5%	69.1%	69.5%	69.8%	70.0%

イ 愛の手帳(療育手帳)

知的障害については、表5から見られるように、平成31年3月末時点では、26年と比べ、7千人増えています。中でも、B2の手帳を所持している方が、約4千人増加し、全体の増加数の約6割を占めています。

また、表6の年齢別推移からは、全体の所持者数における各年齢の所持者数の割合は、この6年間を通して、ほぼ横ばいとなっています。

表5 愛の手帳 障害程度別推移

各年3月末時点(人)

	26年	27年	28年	29年	30年	31年
A1	4,775	4,908	4,995	5,087	5,209	5,340
A2	4,706	4,799	4,923	5,040	5,140	5,222
B1	5,366	5,646	5,843	6,009	6,296	6,556
B2	9,324	10,094	10,951	11,822	12,764	13,704
計	24,171	25,447	26,712	27,958	29,409	30,822

※参考 A1…IQ20以下、A2…IQ21～35、B1…IQ36～50、B2…IQ51～75

表6 愛の手帳所持者数の年齢別推移

各年3月末時点(人)

	26年	27年	28年	29年	30年	31年
18歳未満	9,172 (37.9%)	9,646 (37.9%)	10,141 (38.0%)	10,612 (38.0%)	11,237 (38.2%)	11,809 (38.3%)
18～65歳未満	14,312 (59.2%)	15,058 (59.2%)	15,746 (58.9%)	16,485 (59.0%)	17,261 (58.7%)	18,033 (58.5%)
65歳以上	687 (2.8%)	743 (2.9%)	825 (3.1%)	861 (3.1%)	911 (3.1%)	980 (3.2%)
計	24,171	25,447	26,712	27,958	29,409	30,822

ウ 精神障害者保健福祉手帳

身体障害・知的障害・精神障害の3障害の手帳所持者のうち、この5年間でもっとも増加してきているのが、精神障害です。表7から見られるように、平成31年3月末時点では、26年と比べ、1万人増えており、特に2級が約6千人増加しています(増加率約40.0%)。

また、表8の年齢別の手帳所持者数の推移を見てみると、20歳未満、20歳から65歳、65歳以上の各年代で増加傾向にあり、特に20歳～65歳未満の所持者数が大きく増加しています。

表7 精神障害者保健福祉手帳 等級別推移

各年3月末時点(人)

	26年	27年	28年	29年	30年	31年
1級	2,870	2,994	3,118	3,308	3,457	3,673
2級	14,497	15,477	16,623	17,844	19,313	20,731
3級	9,108	9,814	10,484	11,097	11,808	12,497
計	26,475	28,285	30,225	32,249	34,578	36,901

表8 精神障害者保健福祉手帳 年齢別推移

各年3月末時点(人)

	26年	27年	28年	29年	30年	31年
20歳未満	493 (1.9%)	596 (2.1%)	727 (2.4%)	869 (2.7%)	1,021 (3.0%)	1,150 (3.1%)
20～65歳未満	22,355 (84.4%)	23,682 (83.7%)	25,126 (83.1%)	26,666 (82.7%)	28,523 (82.5%)	30,428 (82.5%)
65歳以上	3,627 (13.7%)	4,007 (14.2%)	4,372 (14.5%)	4,714 (14.6%)	5,034 (14.6%)	5,323 (14.4%)
計	26,475	28,285	30,225	32,249	34,578	36,901

※ 精神障害者保健福祉手帳については、18歳未満での統計を取っていないため、20歳未満としています。

第Ⅲ章 第4期プランの基本目標とテーマ

1 第4期プランの取組の方向性

第4期プランは、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重されることを前提に、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、自らの意思で自分らしく生きることが出来るまちを実現していくことを基本目標として設定します。

また、第3期プランの「障害児・者が日常生活を送るうえでの視点に立った枠組み」を継承し、日常生活を支える「4つの生活の場面とそれらを支えるもの」に整理した構成とします。

「第3期プランの振り返り」

テーマ1: 出会う・つながる・助け合う

「障害のある人となない人の相互理解と、日常から災害等の緊急時まで支え合うことができるまち」を目指し、障害者週間を中心とした普及・啓発イベントや、防災訓練での出前講座等の実施、基幹相談支援センターの設置等による相談支援システムの強化、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ通知文書の点字化等情報保障の取組等を推進しました。一方で、障害理解の更な

テーマ2: 住む、そして暮らす

「自ら住まいの場を選択し、住み慣れた地域で安心して暮らし・生活し続けられるまち」を目指し、親亡き後の暮らしを支える後見制の支援制度の全区展開や、行動障害のある方を支えるための支援力向上研修の開催、グループホームの設置のほか、地域生活支援拠点機能の全区での整備等を推進しました。

テーマ3: 毎日を安心して健やかに過ごす

「毎日を安心して過ごし、地域の中で健やかに育ち、共に生きていくことができるまち」を目指し、障害特性等を理解し、適切な医療を提供できるよう知的障害者専門外来を5病院で開設し、医療的ケア児・者等の関連分野の支援を調整するコーディネート、公共交通機関・学校のバリアフリー化や、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた各取組等を推進しました。

テーマ4: いきる力を学び、育む

「乳幼児期から学齢期を通じて、家族や友だち、学校の先生などの大人たちと関わり、語り合い、学び合い、生きる力を身に付けていくことができるまち」を目指し、地域療育センターの初診待機期間短縮に向けた取組の実施や、教育環境の充実のほか、障害福祉人材確保に向けたPR動画の制作・公共交通機関での一斉放映等を行いました。

テーマ5: 働く・活動する・余暇を楽しむ

「一人ひとりの適正な希望に合った仕事を見つけることができ、また、外出や趣味・スポーツを楽しむなど、様々な余暇が充実したまち」を目指し、就労支援センター等を中心とした就労支援の促進・定着支援や、障害者施設と企業のコーディネートを担うよこはま障害者共同受注総合センターの開設、移動情報センターの全区展開、ラポール上大岡の整備等を行いました。

「今後の取り組むべき障害福祉施策の課題等」

課題①: 生活を支える環境整備の充実
障害に対する周囲の理解や配慮を進めるためには、互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくりが必要です。また、各相談先については、機能の整理や連携等さらなる充実を求める声があります。さらに、労働人口減少の中、必要な福祉サービスを適切に提供するための人材の確保・育成が求められています。

課題②: 住まい・暮らしの充実
住み慣れた地域での暮らしや、グループホームでの暮らし、高齢化・重度化への対応、退院後や施設からの地域移行など、本人の希望や状態等に応じた多様なニーズに応えられるよう、住まい・暮らしに関する支援の充実や環境整備が求められています。

課題③: 安心・安全に暮らせる生活環境の充実
医療受診環境の向上や、障害特性を踏まえた心身の健康対策等をライフステージに応じて推進するため、医療・福祉・教育関係者の連携強化が必要です。また、災害時には、要援護者への必要な配慮が行われるよう環境整備を進めるほか、自助・共助の仕組みの構築や公助の役割を明確化する必要があります。

課題④: 療育・教育の充実
発達障害児の増加、障害の重度化・多様化を踏まえ、様々なニーズに対応できるよう、地域療育センターを中心とした支援の充実や関係機関の連携、教職員の専門性や教育環境、教育活動の更なる充実が求められています。

課題⑤: 自分らしく過ごすための環境の充実
社会と関わりながら様々な形で過ごすため、就労支援センターを中心とした、就労支援の促進や工賃の向上等のほか、生活介護事業所の設置等、希望や状態に合った日中活動場所の設置促進、障害者スポーツ・文化活動のさらなる充実が求められています。

第4期プラン基本目標

障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることが出来るまちヨコハマを目指す

基本目標の実現に向けて必要な視点

- 1 障害のある人個人の尊重と人権の保障の視点
- 2 障害状況やライフステージに合わせたニーズを捉えていく視点
- 3 将来にわたるあんしん施策を踏まえた視点
- 4 親なき後の安心と、親あるうちからの自立につなげていく視点
- 5 障害のある人すべてが生きがいを実感できるようにしていく視点
- 6 障害理解を進め、社会の変容を促していく視点
- 7 サービス提供体制を持続可能にしていく視点

4つの生活の場面とそれらを支えるもの

様々な生活の場面を支えるもの			
分野	今後の方向性	分野	今後の方向性
普及啓発	互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくり 障害に対する正しい理解促進 学齢期への重点的な普及啓発	権利擁護	虐待防止の取組の浸透 成年後見制度の利用促進 障害者差別解消法に基づく取組
人材確保・育成	障害福祉人材の確保と育成 業務効率化に向けたロボット・AI・ICT等の導入検討	相談支援	情報保障の取組 相談支援の充実
生活の場面1 住む・暮らす			
住まい	障害状況に合わせた住まいの選択肢の充実 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築	移動支援	多様なニーズに合わせた移動支援の充実
暮らし	地域での生活を支える仕組みの充実 本人の生活力を引き出す支援の充実	まちづくり	福祉のまちづくりの推進
生活の場面2 安心・安全			
健康・医療	障害者も参加しやすい保健施策の検討 医療環境の充実 救急医療体制の充実	防災・減災	災害時の自助・共助・公助の仕組みの浸透
生活の場面3 学ぶ・育む			
療育	障害児の発達段階に応じた支援の充実	教育	療育と教育の連携による切れ目のない支援 教育環境・教育活動の充実 教育から就労への支援
生活の場面4 働く・楽しむ			
就労	一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実	日中活動	日中活動場所の選択肢の充実 地域でのつながりと広がりの促進
	幅広い仕事や工賃の向上による生活の充実	スポーツ	スポーツ活動の推進
	多様な働き方や障害者就労に対する理解促進	文化芸術	文化芸術活動の推進

2 各テーマ

様々な生活を支えるもの

《当事者・関係者からの主な意見》

- ・障害者の問題は千差万別。障害全体だけではなく、個別の障害特性についても理解してほしい。
- ・小学校の車いす体験教室で、子どもたちが車いすのを知ることができた。そういった体験を色々やるのもいい。
- ・人員不足は色々なところで言われており、募集もしているが応募が少ない。
- ・計画相談は、利用者と相談支援事業者と行政との温度差がある。相談支援事業者へのフォローが必要。

(1) 普及啓発

◇ 取組の方向性

■ 互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくり

12月3日から9日までの「障害者週間」等をきっかけとして、障害のある人の存在に気づき、身近に感じる仕組みづくりを進めていきます。

■ 障害に対する正しい理解促進

障害に対する正しい理解促進のため、各種媒体や様々な機会を通じて疾病や障害の情報を発信するとともに、当事者や家族、障害福祉関係団体等による普及・啓発活動への支援等を進めていきます。

■ 学齢期への重点的な普及啓発

共生社会の実現に向け、学齢期から障害児・者とともに取り組む様々な活動や体験等の機会を通して、児童・生徒や、その保護者の障害理解を進めていきます。

(2) 人材確保・育成

◇ 取組の方向性

■ 障害福祉人材の確保と育成

障害福祉人材の確保・育成を旨とし、民間事業者等関係機関との協働による事業の展開や障害特性に応じた支援のための研修などを検討・実施していきます。

■ 業務効率化に向けたロボット・AI・ICT等の導入検討

業務効率化や現場における介護業務の負担軽減等を推進するため、ロボット・AI・ICT等の導入の検討を行っていきます。

(3) 権利擁護

◇ 取組の方向性

■ 虐待防止の取組の浸透

市民向けの広報を行うとともに、障害福祉サービス事業者を対象とした研修等を実施し、虐待防止の取組の浸透を図っていきます。

■ 成年後見制度の利用促進

成年後見制度をより利用しやすくなるよう、権利擁護支援・後見制度利用促進機能の強化を進めていきます。

■ 障害者差別解消法に基づく取組

障害を理由とする差別の解消に向け、障害者差別に関する相談、紛争の防止等のための体制を充実させるとともに、引き続き周知を図ります。

■ 情報保障の取組

視覚障害者、聴覚障害者及び知的障害者等への情報提供について定めた、行政情報発信のルール化を徹底するとともに、必要な配慮について検討を行っていきます。

(4) 相談支援

◇ 取組の方向性

■ 相談支援の充実

地域生活支援拠点の「相談機能」の充実を図るとともに、相談支援機関の連携強化や相談支援システムの整理、相談支援従事者の人材育成や当事者による相談の活用促進を進め、相談支援の充実を図っていきます。

生活の場面1:住む・暮らす

《当事者・関係者からの主な意見》

- ・地域の中で暮らしの中の相談ごとや子供の居場所や医療のことも近場で済めばいいと思う。
- ・一人暮らしするときは、ヘルパーを使いながら個人の時間を大切にしたい。
- ・大学内では、ボランティアが受けられず、親に頼らなければならない。
- ・障害者が親の介護をする立場になったときに、どのように見ていけばいいのか。
- ・それぞれの障害に対応した老人ホームがほしい。
- ・ベビーカーやお年寄りにも優しいフラットな道がよい。数年かけて対応してほしい。
- ・行きたかった学校が、バリアフリーではなかったので、通えなかった。

(1)住まい

◇ 取組の方向性

■ 障害状況に合わせた住まいの選択肢の充実

障害のある人の希望や状況に合わせた多様なニーズに応えられるよう、多様な形態の住まいの構築を進めていきます。

■ 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

今後も引き続き増加傾向が見込まれる高齢化・重度化を踏まえ、ニーズに対応したグループホームの整備や、在宅生活を支えるバリアフリー改修等を通じて、安心できる住まいの構築を進めていきます。

(2)暮らし

◇ 取組の方向性

■ 地域での生活を支える仕組みの構築

障害福祉に関わる社会資源をもとに、既存のサービスを整理していくことで、地域で安心して暮らすことができる体制づくりを目指します。

■ 本人の生活力を引き出す支援の充実

障害の状況が変わっても、自ら希望するところで暮らしていくために、障害児・者やその家族にとって必要なサービスを提供する事業を引き続き実施します。

(3)移動支援

◇ 取組の方向性

■ 多様なニーズに合わせた移動支援の充実

移動情報センターの運営や、ガイドヘルパー等担い手の発掘・育成の強化等を通じ、一人ひとりのニーズに合った移動支援の充実に向けた取組を進めていきます。

(4)まちづくり

◇ 取組の方向性

■ 福祉のまちづくりの推進

市民・事業者・行政の3者が一体となって、誰もが安全に安心してまちを移動し、様々な施設を利用できる環境をハード及びソフトの両面から整備するなど、福祉のまちづくりをさらに推進していきます。

《当事者・関係者からの主な意見》

- ・一般の小児科は16歳以上は内科に行ってほしいと言われるが、障害を理解する病院がなかなか見つからない。
- ・地域の医療機関の方々に、もう少し重症心身障害児・者の生活の実態を知ってもらいたい。
- ・災害時の文字情報がほしい。
- ・障害のある人が、災害発生時どのように行動したらよいか分かるマニュアルがほしい。

(1)健康・医療

◇ 取組の方向性

■ 障害者も参加しやすい健康づくり施策の検討

障害者に必要な体力づくりやリハビリテーションが地域で行えるよう、人材育成も含めた環境の整備を進めます。また、健康増進の基本要素となる、歯・口腔や食生活等の分野について、障害のある人も取り組みやすい施策を健康増進計画と連動させながら検討・推進します。

■ 医療環境の充実

あらゆる障害のある人に、適切な医療を提供できるよう、難病患者への支援の充実や、医療機関・医療従事者に対する障害特性への理解を深める研修、ネットワーク化等を通じて、医療環境の充実を進めます。

■ 救急医療体制の充実

土曜日・日曜日・祝日などの病院が救急医療体制を取ることが困難な日及び時間帯における受入病床を確保し、救急医療体制が充実されるよう努めます。

(2)防災・減災

◇ 取組の方向性

■ 災害時の自助・共助・公助の仕組みの浸透

災害発生時に、情報保障など、障害特性に応じた必要な配慮が行われるよう環境整備を進めるほか、自助・共助の仕組みの構築や、公助の役割の明確化等を進めていきます。

生活の場面3:学ぶ・育む

《当事者・関係者からの主な意見》

- ・速やかに地域療育センターのサービスを利用したい。
- ・専門的なアドバイス及びマネジメントにより、効果的な療育を受けたい。
- ・学校でも障害理解について授業をしてほしい。
- ・障害の有無に関係なく、一緒に勉強したり活動したりできる場の提供を。

(1)療育

◇ 取組の方向性

■ 障害児の発達段階に応じた支援の充実

軽度な知的障害児や知的に遅れのない発達障害児の増加、ニーズの多様化等の時代の変化に対応し、障害児がそれぞれの発達段階で、適切な支援につながるができるよう、支援の充実や、サービスの質の向上に取り組めます。また、障害児に日頃接している保護者に対する支援のあり方についても検討を行います。

(2)教育

◇ 取組の方向性

■ 療育と教育の連携による切れ目のない支援

引き続き、地域療育センターや特別支援学校等の専門性を活用した学校支援の実施など、療育と教育の連携による切れ目のない一貫した支援を目指します。

■ 教育環境・教育活動の充実

第3期横浜市教育振興基本計画に基づき、全ての子どもにあらゆる教育の場で、一貫した支援、適切な指導支援や必要な合理的配慮を提供するとともに、全ての教職員が特別支援教育に対して理解を深め、校内支援体制の充実を図ります。

■ 教育から就労への支援

第3期プランに引き続き、第4期プランにおいても特別支援学校等と就労支援機関の連携強化を図り、就労支援・職場定着支援の充実を進めていきます。

生活の場面4：働く・楽しむ

《当事者・関係者からの主な意見》

- ・仕事をして給与を得て、一人暮らし等やりたいことを実現したい。
- ・職場の障害理解が進んでほしい。
- ・作業を通じて給料(工賃)をもらうことは大きな喜び。
- ・多くの人が働けるよう、様々な仕事があるといい。
- ・卒業後の日中活動を保障してくれたら安心する。
- ・ラポールに通い始めて身体を動かす機会が増えた。

(1) 就労

◇ 取組の方向性

■ 一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実

多様化する就労ニーズや生活面での支援も含めた定着支援、障害者雇用の広がりや踏み出した企業支援の充実など、障害者就労支援センターを中心に、関係機関と連携を図りながら障害者の就労を支えます。

■ 幅広い仕事や工賃の向上による生活の充実

働く人それぞれの働きがいを引き出せるよう、共同受注窓口等を通じた企業等からの様々な仕事のあっせん、障害者優先調達推進法に基づいた行政機関からの発注を促進します。また、様々な発注ニーズに対応できるように事業所のスキルを高めるなど、受発注双方の底上げを行うことで、工賃の向上を図ります。

■ 多様な働き方や障害者就労に対する理解促進

様々な業種や勤務形態など、多様化する働き方について、市民や企業の方に向けて、シンポジウムやセミナー等を通じて広く紹介します。また、ふれあいショップ等の就労啓発拠点を通じて、障害者就労に対する理解促進を図ります。

(2) 日中活動

◇ 取組の方向性

■ 日中活動場所の選択肢の充実

障害者本人が希望する活動場所を選択できる方法や、医療的ケア等専門的な支援が必要な人への支援方法について検討を行い、日中活動場所の選択肢の充実を進めていきます。

■ 地域でのつながりと広がりの促進

障害のある人が日中活動で地域に出たり、地域行事や施設のイベント等で障害のない人と一緒になって活動したりすることで、地域とつながり、互いに良い影響を与える相乗効果を広げていきます。

(3) スポーツ・文化芸術

◇ 取組の方向性

スポーツや文化芸術活動を楽しみたいと思う誰もが活動に参加できるよう環境を整えていきます。引き続き、地域の様々な団体や施設等と連携し、さらなる活動の場の充実に取り組んでいきます。

また、スポーツや文化芸術活動を通じて、様々な人との交流を深めることが出来る機会の充実を図ります。

■ スポーツ活動の推進

市内2か所の障害者スポーツ文化センターを中核拠点として、地域の様々な団体や施設等で、障害者スポーツの取組が行われるよう積極的に働き掛け、障害者スポーツの場の充実や支える人材の育成に取り組みます。

■ 文化芸術活動の推進

2020年まで開催した『ヨコハマ・パラトリエンナーレ』の取組を生かし、障害のある人とない人の協働によるクリエイティブな活動の場の創出等に引き続き取り組むとともに、障害のある人が身近な場所で文化芸術活動に親しめる環境づくりを進めます。

第IV章 障害のある人を地域で支える基盤の整備

第三章では、様々な事業を「障害児・者が日常生活を送るうえでの視点に立った枠組み」に沿って取り上げました。一方で、複合的で多面的な地域課題が表面化する中で、障害のある人を地域全体で支えていくには、個々の事業による支援だけでは十分とは言えません。地域社会の中で基盤となる仕組みを構築し、行政や関係機関、地域住民など多くの担い手が対話・協議を行い、様々な事業・施策・取組が連携することで、基盤を整備・強化していくことが重要です。

そうした基盤として、国は「地域生活支援拠点機能」と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の二つの仕組みを推進することとしており、本市としても積極的に取り組んでいます。なお、この二つは内容に重複する部分が多いため、一体的に検討していく必要があります。

1 地域生活支援拠点機能

地域生活支援拠点機能は、障害のある人を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目的として、5つの居住支援機能で構成するものです。横浜市では、障害福祉サービス事業所だけでなく、地域の全員を担い手として捉え、既存の社会資源を有機的につなぐネットワーク型の整備を進めています。

令和2年度には、区福祉保健センター、横浜市基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」といいます。）、横浜市精神障害者生活支援センターの3機関一体の運営によって5つの居住支援機能すべてを稼働し始めました。将来的には、区自立支援協議会を基盤とした関係機関の連携によるネットワーク構築、障害分野を超えた多様な社会資源とのつながりを進めていきます。そのためには、一つひとつの事業を進めるのではなく、様々な事業・社会資源をつなぎ、連携していく必要があります。

機能1：相談

【将来像】

必要な人すべてを相談支援事業所につなげることができていて、緊急時に必要な情報を関係者・関係機関が適切に共有するなどの予防的な取組が展開されています。また、地域での障害理解が進み、地域での緩やかな見守りが機能しています。

【取組】

各区自立支援協議会、研修、集団指導など様々な場を活用し、相談支援機関に対し、緊急時のリスク把握や事前の備えの必要性と、各機関が地域生活支援拠点の担い手だという認識を持てるよう働きかけます。そして、相談支援機関や障害のある人本人に対して、予め緊急事態を想定し、その予防とスムーズな対応を計画する「緊急時予防・対応プラン」の作成などを促し、3機関で共有することで、緊急時の支援が見込めない世帯を把握します。

また、緊急事態が発生しないための予防や、緊急事態を想定した支援体制を整えるため、相談支援機関同士の情報提供方法や考え方を整理し、共有します。

機能2: 緊急時の受入れ・対応

【将来像】

本市の拠点施設である18か所の社会福祉法人型横浜市障害地域活動ホーム(以下「社会福祉法人型地活ホーム」といいます。)及び23か所の機能強化型障害者地域活動ホーム(以下「機能強化型地活ホーム」といいます。)において、相互連携の下、他に受入れ先がない方の利用が促進され、緊急時の受入れにも対応できています。また、短期入所事業所等も含め、それぞれの施設の特性に応じた役割分担の下で、レスパイトや計画的な利用だけでなく、緊急時の利用にも対応できる状態になっています。

【取組】

各事業所に対して、地域生活支援拠点の担い手との認識のもと、各短期入所事業所の施設種別(入所、通所、病院、診療所等)に応じた役割を整理し、理解促進及び協力体制の充実を図ります。

また、医療的ケアが必要な人や重症心身障害児・者、強度行動障害がある人などの受入れ促進、障害支援区分に応じた見直し、社会福祉法人型地活ホームの定期的な評価制度の導入と情報公開、機能強化型地活ホームによるショートステイ又は短期入所の実施場所の確保など、様々な取組について、検討します。

機能3: 体験の場・機会の提供

【将来像】

区自立支援協議会を中心に構築されたネットワークが強固になり、一人ひとりのニーズに合わせた「体験の機会・場」の提供が行われています。相談支援機関からの問合せ窓口である横浜市基幹相談支援センター(以下「基幹相談支援センター」といいます。)では、随時「体験の場・機会」の情報が更新され、グループホームや日中活動系サービス事業所の情報を常に確認できる状態になっています。

また、障害のある人が、適切なアセスメントや訓練等を利用しながら、様々な暮らしの場や目指す生活を広い選択肢の中から自分自身で選べます。一人暮らしを希望したときも、障害を理由に入居を断られることはなく、地域移行や一人暮らしが実現できます。

【取組】

相談支援機関や基幹相談支援センターでの相談内容等を活用したニーズ把握を行い、様々な住まいの場や生活環境を変える社会資源の活用・拡充・開発、体験の場・機会を提供しやすくする仕組み、事業所情報の収集・提供の働きかけや手法を検討します。

また、居住支援協議会を通じて、不動産事業者及び賃貸住宅のオーナー等に対し、サポート体制の構築、障害理解を促進する研修、障害のある人の入居を拒まない住宅の戸数増への働きかけ等を進めます。

機能4: 専門人材の確保・育成

【将来像】

区域では、区自立支援協議会での取組により、人材育成、サービス水準の向上・標準化ができています。また、市域、区域での人材育成の取組を効果的に連動させることにより、発達障害、行動障害、高次脳機能障害、医療的ケアなど様々な分野において専門性の高い支援ができる人材が育成できています。

【取組】

市域と区域の研修が効果的に連動するよう、体系的な整理を行うとともに、区域での人材育成を担える人材を市域で育成し、区自立支援協議会が人材育成の場として更に機能するようにしていきます。

また、研修に参加できない人に対する人材育成手法や、二次相談支援機関のコンサルテーション機能の拡充及び効果的な運用方法などを検討します。

機能5: 地域の体制づくり

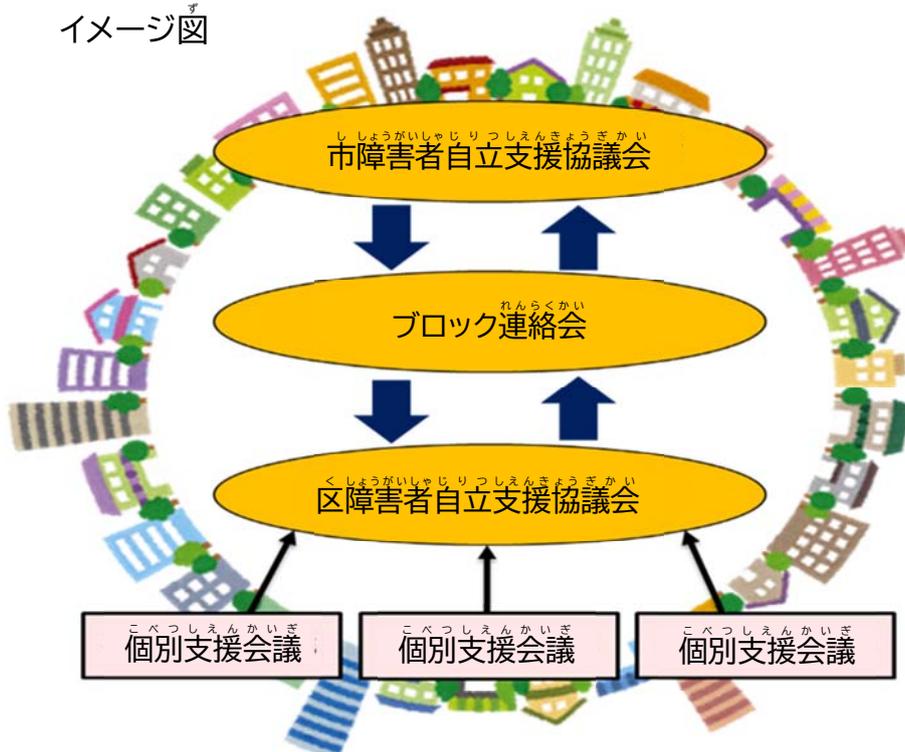
【将来像】

区障害者自立支援協議会、ブロック連絡会、市自立支援協議会の取組が連携・連動し、障害分野を超えた多様な社会資源が協力することで、障害のある人を地域全体で支える具体的な取組を展開しています。

【取組】

日頃の見守りの担い手にもなる地域住民も含め、障害のある人が地域で安心して暮らすためにそれぞれの立場でできることを具体的に伝えることで、障害分野を超えた多様な方々に協力してもらえる関係づくりを進めます。また、区域での取組や把握された地域課題を全市で共有できる体制を整えていきます。

イメージ図



2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が安心して自分らしく生活していくためには、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加・就労、地域の助け合い、普及啓発、教育などを含め、地域全体が理解し支えていけるような仕組みが必要です。

いま地域で生活している人にも、これから地域で生活していく人にも、医療・保健・福祉が一体となって多様なニーズに対応し、「支え手」と「受け手」という関係を超越して一緒に安心して自分らしい生活が送れる仕組みづくりを進めていきます。

(1) 方向性

- ・ 安心して生活を確保するための仕組みづくり
- ・ 本人や家族が安心して相談できるための仕組みづくり
- ・ 入院が長期化することなく、安心して退院できるための仕組みづくり
- ・ 住民への障害理解に関する仕組みづくり
- ・ 支援者の知識や技術向上のための取組
- ・ お互いに支えあえる仕組みづくり

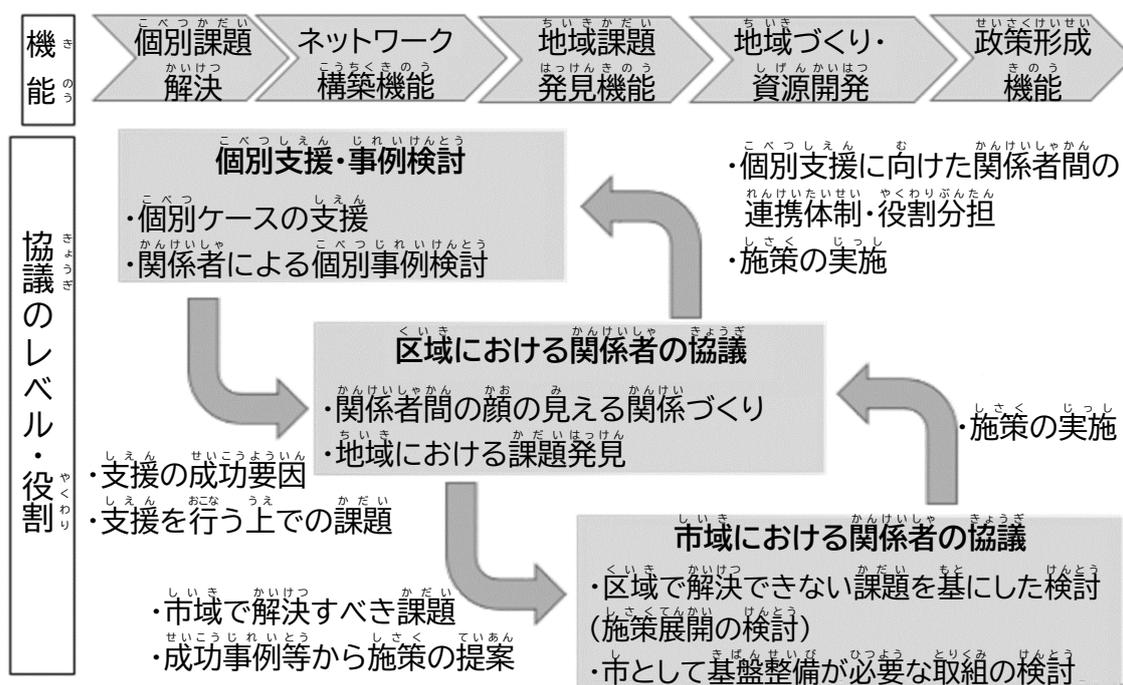
(2) 取組について

安心して自分らしく生活するためには、人口や区の大きさだけではわからない多様で複雑なニーズがあります。そうしたニーズを理解し、地域全体で解決していくため、市と各区に「協議の場」をつくり、解決に向けた取組を推進していきます。

また、個別の支援で得られた地域の課題は、協議の場で共有するとともに、課題解決に向けた取組を検討し、実践していきます。

なお、取組については、進捗状況や新たな課題などを1年ごとに振り返り、それぞれが共有できるように見える化していきます。

「協議の場」の構造



第V章 PDCAサイクルによる計画の見直し

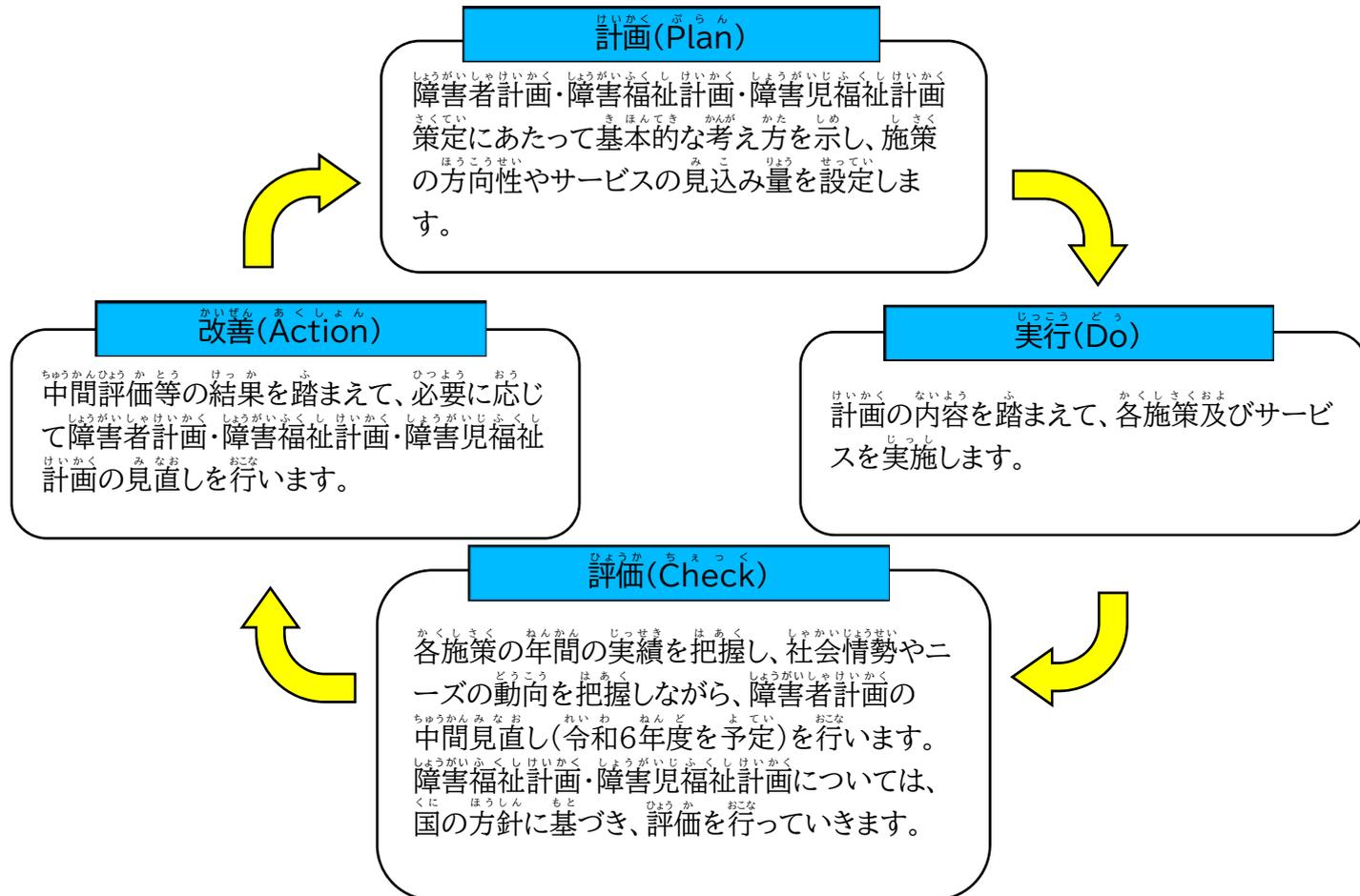
「第4期横浜市障害者プラン」は、令和3年度から8年度までの6年間を計画期間としていますが、3年後の令和6年度には、「横浜市障害福祉計画」及び「横浜市障害児福祉計画」の改定を行う予定のため、それに併せてプラン全体の見直しを行う予定です。

見直しにあたっては、第4期障害者プランの策定過程と同様、障害者やその御家族、支援者等との意見交換やインタビューを行うほか、プランの進捗管理については横浜市障害者施策推進協議会及びその専門委員会である障害者施策検討部会等の議論や、市民向け説明会等の実施により、各施策・事業の評価・検討や、社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に柔軟に対応するための施策の再構築等を図っていきます。

●計画期間について

年度	平成27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	
名称	第3期横浜市障害者プラン					第4期横浜市障害者プラン							
構成	障害者計画(=施策の方向性及び個別の事業等を定める計画)				障害者計画(=施策の方向性及び個別の事業等を定める計画)								
	障害福祉計画 (=サービス利用の見込み量等を定める計画)		障害福祉計画		障害福祉計画 (=サービス利用の見込み量等を定める計画)			障害福祉計画					
					障害児福祉計画		障害児福祉計画 (=サービス利用の見込み量等を定める計画)			障害児福祉計画			
	見直し				見直し								

●PDCAサイクルによる見直し



第3期横浜市障害者プラン進捗確認 <障害者計画>

取組	プラン (改訂版) 掲載頁	事業名	事業内容	平成29年度 (中間振り返り時点)			評価	平成32年度 目標	第3期横浜市障害者プランに関する事項(令和元年度9月末時点) ☛「進捗状況」「評価(見込み)」欄は、前回調査時(平成30年度3月末時点)の内容を掲載しています。時点更新をお願いします。			
				目標	現状	振り返り			令和元年度の取組 ※市民説明会等で公表予定 ☛昨年度の市民説明会の資料を 参考に記載してください。	進捗状況 ※市民説明会等で公表予 定	R2年度目標の達成見込み	
											評価 (見込み) ※リストより選択	☛ 左記評価(見込み)が“△”又は “×”の場合、その理由等詳細を記載
2-1 住まい	62頁	障害児施設の整備・ 再整備	市所管3か所目の重症心身障害児施設を整備するとともに、老朽化が進んでいる障害児入所施設の再整備・ユニット化を進めます。	工事完了 4か所	工事完了 4か所	・平成27年度に福祉型障害児入所施設「ぶどうの実(旧白根学園児童寮)」の再整備を完了しました。 ・重症心身障害児者施設について「横浜医療福祉センター港南」を28年6月に開所、「横浜療育医療センター」を平成28年度に再整備完了しました。 ・平成29年度には「ぼらいと・えき(旧横浜市なしの木学園)」の再整備を完了する予定です。	○	施設状況等により検討	整備は平成29年度で事業が完了しました。 再整備については、施設状況等により、必要に応じて検討します。	工事完了 4か所	○	
2-2 暮らし	77頁	メディカルショートステイシステム	医療的ケアが必要な重症心身障害児・者を、在宅で介護する家族の負担軽減と在宅生活の安定を目的として、一時的に在宅生活が困難となった場合などに、病院での受け入れを実施します。	推進	実施	事業開始の平成24年度から28年度までの利用登録者数212人、利用延べ人数366人、利用延べ日数は2,805日で、そのうち、家族の疾病による利用は120人でした。	○	推進	引き続き事業を実施していくとともに、協力医療機関との会議や研修を行い円滑な事業運営を図っています。	推進 事業開始の平成24年度から30年度までの利用登録者数315人、利用延べ人数657人、利用延べ日数4,632日で、そのうち家族の疾病による利用は178人でした。	○	
3-1 健康・医療	90頁	メディカルショートステイシステム(再掲)	医療的ケアが必要な重症心身障害児・者を、在宅で介護する家族の負担軽減と在宅生活の安定を目的として、一時的に在宅生活が困難となった場合などに、病院での受け入れを実施します。	推進	実施	事業開始の平成24年度から28年度までの利用登録者数212人、利用延べ人数366人、利用延べ日数は2,805日で、そのうち、家族の疾病による利用は120人でした。	○	推進	引き続き事業を実施していくとともに、協力医療機関との会議や研修を行い円滑な事業運営を図っています。	推進 事業開始の平成24年度から30年度までの利用登録者数315人、利用延べ人数657人、利用延べ日数4,632日で、そのうち家族の疾病による利用は178人でした。	○	

取組	プラン (改訂版) 掲載頁	事業名	事業内容	平成29年度 (中間振り返り時点)			評価	平成32年度 目標	第3期横浜市障害者プランに関する事項(令和元年度9月末時点)					
				目標	現状	振り返り			●「進捗状況」「評価(見込み)」欄は、前回調査時(平成30年度3月末時点)の内容を掲載しています。時点更新をお願いします。					
									令和元年度の取組 ※市民説明会等で公表予定 ●昨年度の市民説明会の資料を 参考に記載してください。	進捗状況 ※市民説明会等で公表予 定	R2年度目標の達成見込み			
評価 (見込み) ※リストより選択	●左記評価(見込み)が“△”又は “×”の場合、その理由等詳細を記載													
3-1 健康・医 療	91頁	在宅療養児の地域 生活を支える ネットワーク連絡会	障害児・者の医療 (入院・在宅)に関わ る医療関係者を中心 に、福祉・教育関係 者を対象として、在 宅支援に必要な情 報交換や人的交流 を通じて、障害理解 を促進します。	推進	実施	医療関係者が中心とな り、障害児・者の生活を 支える上での課題及び 取組等の情報交換など を実施し、支援の促進 に努めました。 多職種連携の勉強会 の実績 平成27年度:2回、 参加者647人 平成28年度:2回、 参加者337人 平成29年度:2回、 参加者335人	○	推進	引き続き事業を実施し、障害児・者の 在宅支援に必要な情報交換等を通じ て、障害理解を促進しています。	推進	医療関係者が中心となり、障害児・ 者の生活を支える上での課題及び 取組等の情報交換などを実施し、 支援の促進に努めました。 【多職種連携の勉強会の実績】 平成27年度:2回、参加者647人 平成28年度:2回、参加者337人 平成29年度:2回、参加者335人 平成30年度:2回、参加者772人	○		
3-1 健康・医 療	91頁	医療機関ネットワ ーク等の構築	障害児・者の在宅生 活を支えるための医 療機関の支援体制 とネットワークを検討 し、構築を図ります。	実態把握及び医療ネッ トワーク検討と構築	検討	重心障害児・者が必要 としている医療等を把 握するためのアンケート 調査を平成28年度に 実施しました。(860人 回答) この結果を活用し、こども 青少年局、健康福祉 局、医療局の関係3局 で構成する庁内会議を 設置し、医療的ケアを 要する障害児・者の生 活を支えるための支援 体制の構築を検討して います。	○	推進	こども青少年局、健康福祉局、医療 局の関係3局で構成する庁内会議が 設置できるよう、関係局と連携して取 り組みます。	検討	こども青少年局、健康福祉局、医療 局の関係3局で構成する庁内会議 が設置できるよう、関係局と連携し て取り組みます。	△	平成28年度に実施した在宅生活を送っ ている障害児・者(身体1級または2級、か つ療育A1またはA2の手帳保持者)への アンケート結果を活用し、こども青少年 局、健康福祉局、医療局の関係3局で連 携し、障害児・者の在宅生活を支えるた めの医療機関の支援体制とネットワー ク構築について、検討する。	
3-1 健康・医 療	92頁	医療的ケア児・者等 の支援のための関 係機関の協議の場 の設置	医療的ケア児・者等 が適切な支援を受け られるよう、平成30 年度末までに、保 健・医療・障害福祉・ 保育・教育等の関係 機関が連携を図るた めの協議の場を設 置します。	—	—	—	—	—	推進	横浜市医療的ケア児・者等支援検討 委員会を設置し、令和元年10月に第 1回会議を実施しました。	推進	令和2年3月に第2回を実施予定で す。	○	

取組	プラン (改訂版) 掲載頁	事業名	事業内容	平成29年度 (中間振り返り時点)			評価	平成32年度 目標	第3期横浜市障害者プランに関する事項(令和元年度9月末時点)			
				目標	現状	振り返り			●「進捗状況」「評価(見込み)」欄は、前回調査時(平成30年度3月末時点)の内容を掲載しています。時点更新をお願いします。			
									令和元年度の取組 ※市民説明会等で公表予定 ●昨年度の市民説明会の資料を 参考に記載してください。	進捗状況 ※市民説明会等で公表予 定	R2年度目標の達成見込み	
評価 (見込み) ※リストより選択	●左記評価(見込み)が“△”又は “×”の場合、その理由等詳細を記載											
4-1 療育	112頁	地域療育センター運 営事業	障害がある、または その疑いのある児童 の地域における療育 体制の充実などを目 的として運営を行いま す。 また、区福祉保健セ ンターの療育相談へ のスタッフ派遣、関 係機関への巡回訪 問による技術支援、 障害児相談支援等 を行います。	初診待機期間3.0月 (現状3.5月)	平成29年度3.0月 (見込み)	初診の申込件数が多い西部及び東部地域療育センターの相談場所を拡充し、支援の円滑化を図ることで、平成28年度末で初診待機期間は3.2月となりました。	○	推進	初診の申込件数が多い東部地域療育センターに医師等を増員しました。	推進 3.9か月	×	利用者の増加が続いているため、引き続き、初診枠の拡大等による初診待機期間の短縮に取り組む必要があります。
4-1 療育	113頁	地域訓練会運営費 助成事業	障害児の保護者等 が自主的に組織し、 地域で機能回復訓 練や保育を行う、地 域訓練会の運営費 を助成します。	推進 (現状69団体)	推進	地域訓練会の参加児童は減少傾向にありますが、当事者力や地域力を高める活動であり、参加促進や参加しやすい工夫が必要です。 【助成実績】 平成27年度:57団体 平成28年度:56団体 平成29年度:56団体	○	推進	地域訓練会への参加意義を分かりやすく周知すること等により、参加促進を図れるよう、横浜市社会福祉協議会や区役所等と検討し取り組んでいます。	推進 (現状53団体)	○	地域訓練会の参加児童は減少傾向にありますが、当事者力や地域力を高める活動であり、参加促進や参加しやすい工夫が必要です。 【助成実績】 平成27年度:57団体 平成28年度:56団体 平成29年度:56団体 平成30年度:53団体
4-1 療育	115頁	放課後等における 居場所の充実(▷の 項目) ※研修等に関わる 部分	放課後等デイサービ ス事業所に対し研修 を実施する等、障害 児支援の質の向上 に向けた取組を充実 します。	—	—	—	—	—	新規開設を希望する事業所向けの説明会を2回開催しました。また、事業所に対する実地指導・集団指導・研修を実施するなどサービスの質の向上に向けた取組を行いました。			
4-1 療育	117頁	学齢後期障害児支 援事業	医師、ソーシャル ワーカー等のスタッ プを配置し、学齢後 期の主として発達障 害のある児童を対象 として、思春期にお けるそれぞれの課題 の解決に向けた診 療、相談及び関係機 関との調整等を行いま す。	4か所 (現状3か所)	3か所	相談対応延件数は増加傾向にあり、4か所目の事業実施を検討しました。 平成27年度: 新規利用者:1,217人 相談対応延件数: 16,454件 平成28年度: 新規利用者:1,022人 相談対応延件数: 17,548人	△	4か所	相談対応延件数の増加傾向を踏まえた関係機関との連携調整を行うとともに、4か所目の事業実施を検討しています。	4か所目の事業実施を検討しました。 平成30年度 新規利用者:806人 相談対応延件数:19,067件	△	4か所目の実施内容等について、障害者施策推進協議会からの答申を受け検討することとしているため。

第3期横浜市障害者プラン進捗確認 <障害(児)福祉計画等>

取組	プラン (改訂版) 掲載頁	名 称	平成27年度 計画値	平成27年度 実績値	平成28年度 計画値	平成28年度 実績値	平成29年度 計画値	平成29年度 実績値	平成30年度 計画値	平成30年度 実績値
2-1 住まい	64頁	福祉型障害児入所支援(利用児童数/月)	148人分	150人分	168人分	154人分	168人分	164人分	190人分	163人分
2-1 住まい	64頁	医療型障害児入所支援(利用児童数/月)	78人分	76人分	88人分	85人分	88人分	87人分	87人分	84人分
2-1 住まい	65頁	18歳以上の入所者の移行人数	28人	17人	28人	24人	29人	7人	7人	14人
2-1 住まい	65頁	移行予定対象人数	57人	51人	29人	27人	0人	20人	13人	6人
3-1 健康・医療	92頁	医療的ケア児・者等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	—	—	—	—	—	—	準備	準備
4-1 療育	111頁	障害児相談	4,000人	1,771人	4,500人	2,630人	5,000人	2,887人	5,700人	3,097人
4-1 療育	113頁	保育所等訪問支援・巡回訪問	1,500人	1,497人	1,500人	1,653人	1,750人	1,713人	1,775人	2,194人
4-1 療育	113頁	保育所等訪問支援・巡回訪問	11,000人日	10,169人日	11,000人日	10,371人日	14,000人日	13,861人日	14,500人日	15,897人日
4-1 療育	114頁	児童発達支援 (地域療育センター実施分を含む)	49か所	53か所	52か所	77か所	55か所	101か所	100か所	116か所
4-1 療育	114頁	児童発達支援 (地域療育センター実施分を含む)	133,000人日	159,562人日	141,000人日	176,280人日	149,000人日	199,766人日	229,000人日	228,309人日
4-1 療育	114頁	児童発達支援 (うち、主に重症心身障害児を支援する事業所) (地域療育センター実施分を含む)	—	—	—	—	—	—	2か所	3か所
4-1 療育	114頁	児童発達支援 (うち、主に重症心身障害児を支援する事業所) (地域療育センター実施分を含む)	—	—	—	—	—	—	10人	9人
4-1 療育	114頁	児童発達支援 (うち、主に重症心身障害児を支援する事業所) (地域療育センター実施分を含む)	—	—	—	—	—	—	600人日	644人日
4-1 療育	114頁	医療型児童発達支援 (地域療育センター実施分を含む)	9か所							
4-1 療育	114頁	医療型児童発達支援 (地域療育センター実施分を含む)	—	—	—	—	—	—	190人	192人
4-1 療育	114頁	医療型児童発達支援 (地域療育センター実施分を含む)	19,000人日	20,953人日	19,000人日	18,849人日	19,000人日	18,604人日	19,000人日	16,974人日
4-1 療育	114頁	居宅訪問型児童発達支援	—	—	—	—	—	—	—	0か所

取組	プラン (改訂版) 掲載頁	名 称	平成27年度 計画値	平成27年度 実績値	平成28年度 計画値	平成28年度 実績値	平成29年度 計画値	平成29年度 実績値	平成30年度 計画値	平成30年度 実績値
4-1 療育	114頁	居宅訪問型児童発達支援	—	—	—	—	—	—	—	0人
4-1 療育	114頁	居宅訪問型児童発達支援	—	—	—	—	—	—	—	0人日分
4-1 療育	115頁	子ども・子育て支援等（保育所、放課後児童健全育成事業所等）における障害児の受入れ体制の整備	—	—	—	—	—	—	関係機関と連携し、子ども・子育て支援等（保育所、放課後児童健全育成事業所等）へ、保育所等訪問支援、巡回訪問及び研修等を拡充することにより、利用を希望する障害児の受入れ体制の整備を引き続き推進していきます。	推進
4-1 療育	116頁	放課後等デイサービス事業	130か所	162か所	165か所	217か所	200か所	262か所 (実績見込み)	300か所	292か所
4-1 療育	116頁	放課後等デイサービス事業	—	—	—	—	—	—	6,000人	6,468人
4-1 療育	116頁	放課後等デイサービス事業	229,000人日	350,782人日	298,000人日	521,130人日	368,000人日	656,000人日 (実績見込み)	720,000人日	772,894人日
4-1 療育	116頁	放課後等デイサービス事業 (うち、主に重症心身障害児を支援する事業所)	—	—	—	—	—	—	10か所	13か所
4-1 療育	116頁	放課後等デイサービス事業 (うち、主に重症心身障害児を支援する事業所)	—	—	—	—	—	—	150人	227人
4-1 療育	116頁	放課後等デイサービス事業 (うち、主に重症心身障害児を支援する事業所)	—	—	—	—	—	—	14,400人日	19,384人日

第 4 期 横 浜 市 障 害 者 プ ラ ン
素 案 (案)

※こども青少年局関連部分 抜粋

3 生活の場面ごとの取組

きほんもくひょう

さまざまな生活の場面を支えるもの

障害のある人もない人も、地域共生社会の一員として生きていくには、互いの存在に気づき、互いを理解し合い、同じ社会に生きている身近な存在だと感じられる仕組みが大切です。そのためには、障害のある人やその家族、障害福祉関係団体などと行政が協力し、障害理解に向けた普及啓発を進めていくことが重要です。啓発活動にはこれまで長年にわたって力を入れてきました。しかし、誰もが生きやすい社会をつくるためこれからも、私たちは不断の努力を続けていかなければなりません。

また、障害ゆえに支援を必要とする人が自分の人生をどう生きていくのかを考えるとご家族が健在であるうちから、「相互に人格と個性を尊重し合い、自らの意思により自分らしい生活を送る」という将来を見据えた取組が重要になります。

障害のある人の生活を支えるには、困った時にいつでも相談できる場所や、どこに相談しても適切に対応できる体制、障害特性に応じて必要な情報を必要な時に得られるような発信なども必要です。

これらの工夫や配慮などによって、日常生活のあらゆる場面で、すべての人が障害のあるなしによる分け隔てがなく互いの人格と個性を尊重しあうことができる社会が生まれ出せると私たちは考えています。さらに、障害のある人が安心して生活を送るには、障害のある人を支える人材の確保・育成や、福祉サービスを提供する側の負担軽減のための新たな取組など、労働人口が減少しても、必要な福祉サービスを適切に提供する体制を維持・強化するための施策が急務となっています。

0 - 4 相談支援

現状と施策の方向性

障害のある人が、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向けて、どこに相談しても適切に課題解決が行えるよう、相談支援機関の充実や連携強化といった体制整備を進めてきました。しかし、今回実施したグループインタビューやアンケート調査の結果では、依然として、困ったときどこに相談したらいいかわからない、相談した内容が共有されず何度も同じ説明をしなければならぬ、などの声も挙がっています。

障害のある人が「自らの意思により自分らしく生きる」ためには、相談支援は非常に重要な役割を持っています。わかりやすい情報提供や、障害福祉サービスの利用調整、本人が自ら解決する力を高めていくための支援、家族支援、困っている人に寄り添う伴走型支援など、様々な機能や役割、障害のある人の特性やライフステージなどに応じて、

分担・連携をしながら、本人の希望する暮らしを実現できるように支えていきます。

そこで、障害のある人を地域全体で支えていく相談支援機能の充実を図るとともに、相談支援機関の連携強化や相談支援システムの整理、相談支援従事者の人材育成や当事者による相談の活用促進を進め、相談支援の充実を図っていきます。

取り組み

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発達障害者支援センターによる相談件数（ <u>学齢後期障害児支援事業分を除く</u> ）	3,500件	3,500件	3,500件
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発（ <u>学齢後期障害児支援事業分を除く</u> ）	55件	55件	55件
医療的ケア児・者等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置（人）	6人	6人	6人

新 トピック「発達障害のある人への支援」

発達障害者支援法の施行は、平成17年4月。横浜市は、それ以前から市内の法人に自閉症に特化した相談支援室を委託し（のちの発達障害者支援センター）、法施行と同時期には、学識経験者や福祉・医療関係者、当事者やその家族で構成される「発達障害検討委員会」を設置し、発達障害のある人への課題解決の議論を行ってきました。

この15年間、ライフステージごとの現状と課題に対応するため、乳幼児期・学齢期・成人期に分けて議論するとともに、ライフステージを通じた切れ目のない支援に向けた検討も行ってきました。

横浜市では現在、「発達障害者支援センター運営事業」「地域支援マネージャーによる障害福祉サービス事業所等への支援」「障害特性に応じた支援のための研修（行動障害のある方への支援を行うことのできる人材を育成するための研修）」「サポートホーム事業（生活アセスメント付き住宅での一人暮らし支援）」「地域療育センター運営事業」「学齢後期障害児支援事業（中学生・高校生年代の発達障害児等への相談支援）」等、発達障害児・者支援に関する、多くの事業や取組を推進しています。

近年では、「発達障害」という言葉が社会的にある程度認知され、発達障害児・者への市民の理解も広がってきています。一方で、発達障害者支援法の施行から10年が経過し、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援が求められていること、また、共生社会の実現に向けた新たな取組（障害者権利条約の批准に向けた一連の法整備など）が進められていることを背景とし、平成28年に同法の改正が行われました。

また横浜市では、発達障害検討委員会のこれまでの議論や福祉・教育機関の相談状況等において、発達障害、特に「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」に対して、従来の障害福祉・教育等の施策では、十分対応できていない現状が見えてきました。

令和元年、この課題に対応する支援策の再構築が求められているとの認識から、横浜市として、発達障害支援検討委員会の上部機関である障害者施策推進協議会へ、課題解決に向けた具体的施策の展開について諮問を行い、令和2年6月に答申を受け取りました。

令和3年度から始まる第4期プランでは、新たな施策を展開していくこととなります。乳幼児期の発達支援を担う地域療育センターにおける療育

体制の抜本的な見直しや、支援機関の連携・役割分担の整理等の取組とともに、社会全体に発達障害への理解を深めるための取組、さらに、多様性を尊重できる社会風土の醸成を進めていきます。

<令和2年6月 答申概要>

1 気づきの促進と未来につながる支援 (Right time & Bright life)

幼少期には、本人・周囲とも、軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害に気づかないことがあります。そのため、早期発見・早期療育だけでなく、その人にとって適切な時期に適切な支援につなげることが重要だと考えます。この理念を「気づきの促進と未来につながる支援 (Right time & Bright life)」と表します。

2 地域社会全体の、包括的な支援体制を構築

今回対象とした発達障害児・者は、発達障害の特性についての理解や合理的配慮を得られないことに起因する生きづらさを、障害児・者を主たる支援対象としない支援機関等（保育所、幼稚園、学校、就労先等）に相談することも多いと考えられます。そのため、地域社会全体で包括的な支援体制を構築する必要があります。

3 「0次支援」の重要性

障害児・者への相談支援機関等による適切な対応につながるためには、障害児・者を主たる支援対象としない支援機関等（保育所、幼稚園、学校、就労先等）が、身近な地域の中で、本人や家族が抱える生きづらさに気づき、受け止めることが重要です。

近年、在宅の障害者を支える福祉サービスや相談支援機関などの社会資源は増えてきていますが、障害のある人が、地域の中で希望に合った暮らしを選択することが、まだ十分にできているとは言えません。障害の状況も様々ですし、高齢化・重度化によるニーズの変化もあります。障害のある人が、自分が住みたいと思う地域で希望に合った暮らしを安心して続けるには、福祉サービスや社会資源を充実させることが重要です。その上で、できる限り自分の意思で「住まいの場」を選択できることが理想です。

しかし、自分の意志で選択するためには、どこに自分が希望する住まいがあるのか、どのような支援があれば希望どおり暮らせるのか、情報を得たり、体験したりすることが必要です。

そのため、多様な「住まいの場」を確保し、提供できる情報や体験の機会を増やすことで本人の選択肢を広げ、暮らしていくうえでの困りごとに対する支援を充実させるなど、一人ひとりが地域で望む生活を送ることができる環境を整えることが求められています。

そこで、民間住宅を含む多様な形態で住まいの選択肢を増やし、また本人に寄り添って支える仕組みなどを、ハード及びソフトの両面から充実させる施策を展開していきます。

1 - 1 住まい

現状と施策の方向性

住まいは生活の基本です。誰もが、重度化や高齢化による障害状況の変化などに関わらず、可能な限り、自分が住みたいと思う場所で住み続けられることが望まれます。自分の意思で「住まいの場」を選べるようにするには、障害福祉施策だけでなく、住宅施策との連動も図り、多様なニーズに合った「住まいの場」の拡充、情報の集約と提供などを継続的に進めていく仕組みづくりが不可欠です。横浜市は、福祉施策と住宅施策の連携により、不動産事業者等と協力し、平成30年度に横浜市居住支援協議会を設立しました。従来の福祉施策では実施が難しかった分野にも取り組むことができるようになるため、これを活用した支援が望まれます。

障害の重度化や高齢化など障害状況により専門的な支援が必要とされる場合でも、本人が希望する住まいを実現できるよう対応可能な仕組みも必要です。

一方で、入所施設などで生活している人にとって、そのときの「住まいの場」が安心して生活できる場であるように支援していくことも重要です。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) 障害状況に合わせた住まいの選択肢の充実

障害のある人の希望や状況に合わせた多様なニーズに応えられるよう、多様な

形態の住まいの構築を進めていきます。

(2) 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

今後も進むとみられる高齢化・重度化を踏まえ、ニーズに対応したグループホームの整備や、在宅生活を支えるバリアフリー改修等を通じて、安心できる住まいの構築を進めていきます。

とり組み
取組

(1) 障害状況に合わせた住まいの選択肢の充実

事業名	事業内容	中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
障害児施設 の 再整備	老朽化が進んでいる障害児入所施設の再整備を進めます。	検討	検討

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型障害児入所支援 (利用児童数/月)	190人	190人	190人
医療型障害児入所支援 (利用児童数/月)	90人	90人	90人
新 障害児入所施設における18歳 以上の入所者数	0人	0人	0人

1 - 2 暮らし

現状と施策の方向性

障害のある人が希望に合った暮らしをしていくためには、障害福祉サービスや社会資源を充実させることが重要です。障害の状況によって必要な支援は異なりますが、障害状況が変わったとしても必要な障害福祉サービスを安定して提供していかなければなりません。特に、地域で生活していくうえで、障害のある人の生活を支える核として整備を進めてきた様々な拠点の機能を充実していくことが大切です。行動障害、医療的ケアなど専門的なニーズがある人も安心して暮らしていけるような支援も欠かせません。さらに、自身の障害によって子育てや介護に不安がある人の困りごとを受け止めていくことも必要とされています。

また、長期入院中の人や施設入所中の人がグループホームでの生活や一人暮らしに
 移ることができるよう、地域移行・地域定着や退院促進などの取組も継続して進めていか
 なければなりません。地域で活動する様々な団体・サービス提供事業所や医療機関を含め、
 障害のある人の生活を地域全体で支えていく体制づくりが求められています。

その中で、障害のある人が自立した生活を送ることができるようになるために、本人が
 生活力を身につけて安心して暮らすことができるよう、本人の持つ力を引き出す支援の
 必要性も見逃せません。意思決定を支え、日常生活を送る上で想定されるトラブルなどの
 予防や対応を学ぶ機会を設けることや、本人の希望や思いに寄り添う伴走型の相談支援を
 充実させていくことが大切になります。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) 地域での生活を支える仕組みの充実

障害福祉に関わる社会資源をもとに、既存のサービスを充実させていくことで、
 地域で安心して暮らすことができる体制づくりを目指します。

(2) 本人の力を引き出す支援の充実

障害の状況が変わっても、自ら希望するところで暮らしていくために、障害児・
 者やその家族にとって必要なサービスを提供する事業を引き続き実施します。

取組

(1) 地域での生活を支える仕組みの充実

事業名	事業内容	中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
医療的ケア児・ 者等の支援のた めの関係機関の 協議の場の開催	医療的ケア児・者等への地域における更なる 支援の充実に向けて、保健・医療・障害 福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る ため、横浜市医療的ケア児・者等支援検討 委員会において、課題共有、意見交換、対応 策等の検討を行います。	推進	推進
新医療的ケア 児・者等支援者 養成	受入体制の充実を図るため、所属する施設・ 事業所等において、医療的ケア児・者等の受 入れを積極的に行えるよう、支援に必要な 知識・技術の普及啓発を行う支援者を養成 します。	推進	推進

<p>メディカルシ ートステイ事業</p>	<p>医療的ケアが必要な重症心身障害児・者等を、在宅で介護する家族の負担軽減と在宅生活の安定を目的として、一時的に在宅生活が困難となった場合などに、病院での受け入れを実施します。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
---------------------------	---	-----------	-----------

生活の場面2 安全・安心

今回実施したアンケート調査では、将来に不安を感じることをして「健康や体力が保てるかどうか」ということが最も多く挙げられています。障害児・者やその家族にとって、健康や老後のことが大きな課題であると考えられます。そこで、障害のある人もない人も誰もが健康づくりに取り組みやすくなる施策を検討し、地域で安心して暮らせるよう、一人ひとりその人なりの健康づくりを支えていきます。さらに、医療従事者が障害理解を深めることなどにより必要な時に適切な医療を受けられる環境を充実させていきます。

また、地域で安全に暮らすためには、防災・減災の観点も欠かせません。障害の種類やあるなしに関わらず地域で支え合い、助け合うことができるような関係づくりが必要です。そのため、障害特性に応じた情報提供や、防災訓練などを通じた地域への障害の理解啓発を進め、自助・共助の取組を支援し、震災・風水害など様々な災害に対応することが求められています。

2 - 1 健康・医療

現状と施策の方向性

今後、障害者自身の高齢化・重度化もさらに進むと予測される中、障害の重度化の緩和、生活習慣病の予防及び合併症や重症化の予防は、地域の中で暮らし続けていくうえで非常に重要です。今回のアンケート調査では、およそ半数の人が、健康・医療について必要なこととして「十分な睡眠と栄養」「適度な運動」と回答しています。これは、第3期横浜市障害者プランで取り組んできた生活習慣病予防などの普及啓発の成果が出ているとも考えられます。一方、同アンケート調査で「運動はしていない」と回答した人は半数を超えています。健康づくり・介護予防などをどのように取り組めばよいのか、伝えきれていないのが現状だといえます。

また、受診が必要になったとき、医療機関に受診しやすい環境も重要です。グループ

インタビューでも、ちょっとした^{たいちようふりよう}体調不良や^{し かけんしん}歯科検診などは、自身の^{じしん}障害についてよくわかって^{きんりん}いる近隣の^{いりようきかん}医療機関で^{じゆしん}受診したいという^{いけん}意見が聞かれました。障害を^{しょうがい}専門とする^{せんもん}医療機関だけではなく、^{いりようきかん}障害のことをよく^{しょうがい}理解して^{りかい}対応ができる^{たいおう}医療機関が増えていくことは、^{しょうがい}障害のある^{ひと}人にとっての^{あんしん}安心になります。いざというとき^{すみ}速やかに対応できる^{たいおう}医療^{いりよう}環境を^{かんきよう}整えることと併せ、^{あわ}普及啓発や^{ふきゆうけいはつ}研修など、^{けんしゆう}医療従事者^{いりようじゆうじしゃ}に対して^{たい}障害のことをより^{しょうがい}深く知ってもらうことにも^{ひつよう}引き続き^{ひつよう}取り組んでいく必要があります。

そこで、3つの^{ほうこうせい}方向性で^{しきく}施策を^{てんかい}展開します。

(1) ^{しょうがいしゃ}障害者の^{けんこう}健康づくりの^{すいしん}推進

^{うんどう}運動、^は歯・^{こうくう}口腔や^{しょく}食生活など^{けんこうぞうしん}健康増進の^{きほんようそ}基本要素となる^{ぶんや}分野について、^{しょうがいしゃだんたい}障害者団体とも^{きょうりよく}協力しながら、^{けんこうぞうしんけいかく}健康増進計画と^{れんどう}連動させて^{けんとう}検討・^{すいしん}推進します。また、^{しょうがいしゃ}障害者に^{ひつよう}必要な^{たいりょく}体力づくりや^{ちいき}リハビリテーションが^{おこな}地域で^{じんぎいくせい}行えるよう、^{ふく}人材育成も^{かんきよう}含めた^{せいび}環境の^{すす}整備を進めます。

(2) ^{いりようかんきよう}医療環境の^{じゆうじつ}充実

^{しょうがい}障害のある^{ひと}人に、^{てきせつ}適切な^{いりよう}医療を^{ていきよう}提供できる^{なんびょうかんじゃ}よう、^{いりようてき}難病患者や^じ医療的^{しゃとう}ケア児・者等への^{しえん}支援の^{じゆうじつ}充実や、^{いりようきかん}医療機関・^{いりようじゆうじしゃ}医療従事者に対する^{しょうがいとくせい}障害特性への^{りかい}理解を^{ふか}深める^{けんしゆう}研修などを^{つう}通じて、^{いりようかんきよう}医療環境の^{じゆうじつ}充実に^{つと}努めます。

また、^{せいしん}精神科^か救急^{きゆうきゆう}医療については、^{どようび}土曜日・^{にちようび}日曜日・^{しゆくじつ}祝日などの^{びょういん}病院が^{きゆうきゆう}救急^{いりようたいせい}医療体制を取ることが^と困難な^{こんなん}日及び^ひ時間帯^{ひおよ}における^{じかんだい}受入^{うけいれびようしやう}病床を^{かくほ}確保し、^{たいせい}体制が^{じゆうじつ}充実される^{つと}よう努めます。

新 トピック「医療的ケア児・者への支援」

医療技術の進歩を背景として、病院を退院後、人工呼吸器や胃ろう、吸引などの医療的ケアを日常的に受けながら在宅で生活をされている人（以下では「医療的ケア児・者」と言います）が増えています。

医療的ケア児・者の家族には、夜中も人工呼吸器の管理や痰の吸引などが必要なために長い時間は眠れなかったり、介護や見守りのために時間的な制約があったりして、大きな負担がかかっている人が多くいます。

また、医療や福祉などで必要とするサービスも専門的なものが多いことから、調整役を務められる人が少ないため、家族が自分で調整することを強いられています。情報が少ない中で、なかなか適切なサービスが見つからなかったりすることが課題となっています。

加えて、風邪や予防接種などのときに近所で受診しようとしても受診できるクリニックが見つからなかったり、希望どおり医療的ケア児・者に対応できるサービスや施設が少なかったりすることも課題です。

そのため、医療的ケア児・者が地域で生活するのに必要な医療・福祉・教育などの支援を総合的に調整する体制をつくり、サービス利用を充実させようと「医療的ケア児・者等支援促進事業」を実施しています。現在取り組んでいることは、

- ① 医療的ケア児・者とその家族、地域の支援者や関係機関とのつなぎ役として必要な支援を総合的に調整する「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター」の養成・配置
 - ② 施設・事業所などで積極的に支援を行うため必要な知識・技術の普及・啓発を行う「横浜型医療的ケア児・者等支援者」の養成
 - ③ 医療・福祉・教育等の関係機関が一堂に会して、地域での支援の充実に向けて議論する「横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会」の開催
 - ④ 医療的ケア児・者や地域の施設・事業所などの実態を継続的に把握する仕組みづくり
- の4つです。

この取組により、地域の支援者や関係機関とのネットワークをつくり、医療的ケア児・者が安心して生活ができるようにしていきます。

(2) 医療環境の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
【再掲】メディカルショートステイ事業	医療的ケアが必要な重症心身障害児・者等を、在宅で介護する家族の負担軽減と在宅生活の安定を目的として、一時的に在宅生活が困難となった場合などに、病院での受け入れを実施します。	推進	推進
在宅療養児の地域生活を支援するネットワーク連絡会	障害児・者の医療（入院・在宅）に関わる医療関係者を中心に、福祉・教育関係者を対象として、在宅支援に必要な情報交換や人的交流を通じて、障害理解を促進します。	推進	推進
重症心身障害児・者の在宅生活を支援するための支援体制の充実	重症心身障害児・者の在宅生活を支援するための医療体制をはじめとする検討を行い、支援体制の充実を図ります。	検討	推進

障害のある子どもは、育ちと暮らしに個別の課題を抱えています。子どもとしての育ちを支えとともに、発達段階に応じた適切な支援が必要です。

横浜市では、障害のある子どもとその家族を支援するため、障害の早期発見・早期療育の仕組みづくりを進め、地域療育センターの機能の充実を図るとともに、療育と教育の連携に取り組んできました。

昨年、横浜市における統計では、子どもの人口が減少傾向にある中、障害のある子どもは増加しています。一方で、保育所や幼稚園では障害のある子どもの積極的な受入れが進むとともに、障害児通所支援事業所が増加するなど、障害のある子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

引き続き、障害児に関わる機関が連携し、障害のある子どもがそれぞれの生活の場面で、きめ細かな支援が受けられることが必要です。

教育の場では、すべての子どもが一貫して適切な指導・支援を受け、必要な合理的配慮が提供されることが大切です。そのため、すべての教職員が特別支援教育に対して理解を深め、校内支援体制を充実させていくことが必要になります。

そして、「療育、保育、教育、就労支援等の連携による切れ目のない一貫した支援が多様な人間関係を育み、社会生活の経験を積むことにつながる」という視点で、施策を展開する必要があります。

3 - 1 療育

現状と施策の方向性

横浜市では、子どもの人口が減少傾向にある中、障害のある子どもは増加しています。とりわけ、軽度の知的障害児や知的に遅れない発達障害児の増加が顕著になっています。

地域療育センターにおいても利用希望者の増加だけでなく障害の重度化やニーズの多様化に対応するため、新たな療育の仕組みを構築していくことが求められています。

また、障害のある子どももいない子どもも分け隔てなく、共に育ち、学ぶという理念の浸透や、保護者の就労をはじめとしたライフスタイルの変化の影響で、保育所・幼稚園に通う障害児が増加している他、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所が増加し、障害のある子どもが利用できるサービスも拡充しています。

さらに、学齢後期（中学生・高校生年代）における発達障害に関する相談件数等も増加しており、支援体制の充実が必要です。

障害児やその家族の様々なニーズに的確に応え、地域での生活を支えるため、障害児を

とまかんきょうへんかあしえんたいせいみなおおこなきかん
取り巻く環境の変化に合わせ、支援体制の見直しを行うとともに、それぞれの機関がサ
ービスの質の向上に取り組み、これまで以上に各機関が連携して支援に取り組む必要があ
ります。

そこで3つの方向性で施策を展開します。

(1) 地域療育センターを中心とした支援の充実

0歳から小学校期の障害がある子どもやその保護者等に、相談から評価及び療育
までの一貫した支援を行います。

相談の初期段階から、療育センターの持つ知識や経験に基づく適切な評価、療育
計画の作成及び支援を行います。また、保育所や幼稚園等と地域療育センターを併用
する障害児が増加していることから、並行通園を前提とした集団療育、保育所や
幼稚園への支援を充実します。

(2) 切れ目のない支援体制の充実

地域療育センター等と保育所・幼稚園及び、自主的な活動である地域訓練会との
連携により、乳幼児期から学齢期まで、切れ目のない一貫した支援を目指します。

国の考え方に基づいて、福祉と教育と各家庭が連携して障害児を支援する体制の
整備や保護者に対する支援に取り組みます。

障害児相談支援事業所を増やし、希望する全ての人々が障害児相談支援を受けられる
体制をつくることにより、障害児が将来望む暮らしを実現するために、必要なサービ
スを継続的に選択することができる相談支援体制を目指します。

(3) 学齢障害児に対する支援の充実

学齢期の障害児が、放課後や夏休みなどにのびのびと過ごしながら療育訓練や余暇
支援を受けられるよう、放課後等デイサービスなどの居場所の確保を進めるとともに、
そのサービスの質の向上を図ります。また、引き続き、放課後キッズクラブなど、
放課後児童育成事業における受入れも推進します。

学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害児が、自立した成人期を迎えられるた
めの相談支援体制を拡充します。

とりくみ
取組

(1) 地域療育センターを中心とした支援の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
地域療育センター 一運営事業	障害がある、またはその疑いのある児童に、専門性の高い評価や支援計画に基づき、集団療育や保育所・幼稚園、学校への巡回訪問、保護者支援等を行います。 また、区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣等を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	600人	650人	700人
	4,800人日	5,200人日	5,600人日
児童発達支援 (地域療育センター実施分を含む)	190か所	200か所	210か所
	3,800人	4,000人	4,000人
	297,000人日	314,900人日	327,500人日
児童発達支援のうち、主に重症心身障害児を支援する事業所 (地域療育センター実施分を含む)	5か所	6か所	7か所
	25人	30人	35人
	1,500人日	1,800人日	2,100人日
医療型児童発達支援 (地域療育センター実施分を含む)	9か所	9か所	9か所
	185人	185人	185人
	18,000人日	18,000人日	18,000人日
居宅訪問型児童発達支援	1か所	1か所	1か所
	30人	30人	30人
	60人日	60人日	60人日

(2) 切れ目のない支援体制の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
地域訓練会運営 費助成事業	障害児の保護者等が自主的に組織し、地域で機能回復訓練や保育を行う、地域訓練会の運営費を助成します。	すいしん 推進	すいしん 推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談	95か所	103か所	112か所
	6,600人	7,275人	8,025人
	2,850人	3,000人	3,150人
新ペアレントトレーニング実施者養成 研修	15か所	30か所	30か所

(3) 学齢障害児に対する支援の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
学齢後期障害児 支援事業	学齢後期(中学生・高校生年代)の発達障害児等が安定した成人期を迎えられるよう、児童や家族等からの相談に専門的な指導、助言を行います。 また、関係機関と連携し、発達障害に起因する問題の解決に向けた支援を行います。	4か所	4か所

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども・子育て支援等(保育所、放課後 児童健全育成事業所等)における障害児 の受入れ体制の整備	すいしん 推進	すいしん 推進	すいしん 推進
	410か所 8,800人	460か所 9,700人	510か所 10,700人

	1,128,000 にんにち 人日	1,274,700 にんにち 人日	1,440,500 にんにち 人日
ほうかごとう 放課後等デイサービス事業のうち、主に じゅうしょうしんしんしょうがいじ しえん じぎょう 重症心身障害児を支援する事業所	22か所 かしよ	23か所 かしよ	24か所 かしよ
	396人 にん	414人 にん	432人 にん
	31,680人日 にんにち	33,120人日 にんにち	34,560人日 にんにち
ほうかごとう 新放課後等デイサービス事業のうち、主 に重症心身障害児を支援する事業所 のある区 <small>く</small> の割合 <small>わりあい</small>	100% ぼーせんと	100% ぼーせんと	100% ぼーせんと
はったつしょうがいしゃしえん 新発達障害者支援センターによる相談 件数 <small>けんすう</small> （学齢後期障害児支援事業分 <small>がくれいこうきしょうがいじしえんじぎょうぶん</small> ）	6,000件 けん	6,000件 けん	7,200件 けん
はったつしょうがいしゃしえん 新発達障害者支援センター及び発達 障害者地域支援マネジャーの外部機関 や地域住民への研修、啓発 <small>けんしゅう けいはつ</small> （学齢後期 障害児支援事業分 <small>がくれいこうきしょうがいじしえんじぎょうぶん</small> ）	25件 けん	25件 けん	30件 けん

だい き よこ はま し しょう がい しゃ
第 4 期 横 浜 市 障 害 者 プ ラ ン

そ あん あん
素 案 (案)

目次

第1章	計画の概要
1	計画策定の趣旨
2	計画の位置づけ
3	計画の構成
4	国の動向
第2章	横浜市における障害福祉の現状
1	横浜市の障害福祉のあゆみ
2	将来にわたるあんしん施策
3	横浜市の各障害手帳等統計の推移
4	第3期障害者プランの振り返り
第3章	第4期障害者プランの基本目標と取組の方向性
1	基本目標
2	基本目標の実現に向けて必要な視点
3	生活の場面ごとの取組
	様々な生活の場面を支えるもの
	生活の場面1 住む・喜らす
	生活の場面2 安全・安心
	生活の場面3 育む・学ぶ
	生活の場面4 働く・楽しむ
第4章	障害のある人を地域で支える基盤の整備
1	本章の位置づけ
2	国の動向
3	横浜市の状況
4	今後の方向性
第5章	PDCAサイクルによる計画の見直し

1 計画策定の趣旨

横浜市では、障害施策に係わる中・長期的な計画である「障害者プラン」(以下「プラン」といいます。)を、平成16年度に策定しました。その後、21年度に「第2期プラン」、27年度に「第3期プラン」を策定し、障害者が自己選択・自己決定のできる社会の構築という視点を中心に、施策を推進してきました。

このプランは、次の三つの法定計画(策定するよう法令で決められている計画)の性質を持つ計画です。

一つ目は、障害者基本法に基づく、障害者に関する施策の方向性等を定める基本的な計画である「障害者計画」です。二つ目は、障害者総合支援法に基づき、障害福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障害福祉計画」です。三つ目は、児童福祉法に基づく、障害児福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障害児福祉計画」です。

第4期プランも、引き続き、横浜市の施策と、国が定める障害福祉サービスの連携を図っていく必要があることから、この三つの計画を一体的に策定します。

障害のあるなしに係わらず、全ての市民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることを前提に、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らすことの出来るまちを実現していくことが必要です。

そのため、第4期プランでは、「障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることが出来るまちヨコハマを目指す」を基本目標として掲げました。また、基本目標の実現に向け必要な7つの視点を設定し、本市における障害福祉施策をしっかりと進めていきます。

2 計画の位置づけ

(1) 計画期間

第3期プランは、平成27年度(2015年度)から令和2年度(2020年度)までの6年間を計画期間として策定しました。

また、中間期である平成29年度末(2017年度末)には、「障害福祉計画」部分について、3年を1期として作成することとしている国の基本指針に基づく見直しのほか、児童福祉法の改正に伴う「障害児福祉計画」の一体的策定を行うとともに、プラン全体の振り返りと後期3年間の

方向性をまとめた改定版を策定しました。

第4期プランについても、第3期プランと同じく、中・長期的なビジョンをもって施策を進めていくために、計画期間を6年間として策定します。

また、障害福祉計画及び障害児福祉計画の部分については、3年後に見直しを実施します。そのほかにも、プランの進行管理や進捗を評価し、その施策・事業の必要性の検討、事業規模や期間などを見直すとともに、社会情勢やニーズの変化に伴う新しい課題に柔軟に対応するための施策の再構築なども併せて実施します。

年度	平成27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)
名称	第3期横浜市障害者プラン						第4期横浜市障害者プラン					
構成	障害者計画 (=施策の方向性と個別の事業等を定める計画)						障害者計画					
	障害福祉計画 (=サービス利用の定み等を定める計画)			障害福祉計画			障害福祉計画			障害福祉計画		
				障害児福祉計画			障害児福祉計画			障害児福祉計画		

(2) 他計画との関係性

本市では、個別の法律を根拠とする福祉保健の分野別計画として、「よこはま地域包括ケア計画（横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）」、「健康横浜21」、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市住生活基本計画」、「横浜市教育振興基本計画」があります。これに加えて、本市独自に「横浜市歯科口腔保健推進計画（仮称）」や、「よこはま保健医療プラン」という本市の保健医療施策に関する総合的な計画があります。

また、「横浜市地域福祉保健計画」は、地域の視点から高齢者、障害者、子ども・若者等の対象者や、保健や健康に関する分野別計画に共通する理念、方針及び取組推進の方向性等を明示し、対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。また、住民、事業者及び公的機関が協働する基本的な事項を横断的に示すことで、地域における展開を総括する役割を果たします。分野別計画に掲げた事業や地域活動支援は、地域福祉保健計画と相互に取組を進めることで対象者の地域生活の充実を図っていきます。

このように、障害のあるなしに係わらず、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域において、様々な取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、取組全体の方向性、連続性といった視点で捉え、それぞれを関連付けて行うことが必要です。

施策の展開にあたっては、関係するそれぞれの分野別計画が、有機的に連動していくことによって、一層の効果があがってきます。

行政分野ごとの専門性を充実させ、質の高い施策を展開していくとともに、関連する分野を意識し、整合性を図りながら一体的に推進していきます。

名称	根拠法
横浜市地域福祉保健計画	社会福祉法
よこはま地域包括ケア計画 (横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・ 認知症施策推進計画)	老人福祉法、 介護保険法
健康横浜21	健康増進法
横浜市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法、 次世代育成支援対策推進法
☆横浜市住生活基本計画	住生活基本法
☆横浜市教育振興基本計画	教育基本法
☆横浜市歯科口腔保健推進計画(仮称)	横浜市歯科口腔保健の推進に 関する条例
☆横浜市依存症対策・地域支援計画(仮称) ※策定作業中	依存症対策総合支援事業実施 要綱(国要綱)
よこはま保健医療プラン	—

☆：第4期プランから新たに取上げた計画

3 計画の構成

第3期プランに引き続き、施策分野別や障害の種別にまとめた行政や支援者の側に立った視点をもとにした構成ではなく、障害のある人が日常生活を送るうえでの視点に立った枠組みを設定しました。

第4期プランでは、日常生活の場面を4つにわけて考えました。また、「普及啓発や権利擁護、人材確保など特定の生活場面に限定できないものが大切だ」という意見を受け、「様々な生活の場面を支えるもの」を1つにまとめました。

こうして、計5つの分野に障害福祉に関する施策・事業を分類しました。

ぶんるい 分類	ないよう 内容
さまざま せいかつ ぼめん きさ 様々な生活の場面を支えるもの	ふきゅうけいはつ じんざいかくほ いくせい けんりようご そうだんしえん 普及啓発、人材確保・育成、権利擁護、相談支援
せいかつ ぼめん すく 生活の場面1 住む・暮らす	すく いどうしえん 住まい、暮らし、移動支援、まちづくり
せいかつ ぼめん あんしん あんぜん 生活の場面2 安心・安全	けんこう いりよう ぼうさい げんさい 健康・医療、防災・減災
せいかつ ぼめん はぐく まなぶ 生活の場面3 育む・学ぶ	りょういく きょういく 療育、教育
せいかつ ぼめん はたら たの 生活の場面4 働く・楽しむ	しゅうろう にちゅうかつどう ぶんかげいじゆつ 就労、日中活動、スポーツ・文化芸術

また、さまざま しきく じぎょう
様々な施策・事業をつなぎあわせ、しょうがい ひと ちいき きさ
障害のある人を地域で支えるための基盤を整備する
とりくみ すす
取組として進めている「ちいきせいかつしえんきよてんきのう
地域生活支援拠点機能」と「せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」については、べつ
別にもとめ、しょうらいぞう
将来像とそれに向けた取組を総合的に記載しました。

4 くに どうこう 国の動向

だい き
・第3期プランのけいかくきかんちゅう へいせい ねんど れいわ ねんど
計画期間中(平成27年度～令和2年度)にあった国の法改正・

ほうしゅうかいてい ちゅうしん せつめい
報酬改定などを中心に説明します。

1 横浜市の障害福祉のあゆみ

横浜の障害福祉施策には、全国に先駆けて始まった事業や、横浜市独自の取組なども多くあります。こうした施策・事業は、行政だけで進めてきたものではありません。障害のある人たちやその家族、支援者、地域住民と行政が対話を重ね、ともに検討をして、実現に導いてきたという歴史的な流れがあります。

まだ横浜市内に障害のある人を支援する社会資源が乏しかった昭和40年代、障害のある子を育てている保護者たちが、障害のある子の療育・レクリエーションや保護者向けの学習会などを行う「地域訓練会」を自分たちで立ち上げていきました。そして、障害のある子どもたちが成長し、成人した後に通う日中活動の場として、「地域作業所」をつくっていきます。こうした動きに対して、横浜市は、運営費を助成する仕組みをつくり、活動を支えてきました。その後、地域で暮らし続けられる住まいについて、障害のある人たちやその家族、支援者と行政が対話と検討を重ね、「グループホーム」の制度化へつながっていくこととなります。

こうした活動の輪が広がっていくにつれて、その活動場所を確保することが難しくなっていました。そこで、安定的な地域活動の場を設けるため、地域住民もまじえ、「横浜市障害者地域活動ホーム」（以下「地活ホーム」といいます。）の建設・運営が始まりました。この地活ホームは、昭和55年に1か所目が建設されてから、平成6年には23か所にまで広がります。

障害のある人たちを支える社会資源が増えてきたことによって、生活の場は自宅だけではなく地域へと広がりを見せるようになります。それに伴って、地活ホームに求められる役割も、地域活動の場だけではなく、障害福祉の拠点といえるようなものが必要とされるようになっていきました。こうした流れを受けて、地活ホームでは、平成7年から、夜間の介助や見守りをする「ショートステイ事業」などの機能を増やした「機能強化型地活ホーム」への転換が、行政との対話の中で進められていくこととなります。更に、地活ホームの自主的な運営を支えてきた横浜市も、平成11年からは行政施策として、機能強化型地活ホームよりも事業・施設の規模を拡大した「社会福祉法人型地活ホーム」の各区1館設置を進めていくこととなります。機能強化型地活ホームへの転換と社会福祉法人型地活ホームの設置は、ともに平成25年に完了し、障害のある人たちの地域生活を支える拠点として機能しています。

地域訓練会が立ち上がった頃からこれまでの活動で、障害のある人たちを支える担い手も地域で増えていきました。個人としての活動だけでなく、障害のある人たちの保護者や地域住民が集まって活動することも多くありました。そうした活動などをき

っかけとして、小規模ながらも障害福祉の専門性が高い社会福祉法人が数多く立ち上げられたことや、こうした法人が地域の活動を支えることで更に地域での障害福祉が活発になってきたことは、横浜市の特徴であり強みとなっています。

この大きな流れは、ここまで触れてきた身体障害児者・知的障害児者だけでなく、精神障害者にも同じように広がっていました。精神保健福祉分野では、各区役所に専任で配置された医療ソーシャルワーカーが中心となって家族会を立ち上げるなど、発端は行政が主導的でした。しかし、その後、「横浜市精神障害者地域作業所」（以下「精神障害者地域作業所」といいます）やグループホームの設置など、地域で生活するための場づくりに、家族会を含む地域の担い手が行政と共に早い時期から取り組んでいきます。社会復帰の場所として市内初の精神障害者地域作業所が2か所設置されたのは昭和57年、「社会復帰の促進」が法的に位置づけられる5年ほど前のことでした。

地域での活動が活発になるにしたがって、法人型地活ホームの設置に向けた動きと同様に、精神障害者の地域での居場所や地域活動の拠点が必要とされるようになります。平成11年には、精神障害者の地域生活を支える拠点として、各区に横浜市精神障害者生活支援センター（以下「生活支援センター」といいます）が設置されていくこととなります。平成25年には、各区1館設置が完了し、精神障害者への充実した支援を行ってきています。

こうして、現在、横浜市では、区役所に設置された福祉保健センター、法人型地活ホームに設置された基幹相談支援センター、生活支援センターの3機関が一体となり、障害のある人たちの地域生活を支える体制をつくっています。

近年では、国で定める制度や横浜市独自の事業など、障害福祉サービスはかなり充実してきました。しかし、国の事業が充実していく過程で、もともと横浜市が独自に実施してきた事業が利用しづらいものになってしまうことも多々あります。また、福祉や保健などの分野だけでなく医療も含めた視点や、各制度間の連携などもますます重要になってきています。今後は、既存の支援制度の狭間にある人たちをどう支え、見過ごされがちなニーズをどう汲み取っていくかが課題といえます。

また、これまでとは異なり、行政と共に横浜市の障害福祉を引っ張ってきた障害のある人たちやその家族も、サービスの利用者としての側面が強くなってきている傾向があります。そうした人たちの生活を支えるのが行政の役割である一方、横浜市の障害福祉をさらに良いものにしていくためには、対話・協働は必要不可欠なものです。

第4期プランの計画期間中も、過去から大切にしてきた「障害のある人たちやその家族、支援者、地域住民と行政とが協力し合って、障害のある人たちが地域で自立した生活を送るための施策を共に考え、一緒に進めていく」という姿勢を貫いていくこ

と、これまで続けてきた協働のあゆみを止めず進めていくことが、行政に求められていると考えています。

2 将来にわたるあんしん施策

将来にわたるあんしん施策は、「在宅心身障害者手当」の質的転換策として、平成21年度から進めてきた施策です。

「在宅心身障害者手当」とは、障害のある人への在宅福祉サービスがほとんどなかった昭和48年につくられた制度です。その後、30年以上経過する中で、障害基礎年金の創設やグループホーム、地域作業所、地活ホーム、ホームヘルプなど、在宅福祉サービスが充実してきました。

このような変化のもと、障害のある人やその家族、学識経験者などが参加する横浜市障害者施策推進協議会で在宅心身障害者手当のあり方について話し合いを重ね、ニーズ把握調査などを行いました。その結果、個人に支給する手当を、障害のある人や家族の多くが切実に求めている「親亡き後の生活の安心」「障害者の高齢化・重度化への対応」「地域生活のためのきめ細やかな対応」などの必要な施策に転換すべきであると確認されました。

これらの声を受けて、本市では在宅心身障害者手当を廃止して、その財源を活用し、特に重要で緊急と思われる課題認識を示すものとして「将来にわたるあんしん施策」としてとりまとめた施策に転換することとしました。これらの施策は第2期プランに明記し、取り組んできました。続く第3期プランにおいても、その考え方を障害福祉施策全体の基本的視点として捉えて様々な施策展開を図ることによって、障害のある人の地域生活を支えてきました。根底に流れる考え方はとても重要で、普遍的なものだと捉えています。

その上で、本人を中心に据えて考えると、障害のある人もない人と同じで、ご家族が健在なうちから「自らの意思により自分らしく生きる」ことが、障害のある人のご家族にとっての「親亡き後の生活の安心」につながるのではないかと捉えることもできます。時代の変化に応じ、「将来にわたるあんしん施策」の本質を見失わぬよう、様々な事業に取り組んでいく責務が私たちには課せられています。

トピック「障害」の表記について

「障害」という言葉は、他にも、ひらがなを使った「障がい」、当用漢字使用以前の表記である「障碍」という書き方が使われることがあります。こうした書き方は、「害」という字には悪いイメージがある、という考えがもとになっているようです。

障害のある人が社会的に不利になる原因が「障害者個人の身体能力・機能に障害がある」とする考え方は「医学モデル」、「社会の構造、社会的な障壁に問題がある」とする考え方は「社会モデル」と呼ばれています。共生社会の実現に向けて重要な考え方は、「障害者を取り巻く社会の側に物理的・心理的な壁があることにより、日常生活や社会生活を送ることに支障がある」と捉えることです。例えば、車いすを使っている人が段差を上げられないときは、「その人に障害があるから」とその人の身体能力に着目するのではなく、「そこにスロープがないから」という社会の側の課題として捉え、考えていこうということです。

横浜市では、第2期プランを策定するときから、このことについて障害のある人たちと議論を重ね、「障害」という書き方に統一してきました。今後、これまでと同じように「障害」と表記します。

そして、「障害」の表記とともに、「社会モデル」の考え方を広めることで、社会の障害や障壁を解消できるよう様々な施策を進めていきます。

3 各障害手帳等統計の推移

第3期プランに掲載した身体障害、知的障害、精神障害に加え、発達障害、強度行動障害、医療的ケア児・者について、把握しうる統計データ（推計値を含む）を掲載します。

4 第3期障害者プランの振り返り

第3期プランは、「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で『安心』して『学び』『育ち』暮らしていくことができるまち 横浜を目指す」を基本目標としました。また、全体の構成としては、施策を推進する視点で組み立てた第2期プランについて「どこ

なに か に何が書いてあるかわかりにくい」という声を受け、障害の種別に関わらず、障害児・者が日常生活を送るうえでの視点に立った枠組みとして、5つのテーマを設定しました。

(1) テーマ1 出会う・つながる・助け合う

【振り返り】

「障害のある人とない人の相互理解と、日常から災害等の緊急時まで支え合うことができるまち」を目指し、障害者週間を中心とした普及啓発イベントや、防災訓練での出前講座などの実施、基幹相談支援センターの設置などによる相談支援システムの強化、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた通知文書の点字化等情報保障の取組などを推進しました。一方で、障害理解の更なる推進や防災対策を求める声のほか、どこに相談に行ったらよいかわからないなどといった声が挙がっています。

【課題】

生活を支える環境整備の充実

障害に対する周囲の理解や配慮を進めるためには、互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくりが必要です。また、各相談先については、機能の整理や連携など更なる充実が必要だと考えられます。

(2) テーマ2 住む、そして暮らす

【振り返り】

「自ら住まいの場を選択し、住み慣れた地域で安心して暮らし・生活し続けられるまち」を目指し、親亡き後の暮らしを支える後見的支援制度の全区展開や、行動障害のある人を守るための支援力向上研修の開催、グループホームの設置のほか、地域生活支援拠点機能の全区での整備などを推進しました。

【課題】

住まい・暮らしの充実

住み慣れた地域・住みたい地域での暮らしや、グループホームでの暮らし、高齢化・重度化への対応、退院後や施設からの地域移行など、本人の希望や状態等に応じた多様なニーズに応えられるよう、住まい・暮らしに関する支援の充実や環境整備が求められています

(3) テーマ3 毎日^{まいにち}を安心^{あんしん}して健やか^{すこ}かに過^すごす

【振り返り】

「毎日^{まいにち}を安心^{あんしん}して過^すごし、地域^{ちいき}の中で健やか^{すこ}かに育^{そだ}ち、共に生きていくことができるまち」を目標^めとし、障害^{しょうがい}特性^{とくせい}等を理解^{りかい}し、適切な医療^{てきせつ いりよう}を提供^{ていきよう}できるよう知的障害^{ちてきしょうがい}者^{しゃ}専門^{せんもん}外来^{がいらい}を5病院^{びょういん}で開設^{かいせつ}し、医療^{いりよう}的^{てき}ケア^{てき}児^に・者^{しや}等の関連^{かんれん}分野^{ぶんや}の支援^{しえん}を調整^{ちようせい}するコーディネーター^{はいち}の配置^{こうきようこうつう}、公共^{こうきよう}交通^{こうつう}機関^{きかん}・学校^{がっこう}のバリアフリー^か化^{しや}や、障害^{しょうがい}者^{しゃ}差別^{さべつ}解消^{かいしょう}法^{ぽう}の趣旨^{しゆし}を踏^ふまえた各取組^{かくとりくみ}などを推進^{すいしん}しました。

【課題】

安心^{あんしん}・安全^{あんぜん}に暮^くらせる生活^{せいかつ}環境^{かんきよう}の充実^{じゆうじつ}
医療^{いりよう}受診^{じゆしん}環境^{かんきよう}の向上^{こうじよう}や、障害^{しょうがい}特性^{とくせい}を踏^ふまえた心身^{しんしん}の健康^{けんこう}対策^{たいさく}等をライフステージ^{らふいふ}に応じて推進^{おしん}するため、医療^{いりよう}・福祉^{ふくし}・教育^{きやういく}関係^{かんけい}者^{しゃ}の連携^{れんけい}強化^{きやうか}が必要です。また、災害^{さいがい}時には、要^{よう}援^{えん}護^ご者^{しゃ}への必要^{ひつよう}な配慮^{はいりよ}が行^{おこな}われるよう環境^{かんきよう}整備^{せいび}を進^{すす}めるほか、自助^{じじよ}・共助^{きよじよ}の仕組^{しく}みの構築^{こうちく}や公助^{こうじよ}の役割^{やくわり}を明確^{めいかく}化する必要^{ひつよう}があります。

(4) テーマ4 いきる力^{ちから}を学び^{まな}・育^{はぐ}む

【振り返り】

「乳幼^{にゅうよう}児^じ期^きから学^が齢^{れい}期^きを通^{つう}じて、家族^{かぞく}や友^{とも}だち、学校^{がっこう}の先生^{せんせい}などの大人^{おとな}たちと関^かわり、語^{かた}り合^あい、学^{まな}び合^あい、生^いきる力^{ちから}を身^みに付^つけていくことができるまち」を目標^めとし、地域^{ちいき}療^{ちいきり}育^{りよう}センタ^{せんた}ーの初^{しよ}診^{しん}待^{たい}機^き期間^{きかん}短^{たん}縮^{しゆく}に向けた取組^{とりくみ}の実^{じつ}施^しや、教育^{きやういく}環^{かん}境^{きよう}の充^{じゆう}実^{じつ}のほか、障害^{しょうがい}福^ふ祉^し人^{にん}材^{ざい}確^{かく}保^ぽに向けたP R 動画^{どうが}の制^{せい}作^{さく}・公^{こう}共^{きよう}交^{こう}通^{つう}機^き関^{かん}での一^{いつ}斉^{せい}放^{ほう}映^{えい}などを行^{おこな}いました。

【課題】

療^{りやう}育^{いく}・教^{きやう}育^{いく}の充^{じゆう}実^{じつ}
発^は達^{たつ}障^{しょう}害^{がい}児^にの増^{ぞう}加^か、障^{しょう}害^{がい}の重^{じゆう}度^ど化^か・多^た様^{よう}化^かを踏^ふまえ、様^{さま}々^{ざま}なニ^にーズ^{いず}に対^{たい}応^{おう}できるよう、地^ち域^{いきり}療^{りよう}育^{いく}センタ^{せんた}ーを中^{ちゆう}心^{しん}とした支^し援^{えん}の充^{じゆう}実^{じつ}や関^{かん}係^{けい}機^き関^{かん}の連^{れん}携^{けい}、教^{きやう}職^{しよく}員^{いん}の専^{せん}門^{もん}性^{せい}の向^{こう}上^{じよう}や教^{きやう}育^{いく}環^{かん}境^{きよう}、教^{きやう}育^{いく}活^{かつ}動^{どう}の更^{さら}なる充^{じゆう}実^{じつ}が求^{もと}められてい

障^{しょう}害^{がい}福^ふ祉^し人^{にん}材^{ざい}確^{かく}保^ぽへの対^{たい}応^{おう}
労^{ろう}働^{どう}人^{じん}口^{こう}減^{げん}少^{しょう}の中^{なか}、必^{ひつ}要^{よう}な福^ふ祉^しサ^さービ^びス^すを適^{てき}切^{せつ}に提^{てい}供^{きよう}するた^ため^めの^の人^{じん}材^{ざい}の確^{かく}保^ぽ・育^{いく}成^{せい}が分^{ぶん}野^やを越^こえ^えて求^{もと}められてい

(5) テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ

【振り返り】

「一人ひとりの適性や希望に合った仕事を見つけることができ、また、外出や趣味・スポーツを楽しむなど、様々な余暇が充実したまち」を目指し、就労支援センター等を中心とした就労支援の促進・定着支援や、障害者施設と企業のコーディネートを担う横浜市障害者共同受注センターの開設、移動情報センターの全区展開、ラポール上大岡の整備などを行いました

【課題】

自分らしく過ごすための環境の充実
社会と関わりながら様々な形で過ごすため、就労支援センターを中心にした、就労支援の促進や工賃の向上などのほか、生活介護事業所の設置など希望や状態に合った日中活動場所の設置促進、障害者スポーツ・文化活動のさらなる充実が求められています

1 基本目標

しょうがい ひと ひと そうご じんかく こせい そんちょう あ
障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、
ち い ききょうせいしゃかい いちいん
地域共生社会の一員として、
みずか い し じぶん い め ぎ
自らの意思により自分らしく生きることが出来るまちヨコハマを目指す

だい 3 き プラン 策定時から比べると、さまざまな障害福祉施策・事業は充実に向かってい
とら え ています。しかし、いっぽう へいせい ねん がつ しょうがいしゃしえんせつ つく い えん
と捉えています。しかし、一方で、平成28年7月に障害者支援施設「津久井やまゆり園」
お じ けん とお しょうがい ひと へんけん ふか しゃかい りかい じゅうぶん
で起きた事件などを通して、障害のある人への偏見はいまだ深く、社会の理解もまだ十分
にはすす すす おも し
に進んでいないということを思い知らされました。

このようにしょうがい ひと せいめい せいかつ おびや できごと おき なか あらた しょうがい
このように障害のある人の生命・生活が脅かされる出来事も起きる中、改めて、障害
ひと そんげん じんけん そんちょう たいせつ しゃかい しめ かんが しょうがいしゃ
のある人の尊厳と人権を尊重することの大切さを社会に示したいと考え、「障害者の
けんり かん じょうやく へいせい ねん がつはつかひじゅん もと きほんもくひょう せってい
権利に関する条約」(平成26年1月20日批准)に基づき、この基本目標を設定しました。

2 基本目標の実現に向けて必要な視点

すべての施策・事業を進めていく上で必要な考え方・視点を設定しました。ひとつひとつ
じぎょう こべつ おこな きょうつう してん も かくじぎょう すす きほん
の事業を個別に行うのではなく、共通の視点を持って各事業を進めていくことで、基本
もくひょう じつげん む はばひろ とりくみ すいしん
目標の実現に向けた幅広い取組として推進していきます。

- 1 しょうがい ひとこじん そんちょう じんけん ほしょう してん
障害のある人個人の尊重と人権の保障の視点
- 2 しょうがいじょうきょう あ とら してん
障害状況やライフステージに合わせたニーズを捉えていく視点
- 3 しょうらい しきく ふ してん
将来にわたるあんしん施策を踏まえた視点
- 4 おや あと あんしん おや じりつ してん
親なき後の安心と、親あるうちからの自立につなげていく視点
- 5 しょうがい ひと い じっかん してん
障害のある人すべてが生きがいを実感できるようにしていく視点
- 6 しょうがいりかい すす しゃかい へんよう うなが してん
障害理解を進め、社会の変容を促していく視点
- 7 ていきょうたいせい じぞくかのう してん
サービス提供体制を持続可能にしていく視点

様々な生活の場面を支えるもの

障害のある人もない人も、地域共生社会の一員として生きていくには、互いの存在に気づき、互いを理解し合い、同じ社会に生きている身近な存在だと感じられる仕組みが大切です。そのためには、障害のある人やその家族、障害福祉関係団体などと行政が協力し、障害理解に向けた普及啓発を進めていくことが重要です。啓発活動にはこれまで長年にわたって力を入れてきました。しかし、誰もが生きやすい社会をつくるためこれからも、私たちは不断の努力を続けていかなければなりません。

また、障害ゆえに支援を必要とする人が自分の人生をどう生きていくのかを考えるとご家族が健在であるうちから、「相互に人格と個性を尊重し合い、自らの意思により自分らしい生活を送る」という将来を見据えた取組が重要になります。

障害のある人の生活を支えるには、困った時にいつでも相談できる場所や、どこに相談しても適切に対応できる体制、障害特性に応じて必要な情報を必要な時に得られるような発信なども必要です。

これらの工夫や配慮などによって、日常生活のあらゆる場面で、すべての人が障害のあるなしによる分け隔てがなく互いの人格と個性を尊重しあうことができる社会が生まれ出せると私たちは考えています。さらに、障害のある人が安心して生活を送るには、障害のある人を支える人材の確保・育成や、福祉サービスを提供する側の負担軽減のための新たな取組など、労働人口が減少しても、必要な福祉サービスを適切に提供する体制を維持・強化するための施策が急務となっています。

0-1 普及啓発

現状と施策の方向性

障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合う地域共生社会を目指して、横浜市は疾病や障害に対する理解の促進に努めてきました。しかし、今回実施したアンケート調査では、日常生活での困りごととして、障害の種別によっては5割前後の人が「周囲の理解が足りない」と答えています。さらに、外出時の困りごととして「人の目が気になる」「いじめや意地悪がこわい」などの項目が上位にきています。グループインタビューでも、自分たちの障害について、「偏見を持たず正しく知ってほしい」という意見が多く挙げられており、より一層の障害理解が求められています。

行政は、様々な機会を捉え、社会全体に向けた普及啓発を充実させる責務があります。効果的な普及啓発を行うためには、行政だけでなく、障害のある人たちや支援者などの障害福祉関係団体、地域住民や地域に根差した団体、民間企業など、多様な主体が互い

の強みを生かしながら協力して取り組んでいくことが重要です。

そこで、3つの方向性で施策を展開します。

(1) 互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくり

「障害者週間」や「世界自閉症啓発デー」など様々なイベントなどをきっかけとして、誰もが障害のある人の存在に気づき、日頃の生活の中で互いに関わって身近に感じる仕組みづくりを進めていきます。また、障害のある人が健康づくり活動や地域活動に参加し、日常的なふれあいの中で地域の誰もがお互いを理解し受け止める機会を増やすなどの取組を進めます。

(2) 障害に対する理解促進

障害の特性や障害者に対する配慮の理解促進のため、各種媒体や様々な機会を通じて疾病や障害の情報を発信するとともに、当事者や家族、障害福祉関係団体等による普及啓発活動への支援や地域福祉保健計画の取組を通じた住民同士の交流の推進など、地域住民の障害に対する理解を進めていきます。

(3) 学齢期への重点的な普及・啓発

地域共生社会の実現に向け、幼児期・学齢期から障害児・者と共に取り組む様々な活動や体験などの機会を通して、児童・生徒や、その保護者の障害理解を進めていきます。

**とりにくみ
取組**

(1) 互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくり

事業名	事業内容	中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
「地域共生社会」の実現に向けた取組等の推進	地域のあらゆる方が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けた「障害者週間」などの取組を実施・推進していきます。	推進	推進
各区の普及・啓発活動の促進	各区の住民に対して、疾病や障害等に対する理解を深めるための研修や啓発活動の支援を行います。	推進	推進

(2) 障害に対する理解促進

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
当事者や障害福祉 関連施設、市民団体等 による普及・啓発活動 への支援	セイフティーネットプロジェクト 横浜や障害福祉関連施設、市民団体 等による障害理解のための研修や 講演、地域活動を支援・協働するな ど、様々な普及・啓発を推進します。	推進	推進
障害者本人及び家族 による普及・啓発活動 の推進	社会参加推進センターが中心とな り、障害者本人、家族及び各団体と 連携・協働し、障害理解の促進に向 けた普及・啓発活動を推進します。	推進	推進
疾病や障害に関する 情報の発信	ホームページなどの媒体を活用して、 疾病や障害に関する情報や支援に 関わる活動を紹介し、市民や当事者・ 関係者の理解促進に努めます。	推進	推進

(3) 学齢期への重点的な普及・啓発

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
学齢期児童及び保護者 への障害理解啓発	学齢期児童と保護者が、障害児・者と 交流したり、障害について理解を深 めたりする機会の確保に努めます。	推進	推進
副学籍による交流 教育及び共同学習	特別支援学校に在籍する児童生徒が、 居住地の小・中学校の児童生徒と一 緒に学ぶ機会の拡大を図るなど、 共同学習を進めます。	推進	推進

0-2 人材確保・育成

現状と施策の方向性

横浜市は、様々な団体や地域住民の方々とも協力しながら、障害福祉施設や障害福祉サービスなどの社会資源の整備を進めてきました。しかし、現在では多くの業界で

じんざいぶそく しゃかいもんだい しょうがいふくしぶんや ていきょうじぎょうしゃ おお
 人材不足が社会問題となっており、障害福祉分野でも、サービス提供事業者の多くは、
 げんば はたら じんざい かくほ くりよ じんざい かくほ ていちやく
 現場で働く人材の確保に苦慮しています。また、人材を確保できても、定着させること
 むずか しょうらい にな じんざい いくせい こえ あ
 が難しく、将来を担う人材の育成もままならないという声が挙がっています。障害福祉
 ぶんや こよう あんてい きっぎん かだい
 分野での雇用を安定させることは喫緊の課題といえます。

しかし、よこはまし ろうどうじんこう げんしょう みこ なか じんざい かくほ ていちやく いくせい すす
 横浜市の労働人口も減少が見込まれる中で、人材の確保・定着・育成を進め
 るのは容易ではありません。しょうがいふくしぶんや みりよくはっしん とく かく しきく
 障害福祉分野の魅力発信などこれまで取り組んできた施策だ
 けでは不十分なのももちろんですが、じんざいかくほさく すす
 人材確保策を進めるだけでなく、じむ こうりつか きょうむ
 事務の効率化や業務
ふたん けいげん
 負担の軽減なども含め、しょうがいふくしぶんや はたら かつ みなお ひつよう
 障害福祉分野での働き方を見直す必要があります。

今回実施したアンケート調査では、しょうらい しょうがいふくし とく じゅうよう
 将来の障害福祉にとって特に重要なものとして
 「必要なときに十分な介助が受けられること」という回答が1位でした。また、グループ
 インタビューでも、しえんしゃ にな て だんたい しょうがい ひと
 支援者やサービスの担い手の団体だけでなく、障害のある人たちから
 も「人材の確保に力を入れてほしい」という意見が挙げられています。こういった声こた
 に応え、しょうがいふくし ていきょう しょうらい あんていてき つづ ちよくめん
 障害福祉サービスの提供を将来にわたって安定的に続けていくために直面する
かだい たいおう
 課題に対応するには、みんかんじぎょうしゃ かんけいきかんどう ぎょうせい きょうどう けいぞくてき とく
 民間事業者や関係機関等と行政が協働し、継続的に取り組んでい
ひつよう
 くことが必要です。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) 障害福祉従事者の確保と育成

みんかんじぎょうしゃとうかんけいきかん きょうどう しょうがいふくしぶんや はたら みりよく はっしん きゅうじん
 民間事業者等関係機関との協働により、障害福祉分野で働く魅力の発信、求人
しえん こようしえん せんもんせいこうじょうとう かか けんしゅうじっし じんざいいくせいしえん けんどう じっし
 支援、雇用支援、専門性向上等に係る研修実施などの人材育成支援を検討・実施しま
 す。

(2) 業務効率化に向けたロボット・AI・ICT等の導入検討

はんざつ じむさぎょう ぎょうむこうりつか かいごぎょうむ ふたんけいげん すす
 煩雑な事務作業などの業務効率化や介護業務の負担軽減などを進めるため、ロボッ
えーあい あいしーてい どうにゆうけんとう すす
 ト・AI・ICTなどの導入検討を進めます。

とりぐみ
 取組

(1) 障害福祉従事者の確保と育成

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
しょうがいふくししえんじんざい 障害福祉支援人材の かくほ 確保	しょうがいふくし しごと みりよく はっしん 障害福祉の仕事の魅力を発信し、 きゅうじん こよう しえん おこな 求人や雇用の支援を行うことで しゃかいふくししえんじんざい かくほ 社会福祉支援人材の確保につなげて いきます。	すいしん 推進	すいしん 推進

<p>しょうがいとくせい 障害特性に おう じた しえん 支援のための けんしゅう 研修</p>	<p>はつたつしょうがい 発達障害や こうどうしょうがい 行動障害を有する方、 ゆう かた 医療的ケアが必要な方等に対し、 いりょうてき ひつよう かたどう たい せんもんでき せんもんでき しえん おこな 専門的な支援を行うことのできる じんざい いくせい けんしゅう じっし 人材を育成するための研修を実施し ます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>しょうがいふくししせつ 障害福祉施設 しえん 職員等 への支援</p>	<p>しょうがいしや しょうがいしや きゆうおーえる きゆうおーえる こうじょう こうじょう め め ぎ 障害者のQOLの向上を目指し て、しょうがいとくせい しょうがいとくせい 障害特性やライフステージに おう おう じた しょうがい じゅうどか かんわ せいかつ した しょうがい じゅうどか かんわ せいかつ 障害の重度化の緩和、生活 しゅうかんびょう よぼうとう ふきゅうけいはつ はか 習慣病の予防等の普及啓発を図る ため、しょうがいふくししせつ しょうがいふくししせつ えいせい えいせい ため、障害福祉施設における衛生 かんり えいようかんり かん けんしゅう れんらくかい 管理、栄養管理に関する研修、連絡会 とう じっし 等を実施します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>しょうがいふくししせつ 障害福祉施設等 はたら で働 かんごし く しえん 看護師の支援</p>	<p>しょうがいふくししせつ しょうがいふくししせつ はたら かんごし てい 障害福祉施設等で働く看護師の定 ちやく む しえん おこな 着に向けた支援を行うとともに、 じんざいかくほ ほうさく けんとう 人材確保の方策について検討します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>しゅうろうしえん 就労支援 センター しよくいん 職員の人材育成</p>	<p>たよう たよう たいおう たいおう 多様なニーズに対応できるように、 しゅうろうしえん しゅうろうしえん こうじょう 就労支援スキルを向上させるため、 けんしゅう じっし じんざい じんざい 研修の実施など、人材育成を進めま す。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>しゅうろうそくしん 就労促進を もくてき とし た じぎょう 事業所職員向け けんしゅう 研修</p>	<p>しょうがいしや しょうがいしや こうじょう こうじょう おこな きぎょう 障害者雇用を行っている企業での しゅうぎょうたいけん けんしゅう つう 「就業体験」の研修を通じて、 じぎょうしよくいん じぎょうしよくいん しゅうろうしえん こう 事業所職員の就労支援スキルの向 じょう しゅうろう む いしきづ 上、就労に向けた意識付けにつなげ ます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>いりょうじゅうじしや 医療従事者 けんしゅう 研修事業</p>	<p>びょうき しょうがい しょうにおよ じゅうしゅう 病気や障害のある小児及び重症 しんしんしょうがい しんしんしょうがい じ しや しえん ひつよう ちしき 心身障害児・者の支援に必要な知識・ ぎじゅつ こうじょう はか しょうがいとくせい りかい 技術の向上を図り、障害特性を理解 した医療従事者を育成するための けんしゅう じっし 研修を実施します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>ガイドヘルパー けんしゅう 研修受講料 とう 助成</p>	<p>とう しかくしゅとく ガイドヘルパー等の資格取得のため けんしゅうじゅこうりょう いちぶ じよせい じんざい の研修受講料の一部を助成し、人材 かくほ はか 確保を図ります。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

ガイドヘルパースキル アップ研修	より質の高いサービスが提供できる よう、移動支援事業の従業者を 対象に研修を実施します。	推進	推進
社会参加推進センター による団体活動支援 機能の充実	障害者本人の活動を支える人材の 育成を進めるとともに、同じ障害が ある人たちの交流やコミュニケーションの機会を拡充し、各団体活動を 促進する取組を推進します。	推進	推進

(2) 業務効率化に向けたロボット・AI・ICT等の導入検討

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
業務効率化に向けたロ ボット・AI・ICT 等の導入検討	煩雑な事務作業などの業務効率化や 介護業務の負担軽減などを進めるた め、ロボット・AI・ICTなどの 導入検討を進めます。	検討・ 実施	推進

0-3 権利擁護

現状と施策の方向性

「障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きるまち」を実現するためには、障害者の権利擁護について積極的に取り組み、一人ひとりの人権が十分に尊重される仕組みを構築することが必要です。平成26年1月の障害者権利条約の批准や、障害者差別解消法の施行など、障害者の権利擁護に関する様々な法整備が進められてきましたが、それだけでは十分ではありません。法の趣旨などを私たち一人ひとりが理解し、社会をより良く変えていく取組が求められています。

また、必要な情報が得られること、自分自身の意思を決めること、決めた意思を伝えられることなど、自身の権利を守るために必要不可欠なことを行う際、障害ゆえに支援が必要な人たちを支える仕組みも無くてはならないものです。

そこで、4つの方向性で施策を展開します。

(1) 虐待防止の取組の浸透

障害者虐待の具体例などの市民向け広報や障害福祉サービス事業者を対象とした研修等を通じて、障害者虐待が重大な人権侵害であることや予防や早期発見の

重要性などを啓発することで、虐待防止の取組の浸透を図っていきます。

(2) 成年後見制度の利用促進

権利擁護を必要とする知的障害者や精神障害者の増加に対応し地域で安心した生活を送ることができるよう、成年後見制度の啓発や利用の促進を進めていきます。

(3) 障害者差別解消法に基づく取組

障害を理由とする差別の解消に向けて周知を図るとともに、障害者差別に関する相談、紛争の防止等のための体制を充実させます。

(4) 情報保障の取組

視覚障害者、聴覚障害者及び知的障害者等への情報提供について定めた、行政情報発信のルールを徹底するとともに、必要な配慮について検討を行っていきます。

とくみ
取組

(1) 虐待防止の取組の浸透

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひよう 目標	もくひよう 目標
しょうがいしやぎゃくたいたいさくじぎょう 障害者虐待対策事業 (ふきゅう けいはつ) (普及・啓発)	しみんむ 市民向けのリーフレット作成等により 広報を行います。また、虐待や ふてきせつしえん 不適切支援をなくしていくため、 しょうがいふくし 障害福祉サービスの事業者等を たいしょう 対象とした研修を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進

(2) 成年後見制度の利用促進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひよう 目標	もくひよう 目標
よこはまししみんこうけんじん 横浜市市民後見人 ようせい かつどうしえんじぎょう 養成・活動支援事業	ちいき 地域における権利擁護を市民参画で すす 進めるため、よこはま成年後見推進セ ンターが全区で市民後見人の養成を じっし 実施し、区役所、市・区社会福祉協 ぎかい 議会、専門職団体等が連携した活動 しえん 支援の体制を構築します。	すいしん 推進	すいしん 推進

ほうじんこうけんしえんじぎょう 法人後見支援事業	よこはませいねんこうけんすいしん センターが、これまでのほうじんこうけんじゆにんじつせき ふを踏まえ、市内のしゃかいふくしほうにんとう ほうじんこうけんじつしむしえんおこな 見実施に向けた支援を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進
せいねんこうけんせいど 成年後見制度の普及 ふきゆう けいはつ 啓発	せいねんこうけんせいど 成年後見制度がよりりよう りようしやすいものとなるよう、かんけいきかん ちょうせいとうじしゃおよかぞくしえんだんたいとう 当事者及び家族、支援団体等へのせつめいかい じつし 説明会などを実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
けんりようごじぎょう 権利擁護事業	けんりまも 権利を守るためのそうだん けいやくもとに基づきんせんかんり 金銭管理サービスなどの日常生活しえん くの支援を、区あんしんセンターが、けいやく もとじつし 契約に基づいて実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進

しひょうめい 指標名	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
せいねんこうけんもうした 成年後見申立て及びほうじんこうけんすう およほうしゅうじよせいけんすう 報酬助成件数	240けん	270けん	300けん

(3) しょうがいしゃさべつかいしょうほう
もとりくみ
障害者差別解消法に基づく取組

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
しみん 市民への普及・啓発 ふきゆう けいはつ	しょうがい 障害をりゆう 理由とするさべつ 差別のかいしょう 解消に当たっては、しみん 市民の方々にかんしん 关心和理解をふか 深めていただくことがな にたいせつ よりも大切であること から、しみん 市民向けのこうほう 広報及びけいはつ 啓発活動をこうかてき 効果的にじつし 実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
そうだんたいせいとう 相談体制等の周知 しゅうち	しょうがい 障害者差別に関する そうだん 相談、ふんそう 紛争の防止しとう 防止等のためのたいせい 体制をしゅうち 周知します。また、 そうだんおよふん 相談及び紛争の防止 等をちいき 地域においてすいしん 推進するためのちいき 地域協議会をかいさい 開催します。	すいしん 推進	すいしん 推進

市職員対応要領の周知	本市職員が適切な対応を行っていただくための指針として策定した市職員対応要領を周知し、差別的取扱いとなり得る事例や、合理的な配慮の好事例等の浸透を図ります。	推進	推進
------------	---	----	----

(4) 情報保障の取組

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
情報発信時の合理的配慮の提供	行政情報発信時の視覚障害者、聴覚障害者及び知的障害者等への合理的配慮を行います。	推進	推進
代筆・代読サービス	視覚に障害のある人が日常生活の中で代筆または代読が必要なときに支援者によるサービス提供を行います。	検討 ・ 実施	推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者の派遣 (派遣人数)	11,000人	11,000人	11,000人
要約筆記者の派遣 (派遣人数)	1,900人	1,900人	1,900人
手話奉仕員養成研修事業 (養成人数)	172人	172人	172人
手話通訳者・筆記者養成研修事業 (養成人数)	90人	90人	90人
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 (養成人数)	30人	30人	30人

0-4 相談支援

現状と施策の方向性

障害のある人が、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向けて、どこに相談しても適切に課題解決が行えるよう、相談支援機関の充実や連携強化といった体制整備を進めてきました。しかし、今回実施したグループインタビューやアンケート調査の

結果では、依然として、困ったときどこに相談したらいいかわからない、相談した内容が共有されず何度も同じ説明をしなければならぬ、などの声も挙がっています。

障害のある人が「自らの意思により自分らしく生きる」ためには、相談支援は非常に重要な役割を持っています。わかりやすい情報提供や、障害福祉サービスの利用調整、本人が自ら解決する力を高めていくための支援、家族支援、こまめなひとりに寄り添う伴走型支援など、様々な機能や役割、障害のある人の特性やライフステージなどに応じて、分担・連携をしながら、本人の希望する暮らしを実現できるよう支えていきます。

そこで、障害のある人を地域全体で支えていく相談支援機能の充実を図るとともに、相談支援機関の連携強化や相談支援システムの整理、相談支援従事者の人材育成や当事者による相談の活用促進を進め、相談支援の充実を図っていきます。

とり組み
取組

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
障害者相談支援事業	区福祉保健センター、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センターの3機関を中心に地域生活支援拠点の機能を充実させながら、相談支援事業の周知、啓発を図ります。	推進	推進
障害者相談支援事業	市域と区域での人材育成に関する取組を整理し、相互に連動させた効果的・効率的な人材育成体系を整備します。	推進	推進
障害者相談支援事業	市自立支援協議会、ブロック連絡会、区自立支援協議会を連携・連動させ、地域づくりに効果的に取り組める体制を整備します。	推進	推進
当事者による相談の充実	社会参加推進センターに設置するピア相談センターでの当事者相談の周知を図り、当事者による相談支援を推進します。	推進	推進
既存の相談窓口 (地域ケアプラザ等)による連携	日頃の関わりの中で、何気ない会話に含まれている相談を身近な相談者としてとらえ、必要に応じて、一次及び二次相談支援機関につなげます。	推進	推進

なんびょうかんしゃとう 難病患者等への ひつよう 必要な じょうほうていきょう 情報提供	なんびょうかんしゃとう ひつよう じょうほうていきょう 難病患者等に対して必要な情報提供を おこな とう なんびょうかんしゃとう しょうがい 行うこと等により、難病患者等の障害 ふくし とう かつよう うなが けんとう 福祉サービス等の活用が促されるよう検討 します。	すいしん 推進	すいしん 推進
はったつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援 センター運営 じぎょう 事業	はったつしょうがいしゃしえん ちいき しえん 発達障害者支援センターと、地域の支援 きかん れんけい しきく せいり そうだんしえん 機関との連携の仕組みを整理し、相談支援 たいせい きょうか はか 体制の強化を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
こうじのうきのうしょうがい 高次脳機能障害 にかん かんけい に関わる関係 きかん れんけいそくしん 機関の連携促進	こうじのうきのうしょうがいしえん ちいき かんけい 高次脳機能障害支援センターと地域の関係 きかん れんけい そくしん みぢか ちいき 機関との連携を促進し、身近な地域における こうじのうきのうしょうがい しえんたいせい きょうか 高次脳機能障害に対する支援体制を強化し ます。	すいしん 推進	すいしん 推進

しひょうめい 指標名	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
ちいき そうだんしえんたいせい きょうか せんもんてき 地域の相談支援体制の強化（専門的な しどう じょげん 指導・助言）	400 <small>けん</small> 件	440 <small>けん</small> 件	480 <small>けん</small> 件
ちいき そうだんしえんたいせい きょうか ちいき 地域の相談支援体制の強化（地域の そうだんしえんじぎょうしゃ じんざいいくせい じっし 相談支援事業者の人材育成の実施）	72 <small>かい</small> 回	72 <small>かい</small> 回	72 <small>かい</small> 回
ちいき そうだんしえんたいせい きょうか ちいき 地域の相談支援体制の強化（地域の そうだんきかん れんけいきょうか とりくみ 相談機関との連携強化の取組）	36 <small>かい</small> 回	36 <small>かい</small> 回	36 <small>かい</small> 回
そうごうてき せんもんてき そうだんしえん 総合的・専門的な相談支援	48,000 <small>けん</small> 件	49,000 <small>けん</small> 件	50,000 <small>けん</small> 件
けいかくそうだんしえんりようしやすう ねんかん 計画相談支援利用者数（年間）	16322 <small>にん</small> 人	18805 <small>にん</small> 人	21453 <small>にん</small> 人
はったつしょうがいしゃしえんちいききょうぎかい かいさいけん 発達障害者支援地域協議会の開催件 すう 数	3 <small>けん</small> 件	3 <small>けん</small> 件	3 <small>けん</small> 件
はったつしょうがいしゃしえん そうだん 発達障害者支援センターによる相談 けんすう がくれいこうきしょうがいじしえんじぎょうぶんのぞ 件数（学齢後期障害児支援事業分を除 く）	3,500 <small>けん</small> 件	3,500 <small>けん</small> 件	3,500 <small>けん</small> 件
はったつしょうがいしゃしえん およ はったつ 発達障害者支援センター及び発達 しょうがいしゃちいきしえん がいぶ 障害者地域支援マネージャーの外部 きかん ちいきじゅうみん けんしゅう けいはつ がくれい 機関や地域住民への研修、啓発（学齢 こうきしょうがいじしえんじぎょうぶんのぞ 後期障害児支援事業分を除く）	55 <small>けん</small> 件	55 <small>けん</small> 件	55 <small>けん</small> 件

医療的ケア児・者等に対する関連分野 の支援を調整するコーディネーター の配置（人）	6人	6人	6人
---	----	----	----

トピック「発達障害のある人への支援」

発達障害者支援法の施行は、平成17年4月。横浜市は、それ以前から市内の法人に自閉症に特化した相談支援室を委託し（のちの発達障害者支援センター）、法施行と同時期には、学識経験者や福祉・医療関係者、当事者やその家族で構成される「発達障害検討委員会」を設置し、発達障害のある人への課題解決の議論を行ってきました。

この15年間、ライフステージごとの現状と課題に対応するため、乳幼児期・学齢期・成人期に分けて議論するとともに、ライフステージを通じた切れ目のない支援に向けた検討も行ってきました。

横浜市では現在、「発達障害者支援センター運営事業」「地域支援マネージャーによる障害福祉サービス事業所等への支援」「障害特性に応じた支援のための研修（行動障害のある方への支援を行うことのできる人材を育成するための研修）」「サポートホーム事業（生活アセスメント付き住宅での一人暮らし支援）」「地域療育センター運営事業」「学齢後期障害児支援事業（中学生・高校生年代の発達障害児等への相談支援）」等、発達障害児・者支援に関する、多くの事業や取組を推進しています。

近年では、「発達障害」という言葉が社会的にある程度認知され、発達障害児・者への市民の理解も広がってきています。一方で、発達障害者支援法の施行から10年が経過し、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援が求められていること、また、共生社会の実現に向けた新たな取組（障害者権利条約の批准に向けた一連の法整備など）が進められていることを背景とし、平成28年に同法の改正が行われました。

また横浜市では、発達障害検討委員会のこれまでの議論や福祉・教育機関の相談状況等において、発達障害、特に「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」に対して、従来の障害福祉・教育等の施策では、十分対応できていない現状が見えてきました。

令和元年、この課題に対応する支援策の再構築が求められているとの認識

から、横浜市として、発達障害支援検討委員会の上部機関である障害者施策推進協議会へ、課題解決に向けた具体的施策の展開について諮問を行い、令和2年6月に答申を受け取りました。

令和3年度から始まる第4期プランでは、新たな施策を展開していくこととなります。乳幼児期の発達支援を担う地域療育センターにおける療育体制の抜本的な見直しや、支援機関の連携・役割分担の整理等の取組とともに、社会全体に発達障害への理解を深めるための取組、さらに、多様性を尊重できる社会風土の醸成を進めていきます。

<令和2年6月 答申概要>

- 1 気づきの促進と未来につながる支援 (Right time & Bright life)
幼少期には、本人・周囲とも、軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害に気づかないことがあります。そのため、早期発見・早期療育だけでなく、その人にとって適切な時期に適切な支援につなげることが重要だと考えます。この理念を「気づきの促進と未来につながる支援 (Right time & Bright life)」と表します。
- 2 地域社会全体の、包括的な支援体制を構築
今回対象とした発達障害児・者は、発達障害の特性についての理解や合理的配慮を得られないことに起因する生きづらさを、障害児・者を主たる支援対象としない支援機関等（保育所、幼稚園、学校、就労先等）に相談することも多いと考えられます。そのため、地域社会全体で包括的な支援体制を構築する必要があります。
- 3 「0次支援」の重要性
障害児・者への相談支援機関等による適切な対応につながるためには、障害児・者を主たる支援対象としない支援機関等（保育所、幼稚園、学校、就労先等）が、身近な地域の中で、本人や家族が抱える生きづらさに気づき、受け止めることが重要です。

トピック「計画相談支援の課題と今後の取組」

平成27年4月から、障害福祉サービス等を利用する場合には、サービス等利用計画の提出が必須となっています。サービス等利用計画には、指定特定相談支援事業所（計画相談支援事業所）の相談支援専門員が作成するものと、本人が自ら作成するセルフプランの2種類があります。計画相談支援は前者を指し、相談支援専門員が、本人やご家族の生活全体の希望や目標、それに向けた支援方針や解決すべき課題などを共に考え計画を作成し、定期的に確認・振り返り（モニタリング）を行います。

横浜市では計画相談支援の実施率が令和元年度末時点で約50%に留まっています。その理由のひとつとして、事業所及び職員の不足から、利用につながっていないことが考えられます。今後、制度のさらなる周知や、実施する人材の確保・育成、市及び各区自立支援協議会との連携などを通じて、計画相談支援が必要な方に行き届くよう、引き続き推進に取り組めます。

トピック「横浜市の依存症対策」

1 従来からの取組

横浜市では、従来から、アルコールをはじめとした依存症への対応は、区における精神保健福祉相談やこころの健康相談センターで実施してきました。また、医療機関とともに、市内における依存症の自助グループや回復支援施設等の民間団体が様々な支援を行ってきました。

2 国の動きを踏まえた横浜市における取組の拡充

近年、アルコール・薬物・ギャンブル等の総合的な依存症対策について、国におけるアルコールやギャンブル等の基本法の制定、基本計画の策定、事業体系を示した依存症対策総合支援事業実施要綱を踏まえ、こころの健康相談センターにおいて、普及啓発の強化、家族教室の対象者の拡大、依存症専門相談や回復プログラムの開始など、取組を拡充しています。

また、民間団体や関係機関との連携体制の強化も進め、令和2年3月に、こころの健康相談センターを、国が設置を求める『依存症相談拠点』に位置づけました。令和2年度から開始した連携会議では、幅広い関係者と支援に関する情報共有を行うなど、関係者間のネットワークづくりを進めています。

3 横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）の策定

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に悩むご本人やご家族への支援に着目し、関係者と支援の方向性を共有することで、包括的な支援の提供を目指すため、依存症対策総合支援事業実施要綱に基づく地域支援計画を策定します。令和2年度から策定に向けた検討を始め、令和3年度中に策定する予定です。依存症全体の取組方針に加え、アルコール・薬物・ギャンブル等の各依存症の現状や課題を整理し、支援内容等を盛り込む予定です。

近年、在宅の障害者を支える福祉サービスや相談支援機関などの社会資源は増えてきていますが、障害のある人が、地域の中で希望に合った暮らしを選択することが、まだ十分にできているとは言えません。障害の状況も様々ですし、高齢化・重度化によるニーズの変化もあります。障害のある人が、自分が住みたいと思う地域で希望に合った暮らしを安心して続けるには、福祉サービスや社会資源を充実させることが重要です。その上で、できる限り自分の意思で「住まいの場」を選択できることが理想です。

しかし、自分の意志で選択するためには、どこに自分が希望する住まいがあるのか、どのような支援があれば希望どおり暮らせるのか、情報を得たり、体験したりすることが必要です。

そのため、多様な「住まいの場」を確保し、提供できる情報や体験の機会を増やすことで本人の選択肢を広げ、暮らしていくうえでの困りごとに対する支援を充実させるなど、一人ひとりが地域で望む生活を送ることができる環境を整えることが求められています。

そこで、民間住宅を含む多様な形態で住まいの選択肢を増やし、また本人に寄り添って支える仕組みなどを、ハード及びソフトの両面から充実させる施策を展開していきます。

1-1 住まい

現状と施策の方向性

住まいは生活の基本です。誰もが、重度化や高齢化による障害状況の変化などに関わらず、可能な限り、自分が住みたいと思う場所で住み続けられることが望まれます。自分の意思で「住まいの場」を選べるようにするには、障害福祉施策だけでなく、住宅施策との連動も図り、多様なニーズに合った「住まいの場」の拡充、情報の集約と提供などを継続的に進めていく仕組みづくりが不可欠です。横浜市は、福祉施策と住宅施策の連携により、不動産事業者等と協力し、平成30年度に横浜市居住支援協議会を設立しました。従来の福祉施策では実施が難しかった分野にも取り組むことができるようになるため、これを活用した支援が望まれます。

障害の重度化や高齢化など障害状況により専門的な支援が必要とされる場合でも、本人が希望する住まいを実現できるよう対応可能な仕組みも必要です。

一方で、入所施設などで生活している人にとって、そのときの「住まいの場」が安心して生活できる場であるように支援していくことも重要です。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) 障害状況に合わせた住まいの選択肢の充実

障害のある人の希望や状況に合わせた多様なニーズに応えられるよう、多様な

けいたい す こんちく すす
形態の住まいの構築を進めていきます。

(2) 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

こんご すす こんちく すす こんちく
今後も進むとみられる高齢化・重度化を踏まえ、ニーズに対応したグループホーム
せいび ざいたくせいかつ きさき かいしゅうとう つう あんしん す
の整備や、在宅生活を支えるバリアフリー改修等を通じて、安心できる住まいの構築
すす
を進めていきます。



(1) 障害状況に合わせた住まいの選択肢の充実

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
<p>みんかんじゅうたくにゆうきよ 民間住宅入居 の促進</p>	<p>しょうがいしゃがみんかんちんたいじゅうたくにゆうきよ 障害者が民間賃貸住宅への入居をしやす くする仕組みとして「住宅セーフティネッ ト制度」を活用していきます。 きよじゅうしえんきょうぎかい 「居住支援協議会」によるオーナーや不動 産業者向けの周知や相談窓口での支援等を おこな 行います。 また、民間住宅あんしん入居事業(家賃等 の支払能力があるものの連帯保証人がいな いことを理由に民間賃貸住宅への入居を ことわ 断られてしまう障害者等への支援)につい ては、「住宅セーフティネット制度」との とうごう けんとう 統合を検討します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>サポートホーム じぎょう 事業</p>	<p>はったつしょうがい にゆうきよしゃ たい ちいきせいかつ 発達障害のある入居者に対し、地域生活に む じゅんび せいかつめん 向けた準備のため、生活面のアセスメントと しえん じっし こうか 支援を実施する「サポートホーム」の効果 けんしょう しえんほうほう ちいき じぎょう 検証するとともに、支援方法を地域の事業 しょとう かうだい 所等へ拡大させていきます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>しょうがい じしせつ 障害児施設 の さいせいび 再整備</p>	<p>ろうきゆうか すす しょうがい じ にゆうしょせつ 老朽化が進んでいる障害児入所施設の さいせいび すす 再整備を進めます。</p>	<p>けんとう 検討</p>	<p>けんとう 検討</p>

<p>しょうふうがくえんさいせい 松風学園再整 びじぎょう 備事業</p>	<p>にゆうきよしゃ きよじゅうかんきょうかいぜん こしつ か 入居者の居住環境改善のため、個室化 とう すす どうえんしきち いちぶ かつよう 等を進めます。また、同園敷地の一部を活用 して民設新入所施設を整備します。 ちゅうかんき こしつ かとう きよじゅうかんきょう ・中間期までに、個室化等の居住環境や せつび かいぜんおよ みんせつしんにゆうしよしせつ こうじ 設備の改善及び民設新入所施設の工事 じっし 実施 けいかくきかんちゅう こしつ かとう きよじゅうかんきょう せつ ・計画期間中に、個室化等の居住環境や設 び かいぜんおよ みんせつしんにゆうしよしせつ こうじじっし 備の改善及び民設新入所施設の工事实施 かんりよう 完了</p>	<p>こうじ 工事 じっし 実施</p>	<p>こうじ 工事 じっし 実施 かんりよう 完了</p>
<p>さいけい しょうがい 【再掲】 障害 ふくししせつとう 福祉施設等 で はたら かん ごし 働く 看護師の しえん 支援</p>	<p>しょうがいふくししせつとう はたら かん ごし ていやく む 障害福祉施設等で働く看護師の定着に向 けた支援を行うとともに、人材確保の方策 しえん おこな じんざいかくほ ほうさく について検討します。 けんとう</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

<p>しひょうめい 指標名</p>	<p>れいわ ねんど 令和3年度</p>	<p>れいわ ねんど 令和4年度</p>	<p>れいわ ねんど 令和5年度</p>
<p>きょうどうせいかつえんじよ 共同生活援助(グループホーム) りようしやすう しんきせつち ねん 利用者数(新規設置/年)</p>	<p>200人</p>	<p>200人</p>	<p>200人</p>
<p>きょうどうせいかつえんじよ 共同生活援助(グループホーム) りようしやすう りようにんすう ねん 利用者数(利用人数/年)</p>	<p>5,000人</p>	<p>5,200人</p>	<p>5,400人</p>
<p>ふくししせつにゆうしよしや ちいきせいかつ いこう 福祉施設入所者の地域生活への移行 しせつにゆうしよしやすう 施設入所者数</p>	<p>1,426人</p>	<p>1,420人</p>	<p>1,414人</p>
<p>しせつにゆうしよしえん 施設入所支援 りようにんすう つき (利用人数/月)</p>	<p>1,426人</p>	<p>1,420人</p>	<p>1,414人</p>
<p>ふくしがたしょうがいじにゆうしよしえん 福祉型障害児入所支援 りよう じ どうすう つき (利用児童数/月)</p>	<p>調整中</p>	<p>調整中</p>	<p>調整中</p>
<p>いりょうがたしょうがいじにゆうしよしえん 医療型障害児入所支援 りよう じ どうすう つき (利用児童数/月)</p>	<p>調整中</p>	<p>調整中</p>	<p>調整中</p>
<p>しょうがいじにゆうしよしせつ さいいじょう 障害児入所施設における18歳以上 にゆうしよしやすう の入所者数</p>	<p>調整中</p>	<p>調整中</p>	<p>調整中</p>
<p>しゆくはくがたじりつくんれん りようにんすう つき 宿泊型自立訓練 (利用人数/月)</p>	<p>87人分</p>	<p>87人分</p>	<p>87人分</p>
<p>しゆくはくがたじりつくんれん りようにんすう つき 宿泊型自立訓練 (利用人数/月)</p>	<p>2,364人日</p>	<p>2,364人日</p>	<p>2,364人日</p>

りょうようかいご 療養介護	279人	279人	284人
------------------	------	------	------

トピック 「福祉施設入所者の地域生活への移行の考え方」

障害のある人の希望や状況に合わせた多様なニーズに応えられるよう、多様な形態の住まいの構築を進めることで、福祉施設入所者の状況を十分に踏まえながら地域移行を進めます。

国の第6期障害福祉計画指針に基づき、令和元年度末から令和5年度末までに、地域生活への移行の目標数を87人（令和元年度末時点の施設入所者の約6%）、施設入所者数は23人（約1.6%）の減少を見込むこととします。なお、市内入所施設の定員数については、新規利用者などへのサービス提供を確保する必要があり、及び市外入所施設の利用者への対応等から、各施設の状況を踏まえつつ、現状を維持することとします。

これまで本市の入所施設は、一生涯を送る施設ではなく、「地域生活支援型施設」と位置づけ、障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、支援に取り組んできたところです。入所施設が「通過型施設」としての役割・機能を担い、本人の意向に沿った地域生活への移行が可能となるよう、必要な取組を検討・実施します。また、施設に入所して支援を受けることが真に必要なとされている方の把握を行い、適切なサービス提供を確保できるよう、多様なニーズに応える住まいのあり方を含め、必要な取組を検討・実施します。

(2) 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
しんたいしょうがいしゃ 高齢者 の 住宅改 造及び模様替え	しえいじゅうたく 市営住宅 に入居している 障害者等の要望 に対し、トイレや浴室への 手すりの取付など の住宅改造を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進

<p>高齢化・重度化 対応のグループ ホームの検討・ 拡充</p>	<p>現在、実施している高齢化・重度化対応グループホーム事業を踏まえ、持続的に実現可能な制度の検討を行っていきます。今後も進んでいくことが見込まれる障害者の高齢化・重度化に対応していくため、高齢化・重度化対応グループホームを拡充していきます。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>高齢化・重度化 対応バリアフリ 一改修事業</p>	<p>グループホームを利用する障害者が高齢になり、それに伴う身体機能の低下等により、従来のホームの設備で生活することが困難となる場合でも、居住しているホームで安心して生活し続けることができるよう、バリアフリー等改修に係る経費を補助します。</p>	<p>実施</p>	<p>実施</p>

1-2 暮らし

現状と施策の方向性

障害のある人が希望に合った暮らしをしていくためには、障害福祉サービスや社会資源を充実させることが重要です。障害の状況によって必要な支援は異なりますが、障害状況が変わったとしても必要な障害福祉サービスを安定して提供していかなければなりません。特に、地域で生活していくうえで、障害のある人の生活を支える核として整備を進めてきた様々な拠点の機能を充実していくことが大切です。行動障害、医療的ケアなど専門的なニーズがある人も安心して暮らしていけるような支援も欠かせません。さらに、自身の障害によって子育てや介護に不安がある人の困りごとを受け止めていくことも必要とされています。

また、長期入院中の人や施設入所中の人グループホームでの生活や一人暮らしに移ることができるよう、地域移行・地域定着や退院促進などの取組も継続して進めていかなければなりません。地域で活動する様々な団体・サービス提供事業所や医療機関を含め、障害のある人の生活を地域全体で支えていく体制づくりが求められています。

その中で、障害のある人が自立した生活を送ることができるようになるために、本人が生活力を身につけて安心して暮らすことができるよう、本人の持つ力を引き出す支援の必要性も見逃せません。意思決定を支援、日常生活を送る上で想定されるトラブルなどの

予防や対応を学ぶ機会を設けることや、本人の希望や思いに寄り添う伴走型の相談支援を充実させていくことが大切になります。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) 地域での生活を支える仕組みの充実

障害福祉に関わる社会資源をもとに、既存のサービスを充実させていくことで、地域で安心して暮らすことができる体制づくりを目指します。

(2) 本人の力を引き出す支援の充実

障害の状況が変わっても、自ら希望するところで暮らしていくために、障害児やその家族にとって必要なサービスを提供する事業を引き続き実施します。

とりくみ
取組

(1) 地域での生活を支える仕組みの充実

事業名	事業内容	中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
<p>障害者地域活動ホーム事業</p>	<p>在宅の障害児・者とその家族の地域生活を支援する拠点施設として、横浜市が独自に設置しているものです。主なサービスとして、生活介護や地域活動支援センター事業デ イサービス型等の日中活動のほか、ショートステイや一時ケア等の生活支援事業を実施しています。施設規模等により、社会福祉法人型障害者地域活動ホームと機能強化型障害者地域活動ホームの2種類に分類されています。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

<p>せいしんしょうがいしゃ 精神障害者 せいかつしえん 生活支援センター じぎょう 一事業</p>	<p>とうごうしつちようしょう 統合失調症をはじめとした精神障害者の しゃかいふつき じりつおよ しゃかいさんか しえん 社会復帰、自立及び社会参加を支援するため かくく しょせつち せいしんしょうがいしゃ 各区に1か所設置している精神障害者の ちいきせいかつしえん ほんし きよてんしせつ 地域生活支援における本市の拠点施設です。 せいしんほけんふくしし はいち にちじょうせいかつ かん 精神保健福祉士を配置し、日常生活に関する そうだん じよげん じょうほうていきょう せんもんい 相談や助言、情報提供のほか、専門医に よる せいにかつ い じ よる 相談や生活維持のためのサービス （しょくじ にゆうよく せんたくどう どう ていきょう 食事、入浴、洗濯等）等を提供しています。 く きかんそうだんしえん ほん 区や基幹相談支援センターとともに、本市の ちいきせいかつしえんきよてん せいしんしょうがい 「地域生活支援拠点」や「精神障害にも たいおう ちいきほうかつ ちゆうかく 対応した地域包括ケアシステム」の中核に い ち づ 位置付けられています。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>たきのうがたきよてん 多機能型拠点の せいび うんえい 整備・運営</p>	<p>つね いりようてき ひつよう じゅうしょうしんしん 常に医療的ケアを必要とする重症心身 しょうがいじ しゃどう かぞく ちいきせいかつ しえん 障害児・者等とその家族の地域生活を支援 する ため、そうだんしえん たんきにゆうしよ せいかつかいご ため、相談支援、短期入所、生活介護、 しんりよう ほうもんかんご きょたくかいご いったいてき 診療、訪問看護や居宅介護などを一体的に ていきょう たきのうがたきよてん せいび しんない ほうめん 提供 する多機能型拠点の整備を市内6方面 すす に進めます。</p>	<p>しんない 4 市内4 ほうめん 方面 せいび 整備 かんりよう 完了</p>	<p>しんない 6 市内6 ほうめん 方面 せいび 整備 かんりよう 完了</p>
<p>こうどうしょうがい 行動障害のあ かた ちいきいこう る方の地域移行 ちいきせいかつ ささ や地域生活を支 える しく える仕組みづく り</p>	<p>こうどうしょうがい かた ひつよう しえんたいせい 行動障害のある方に必要とされる支援体制 について、とく ちいきいこう ちいきせいかつ ささ 特に地域移行や地域生活を支える きのう けんとう すず 機能の検討を進めます。</p>	<p>けんとう 検討</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>ちいきしえん 地域支援マネジ ャーによる しょうがいふくし サ 障 害福祉サー ビス事業所等へ の しえん 支援</p>	<p>はつたつしょうがいしゃしえん ちいきしえん 発達障害者支援センターに「地域支援マ ネジャー」を はいち しょうがいふくし じぎょうしよ 配置し、障害福祉サービス事業所 とう たい こうどうしょうがい はつたつしょうがい かか 等に対し、行動障害・発達障害に係るコン サルテーションを じっし 実施します</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

<p>ちいきせいかつしえんきよ 地域生活支援拠点機能の充実</p>	<p>しょうがい かのた こうれいか じゅうどか おや あと 障害のある方の高齢化・重度化、親なき後 に備えるとともに、地域移行を進めるため。 きかんそうだんしえん せいかつしえん 基幹相談支援センター・生活支援センター・ くやくしよ きかんいつたい うんえい ちいき 区役所の3機関一体の運営により、地域のあ らゆるしゃかいしげん ゆうきてき らゆる社会資源を有機的につなぐネットワ ーク型の拠点機能を整備し、地域での居住 しえんきよのう じゅうじつ はか 支援機能の充実を図ります。</p>														
<p>せいしんしょうがい 精神障害にも たいおう ちいき 対応した地域 ほうかつ 包括ケアシステ ムの構築</p>	<p>せいしんしょうがい かのた せいかつ ちいき 精神障害のある方の生活のしづらさを地域 で支えていくため、いりよう ほけん ふくし れんけい のもと、「協議の場」において関係者・関係 きかん きょうつう にんしき なか かだいかいけつ む 機関が共通の認識の中で課題解決に向けた とりくみ けんどう じっし 取組の検討と実施をしていきます。また、 ちいき かだい たい とくせい 地域ごとの課題に対して特性をふまえた たいおう 対応ができるよう、これまでの社会資源を じゅうぶん かつよう 十分に活用しながら、ネットワーク機能の みなお あら 見直しや新たなつながりを構築していきま す。 ※この取組のため、せいしんしょうがいしゃ しょうがいふくし 精神障害者の障害福祉 りようじょうきよう はあく きぼんせいび サービスの利用状況を把握し、基盤整備 の過不足等について把握するため、い か 以下の事項について、かつどうしひょう せってい 活動指標として設定しま す。</p> <p>きょうどうせいかつえんじよ りようしゃすう せいしんしょうがい ・ 共同生活援助の利用者数（精神障害）</p> <table border="1" data-bbox="528 1603 1098 1756"> <tr> <td>れいわ ねんど 令和3年度</td> <td>れいわ ねんど 令和4年度</td> <td>れいわ ねんど 令和5年度</td> </tr> <tr> <td>ちょうせいちゆう 調整中</td> <td>ちょうせいちゆう 調整中</td> <td>ちょうせいちゆう 調整中</td> </tr> </table> <p>ちいきいこうしえん りようしゃすう せいしんしょうがい ・ 地域移行支援の利用者数（精神障害）</p> <table border="1" data-bbox="528 1809 1098 1955"> <tr> <td>れいわ ねんど 令和3年度</td> <td>れいわ ねんど 令和4年度</td> <td>れいわ ねんど 令和5年度</td> </tr> <tr> <td>108人／年</td> <td>120人／年</td> <td>132人／年</td> </tr> </table>	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	ちょうせいちゆう 調整中	ちょうせいちゆう 調整中	ちょうせいちゆう 調整中	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	108人／年	120人／年	132人／年	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度													
ちょうせいちゆう 調整中	ちょうせいちゆう 調整中	ちょうせいちゆう 調整中													
れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度													
108人／年	120人／年	132人／年													

	<p>ちいきでいちやくしえんりようしやすう せいしんしやうがい ・地域定着支援利用者数（精神障害）</p> <table border="1" data-bbox="528 208 1098 358"> <tr> <td>れいわ ねんど 令和3年度</td> <td>れいわ ねんど 令和4年度</td> <td>れいわ ねんど 令和5年度</td> </tr> <tr> <td>480人／年</td> <td>576人／年</td> <td>672人／年</td> </tr> </table> <p>じりつせいかつえんじよりようしやすう せいしんしやうがい ・自立生活援助利用者数（精神障害）</p> <table border="1" data-bbox="528 416 1098 566"> <tr> <td>れいわ ねんど 令和3年度</td> <td>れいわ ねんど 令和4年度</td> <td>れいわ ねんど 令和5年度</td> </tr> <tr> <td>60人／年</td> <td>75人／年</td> <td>90人／年</td> </tr> </table> <p>じりつせいかつ りようしやすう せいしんしやうがい ・自立生活アシスタント利用者数（精神障害）</p> <table border="1" data-bbox="528 678 1098 828"> <tr> <td>れいわ ねんど 令和3年度</td> <td>れいわ ねんど 令和4年度</td> <td>れいわ ねんど 令和5年度</td> </tr> <tr> <td>323人／年</td> <td>323人／年</td> <td>323人／年</td> </tr> </table> <p>よこはまし せいしんしやうがいしやたいいん じぎょうりようしや ・横浜市精神障害者退院サポート事業利用者</p> <table border="1" data-bbox="528 940 1098 1090"> <tr> <td>れいわ ねんど 令和3年度</td> <td>れいわ ねんど 令和4年度</td> <td>れいわ ねんど 令和5年度</td> </tr> <tr> <td>180人／年</td> <td>180人／年</td> <td>180人／年</td> </tr> </table>	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	480人／年	576人／年	672人／年	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	60人／年	75人／年	90人／年	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	323人／年	323人／年	323人／年	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	180人／年	180人／年	180人／年		
れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度																									
480人／年	576人／年	672人／年																									
れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度																									
60人／年	75人／年	90人／年																									
れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度																									
323人／年	323人／年	323人／年																									
れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度																									
180人／年	180人／年	180人／年																									
<p>せいしんしやうがいしや 精神障害者の かぞくしえんじぎょう 家族支援事業</p>	<p>せいしんしやうがいしや かぞく てきせつ かんけい たも 精神障害者とその家族が適切な関係を保つ ため、きんきゆうたいざいばしょを じゆんび 緊急滞在場所を準備するとともに、 かぞく せいしんしつかん りかい ふか きかい 家族が精神疾患について理解を深める機会 を ていきよう 提供します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>																								
<p>いりようてき け あじ 医療的ケア児・ しやとう しえん 者等の支援のた め かんけいきかん めの関係機関の きようぎ ば かいさい 協議の場の開催</p>	<p>いりようてき じ しやとう ちいき さら 医療的ケア児・者等への地域における更なる しえん じゆうじつ む ほけん いりよう 支援の充実に向けて、保健・医療・障害 ふくし ほいく きよういくとう かんけいきかん れんけい はか 福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る ため、よこはまし いりようてき じ しやとうしえんけんとう ため、横浜市医療的ケア児・者等支援検討 いいんかい かだいきようゆう いけんこうかん たいおう 委員会において、課題共有、意見交換、対応 さくとう けんとう おこな 策等の検討を行います。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>																								
<p>いりようてき じ 医療的ケア児・ しやとうしえんしやようせい 者等支援者養成</p>	<p>うけいれたいせい じゆうじつ ほか しょぞく しせつ 受入体制の充実を図るため、所属する施設・ じぎょうしやとう いりようてき じ しやとう うけ 事業所等において、医療的ケア児・者等の受 い せつきよくてき おこな しえん ひつよう 入れを積極的に 行えるよう、支援に必要な ちしき ぎじゆつ ふきゆうけいはつ おこな しえんしや ようせい 知識・技術の普及啓発を行う支援者を養成 します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>																								

<p>メディカルサポート事業</p>	<p>医療的ケアが必要な重症心身障害児・者等を、在宅で介護する家族の負担軽減と在宅生活の安定を目的として、一時的に在宅生活が困難となった場合などに、病院での受け入れを実施します。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
--------------------	---	-----------	-----------

<p>指標名</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>
<p>地域生活支援拠点の整備</p>	<p>全区実施</p>	<p>全区実施</p>	<p>全区実施</p>
<p>地域生活支援拠点の整備（地域生活支援拠点が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数）</p>	<p>1回</p>	<p>1回</p>	<p>1回</p>
<p>精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上）</p>	<p>調整中</p>	<p>調整中</p>	<p>調整中</p>
<p>精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳未満）</p>	<p>調整中</p>	<p>調整中</p>	<p>調整中</p>
<p>精神病床における早期退院率（入院後3か月時点）</p>	<p>調整中</p>	<p>調整中</p>	<p>調整中</p>
<p>精神病床における早期退院率（入院後6か月時点）</p>	<p>調整中</p>	<p>調整中</p>	<p>調整中</p>
<p>精神病床における早期退院率（入院後1年時点）</p>	<p>調整中</p>	<p>調整中</p>	<p>調整中</p>
<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数）</p>	<p>3回(市域) 定期(区域)</p>	<p>3回(市域) 定期(区域)</p>	<p>3回(市域) 定期(区域)</p>
<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（保健、医療及び福祉関係者による目標設定及び評価の実施回数）</p>	<p>1回</p>	<p>1回</p>	<p>1回</p>
<p>発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数（学齢後期障害児支援事業分を除く）</p>	<p>1,000件</p>	<p>1,000件</p>	<p>1,000件</p>

きょたくかいご 居宅介護	127,601 じかんぶん 時間分	129,642 じかんぶん 時間分	131,716 じかんぶん 時間分
	8,070人 にん	8,417人 にん	8,778人 にん
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	89,044 じかんぶん 時間分	99,640 じかんぶん 時間分	111,497 じかんぶん 時間分
	544人 にん	613人 にん	691人 にん
どうこうえんご 同行援護	16,360 じかんぶん 時間分	17,112 じかんぶん 時間分	17,899 じかんぶん 時間分
	856人 にん	894人 にん	934人 にん
こうどうえんご 行動援護	13,544 じかんぶん 時間分	15,792 じかんぶん 時間分	18,413 じかんぶん 時間分
	855人 にん	1,072人 にん	1,344人 にん
たんきにゅうしょ ふくしがた 短期入所（福祉型）（／月）	1,100人分 にんぶん	1,120人分 にんぶん	1,140人分 にんぶん
	5,500人日 にんにち	5,600人日 にんにち	5,700人日 にんにち
たんきにゅうしょ いりょうがた 短期入所（医療型）（／月）	400人分 にんぶん	410人分 にんぶん	420人分 にんぶん
	2,000人日 にんにち	2,050人日 にんにち	2,100人日 にんにち
につちゅういちじしえん 日中一時支援（／月）	240人分 にんぶん	240人分 にんぶん	240人分 にんぶん
	800回 かい	800回 かい	800回 かい
にちじょうせいかつようぐきゅうふ たいよ 日常生活用具給付・貸与（／年）	86,000件 けん	86,000件 けん	86,000件 けん
ちいきいこうしえん 地域移行支援（／年）	120人分 にんぶん	132人分 にんぶん	144人分 にんぶん
ちいきでいちやくしえん 地域定着支援（／年）	600人分 にんぶん	720人分 にんぶん	840人分 にんぶん

よこはましせいしんしょうがいはたいいん 横浜市精神障害者退院サポート事業 (／年)	にん 180人	にん 180人	にん 180人
---	------------	------------	------------

トピック 「行動障害のある人への地域移行及び地域生活に向けた取組」

横浜市では、行動障害のある人が身近な地域の中で安心して生活できる仕組みづくりのため、横浜市障害者施策推進協議会の部会の中で、障害のある人の家族や外部有識者などによる検討を行って方向性を定め、様々な施策を実現・推進してきました。

平成28年度から、障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、行動障害に係る支援力向上を図るための「強度行動障害支援力向上研修」を開催しています。この研修は、市内法人が協働し、「オール横浜市」として実施しています。

また平成28年度から、発達障害者支援センターに「地域支援マネジャー」を配置し、障害福祉サービス事業所等を訪問して、行動障害・発達障害に関して支援者がより良い支援を提供するためのアセスメントや助言を実施しています。

今後、こうした取組を継続的に実施するとともに、行動障害のある人の地域移行や地域生活を支える仕組みづくりについて、さらに検討を進めていきます。

(2) 本人の力を引き出す支援の充実

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
しょうがいしゃじりつ 障害者自立 生活アシスタント	ちいきたんしんとうせいかつしょうがいしゃたい 地域で単身等で生活する障害者に対して、 じりつせいかつしょうがいとくせいふ 自立生活アシスタントが、その障害特性を踏 まえて、具体的な生活場面での社会適応力を たかじよげんちゅうしんしえんおこな 高める助言を中心とした支援を行います。国 のじっしじぎょうかんけいせいりすいしん 実施事業との関係を整理しながら推進して いきます。	すいしん 推進	すいしん 推進
こうけんてきしえんせいど 後見的支援制度	しょうがいしゃほんにんかぞくよそほんそうがたそうだん 障害者本人や家族に寄り添う「伴走型相談 しえんひごころかか 支援」として日頃から関わることで、親なきあ ともあんしんく とも安心して暮らすことができる地域での みまもたいせいこうちく 見守り体制を構築します。	すいしん 推進	すいしん 推進

消費者教育 事業	障害者や家族及び支援者が、商品・サービスの利用及び契約に関わるトラブル等を学ぶことにより、安心して日常生活を送れるよう、意識啓発を図ります。	推進	推進
-------------	--	----	----

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	80人分	100人分	120人分
自立生活アシスタント	690人分	690人分	690人分

1-3 移動支援

現状と施策の方向性

今回実施したアンケート調査で、「日常の生活に介助が必要」とした人のうち50%以上の人が、外出する際に介助が必要だと回答しています。外出の際のニーズは以前から高く、横浜市でも障害のある人の移動を支える制度を拡充してきました。本人の希望に沿った移動支援に関する情報を整理して提供できる体制として設置した移動情報センターは、平成29年度から全区で展開しています。また、グループインタビューなどでは、日常生活を送る上で必要不可欠な外出に限らず、趣味や余暇、観光など様々な外出について移動支援を求める声がありました。

このような多様なニーズに応えるためには、移動時の付き添い支援、経済的負担の軽減など、障害のある人に合わせた適切な支援を行う必要があります。地域の窓口となる移動情報センターの運営推進やガイドヘルパー等担い手の発掘・育成の強化等を通じ、移動支援の充実に向けた取組を進めていきます。

取組

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
移動情報センター 一運営等事業の 推進	移動支援に関する情報を集約し、一人ひとりにあった適切な情報を提供することや、移動支援を支える人材の発掘・育成を行う移動情報センターを全区に設置し、市内のどの地域でも移動支援の仕組みを効果的に利用できるようにします。	相談 件数 3,300件	相談 件数 3,600件

【再掲】ガイドヘルパー等研修受講料助成	ガイドヘルパー等の資格取得のための研修受講料の一部を助成し、人材確保を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
【再掲】ガイドヘルパースキルアップ研修	より質の高いサービスが提供できるよう、移動支援事業の従業者を対象に研修を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
難病患者外出支援サービス事業	一般の交通機関を利用して外出に困難を伴う、車いす等を利用する難病患者に福祉車両による送迎サービスを提供します。	すいしん 推進	すいしん 推進
在宅重症患者外出支援事業	車いすによる移動が困難でストレッチャー対応車を使用せざるを得ない難病患者が、通院等の際、所定の患者等搬送用自動車を利用した場合に、その移送費の一部を助成します。	すいしん 推進	すいしん 推進
福祉有償移動サービス事業	移動に介助が必要な身体障害者等を対象に、登録されたNPO法人等による、自家用自動車を利用した移動サービスを促進します。	すいしん 推進	すいしん 推進
重度障害者等への移動支援事業の拡充	公共交通機関での外出が困難な重度障害者等に対して、移動支援事業の拡充を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業 (移動介護・通学通所支援)	781,554 じかんぶん 時間分	797,185 じかんぶん 時間分	813,128 じかんぶん 時間分
	6,479人分	6,673人分	6,873人分

1-4 まちづくり

現状と施策の方向性

これまでの取組によって、公共施設やターミナル駅などにおけるハード面の整備状況については、今回実施したグループインタビューでも高い評価を得ることができました。一方で、公共交通機関の施設や、公共施設などから離れた地域は、バリアフリーが進んでいないという声もありました。こうした意見の中には、建物や設備のことだけでなく、障害理解などのソフト面の取組が進んでいないといった指摘も含まれています。

こうした意見を踏まえ、障害のある人もない人も過ごしやすいまちづくりを推進するためには、これまで取り組んできた以上に、福祉や交通、建築など様々な分野で、市民・民間企業・行政などの多様な主体が、さらなる連携を図ってバリアフリーを推進するとともに、一人ひとりが障害を理解し、必要な配慮を知ったうえで、誰もが支え合う地域共生社会をつくるという意識を持つことが重要です。

そこで、施策として、市民・事業者・行政が協力して、誰もが安全に安心してまちを移動し、様々な施設を利用できる環境をハードとソフトとを一体的に整えるなど、福祉のまちづくりをさらに推進していきます。

取組

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
福祉のまちづくり推進事業	「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ハードとソフト（環境整備や福祉教育など）を一体的に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。	推進	推進
公共交通機関のバリアフリー化	誰もが移動しやすい環境整備の一環として、鉄道駅舎へのエレベーター等の設置及びノンステップバスの導入促進を図ります。	推進	推進
バリアフリーの推進（バリアフリー基本構想の検討・作成）	バリアフリー法に基づき、駅周辺の重点的かつ一体的なバリアフリー整備を推進するため、区ごとにバリアフリー基本構想を作成します。 ・策定済み地区の見直しや、未策定地区の新規作成等	推進	推進

<p>バリアフリーの 推進（バリアフリ ー 歩行空間 の 整備）</p>	<p>駅周辺のバリアフリー化を推進するため、 バリアフリー基本構想に基づき、道路のバリ アフリー化を、引き続き、進めます。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>横浜市公共サイ ンガイドライン の運用推進</p>	<p>公的機関により設置される歩行者用案内・ 誘導サインの規格や表示内容等の統一を図 るためのガイドラインの運用を推進します。 また、公共サインの掲載基準等について必 要に応じて見直しを検討し、より歩行者にわ かりやすいサイン整備を進めていきます。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>エレベーター 設置事業</p>	<p>エレベーターの整備など、学校施設のバリア フリー化を進め、障害児が学びやすい環 境を整備します。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

今回実施したアンケート調査では、将来に不安を感じることで「健康や体力が保てるかどうか」ということが最も多く挙げられています。障害児・者やその家族にとって、健康や老後のことが大きな課題であると考えられます。そこで、障害のある人もない人も誰もが健康づくりに取り組みやすくなる施策を検討し、地域で安心して暮らせるよう、一人ひとりその人なりの健康づくりを支えていきます。さらに、医療従事者が障害理解を深めることなどにより必要な時に適切な医療を受けられる環境を充実させていきます。

また、地域で安全に暮らすためには、防災・減災の観点も欠かせません。障害の種別やあるなしに関わらず地域で支え合い、助け合うことができるような関係づくりが必要です。そのため、障害特性に応じた情報提供や、防災訓練などを通じた地域への障害の理解啓発を進め、自助・共助の取組を支援し、震災・風水害など様々な災害に対応することが求められています。

2-1 健康・医療

現状と施策の方向性

今後、障害者自身の高齢化・重度化もさらに進むと予測される中、障害の重度化の緩和、生活習慣病の予防及び合併症や重症化の予防は、地域の中で暮らし続けていくうえで非常に重要です。今回のアンケート調査では、およそ半数の人が、健康・医療について必要なこととして「十分な睡眠と栄養」「適度な運動」と回答しています。これは、第3期横浜市障害者プランで取り組んできた生活習慣病予防などの普及啓発の成果が出ているとも考えられます。一方、同アンケート調査で「運動はしていない」と回答した人は半数を超えています。健康づくり・介護予防などをどのように取り組めばいいのか、伝えきれていないのが現状だといえます。

また、受診が必要になったとき、医療機関に受診しやすい環境も重要です。グループインタビューでも、ちょっとした体調不良や歯科検診などは、自身の障害についてよくわかっている近隣の医療機関で受診したいという意見が聞かれました。障害を専門とする医療機関だけではなく、障害のことをよく理解して対応ができる医療機関が増えていくことは、障害のある人にとっての安心になります。いざというとき速やかに対応できる医療環境を整えることと併せ、普及啓発や研修など、医療従事者に対して障害のことをより深く知ってもらうことにも引き続き取り組んでいく必要があります。

そこで、3つの方向性で施策を展開します。

(1) 障害者の健康づくりの推進

運動、歯・口腔や食生活など健康増進の基本要素となる分野について、障害者団体とも協力しながら、健康増進計画と運動させて検討・推進します。また、障害者に必要な体力づくりやリハビリテーションが地域で行えるよう、人材育成も含めた環境の整備を進めます。

(2) 医療環境の充実

障害のある人に、適切な医療を提供できるよう、難病患者や医療的ケア児・者等への支援の充実や、医療機関・医療従事者に対する障害特性への理解を深める研修などを通じて、医療環境の充実に努めます。

また、精神科救急医療については、土曜日・日曜日・祝日などの病院が救急医療体制を取ることが困難な日及び時間帯における受入病床を確保し、体制が充実されるよう努めます。

とりくみ
取組

(1) 障害者の健康づくりの推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
障害者へのスポーツを通じた健康・体力作り支援	障害特性を理解した障害者スポーツ文化センターのスタッフ等が、障害者が体力づくりや余暇活動を身近な場所で行えるよう、地域の人材育成も含めた環境整備を進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
【再掲】 障害福祉施設職員等への支援	障害者のQOLの向上を目指して、障害特性やライフステージに応じた障害の重度化の緩和、生活習慣病の予防等の普及啓発を図るため、障害福祉施設における衛生管理、栄養管理に関する研修、連絡会等を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進

トピック「医療的ケア児・者への支援」

医療技術の進歩を背景として、病院を退院後、人工呼吸器や胃ろう、吸引などの医療的ケアを日常的に受けながら在宅で生活をされている人（以下では「医療的ケア児・者」と言います）が増えています。

医療的ケア児・者の家族には、夜中も人工呼吸器の管理や痰の吸引などが必要なために長い時間は眠れなかったり、介護や見守りのために時間的な制約があったりして、大きな負担がかかっている人が多くいます。

また、医療や福祉などで必要とするサービスも専門的なものが多いことから、調整役を務められる人が少ないため、家族が自分で調整することを強いられています。情報が少ない中で、なかなか適切なサービスが見つからなかったりすることが課題となっています。

加えて、風邪や予防接種などのときに近所で受診しようとしても受診できるクリニックが見つからなかったり、希望どおり医療的ケア児・者に対応できるサービスや施設が少なかったりすることも課題です。

そのため、医療的ケア児・者が地域で生活するのに必要な医療・福祉・教育などの支援を総合的に調整する体制をつくり、サービス利用を充実させようと「医療的ケア児・者等支援促進事業」を実施しています。現在取り組んでいることは、

- ① 医療的ケア児・者とその家族、地域の支援者や関係機関とのつなぎ役として必要な支援を総合的に調整する「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター」の養成・配置
- ② 施設・事業所などで積極的に支援を行うため必要な知識・技術の普及・啓発を行う「横浜型医療的ケア児・者等支援者」の養成
- ③ 医療・福祉・教育等の関係機関が一堂に会して、地域での支援の充実に向けて議論する「横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会」の開催
- ④ 医療的ケア児・者や地域の施設・事業所などの実態を継続的に把握する仕組みづくり

の4つです。

この取組により、地域の支援者や関係機関とのネットワークをつくり、医療的ケア児・者が安心して生活ができるようにしていきます。

(2) 医療環境の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
<p>難病患者一時 入院事業</p>	<p>医療依存度の高い難病患者が介助者の事情により、在宅で介助を受けることが困難になった場合、一時的に入院できるようにします。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>歯科保健医療 推進事業（心身 障害児・者歯科 診療）</p>	<p>通常の歯科診療では対応が困難な心身障害児・者に対する歯科治療の確保を、引き続き、図ります。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>【再掲】メディカル ショートステイ事業</p>	<p>医療的ケアが必要な重症心身障害児・者等を、在宅で介護する家族の負担軽減と在宅生活の安定を目的として、一時的に在宅生活が困難となった場合などに、病院での受け入れを実施します。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>難病患者在宅 療養計画策定・ 評価事業</p>	<p>在宅難病患者に対し、保健・医療・福祉の各サービスを適切に提供するために、関係者が合同でサービス内容を検討します。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>医療機関連携 事業</p>	<p>障害児・者が身近な地域で適切な医療が受けられる環境づくりを推進するため、障害特性等を理解し適切な医療を提供できる医療機関を増やします。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>重度神経難病患 者在宅支援シ ステムの構築</p>	<p>発病から数年で急速に進行する神経難病患者に対する在宅支援システムを、専門医療機関・在宅リハビリテーション等の保健・医療関係者と障害福祉サービス事業等との連携により、構築します。 ・ALS者に加え、筋ジストロフィー症者のライフステージに合わせた生活障害支援を目的に、在宅リハビリテーションを活用する流れを構築します。</p>	<p>構築</p>	<p>構築</p>

<p>ざいたくりようようじ 在宅療養児の ちいきせいかつ 地域生活を支え るネットワーク れんらくかい 連絡会</p>	<p>しょうがいじ しゃ いりよう にゅういん ざいたく かか 障害児・者の医療（入院・在宅）に関わ る医療関係者を中心に、福祉・教育関係 者を対象として、在宅支援に必要な情報 交換や人的交流を通じて、障害理解を促 進します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>じゅうしょうしんしんしょうがい 重症心身障害 児・者の在宅生活 を支えるための しえんたいせい じゅうじつ 支援体制の充実</p>	<p>じゅうしょうしんしんしょうがい しゃ ざいたくせいかつ 重症心身障害児・者の在宅生活を支える ための医療体制をはじめとする検討を行 い、支援体制の充実を図ります。</p>	<p>けんとう 検討</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>じゅうどしょうがいしゃとう 重度障害者等 にゅういんじ 入院時コミュニ ケーション支援 じぎょう 事業</p>	<p>にゅういんさき いりようきかん いし かん ごしとう 入院先医療機関の医師・看護師等との 意思疎通が十分に図れない障害児・者を 対象に、入院先にコミュニケーション 支援員を派遣します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>けんこう 健康ノート</p>	<p>しょうがいじ しゃ じぶん す ちいき いりようきかん 障害児・者が自分の住む地域の医療機関で 受診する際に活用できる「健康ノート」に ついて、入手しやすくなるよう検討し、よ り活用できるようにします。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>さいけい いりようじゅうじ 【再掲】医療従事 者研修事業</p>	<p>しつぺい しょうがい しょうにおよ じゅうしょうしんしん 疾病や障害のある小児及び重症心身 障害児・者の支援に必要な知識・技術の向 上を図り、障害特性を理解した医療従事 者を育成するための研修を実施します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>さいけい しょうがい 【再掲】障害 福祉施設等で働 く看護師の支援</p>	<p>しょうがいふくししせつとう はたら かんごし ていちゃく む 障害福祉施設等で働く看護師の定着に向 けた支援を行うとともに、確保の方策につ いて検討します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>せいしん かきゅうきゅうい 精神科救急医 療対策事業</p>	<p>せいしんしつかん きゅうげき はっしょう せいしんしょうじょう あつ 精神疾患の急激な発症や精神症状の悪 化などで、早急に適切な精神科医療を必要 とする場合に、精神保健福祉法に基づく診 察や病院の紹介を行うとともに、必要な 医療施設を確保すること等により、引き続 き救急患者の円滑な医療及び保護を図り ます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

精神疾患を合併する身体救急患者の救急医療体制整備事業	精神疾患を合併する身体救急患者を適切な医療機関へ円滑に搬送できるような救急医療体制を構築します。	推進	推進
----------------------------	--	----	----

2-2 防災・減災

現状と施策の方向性

横浜市では、災害発生時に要援護者の安否確認等が迅速に行えるよう、日頃からの地域の支え合いの取組を支援する災害時要援護者支援事業などを推進してきました。その成果として、災害時要援護者支援の取組を実施している自治会・町内会の割合は毎年高まっています。

また、今回のアンケート調査でも、およそ半数の人が「自分の避難先を確認している」「災害時の水や食料を準備している」と答えています。一方で、現在の避難所へ辿り着くことができるか、避難所で周りの人や知らない人とうまく過ごしていけるか、自分の障害のことを理解してもらえるかなどの不安を持っている人は今回のアンケート調査でも4割以上に上りました。

障害特性に応じた情報提供や、障害のある人も参加した地域防災拠点での訓練の実施など、災害に備えた自助・共助の取組は継続して推進する必要があります。

行政として、平時から災害に備えた必要な対応について啓発を行うとともに、防災訓練などを通じて障害者が日頃から困っていることや一人ひとりに必要な支援について地域に理解していただくなど、自助・共助の取組を支援し、震災・風水害など様々な災害に対応できるよう検討する必要があります。

事業名	事業内容	中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
さいがいじ ようえん ごしや 災害時要援護者 しえんじぎょう 支援事業	さいがいじ じりき ひなん こんなん ようえん ごしや あんび 災害時に自力避難が困難な要援護者の安否 かくにん ひなんしえんどう かつどう えんかつ おこな 確認や避難支援等の活動が円滑に行われる よう、さいがいじ ようえん ごしや めいぼ ひなんしえん ひつ よう、災害時要援護者名簿や避難支援に必 よう じょうほう ちいき ていきょう ひ ごろ ち 要な情報を地域に提供し、日頃からの地 いき じしゆてき きさき あ とりくみ しえん 域における自主的な支え合いの取組を支援 します。	すいしん 推進	すいしん 推進
しょうがいしや しえんしや 障害者・支援者 による さいがいじどう 災害時等 のしょうがいりかいそくしん 障害理解促進	よこはま セイフティーネットプロジェクト横浜や かんけいきかんどう れんけい かくく じっし 関係機関等と連携し、各区で実施される ちいきぼうさいきよてんくんれんどう しょうがいしやりかい そくしん 地域防災拠点訓練等で障害者理解を促進し ます。	すいしん 推進	すいしん 推進
さいがいじどう じじよ 災害時等の自助 りよくこうじょう む 力向上に向け た ツールの さいくせい 作成 およ ぶきゅう けいはつ 及び普及・啓発	ふうすいかい ふく さいがいじ そな じじりよく こう 風水害を含めた災害時に備え、自助力の向 じょう けんどう さいくせい ほんし 上のためのツールの検討・作成と、本市ウ とう かつよう ぶきゅう けいはつ おこな ェブサイト等を活用した普及・啓発を行っ ていきます。	すいしん 推進	すいしん 推進
さいがいじ 災害時における じじよ きょうじよ じょう 自助・共助の情 ほうきょうゆう すいしん 報共有の推進	よこはま し しょうがいしや すいしん きょうぎ かい かくだんたい かい ぎ 横浜市障害者推進協議会や各団体の会議 たい さいがいじ じじよ きょうじよ 体にて、災害時における自助・共助につい じょうほうきょうゆう おこな て情報共有を行います。	じっし 実施	じっし 実施
しょうがいしゆべつおうきゅう 障害種別応急 びちくぶつ しれんけいじ 備蓄物資連携事 ぎょう 業	しょうがいとくせい おう おうきゅう びちくぶつ 障害特性に応じた応急備蓄物資につい ひ つづ ほかん ぶきゅう けいはつ て、引き続き保管できるよう、普及・啓発 じっし を実施します。	じっし 実施	じっし 実施

トピック「セイフティーネットプロジェクト横浜 (S-net横浜) の活動」

「セイフティーネットプロジェクト横浜 (S-net横浜)」とは、横浜市内の15の障害福祉関係団体と機関による組織です。障害のある人やその家族が主体となって、自分たちのできることから活動することを大切にしながら、地域の人々へ様々な障害についての理解を深めてもらい、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、活動しています。

■「コミュニケーションボード・カード」の活用促進

文字や言葉によるコミュニケーションが苦手な人が、ボードやカードに描かれた絵や記号を指さすことで、意思を伝えやすくする「コミュニケーションボード・カード」を作成し、普及啓発を行っています。

※ これまでに作成した「お店用」「救急用」「災害用」のボードやカードについては、次のURLから自由にダウンロードして使えます。

<http://www.yokohamashakyo.jp/siencenter/safetynet/cboard.html>

■出前講座の実施

障害のある人や家族、支援者が、地域の人たちと災害時の備えを一緒に取り組めるような関係を作っていくために、「避難場所での自閉症や知的障害のある人への支援」などをテーマとした講座を行っています。

■「黄色と緑のバンダナ」の取組の推進

災害時、配慮が必要であることがわかりにくい障害のある人も、必要な支援を受けることができるよう、「配慮が必要な人は【黄色】」「支援ができる人は【緑色】」のものを身に付けようという取組を進めています。

障害のある子どもは、育ちと暮らしに個別の課題を抱えています。子どもとしての育ちを支えるとともに、発達段階に応じた適切な支援が必要です。

横浜市では、障害のある子どもとその家族を支援するため、障害の早期発見・早期療育の仕組みづくりを進め、地域療育センターの機能の充実を図るとともに、療育と教育の連携に取り組んできました。

昨今、横浜市における統計では、子どもの人口が減少傾向にある中、障害のある子どもは増加しています。一方で、保育所や幼稚園では障害のある子どもの積極的な受入れが進むとともに、障害児通所支援事業所が増加するなど、障害のある子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

引き続き、障害児に関わる機関が連携し、障害のある子どもがそれぞれの生活の場面で、きめ細かな支援が受けられることが必要です。

教育の場では、すべての子どもが一貫して適切な指導・支援を受け、必要な合理的配慮が提供されることが大切です。そのため、すべての教職員が特別支援教育に対して理解を深め、校内支援体制を充実させていくことが必要になります。

そして、「療育、保育、教育、就労支援等の連携による切れ目のない一貫した支援が多様な人間関係を育み、社会生活の経験を積むことにつながる」という視点で、施策を展開する必要があります。

3-1 療育

現状と施策の方向性

横浜市では、子どもの人口が減少傾向にある中、障害のある子どもは増加しています。とりわけ、軽度の知的障害児や知的に遅れのない発達障害児の増加が顕著になっています。

地域療育センターにおいても利用希望者の増加だけでなく、障害の重度化やニーズの多様化に対応するため、新たな療育の仕組みを構築していくことが求められています。

また、障害のある子どももいない子どもも分け隔てなく、共に育ち、学ぶという理念の浸透や、保護者の就労をはじめとしたライフスタイルの変化の影響で、保育所・幼稚園に通う障害児が増加している他、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所が増加し、障害のある子どもが利用できるサービスも拡充しています。

さらに、学齢後期（中学生・高校生年代）における発達障害に関する相談件数等も増加しており、支援体制の充実が必要です。

障害児やその家族の様々なニーズに的確に応え、地域での生活を支えるため、障害児を取り巻く環境の変化に合わせ、支援体制の見直しを行うとともに、それぞれの機関がサ

サービスの質の向上に取り組み、これまで以上に各機関が連携して支援に取り組む必要があります。

そこで3つの方向性で施策を展開します。

(1) 地域療育センターを中心とした支援の充実

0歳から小学校期の障害がある子どもやその保護者等に、相談から評価及び療育までの一貫した支援を行います。

相談の初期段階から、療育センターの持つ知識や経験に基づく適切な評価、療育計画の作成及び支援を行います。また、保育所や幼稚園等と地域療育センターを併用する障害児が増加していることから、並行通園を前提とした集団療育、保育所や幼稚園への支援を充実します。

(2) 切れ目のない支援体制の充実

地域療育センター等と保育所・幼稚園及び、自主的な活動である地域訓練会との連携により、乳幼児期から学齢期まで、切れ目のない一貫した支援を目指します。

国の考え方に基づいて、福祉と教育と各家庭が連携して障害児を支援する体制の整備や保護者に対する支援に取り組めます。

障害児相談支援事業所を増やし、希望する全ての人が障害児相談支援を受けられる体制をつくることにより、障害児が将来望む暮らしを実現するために、必要なサービスを継続的に選択することができる相談支援体制を目指します。

(3) 学齢障害児に対する支援の充実

学齢期の障害児が、放課後や夏休みなどにのびのびと過ごしながら療育訓練や余暇支援を受けられるよう、放課後等デイサービスなどの居場所の確保を進めるとともに、そのサービスの質の向上を図ります。また、引き続き、放課後キッズクラブなど、放課後児童育成事業における受入れも推進します。

学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害児が、自立した成人期を迎えられるための相談支援体制を拡充します。

(1) 地域療育センターを中心とした支援の充実

事業名	事業内容	中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
地域療育センター 一運営事業	障害がある、またはその疑いのある児童に、専門性の高い評価や支援計画に基づき、集団療育や保育所・幼稚園、学校への巡回訪問、保護者支援等を行います。 また、区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣等を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	600人	650人	700人
	4,800人日	5,200人日	5,600人日
児童発達支援 (地域療育センター実施分を含む)	190か所	200か所	210か所
	3,800人	4,000人	4,000人
	297,000人日	314,900人日	327,500人日
児童発達支援のうち、主に重症心身障害児を支援する事業所 (地域療育センター実施分を含む)	調整中	調整中	調整中
	調整中	調整中	調整中
	調整中	調整中	調整中
医療型児童発達支援 (地域療育センター実施分を含む)	9か所	9か所	9か所
	185人	185人	185人
	18,000人日	18,000人日	18,000人日
居宅訪問型児童発達支援	1か所	1か所	1か所
	30人	30人	30人
	60人日	60人日	60人日

(2) 切れ目のない支援体制の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
地域訓練会運営 費助成事業	障害児の保護者等が自主的に組織し、地域で機能回復訓練や保育を行う、地域訓練会の運営費を助成します。	推進	推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談	126か所	137か所	149か所
	8,800人	9,700人	10,700人
	3,800人	4,000人	4,200人
ペアレントトレーニング実施者養成 研修	15か所	30か所	30か所

(3) 学齢障害児に対する支援の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
学齢後期障害児 支援事業	学齢後期(中学生・高校生年代)の発達障害児等が安定した成人期を迎えられるよう、児童や家族等からの相談に専門的な指導、助言を行います。 また、関係機関と連携し、発達障害に起因する問題の解決に向けた支援を行います。	4か所	4か所

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども・子育て支援等(保育所、放課後 児童健全育成事業所等)における障害児 の受入れ体制の整備	推進	推進	推進
	410か所	460か所	510か所
	8,800人	9,700人	10,700人
放課後等デイサービス事業	1,128,000 人日	1,274,700 人日	1,440,500 人日

ほうかごとう じぎょう おも 放課後等デイサービス事業のうち、主に じゅうしゅうしんしんしょうがいじ しえん じぎょう 重症心身障害児を支援する事業所	ちょうせいちゅう 調整中	ちょうせいちゅう 調整中	ちょうせいちゅう 調整中
	ちょうせいちゅう 調整中	ちょうせいちゅう 調整中	ちょうせいちゅう 調整中
	ちょうせいちゅう 調整中	ちょうせいちゅう 調整中	ちょうせいちゅう 調整中
ほうかごとう じぎょう おも 放課後等デイサービス事業のうち、主に じゅうしゅうしんしんしょうがいじ しえん じぎょう 重症心身障害児を支援する事業所の ありあけ ある区の割合	ばーせんと 100 %	ばーせんと 100 %	ばーせんと 100 %
ほうたつしょうがいしやしえん そうだん 発達障害者支援センターによる相談 けんすう がくれいこうきしょうがいじしえんじぎょうぶん 件数（学齢後期障害児支援事業分）	けん 6,000件	けん 6,000件	けん 7,200件
ほうたつしょうがいしやしえん ほうたつ 発達障害者支援センター及び発達 しょうがいしやしえん がいぶきかん 障害者地域支援マネジャーの外部機関 ちいきじゅうみん けんしゅう けいはつ がくれいこうき や地域住民への研修、啓発（学齢後期 しょうがいじしえんじぎょうぶん 障害児支援事業分）	けん 25件	けん 25件	けん 30件

3-2 教育

現状と施策の方向性

市全体の児童生徒数が減少する中、特別な支援が必要な子どもたちは増加しています。一般学級に在籍し特別な指導や支援を必要とする子どものための通級指導教室や、個別支援学級の在籍児童数の増加はこの10年間で1.7倍になっています。また、特別支援学校では障害の多様化・重度化・重複化への対応が求められています。

障害の状態や特性などが異なる子ども一人ひとりのニーズに対応した適切な指導・支援を充実させていくには、教職員が特別支援教育に対して理解を深め、専門性を向上させることが不可欠です。さらに、医療的ケアを必要とする子どもへの対応や多様なニーズに応じた学びの場の提供、保護者の負担軽減に向けた取組が求められています。

また、グループインタビューなどでは、学齢期の支援だけでなく、療育から教育、教育から就労といったライフステージの継ぎ目の部分で、切れ目のない一貫した支援を行うことを求める声が挙げられました。

こういった現状を踏まえ、3つの方向性で施策を展開します。

- (1) 療育と教育の連携による切れ目のない支援
 地域療育センターや特別支援学校等の専門性を活用した学校支援の実施や、保育・療育機関と就学先の情報の共有化など、引き続き、療育と教育の連携による切れ目のない一貫した支援を行います。
- (2) 教育環境・教育活動の充実
 第3期横浜市教育振興基本計画に基づき、すべての子どもにあらゆる教育の場で、一貫した支援、適切な指導支援や必要な合理的配慮を提供するとともに、すべての教職員が特別支援教育に対して理解を深め、校内支援体制の充実を図ります。
- (3) 教育から就労への支援
 特別支援学校等と就労支援機関の連携をより一層強化し、就労支援・職場定着支援の充実を進めていきます。

とりくみ
取組

- (1) 療育と教育の連携による切れ目のない支援

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
よこはまがた 横浜型センター てききのう 的機能の充実	ちいきりょういく 地域療育センターや特別支援学校、 つうきゅう 通級 しどうきょうしつどう 指導教室等の担当者が、小・中学校や児童 せいと 生徒、ほごしゃ 保護者からの相談に対応するなど、特 べつ 別な支援が必要な児童生徒を支援します。	すいしん 推進	すいしん 推進
しゅうがくせつめいかい 就学説明会	とくべつしえんきょういく 特別支援教育を希望する幼児の就学に関 する説明会を開催します。	すいしん 推進	すいしん 推進
しゅうがく 就学・教育相 だん 談の体制強化	ひとり 一人ひとりの教育ニーズを的確に把握し、 じんそく 迅速で適正な就学・教育相談を行うため かんけいきかん に關係機関が相互に連携しながら、就学前 から卒業後までを見通した相談体制の強化 を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
ほごしゃきょうしつかい 保護者教室開 さいじぎょう 催事業	よこはましりつしょう 横浜市立小・中学校、特別支援学校の保護 しゃ 者を対象とした障害に対する正しい知識 の啓発を進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進

<p>わたくしりつようちえんとう 私立幼稚園等 とくべつしえんきょういくひ 特別支援教育費 ほじょじぎょう 補助事業</p>	<p>わたくしりつようちえんとう ざいえん しょうがいじ たい 私立幼稚園等に在園している障害児に対 する教育が、障害の種類・程度などに応じ て適切に行われるよう、その経費の一部を 設置者に補助し、障害児の教育に役立てま す。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
--	---	--------------------	--------------------

(2) 教育環境・教育活動の充実

<p>じぎょうめい 事業名</p>	<p>じぎょうないよう 事業内容</p>	<p>ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標</p>	<p>もくひょう 目標</p>
<p>ちょうかくしょうがいじ 聴覚障害児 しえんじぎょう 支援事業</p>	<p>よこはましりつしょう ちゅうがっこう ざいせき ちょうかくしょうがい 横浜市立小・中学校に在籍する聴覚障害 のある児童生徒にノートテイクによる情報 の保障を実施します。</p>	<p>じっし 実施</p>	<p>じっし 実施</p>
<p>とくべつしえんきょういく 特別支援教育 コーディネーター の機能強化と スキルアップ</p>	<p>とくべつしえんきょういく ようせいけんしゅう 特別支援教育コーディネーター養成研修 を受講して活動している特別支援教育コー ディネーターを対象に、さらなるスキルア ップを目指して、事例研究などを中心とし た研修を進めると共に、関係機関との連携 を強化し、専門的な資質を高めます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>とくべつしえんがっこう 特別支援学校に おけるICT 機器の活用</p>	<p>タブレット端末や各種支援装置の活用につ いて、特別支援学校全校で実践研究を行い ます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>あいしーていー ICTを活用 した教育環境 の充実</p>	<p>個々の児童生徒の障害の状況を十分に 踏まえ、学習上、生活上の様々な困難に対 し、ICTを活用した指導や支援を充実さ せるとともに、緊急時におけるオンライン 授業や動画コンテンツ配信などについて、 検討、実施します。</p>	<p>じっし 実施</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>とくべつしえんがっこう 特別支援学校の 充実</p>	<p>在籍児童生徒の障害の多様化・重度化・ 重複化を踏まえ、教育環境の充実に取り 組みます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

いりょうてき たいせい 医療的ケア体制 せいび 整備	しょう ちゅう ぎ む きょういっくがっこう とくべつ しえんがっこう 小・中・義務教育学校や特別支援学校にお いりょうてき じつしたいせい せいび ける医療的ケアの実施体制を整備します。	せいび 整備	せいび 整備
こうないけんしゅう じつ 校内研修の実 し 施	いっぱんがっきゅう とくべつ しえん よう じ 一般学級においても特別な支援を要する児 どうせいと ぞうか しえん たようか 童生徒が増加し、支援のニーズが多様化して じょうきょう ふ きょういん しょうがい いる状況を踏まえ、すべての教員が障害 じょうたい とくせい おう しどう しえん おこな の状態や特性に応じた指導・支援を行える よう、ケーススタディを重視した研修を じゅうじつ 充実させます。	じつし 実施	じつし 実施
とくべつ しえんきょういっく 特別支援教育 しえんいんじぎょう 支援員事業	しょう ちゅう ぎ む きょういっくがっこう しょうがい がくしゅう 小・中・義務教育学校で障害により学習 めん せいかつめん あんぜんめん しえん ひつよう じどうせい 面、生活面や安全面への支援が必要な児童生 と たい とくべつ しえんきょういっく しえんいん はいち 徒に対し、特別支援教育支援員を配置しま す。	はいち 配置	はいち 配置
じゅう ど ほうもんかいご 重度訪問介護 りよう しゃ だいがく 利用者の大学 しゅうがく しえんじぎょう 修学支援事業	じゅう ど ほうもんかいご りよう じゅうどしょうがいしゃ 重度訪問介護を利用する重度障害者が だいがくしゅうがく しえん じつし 大学修学するための支援を実施します。 けいかく きかんちゅう じゅうどしょうがいしゃ しゅうがく ・計画期間中に、重度障害者が修学するた めに必要な支援体制が構築され、進学を希 ぼう ばあい あんしん しゅうがく 望した場合に安心して修学ができてい る じょうたい 状態にします。	すいしん 推進	すいしん 推進

(3) きょういっく しゅうろう しえん
 教育から就労への支援

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
とくべつ しえんがっこう 特別支援学校 しゅうろう しえんじぎょう 就労支援事業	きぎょうしゅうろう め ぎ せいと じつしゅうきかいたく しょく 企業就労を目指す生徒の実習先開拓や職 ばていちゃくしえん おこな こうとうとくべつ しえんがっこう 場定着支援を行うため、高等特別支援学校 わか ばだいとくべつ しえんがっこう ち てきしょうがいきょういっく ぶもん (若葉台特別支援学校知的障害教育部門 を含む)に就労支援指導員を配置します。	すいしん 推進	すいしん 推進

障害のあるなしにかかわらず、「働く」ことは、自立した生活や生きがいにつながる、暮らしの大切な要素です。企業での障害者雇用が進み、社会状況の変化に合わせて、多くの業種や短時間での雇用など、働き方の選択肢は広がっています。また、障害福祉サービス事業所等での仕事は、働く人の得意を生かせる、様々な内容に変わってきています。

ライフステージの変化などに合わせて、どこで何をして働くか、どう働き続けるかは人それぞれ違ってきます。「働きたい」「働きたい」という思いに寄り添った支援を充実させていくとともに、多様な働き方を広く紹介し、障害者就労についての理解を深めていく必要があります。

また、充実した生活を過ごすには、日中活動やスポーツ・文化芸術活動に取り組める環境も大切です。文化芸術を創造し、享受することは、自己実現や生活の質の向上につながることから、身近な場所での様々な機会や場の創出に取り組めます。好きな活動などを通じて、障害のある人とない人とが住む地域や通う地域でのふれあいを望む声も、今回のアンケート調査などから読み取れます。一人ひとりが自分のやりたいことなどに取り組むことができ、それが余暇になり、生きがいにつながっていくよう、機会や場の充実に取り組めます。

4-1 就労

現状と施策の方向性

第4期障害者プランを策定するために実施した「当事者ワーキンググループ」※に参加した中学生が「なれる職業より、なりたい職業につきたい」という思いを伝えてくれました。働くことは「自らの意思により自分らしく生きる」ことを実現させる、大切な要素の一つなのです。

近年、障害者の就労を取り巻く環境は変化しています。平成30年4月の「精神障害者雇用義務化」などの法改正等を背景に、働く障害者の数は年々増加しています。雇用者数の増加だけでなく、平成27年に国連が採択したSDGs（持続可能な開発目標）の目標の中に、障害者を含むすべての人に「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現」が掲げられるなど、「どんな仕事をして暮らしていくのか」ということも、今後ますます重要になってきます。

今回実施したアンケート調査では、全体の30%弱の人が企業などで働く「一般就労」をしています。働いていない人でも、回答者の30%強の人が就労意向を持つなど、多くの人々が一般就労を目指す傾向にあります。さらに、現在働いている人のうち約78

ほとんどの人は何らかの形で働き続けたいと考えており、ライフステージの変化等に応じた、障害福祉サービス等での就労の場も重要です。

就労の支援はもちろん、就労後も、企業の障害理解の促進など、安心して働き続けるための支援や就労の基盤となる生活面の支援も充実が求められています。

また、多様な働き方が広がっている障害者就労について、企業、市民の方の理解を深めるため、様々な機会を設けていく必要があります。

そこで、3つの方向性で施策を展開します。

(1) 一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実

多様化する就労ニーズや生活面での支援も含めた定着支援、障害者雇用の広がりを踏まえた企業支援の充実など、障害者就労支援センターを中心に、関係機関と連携を図りながら障害者の就労を支えます。

(2) 幅広い仕事や工賃の向上による生活の充実

働く人それぞれの働きがいを引き出せるよう、共同受注窓口等を通じた企業等からの様々な仕事のあっせん、障害者優先調達推進法に基づく行政機関の優先調達、民間企業等からの受注促進や自主製品の販路拡大に取り組みます。また、様々な発注ニーズに対応できるよう事業所のスキルを高めるなど、受発注双方の底上げを行うことで、工賃の向上を図ります。

(3) 多様な働き方や障害者就労に対する理解促進

様々な業種や勤務形態など、多様化する働き方について、市民や企業の方に向けて、シンポジウムやセミナー等を通じて広く紹介します。また、ふれあいショップ等の就労啓発拠点を通じて、障害者就労に対する理解促進を図ります。

とりくみ
取組

(1) 一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実

事業名	事業内容	中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
就労支援センターを中心とした、地域における就労支援ネットワークの構築	障害者の就労を支える関係機関（特別支援学校、就労移行支援事業所、ハローワーク等）との連携・協力体制を構築します。就労の継続に欠かせない生活面でのサポートを充実させるため、地域の関係機関と連携し、本人への支援を円滑に進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進

【再掲】 就労支援センター職員の人材育成	多様な就労ニーズに対応できるよう、就労支援スキルを向上させるため、研修の実施など、人材育成を進めます。	推進	推進
【再掲】 就労促進を目的とした事業所職員向け研修	障害者雇用を行っている企業での「就業体験」の研修を通じて、事業所職員の就労支援スキルの向上、就労に向けた意識付けにつなげます。	推進	推進
雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等への就労支援（重度障害者等就労支援特別事業）	法定サービスでの対象外となっている重度障害者の経済活動時間中の支援を雇用施策と福祉施策が連携して行う制度を検討し、実施します。	検討 ・ 実施	検討 ・ 実施

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉施設から一般就労への移行者数	460人	498人	536人
就労移行支援事業の利用者数	1,476人分	1,547人分	1,617人分
就労移行支援の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合	34.2%	42.1%	50.0%
就労定着支援利用者数	1,070人	1,190人	1,397人

(2) 幅広い仕事や工賃の向上による生活の充実

事業名	事業内容	中間期目標	目標
共同受注センターによる受注促進	企業・行政機関から、事業所の特性を生かした幅広い仕事の受注ができるよう、コーディネートを行います。 市内イベント等への出店や自主製品の紹介等を通じ、販路を拡大するとともに、障害者就労への理解促進を図ります。	推進	推進

事業所の受注スキルの向上	発注者側のニーズに応えられる商品の開発や作業の受注ができるよう、研修会やモデルケースとなる事例検討などを実施し、事業所の受注スキルの向上を図り、多くの受注につなげます。	推進	推進
優先調達の推進	横浜市役所からの事業所への優先的な発注をさらに推進します。また、庁内LANなどを活用し、区局等の発注事例を広く周知し、新たな発注につなげます。	推進	推進

(3) 多様な働き方や障害者就労に対する理解促進

事業名	事業内容	中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
障害者就労に関する市民啓発	シンポジウムの開催等を通じ、様々な分野で働く障害者や障害者雇用を進めている企業の「生の声」を伝え、障害者就労に対する理解・関心を高めます。	推進	推進
障害者雇用に関する企業啓発	障害者雇用を検討している企業に向けて、雇用に関するセミナー等を実施し、合理的配慮の必要性など企業内での障害理解の促進を図ります。	推進	推進
ふれあいショップ等を活用した障害者就労に関する理解促進	新たに開業するJR関内駅北口高架下の就労啓発施設及び新市庁舎内のふれあいショップをはじめ、既存のふれあいショップ等の運営を通じて、就労に関する理解の促進を図ります。	推進	推進

4-2 日中活動

現状と施策の方向性

障害のある人が日々の生活を充実したものにするうえで、日中活動場所の拡充が求められています。本人の希望やその人の状態に合った場所を選べるようにするためには、

専門的な支援ができるか、地域ごとにばらつきが生じていないかなども考慮し、各事業所がそれぞれの特徴を生かした運営ができるような仕組みをつくっていくことが必要です。

また、障害福祉サービスとしての日中活動だけではなく、自分が住んでいる地域や日中活動場所に通う地域などで、障害のある人もない人も交流し、地域とのつながりを深めていくことで、互いにとってさらに充実した生活になっていくと考えられます。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) 日中活動場所の選択肢の充実

障害のある人が希望する活動場所を選択できる方法や、医療的ケアなど専門的な支援が必要な人への支援方法について検討を行い、日中活動場所の選択肢の充実を進めていきます。

(2) 地域でのつながりと広がり促進

障害のある人が住んでいる地域や日中活動先がある地域で、様々な地域行事や施設のイベント等を通して、障害のない人と一緒になって活動したりすることで、地域とつながり、互いに良い影響を与える相乗効果を広げていきます。

とりにくみ
取組

(1) 日中活動場所の選択肢の充実

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	7,732人分	7,982人分	8,232人分
	128,853人日	133,022人日	137,192人日
自立訓練 (機能訓練)	42人分	42人分	42人分
	826人日	826人日	826人日
自立訓練 (生活訓練)	359人分	376人分	393人分
	5,812人日	6,088人日	6,363人日
就労移行支援事業【再掲】	1,476人分	1,547人分	1,617人分
	25,099人日	26,303人日	27,507人日
就労継続支援事業 (A型)	880人分	919人分	958人分
	17,203人日	17,962人日	18,721人日

就労継続支援事業（B型）	4,605人分	4,857人分	5,109人分
	79,012人日	83,339人日	87,666人日
地域活動支援センター作業所型	130か所	130か所	130か所
	2,600人	2,600人	2,600人
中途障害者地域活動センター	18か所	18か所	18か所
	517人	517人	517人

※この表における単位の考え方は次のとおりです。

- ・「人分」…月間の利用人数
- ・「人日」…月間の利用人数×一人一か月あたりの平均利用日数

4-3 スポーツ・文化芸術

現状と施策の方向性

スポーツや文化芸術に親しむことで毎日の生活が充実する、という人も少なくありません。「今後の自由時間・余暇の過ごし方」を尋ねたアンケート調査では、全体の約4割の人が「映画やコンサート、美術展、図書館、スポーツ観戦に行く」、約2割の人が「習い事」、約15%の人が「趣味のサークル」と回答しました。しかし、希望する過ごし方を実際に行うことができている人は、それぞれ5%以上少ない結果となっています。

このような中で、余暇の過ごし方として、スポーツや文化活動に取り組むことは、外出のきっかけづくりにもなり、生活のさらなる充実にもつながります。以前から、スポーツや文化活動を楽しむ場や機会の少なさ、情報の入手のしづらさを課題として挙げる声があったことも踏まえ、地域の様々な団体や施設等と連携し、活動の場や地域の交流を深める機会の充実に取り組みます。スポーツや文化芸術活動を楽しみたいと思う誰もが、障害のあるなしに関わらず活動に参加できるよう、引き続き、環境を整えていきます。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) スポーツ活動の推進

市内2か所の障害者スポーツ文化センターを中核拠点として、身近な地域の様々な団体や施設等で、障害者スポーツの取組が行われるよう積極的に働きかけ、障害者スポーツの場の充実や支える人材の育成に取り組みます。

(2) 文化芸術活動の推進

障害のあるなしに関わらず、文化芸術を創造し、享受することができるよう、2014年からこれまで開催してきた『ヨコハマ・パトリエンナーレ』の取組を生かし、障害

のある人となない人の協働によるクリエイティブな活動の場の創出等に引き続き取り組むとともに、障害のある人が身近な場所で文化芸術活動に親しめる環境づくりを進めます。

とりくみ
取組

(1) スポーツ活動の推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
しょうがいしゃ 障害者スポーツ の啓発と理解の 促進	とうきょう 2020パラリンピックにより高まる関心を大会後の障害者スポーツの普及啓発につなげるため、障害者スポーツ文化センターや横浜市スポーツ協会、地域の様々な団体等と連携し、障害者スポーツの裾野を広げる取組を行うとともに、障害者スポーツを通じた障害への理解促進を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
みぢか 身近な地域にお ける障害者スポ ーツの推進	引き続き、障害者が身近な地域でスポーツに取り組めるよう、各区のスポーツセンターや中途障害者地域活動センター等と連携し、地域の人材育成を進めながら、障害者スポーツの推進を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進

(2) 文化芸術活動の推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
しょうがいしゃ 障害者の文化芸 術活動の支援	アートイベントの開催や、活動を支える人材の育成、様々な団体等と連携した文化芸術活動の場の創出に取り組めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
しょうがいしゃ 障害者の文化芸 術鑑賞の支援	様々な団体等と連携し、障害の特性に応じた鑑賞の機会の充実、円滑な施設利用のための環境整備、活動を支える人材の育成等に取り組めます。	すいしん 推進	すいしん 推進

<p>文化芸術による 地域共生社会実 現に向けた取組 の推進</p>	<p>関係機関との連携を深め、文化芸術体験や 公演・展示等鑑賞の文化芸術活動を通し て、障害のあるなしに関わらず誰もが互い に対等な立場で関わりあうことを進める活 動を促進します。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>仮称) 読書バリア フリー法に基づ く横浜市計画の 策定、推進</p>	<p>読書バリアフリー法に基づく、地方公共 団体の計画として策定し、計画に基づく 取組を推進します。</p>	<p>策定 ・ 推進</p>	<p>推進</p>

第4章 障害のある人を地域で支える基盤の整備

1 本章の位置づけ

第3章では、様々な事業を「障害児・者が日常生活を送るうえでの視点に立った枠組み」に沿って取り上げました。

一方で、複合的で多面的な地域課題が表面化する中で、障害のある人を支えていくには、個々の事業による支援だけでは十分とは言えません。地域社会の中で、行政や関係機関、地域住民など多くの担い手が対話・協議を行い、様々な事業・施策・取組が連携することで、基盤を整備・強化していくことが重要です。

第4章では、障害者の生活を地域で支えるための基盤として、「地域生活支援拠点機能」と、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」について、将来像とそれに向けた取組を取り上げます。

2 国の動向

国は、平成28年に発表した「経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～」において、「全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する」と打ち出しました。その中で、「支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」としています。

社会全体のありようとしての「地域共生社会」を実現する仕組みとして、高齢者福祉の分野では「地域包括ケアシステム」が導入されています。「地域包括ケアシステム」は、高齢者のケアとして必要な支援を地域で包括的に提供し地域での自立した生活を支援するもので、障害者やこどもの支援にも応用できると考えられています。そこで、平成28年度に、精神障害者の一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進する観点から、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが新たな理念とされました。

一方、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害児者の生活を地域全体で包括的に支える体制が必要とされてきたことから、平成27年度に国は地域生活支援拠点等整備推進モデル事業を立ち上げ、「地域生活支援拠点機能の整備」を進めてきました。「地域生活支援拠点」は、地域に存在する社会資源を有機的に結びつけ効率的・効果的な地域生活支援体制を構築することにより、障害者の生活を地域全体で支

えていこうというものです。

3 横浜市よこはましの状況じょうきょう

「地域生活支援拠点機能」の整備は、まったく新しい何かをつくるものではありません。これまで、横浜市は、障害のある人もない人も含め、支援者の方々、事業所じぎょうしょのみなさん、地域の方々ちいきと協力しながら、地域活動ホームや基幹相談支援センター、自立支援協議会などをはじめとする様々な社会資源を整備・推進してきました。こういった既存の社会資源を有機的につないでいくネットワーク型の手法により、「地域生活支援拠点機能」の整備を進めてきています。

また、精神障害特有の生活のしづらさについて、地域における関係者・関係機関が共通の認識を持ち、これまでのつながりの中での機能の見直しや、制度に基づかない支援も含めたつながり同士の結びつきにより、地域の特性をふまえた多くの課題に
対応できるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に取り組ん
できました。

次から、具体的な「将来像」と「取組」として、「地域生活支援拠点機能」の整備
において取り組む5つの居住支援機能と、「精神障害にも対応した地域包括ケアシ
ステム」の6つの仕組みを説明します。

(1) 地域生活支援拠点機能

機能1 相談

【将来像】

必要な人すべてが相談支援事業所につながっていて、緊急時に必要な情報を
関係者・関係機関が適切に共有するなどの取組が展開されています。

また、地域での障害理解が進み、横浜市後見的支援制度など既存の社会資源を
活用した緩やかな見守りが機能しています。

【取組】

各区自立支援協議会、研修、集団指導などの様々な場を活用し、相談支援機関に
対し、緊急時のリスク把握や事前の備えの必要性と、各機関が地域生活支援拠点の
担い手であるという認識を持てるよう働きかけます。

相談支援機関や障害のある人ご本人に対し、あらかじめ緊急事態を想定し、そ
の予防とスムーズな対応を計画する「緊急時予防・対応プラン」の作成などを促

し、それらを3機関で共有することにより、緊急時の支援が見込めない世帯を把握します。

また、緊急事態が発生しないための予防策や、緊急事態を想定した支援体制を整えるため、相談支援機関同士の情報提供方法や考え方を整理し、共有します。

機能2 緊急時の受入れ・対応

【将来像】

短期入所事業所も含め、それぞれの施設の特性に応じた役割分担のもとで、レスパイトや計画的な利用だけではなく、緊急時の利用にも対応できる状態になっています。また、横浜市の拠点施設である18か所の社会福祉法人型障害者地域活動ホーム及び23か所の機能強化型障害者地域活動ホーム並びに6か所の多機能型拠点において、相互連携のもと、他に受入れ先がない方の利用が促進され、緊急時の受入れにも対応できています。

【取組】

各事業所に対して、地域生活支援拠点の担い手との認識のもと、短期入所事業所の施設種別（入所、通所、病院、診療所等）や、障害者地域活動ホームや多機能型拠点など施設の設置目的に応じた役割を整理し、理解促進及び協力体制の充実を図ります。

また、医療的ケアが必要な人や重症心身障害児・者、強度行動障害がある人などの受入れ促進、拠点施設等の定期的な評価及び改善（PDCAサイクル）を通じた支援の充実を図っていきます。

機能3 体験の機会・場の提供

【将来像】

区自立支援協議会を中心に構築されたネットワークが強固になり、一人ひとりのニーズに合わせた「体験の機会・場」の提供が行われています。また、基幹相談支援センターではグループホームや日中活動系サービス事業所などの「体験の機会・場」の情報が入りこみ更新され、入手・活用できる状態です。

さらに、障害のある人が、暮らしの場や過ごし方の体験をすることで様々な選択肢の中から自身で選べるようになり、一人暮らしを希望する人も暮らしたい地域で自分らしい生活を実現できます。

【取組】

事業所情報が基幹相談支援センターへ適時集約される働きかけと、情報提供を行うための手法を整理・検討します。相談支援機関や基幹相談支援センターでの相談内容等を活用して把握したニーズを踏まえ、様々な住まいの場の拡充と、体験の機会・場を提供しやすくする仕組みを検討します。居住支援協議会を通じて、不動産事業者及び賃貸住宅のオーナー等に、障害理解を促進する研修、サポート体制の構築、入居を拒まない住宅の戸数増への働きかけ等を実施します。宿泊型自立訓練など、生活環境を変える意味での他の社会資源の活用・開発を検討します。

機能4 専門的人材の確保・育成

【将来像】

区域では、区自立支援協議会での取組により、人材育成、サービス水準の向上・標準化ができています。また、市域、区域における人材育成の取組を効果的に連動させることにより、発達障害、行動障害、高次脳機能障害、医療的ケア等、様々な分野において専門性の高い支援ができる人材が育成できています。

【取組】

区域と市域の研修が効果的に連動するよう、体系的な整理を行うとともに、区域での人材育成を担える人材を市域で育成し、区自立支援協議会が人材育成の場としてさらに機能するよう取り組みます。

また、研修に参加できない人に対する人材育成手法や、二次相談支援機関のコンサルテーション機能の拡充および効果的な運用方法などを検討します。

機能5 地域の体制づくり

【将来像】

区障害者自立支援協議会、ブロック連絡会、市自立支援協議会の取組が連携・連動し、分野を超えた多様な社会資源が協力することで、障害のある人を地域全体で支える具体的な取組を展開しています。

【取組】

日ごろの見守りの担い手になる地域住民を含め、障害のある人が地域で安心して暮らすために、それぞれの立場でできることを具体的に伝えることで、障害分野を超えた多様な方々に協力してもらえ、関係づくりを進めます。

また、区域での取組や把握された地域課題を全市で共有できる体制を整えていきます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

仕組み1 本人や家族が安心して相談できるための仕組み

【将来像】

日常生活での困りごとや障害により苦しんでいる場合に、どこに相談したらよいのか、わかりやすく情報を受け取ることができます。

また相談したことが関係者・関係機関に適切に共有され、普段の生活から一緒に考えていくことで、もしもの事態を視野に入れた支援が受けられます。

【取組】

緊急時のリスクを含めたニーズを把握・共有し、適切に情報提供できるよう、関係者・関係機関それぞれが地域包括ケアシステムの担い手となるような働きかけを行います。

特に、未治療や治療を中断したことで苦しんでいる方やその家族をふくめ、緊急的な医療を確保するための対応（精神科救急等）だけではなく、本人が望まない入院や緊急事態にならないよう、地域定着支援事業や自立生活援助、自立生活アシスタントなどを活用した訪問活動など普段からの支援が途切れることなく提供できる体制づくりを行います。

仕組み2 入院が長期化することなく、安心して退院できるための仕組み

【将来像】

病気により入院となった場合でも、病気そのものや退院への不安に対するサポートが受けられます。

また、病気の治療が終われば、その人自身が望む地域に退院し、生活するうえで必要な支援を受けられます。

【取組】

病気により入院(再入院)となった場合でも、地域移行・地域定着支援事業や退院サポート事業を活用しつつ、医療機関、訪問看護、ピアサポート等と連携し、支援体制をつくっていきます。

仕組み3 安心した生活を確保するための仕組み

【将来像】

希望する地域で様々な暮らしの場を自分自身で選択できます。アパートなどを希望した時も、障害を理由に断られることなく、家事や手続きなど日常生活の困りごとについても必要な時にサポートが受けられる体制ができています。

【取組】

これまでの社会資源の効果的な活用や拡充、事業所情報の収集・提供の働きかけや手法を検討します。特に引っ越しや退院などの環境変化に伴う手続きや家事、体調変化などの不安に対する継続的なサポートや、日々の困りごとを解決していくためのサポート体制を築いていきます。

また、居住支援協議会を通じて、不動産事業者及び賃貸住宅のオーナー等に対し、サポート体制の構築、障害理解を促進する研修、入居を拒まない住宅の戸数増への働きかけを進めます。

仕組み4 支援者の知識や技術向上のための仕組み

【将来像】

精神保健福祉と他の様々な分野の支援者が、個別支援だけの関わりだけではなく、お互いの知識・技術・情報の共有ができています。

【取組】

区域と市域の研修が効果的に連動するよう体系的な整理を行うとともに、精神保健福祉分野のみならず身体障害・知的障害との重複や高齢、生活困窮をはじめとした多くの分野と精神科医療機関との情報および技術交流の機会を整えていきます。

仕組み5 住民への障害理解に関する仕組み

【将来像】

地域における、ゆるやかな見守りの担い手となる住民が精神障害者の生活のしづらさを理解し、困った時には一緒に協力したり、支援者と相談したりできるような関係が築けています。

【取組】

研修や講演会その他の地域活動等を通じて、それぞれの立場でできることを具体的に伝えることで、精神障害者の生活のしづらさを理解し、様々な方々から協力を受けられる関係づくりを進めます。

仕組み6 お互いに支えあえる仕組み

【将来像】

精神障害によって悩み苦しんできた経験を、いま苦しんでいる仲間や家族、支援者にわ分かち合うことで、支援の「支え手」や「受け手」という枠を超えて、ともに支えあっていけるような体制ができています。

【取組】

関係機関から本人への支援だけでなく、同じ経験や立場をもつ人同士が互いに精神的な支えとなれるような場や機会を整えていきます。

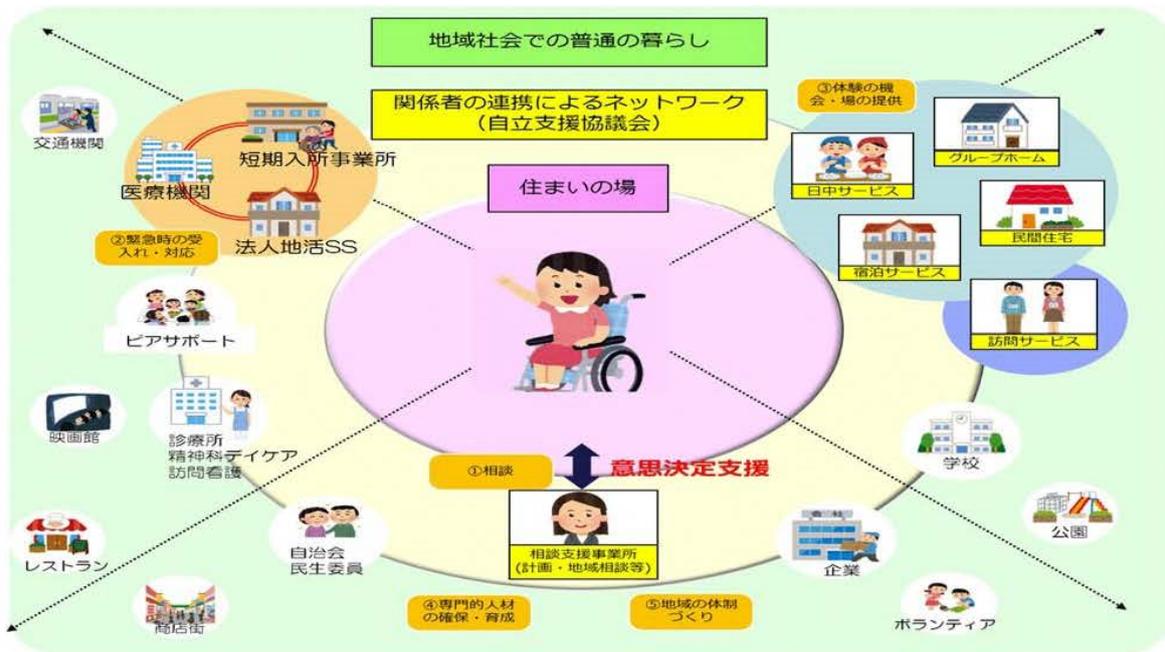
4 今後の方向性

これまで横浜市では、国の動向に沿って、「地域生活支援拠点機能」の整備と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を個別に検討してきました。しかし、どちらの仕組みも、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりという面では同じです。

今後、具体的な課題や必要とされる事業・取組等が明確になってきた段階を見計らい、一体的な議論を行うことによる相乗効果で、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の取組の推進と「地域生活支援拠点機能」の充実・強化を進めていきます。「第4期横浜市障害者プラン」の基本目標である「障害のある人も無い人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思に

より自分らしく生きることができるまちヨコハマを「目指す」の実現に向けた非常に重要な取組であり、様々な社会資源の担い手との連携・協働と地域とのつながりを深めながら推進していきます。

【障害のある方を地域全体で支えるイメージ図】



※「横浜市地域生活支援拠点機能構築のための連携ガイドライン」から抜粋したのですが、おおまかな構造は「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」も同様と考えられます。

第5章 PDCAサイクルによる計画の見直し

1 PDCAサイクル

「第4期横浜市障害者プラン」は、令和3年度から8年度までの6年間を計画期間としています。そのうち、「横浜市障害福祉計画」及び「横浜市障害児福祉計画」については、3年後の令和6年度に改定を行う予定です。その際、併せてプラン全体の見直しを行う予定です。

見直しにあたっては、第4期プランの策定過程と同じように、障害者やそのご家族、支援者等との意見交換やインタビューを行うほか、プランの進捗管理については「横浜市障害者施策推進協議会」及びその専門委員会である「障害者施策検討部会」等の議論や、毎年欠かさず開催している市民向け説明会などの場で、各施策・事業の評価・検討を行います。

また、社会情勢やニーズの変化に伴う新たな課題にも、柔軟に対応します。

●見直しの時期

年度	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)
名称	第4期横浜市障害者プラン					
構成	障害者計画(=施策の方向性及び個別の事業等を定める計画)					
	障害福祉計画 (=サービス利用の見込み量等を定める計画)			障害福祉計画		
	障害児福祉計画 (=サービス利用の見込み量等を定める計画)			障害児福祉計画		

見直し

見直し

●PDCAサイクルのイメージ

計画(Plan)

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定にあたって基本的な考え方を示し、施策の方向性やサービスの見込み量を設定します。

改善(Action)

中間評価等の結果を踏まえて、必要に応じて障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の見直しを行います。

実行(Do)

計画の内容を踏まえて、各施策及びサービスを実施します。

評価(Check)

各施策の年間の実績を把握し、社会情勢やニーズの動向を把握しながら、障害者計画の中間見直し(令和6年度を予定)を行います。障害福祉計画・障害児福祉計画については、国の方針に基づき、評価を行っていきます。

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害福祉人材の確保
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に (H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・ 退院率: 3カ月後 69%以上、6カ月後 86%以上、1年後 92%以上 (H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)
- ・ 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

成果目標⑤

障害児通所支援等の地域支援 体制の整備

成果目標⑤-1 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築について

現 状

- 第1期障害児福祉計画において、各市町村に児童発達支援センターを1カ所以上設置するとともに、保育所等訪問支援の実施体制の確保を成果目標として掲げているが、平成30年度末現在の達成状況はいずれも十分とは言えない。
 - ・児童発達支援センターを設置している市町村の割合 32%
 - ・保育所等訪問の実施体制を確保している市町村の割合 42%

[平成30年度末現在（いずれも圏域設置を含む) 障害保健福祉部調べ]
- 聴覚障害児を含む難聴児の支援に当たっては、保育、保健医療、教育の関係機関と連携し、切れ目のない支援を行うことが重要である。

成果目標（案）

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の実施体制の確保については、引き続き全市町村における設置及び実施体制の確保を目指してはどうか。
(※また、極端な過疎地域や極端な広域のために児童発達支援センターの効率的な運用が望めない市町村においては、共生型サービスや基準該当事業所等による児童発達支援の提供体制を確保しつつ、市町村の障害福祉主管部局等が中心となって、同等の地域支援の中核的機能を整備することが考えられることを基本指針に明記してはどうか。)
- 聴覚障害児を含む難聴児の支援に当たっては、都道府県において、児童発達支援センターや特別支援学校(聴覚障害)等を活用した難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書」の作成を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ることが必要であることから、児童発達支援センター、特別支援学校等を活用した難聴児支援のための中核機能の整備を行うことを新たに成果目標に盛り込んでどうか。

【成果目標（案）】

- ・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ・また、令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保することを基本とする。 **（新規）**
- ・地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

成果目標⑤-2 重症心身障害児・医療的ケア児への支援について

現 状

○ 第1期障害児福祉計画において、主として重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスについてすべての市町村で1カ所以上確保することを成果目標に掲げているが、平成30年度末現在の達成状況はいずれも十分とは言えない。

- ・重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所を1以上確保している市町村の割合 28%
- ・ " " 放課後等デイサービス事業所を1以上確保している市町村の割合 30%

[平成30年度末現在（いずれも圏域設置を含む） 障害保健福祉部調べ]

○ また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を都道府県及び市町村（または圏域）に設置することについては都道府県と指定都市は達成済み、市町村もある程度進みつつある。一方で医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置しているケースはまだ少ない。

- ・協議の場を設置している都道府県の割合 100%
- ・ " " 指定都市の割合 100%
- ・ " " 市町村・圏域の割合 68%
- ・医療的ケア児等コーディネーターを配置している都道府県の割合 26%
- ・医療的ケア児等コーディネーターを配置している指定都市の割合 55%
- ・医療的ケア児等コーディネーターを配置している市町村・圏域の割合 21%

[令和元年8月1日現在 障害保健福祉部調べ]

成果目標（案）

- 主として重症心身障害児を受け入れる障害児通所支援事業所については、引き続き全市町村における1カ所以上の確保を目指してはどうか。
- 医療的ケア児支援のための協議の場については、設置自体は進んできていることを踏まえ、引き続き全圏域又は市町村での設置を目指すこととし、更に加えて、都道府県及び圏域又は市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を、新たに盛り込んでどうか。

【成果目標（案）】

- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。

(追加)

成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標について

現 状

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所は、平成31年4月1日時点で10,202箇所、従事する相談支援専門員の数22,453人となっており、計画相談支援対象者拡大前の平成24年度と比較すると、事業所数で3.6倍、従事者数が4倍となっている。
- 基幹相談支援センターは、平成31年4月1日時点で39%の市町村(687市町村・846箇所)が設置。
- 計画相談支援の対象者を原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加し、これらの事業所へのバックアップを含め相談支援体制を充実・強化する取組の中核となる基幹相談支援センターの設置も進んでいる。
- 一方、1事業所当たりの相談支援専門員数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所が多いことから、市町村又は圏域において、これら事業所を援助するなど相談支援体制の更なる充実に向けた取組が求められている。



成果目標(案)

- 更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、第6期障害福祉計画の基本指針においては、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行く観点から、以下の成果目標を設定してはどうか。

【成果目標(案)】

令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。(新規)

活動指標(案)

事 項

総合的・専門的な相談支援の実施	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言
	地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施
	地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施

活動指標の全体像

福祉施設から一般就労への移行等、障害福祉サービス、相談支援、発達障害者支援、障害児支援、精神障害者関係及び障害福祉サービス等の質の向上に係る活動指標の全体像及び各々の見込みを立てる際の勘案事項は次表のとおり。

なお、サービスの量は、障害福祉サービスの訪問系はまとめて、それ以外のサービスはそれぞれの種類ごとに見込む。

＜福祉施設から一般就労への移行等＞

事項	内容	第6期障害福祉計画の活動指標の考え方
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行	都道府県の障害保健福祉担当部局は、令和五年度において、就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを設定する	第5期障害福祉計画からの継続
障害者に対する職業訓練の受講	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、令和五年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを設定する。	
福祉施設から公共職業安定所への誘導	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、令和五年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。	
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	都道府県の労働担当部局及び障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行した者の職場定着を支援するため、令和五年度において、福祉施設から一般就労に移行する利用者のうち、必要な者が就労移行支援事業者等と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。	
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促すとともに、就労移行支援事業者等が適切かつ必要な就労支援を支援者に対して行い、令和五年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることで、一定割合の者が就職に結びつくよう、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを設定する。	

発達障害者支援の一層の充実について

基本指針への記載(案)

- 発達障害者及び発達障害児(以下「発達障害者等」という。)の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の充実を図ることを基本指針に盛り込むこととしてはどうか。
- また、発達障害の診断待ちが深刻な状況となる中、発達障害者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性について基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

活動指標(案)

- 上記の基本的考え方を踏まえ、第6期障害福祉計画の基本指針においては、発達障害者等及びその家族等に対する支援体制について、活動指標を次のように設定してはどうか。

【活動指標】

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

(参考)

- ・ペアレントトレーニングを導入している市区町村数:271市区町村
- ・ペアレントプログラムを導入している市区町村数:141市区町村
- ・ペアレントメンターの人数:2,149人(都道府県・指定都市が認定している人数)

※平成30年4月1日時点

※厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 調べ

※ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ピアサポートの活動への参加人数は把握していない。

※ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムについて、別途都道府県が実施している場合もある。

<発達障害者支援関係>

事項

発達障害者地域支援協議会の開催回数

発達障害者支援センターの相談件数

発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言回数

発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(追加)

ペアレントメンターの人数(追加)

ピアサポートの活動への参加人数(追加)

<障害児支援>

サービスの種類	見込み量	現に利用している障害児の数	障害児等のニーズ	医療的ケアを必要とする障害児のニーズ	平均的な一人当たり利用日数	地域における児童数の推移	保育所や認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等での障害児の受入状況	入所施設から退所後に利用が見込まれる障害児の数
児童発達支援	利用児童数 利用日数	○	○	○	○	○	○	○
医療型児童発達支援	利用児童数 利用日数	○	○	○	○	○	○	○
放課後等デイサービス	利用児童数 利用日数	○	○	○	○	○	○	○
保育所等訪問支援	利用児童数 利用日数	○	○	○	○	○	○	
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数 利用日数	○	○	○	○	○		
障害児相談支援	利用児童数	○	○	○		○		
福祉型障害児入所施設	利用児童数	○	○	○		○		
医療型障害児入所施設	利用児童数	○	○	○		○		

事項

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

障企発 0519 第 1 号

令和 2 年 5 月 19 日

各都道府県障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課長

（ 公 印 省 略 ）

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について（通知）

日頃より障害保健福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本日付で、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示（令和 2 年厚生労働省告示第 213 号）が告示されました。その内容については、別添のとおりですので、御了知の上、管内市町村等に対して周知徹底を図るとともに、第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画の作成に当たり御配慮いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画の作成作業に当たっては、今般の新型コロナウイルス感染症の各地域における感染状況等を考慮いただき、感染拡大防止の観点から、当面は「3つの密」を避けていただくことに留意しつつ、アンケート調査の実施やデータの分析など外出・訪問を要しない作業を行うなど、柔軟に取り組んでいただくようお願い申し上げます。

今後、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の取扱いについて、状況の変化に伴いさらに通知すべき事項が生じた場合には、改めてお示しします。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について（概要）

1 告示の趣旨

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号。以下「基本指針」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 87 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 19 第 1 項の規定に基づき、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めるものである。

現行の基本指針は、市町村及び都道府県が平成 30 年度から令和 2 年度までの第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めているところである。

今般、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が令和 3 年度から令和 5 年度までの第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めるため、基本指針について必要な改正を行ったものである。

2 主な改正内容

(1) 基本的理念に係る事項の見直し

- ① 入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する旨を記載する。
- ② 引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む旨を記載する。
- ③ 障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要である旨を記載する。

- ④ 障害者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、特に障害者の文化芸術活動の推進や、視覚障害者等の読書環境の計画的な整備の推進を図る旨を記載する。
- (2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し
- 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実や、アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する旨を記載する。
- (3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し
- ① 相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要である旨を記載する。
- ② 発達障害者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である旨を記載する。
- (4) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し
- ① 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である旨を記載する。
- ② 障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある旨を記載するとともに、入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る必要がある旨を記載する。
- ③ 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して、
- ・ 障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要がある旨
 - ・ 難聴児支援 に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要である旨
- を記載する。

- ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備に関して、
- ・ 重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たって、その人数やニーズを把握する必要がある旨
 - ・ 重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要がある旨
 - ・ 医療的ケア児の支援に係るコーディネーターに求められる具体的な役割（入院中からの退院支援、個々の発達段階に応じた発達支援等）を記載する。

(5) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- ・ 令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・ 精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- ・ 併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね

1.23 倍以上を目指すこととする。

- ・ 令和五年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ・ 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
- ・ このほか、大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障害者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい旨を記載する。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本とする。
- ・ 令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・ 令和5年度末までに各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。
- ・ 令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本とする。
- ・ 令和5年度末までに 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

(6) その他

障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進する旨を記載する。

また、(5)に掲げる目標の設定に伴い、必要な活動指標を設定する。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）

【最終改正 令和二年厚生労働省告示第二百十三号】

我が国の障害保健福祉施策においては、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が、基本的な人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目指して、制度を整備してきた。

これまで、平成十八年度の障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の施行により、市町村及び都道府県に対して障害福祉計画（市町村障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画をいう。以下同じ。）及び都道府県障害福祉計画（障害者総合支援法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の作成を義務付け、またその後、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十五号。以下「障害者総合支援法等一部改正法」という。）の施行により、市町村及び都道府県に対して障害児福祉計画（市町村障害児福祉計画（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画をいう。以下同じ。）及び都道府県障害児福祉計画（同法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の作成を義務付け、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みを構築した上で、この指針により障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）の作成又は変更に当たって即すべき事項について定めてきた。

この指針は、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和五年度末の目標を設定するとともに、令和三年度から令和五年度までの第六期障害福祉計画及び第二期障害児福祉計画の作成又は変更に当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業（障害者総合支援法第七十七条に規定する市町村の地域生活支援事業及び障害者総合支援法第七十八条に規定する都道府県の地域生活支援事業をいう。以下同じ。）（以下「障害福祉サービス等」という。）並びに障害児通所支援（児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）、障害児入所支援（同法第七条第二項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。）及び障害児相談支援（同法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）（以下「障害児通所支援等」という。）を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

一 基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成することが必要である。

1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。以下同じ。）並びに難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成二十七年厚生労働省告示第二百九十二号）に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。以下同じ。）であって十八歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化を図る。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）に基づき特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用が促されるようにする。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、重度化・高齢化した障害者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第二百十三条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。

また、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。

さらに、精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。その際、市町村は次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。

- (一) 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- (二) (一)の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援

(三) ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

5 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図る。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。

加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築する。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障害者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとの整備の在り方を障害福祉計画等に位置付け、計画的に推進する。

6 障害福祉人材の確保

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。

7 障害者の社会参加を支える取組

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）を踏まえ、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護（障害者総合支援法第五条第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）、重度訪問介護（同条第三項に規定する重度訪問介護をいう。以下同じ。）、同行援護（同条第四項に規定する同行援護をいう。以下同じ。）、行動援護（同条第五項に規定する行動援護をいう。以下同じ。）及び重度障害者等包括支援（同条第九項に規定する重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。

2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障

希望する障害者等に日中活動系サービス（療養介護（障害者総合支援法第五条第六項に規定する療養介護をいう。以下同じ。）、生活介護（同条第七項に規定する生活介護をいう。以下同じ。）、短期入所（同条第八項に規定する短期入所をいう。以下同じ。）、自立訓練（同条第十二項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。）、就労移行支援（同条第十三項に規定する就労移行支援をいう。以下同じ。）、就労継続支援（同条第十四項に規定する就労継続支援をいう。以下同じ。）、就労定着支援（同条第十五項に規定する就労定着支援をいう。以下同じ。）及び地域活動支援センター（同条第二十七項に規定する地域活動支援センターをいう。）で提供されるサービスをいう。以下同じ。）を保障する。

3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホーム（障害者総合支援法第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。）の充実を図るとともに、自立生活援助（同条第十六項に規定する自立生活援助をいう。以下同じ。）、地域移行支援（同条第二十項に規定する地域移行支援をいう。以下同じ。）及び地域定着支援（同条第二十一項に規定する地域定着支援をいう。以下同じ。）、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進める。

なお、入所等から地域生活への移行を進めるに当たっては、重度化・高齢化した障害者や日常生活を営む上での理解力及び生活力を補う必要のある障害者であっても地域生活を希望する者が地域で暮らすことができるよう適切に管内の福祉施設等の支援に係るニーズの把握に努め、日中サービス支援型指定共同生活援助や自立生活援助等の必要な量を見込む必要がある。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障害者等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにする。

さらに、一の3に掲げる体制の整備による地域生活支援の機能をさらに強化するため、各地域内で、それらの機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設（同条第十一項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）に付加した拠点（以下「地域生活支援拠点」という。）の整備と必要な機能の充実を図る。なお、障害者支援施設を地域生活支援拠点とする際には、当該障害者支援施設については、小規模化等を進めるとともに、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域生活への移行、地域との交流機会の確保、地域の障害者等に対する支援を行うことなど、地域に開かれたものとする必要がある。また、地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（以下「面的な体制」という。）の整備を行う場合には、個々の機関が有機的な連携の下に障害者等に対する支援を確保している必要がある。

4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業（就労移行支援を行う事業をいう。以下同じ。）及び就労定着支援事業（就労定着支援を行う事業をいう。以下同じ。）等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。

5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要がある。

6 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要がある。

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

1 相談支援体制の構築

障害者等、とりわけ、重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠である。また、相談支援事業者等は、障害者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等行政機関その他関係機関との連携に努める必要がある。

障害福祉サービスの利用に当たって作成されるサービス等利用計画（障害者総合支援法第五条第二十二項に規定するサービス等利用計画をいう。以下同じ。）については、まずは、支給決定に先立ち必ず作成されるよう体制を確保し、維持することが重要である。その上で、個別のサービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の状態像や希望を勘案し、連続性及び一貫性を持った障害福祉サービス又は地域相談支援（障害者総合支援法第五条第十八項に規定する地域相談支援をいう。以下同じ。）等が提供されるよう総合的な調整を行うとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しを行わなければならない。このため、都道府県及び市町村は、福祉に関する各般の問題について障害者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者及び地域の障害福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、特定相談支援事業所（障害者総合支援法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。）の充実のため、必要な施策を確保していかなければならない。これらの取組を効果的に進めるため、市町村においては、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センター（障害者総合支援法第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。）を設置し、相談支援に関して指導的役割を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用することが重要である。都道府県においては、基幹相談支援センターが設置されていない市町村に対し、その設置に向けた積極的な働きかけを行うことが必要である。

相談支援体制に関しては、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等重層的な仕組みが構築されてきているが、改めてそれぞれの地域における相談支援体制について検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要である。この検討に当たっては、一の4(一)に掲げる事業を実施する場合には、相談支援体制整備の経緯を踏まえつつ、双方の取組の有機的な連携を図ることに留意する等、相談支援体制の再構築を検討することが必要である。

2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の構築が進むことに伴い、障害者支援施設の入所者へのサービス等利用計画の作成や当該計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。）を行うことを通じて、地域生活への移行のための支援に係るニーズが顕在化することも考えられることから、障害者支援施設等（障害者支援施設、のぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）、児童福祉施設（児童福祉法第七条第一項の児童福祉施設をいう。）又は療養介護を行う病院（障害者総合支援法第五条第六項に規定する療養介護を行う施設である病院をいう。）をいう。以下同じ。）に入所又は精神科病

院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）に入院している障害者等の数等を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図る必要がある。

さらに、障害者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障害者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていくことが重要である。

3 発達障害者等に対する支援

（一） 発達障害者等への相談支援体制等の充実

発達障害者又は発達障害児（以下「発達障害者等」という。）が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、都道府県及び指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）は、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。以下同じ。）の複数設置や発達障害者地域支援マネジャーの配置等を適切に進めることが重要である。また、これらの発達障害者等に対する支援については、別表第一の七の表各項に掲げる事項を指標として設定して取り組むことが適当である。

（二） 発達障害者等及び家族等への支援体制の確保

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要である。

また、発達障害者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である。

4 協議会の設置等

障害者等への支援体制の整備を図るため、都道府県及び市町村は、関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

協議会は、関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組むとともに、都道府県又は市町村が障害福祉計画等を定め、又は変更しようとする際に、意見を求められた場合には、地域の課題の解決に向けた積極的な提言を行うことが重要である。

協議会の運営においては、協議会の下に部会を設置し、当該部会を積極的に開催する等の協議会の活性化を図ることが重要である。例えば、医療を必要とする者が地域で安心・安全に生活できるようにするため、精神科病院その他の医療機関や保健所と連携の上、障害者等の実態把握、障害者等の支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築及びその運営状況に対する評価、支援体制の改善等を行うことが望ましい。また、障害者等が安心して地域に住むことができるよう、都道府県及び市町村においては、協議会と居住支援協議会（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第五十一条第一項の住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。）との連携に努めることが求められる。さらに、発達障害者等や重症心身障害児者、医療的ケア児、高次脳機能障害者及び難病患者等への支援体制の整備が重要な課題となってきていることを踏まえ、都道府県及び指定都市が設置する協議会においては、発達障害者支援センターや高次脳機能障害支援拠点、難病相談支援センター等の専門機関との連携を確保することが必要である。また、これらの支援体制の整備について検討を行うに当たっては、都道府県（発達障害者等に関する事案にあっては指定都市を含む。）が設置する協議会において、当該専門機関の出席を求め、協力を得ることが望ましい。

さらに、発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十四号）の施行を踏まえ、都道府県及び指定都市は、地域における発達障害者等の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う発達障害者支援地域協議会（発達障害者支援法第十九条の二に規定する発達障害者支援地域協議会をいう。）を設置し、活用することも重要である。

四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児については、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二条第二項において、子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない旨がと規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

1 地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要である。

児童発達支援センター（児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。）については、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ることが必要である。併せて、その地域支援機能を強化することにより、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である。なお、極端な過疎地域や極端に広域であるために児童発達支援センターの効率的な運用が望めない市町村においては、共生型サービス事業所や基準該当事業所等の活用により児童発達支援の提供体制を確保しつつ、市町村の障害福祉主管部局等が中心となって、児童発達支援センターと同等の地域における中核的な支援機能を有する体制を整備することが考えられる。

また、障害児入所施設についても同様に、専門的機能の強化を図った上で、地域において、虐待を受けた障害児等への対応を含め、様々なニーズに対応する機関としての役割を担う必要がある。その際、より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行うこと等、施設が地域に開かれたものとする必要がある。加えて、短期入所や親子入所等の実施体制の整備に努める必要がある。

これらの障害児通所支援及び障害児入所支援は、障害児支援の両輪として、相互に連携しながら進める必要があるため、都道府県は、障害児通所支援の広域的な調整及び障害児入所支援の体制整備の双方の観点から一体的な方針を策定することが必要である。

さらに、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、都道府県と市町村は緊密な連携を図る必要がある。とりわけ、障害児入所支援については、入所している児童が十八歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、都道府県や市町村に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、十八歳以降の支援の在り方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図る必要がある。

加えて、障害児通所支援事業所及び障害児入所施設（以下「障害児通所支援事業所等」という。）は、障害児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、常に支援の質の向上と支援内容の適正化を図る必要がある。

2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要である。

また、障害児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、都道府県及び市町村の障害児支援を担当する

部局においては、それぞれの子育て支援担当部局や保健医療担当部局との連携体制を確保することが必要である。

さらに、障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、都道府県及び市町村の障害児支援を担当する部局においては、教育委員会等との連携体制を確保することが必要である。

放課後等デイサービス（児童福祉法第六条の二の二第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。）等の障害児通所支援の実施に当たっては、学校の空き教室の活用等、関連施策との緊密な連携の促進に資する実施形態を検討することが必要である。

難聴児の支援に当たっても、保育、保健医療、教育等の関係機関との連携は極めて重要であり、都道府県においては、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の作成を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ることが必要である。

3 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援（児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図る必要がある。

4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

（一）重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図る。ニーズの把握に当たっては、管内の障害児入所施設をはじめとして在宅サービスも含む重症心身障害児の支援体制の現状を併せて把握することが必要である。

医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、障害児支援等の充実を図る。ニーズの把握に当たっては、管内の短期入所事業所をはじめとした医療的ケア児の支援体制の現状を併せて把握することが必要である。

また、重症心身障害児及び医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保に当たっては、重症心身障害児及び医療的ケア児とその家族が安心して豊かな生活を送ることができるよう、家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である。ニーズが多様化している状況を踏まえ、協議会等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要である。

さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要である。なお、この場においては、障害児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していくことが必要である。

加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である。このコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担う必要がある。

具体的には、新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据え、医療的ケア児とその家族の状況を踏まえた退院支援、医療的ケア児が日常生活上必要とする医療的ケアの状況を踏まえた上で、個々の発達段階に応じた発達支援を行うとともに、家族支援を含めた医療的ケア児の「育ち」や「暮らし」の支援に当たって、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の多職種が協働できるよう支援の調整を図り、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた個別支援を行うほか、地域で医療的ケア児の育ちを保障するため、協議の場を活用した社会資源の開発・改善を行う等の役割が求められる。

このため、コーディネーターについては、医療的ケア児に関するコーディネーターを養成する研修を修了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい。なお、市町村単独での配置が困難な場合には、圏域での配置であっても差し支えない。

(二) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要がある。

(三) 虐待を受けた障害児に対する支援体制の整備

虐待を受けた障害児に対しては、障害児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めることが必要である。

5 障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っている。このため、障害者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図る必要がある。

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和五年度を目標年度とする障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定することが適当である。また、これらの成果目標を達成するため、活動指標（別表第一の上欄に掲げる事項ごとの、成果目標を達成するために必要な量等をいう。以下同じ。）を計画に見込むことが適当である。なお、市町村及び都道府県においては、成果目標及び活動指標に加えて、独自に目標及び指標を設定することができるものとする。

一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和五年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、福祉施設においては、必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要である。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度末時点の施設入所者数の六パーセント以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和五年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から一・六パーセント以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定に当たっては、令和二年度末において、障害福祉計画で定めた令和二年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和五年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

なお、施設入所者数の設定のうち、新たに施設へ入所する者を見込むに当たっては、グループホーム等での対応が困難な者等、真に施設入所支援が必要な場合の検討等を市町村、関係者により協議の上、その結果を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。また、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施

設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（十八歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの（以下「継続入所者」という。）の数を除いて設定するものとする。

加えて、障害者支援施設においては、施設入所者の個々の状況に応じた意思決定支援の実施や地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域生活への移行に取り組むことと併せて、施設入所者等の生活の質の向上を図る観点から、一層の小規模化等を進めること、障害者の重度化・高齢化に対応した専門的なケアを行う体制を確保することが求められる。さらに、障害への理解を促進するため、地域交流の機会を確保するとともに地域で生活する障害者等に対する支援を行う等、地域に開かれていることが望ましい。

二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障害者（精神病床への入院後一年以内に退院した者に限る。二の1において同じ。）の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数、精神病床における一年以上長期入院患者数（六十五歳以上の一年以上長期入院患者数、六十五歳未満の一年以上長期入院患者数）、精神病床における早期退院率（入院後三か月時点の退院率、入院後六か月時点の退院率、入院後一年時点の退院率）に関する目標値を次に掲げるとおり設定することとする。

なお、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標の達成に当たっては、地域の医療サービスに係る体制の整備が重要であることから、特に医療計画（医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）との関係に留意すること。

1 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があることから、当該整備状況を評価する指標として、精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における生活日数の平均に関する令和五年度における目標値を設定する。

当該目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後一年以内の地域における生活日数の平均を三百十六日以上とすることを基本とする

2 精神病床における一年以上長期入院患者数（六十五歳以上、六十五歳未満）

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、一年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和五年度末の精神病床における六十五歳以上の一年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和五年度末の精神病床における六十五歳未満の一年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。

3 精神病床における早期退院率（入院後三か月時点、入院後六か月時点、入院後一年時点）

地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、入院後三か月時点の退院率、入院後六か月時点の退院率及び入院後一年時点の退院率に関する令和五年度における目標値を設定する。

目標値の設定に当たっては、入院後三か月時点の退院率については六十九パーセント以上とし、入院後六か月時点の退院率については八十六パーセント以上とし、入院後一年時点の退院率については九十二パーセント以上とすることを基本とする

三 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）について、令和五年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

四 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和五年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の一・二七倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業（就労継続支援A型（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の十第一号の就労継続支援A型をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）及び就労継続支援B型事業（就労継続支援B型（同条第二号の就労継続支援B型をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和五年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

具体的には、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績の一・三〇倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね一・二六倍以上、就労継続支援B型事業については概ね一・二三倍以上を目指すこととする。

また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率（過去三年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。以下同じ。）に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和五年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、七割が就労定着支援

事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が八割以上の事業所を全体の七割以上とすることを基本とする。

なお、一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、令和二年度末において、障害福祉計画で定めた令和二年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和五年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

これらの目標値を達成するため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の産業・労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関との連携体制を整備することが必要である。その際、都道府県ごとに、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議を設け、障害福祉計画の目標値の達成に向けた取組の推進等、統一的に施策を進めていくことが考えられる。なお、将来的には、圏域ごとに同様の取組を行うことが望ましい。

また、これらに加えて、就労支援について、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、別表第一の一の表各項に掲げる事項を令和五年度の活動指標として設定して取り組むことが適当である。

なお、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、離職者や特別支援学校等の卒業者に対する就職の支援、障害者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害者雇用全体についての取組を併せて進めることが望ましい。この際、大学（四年制大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。）在学中の学生についても、早期に専門的な就労支援を利用することが、その後の就職活動を円滑に進める上で効果的である場合もあることから、都道府県等においては、在学中の就労移行支援事業の利用について、必要に応じ適切に取り組まれるよう、関係機関等と連携し、周知を図ることが望ましい。

さらに、直ちに一般就労に移行することが難しい場合においても、適正に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい。このため、都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。この際、併せて、就労継続支援事業等における農福連携の取組が進むよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい。

加えて、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）において、都道府県及び市町村は障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成することとされており、障害福祉計画においては、当該方針との整合性を図りながら、官公需に係る障害者就労施設等の受注機会の拡大や調達目標金額等につ

いて記載し、就労継続支援事業における工賃等の向上の取組と一体的に取組を進めることが望ましい。

なお、今後ますます進む高齢化を見据え、高齢障害者の社会参加や就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズに応じて、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい。

五 障害児支援の提供体制の整備等

1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和五年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和五年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

2 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和五年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。

3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和五年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援を行う事業所をいう。）及び放課後等デイサービス事業所（同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所をいう。）を各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和五年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

六 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和五年度末までに、各市町村又は各圏域において、別表第一の九の表各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター又は第一の一の4(一)に掲げる事業がその機能を担うことを検討する。

七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要である。そのため、都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和五年度末までに、別表第一の十の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

第三 計画の作成に関する事項

一 計画の作成に関する基本的事項

1 作成に当たって留意すべき基本的事項

第一の一の基本理念を踏まえるとともに、第二に定める成果目標の達成に向けて実効性のあるものとするため、次に掲げる点に配慮して作成を進めることが適当である。

(一) 障害者等の参加

障害福祉計画等の作成に当たっては、サービスを利用する障害者等のニーズの把握に努めるほか、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。

(二) 地域社会の理解の促進グループホーム等の設置等サービスの基盤整備に当たっては、障害及び障害者等に対する地域社会の理解が不可欠であり、障害福祉計画等の作成に当たっては、協議会を活用するとともに、障害者等をはじめ、地域住民、企業等の参加を幅広く求めるほか、啓発・広報活動を積極的に進める。

(三) 総合的な取組

障害福祉計画等の作成に当たっては、障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえ、自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児支援について保健、医療、介護、児童福祉、教育、文化芸術、雇用等の関係機関と連携しながら総合的に取り組むものとなる必要がある。

2 計画の作成のための体制の整備

障害福祉計画等の作成に当たっては、障害者等をはじめ幅広い関係者の参加を求めて意見の集約の場を設けるとともに、①市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携、②市町村、都道府県相互間の連携を図るための体制の整備を図ることが必要である。

(一) 作成委員会等の開催

障害福祉計画等を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、サービスを利用する障害者等をはじめ、事業者、雇用、保健、介護、児童福祉、教育、医療等の幅広い関係者の意見を反映することが必要である。このため、こうした幅広い分野の関係者から構成される障害福祉計画等作成委員会（以下「作成委員会」という。）等意見集約の場を設けることが考えられる。この場合において、障害者総合支援法第八十八条第九項及び第八十九条第七項並びに児童福祉法第三十三条の二十第九項及び第三十三条の二十二第六項においては、協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされていることから、協議会を活用することも考えられる。また、障害者総合支援法第八十八条第十項及び第八十九条第八項並びに児童福祉法第三十三条の二十第十項及び第三十三条の二十二第七項においては、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三十六条第一項及び第四項の合議制の機関を設置している場合には、その意見を聴かななければならないとされていることから、当該機関を活用することも考えられる。

(二) 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携

障害福祉計画等の作成に当たっては、介護保険担当部局、子育て支援や母子保健等の児童福祉担当部局、労働担当部局、保健医療担当部局、地域振興担当部局、住宅政策担当部局等の関係部局及び教育委員会等の教育担当部局並びに都道府県労働局等の関係機関と連携して作業に取り組む体制を整備し、協力して作成することが必要である。

(三) 市町村と都道府県との間の連携

市町村は、住民に最も身近な基礎的な自治体として、障害福祉サービス等（都道府県の地域生活支援事業に係る部分を除く。）並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の実施に関して、また、都道府県は、障害児入所支援の実施に関して、一義的な責任を負っている。これに伴って、都道府県は、市町村の方針を尊重しつつ、市町村の行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう、市町村に対する支援を行うことが求められる。特に、障害福祉サービス並びに障害児通所支援及び障害児入所支援を提供するための福祉施設の整備等に関しては、広域的調整を図る役割を有している。

このため、障害福祉計画等の作成に当たっては、市町村と都道府県との間で密接な連携を図ることが必要であり、市町村は、都道府県による広域的調整との整合性を図るため、都道府県と意見を交換することが必要である。また、都道府県は、地域の実情に応じた障

害福祉サービス並びに障害児通所支援及び障害児入所支援の提供体制の整備を進める観点から、都道府県としての基本的考え方を示すとともに、圏域を単位として広域的な調整を進めるために、関係市町村との協議の場を設ける等、適切な支援を行うことが望ましい。

3 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

障害福祉サービス並びに障害児通所支援及び障害児入所支援の必要な量を見込む等の際は、地域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握しつつニーズを把握するよう努めることが必要である。

このため、現在のサービスの利用実態について分析を行うとともに、地域の実情に応じ、アンケート、ヒアリング等によるニーズ調査等を行うことが適当である。なお、ニーズ調査等については、郵送によるアンケート、障害種別・年齢別に対象者を選択してのヒアリング、障害者関係団体からのヒアリング等様々な方法が考えられるが、地域の実情、作業日程等を勘案しつつ、適切な方法により実施することが考えられる。

4 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備

都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者に調査を行う等により把握し、都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を行うものとする。

5 区域の設定

都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画（以下「都道府県障害福祉計画等」という。）においては、指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）、指定地域相談支援（障害者総合支援法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援をいう。以下同じ。）、指定計画相談支援（障害者総合支援法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）、指定通所支援（児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）及び指定障害児相談支援（児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域（障害者総合支援法第八十九条第二項第二号及び児童福祉法第三十三条の二十二第二項第二号に規定する都道府県が定める区域をいう。別表第二の三（一）の項⑤及び別表第四を除き、以下同じ。）を定めるものとされており、各都道府県は、他のサービスとの連携を図る観点から、圏域を標準として当該区域を定めることが必要である。

6 住民の意見の反映

障害福祉計画等を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等を含む地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。この場合、作

成委員会等の設置に際して、公募その他の適切な方法による地域住民の参画、インターネット等の活用によるパブリックコメントの実施、公聴会（タウンミーティング）の開催、アンケートの実施等様々な手段により実施することが考えられる。

7 他の計画との関係

障害福祉計画等は、障害者計画（障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画及び同条第三項に規定する市町村障害者計画をいう。）、地域福祉計画（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条に規定する市町村地域福祉計画及び同法第八十条に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。）、医療計画、介護保険事業計画（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画及び同法第一百八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画をいう。）、子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画及び同法第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。）その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする必要がある。

8 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置

障害福祉計画等に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画等を変更することその他の必要な措置を講ずる。

そのため、成果目標及び活動指標については、少なくとも年一回は実績を把握し、障害者施策及び障害児施策並びに関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画等の中間評価として分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画等の変更、事業の見直し等の措置を講じることが適当である。中間評価の際には、協議会、合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表するよう努めることが望ましい。

これに加え、活動指標については、より高い頻度で障害種別ごとに実績を把握し、設定した見込量等の達成状況等の分析及び評価を行うことが望ましい。

二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画（以下「市町村障害福祉計画等」という。）においては、別表第二の二の項に掲げる事項、同表の三の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）並びに指定通所支援又は指定障害児相談支援（以下「指定通所支援等」という。）の種類ごとの必要な見込みに関する事項及び同表の四の項に掲げる事項は定めなければならない事項とし、同表の三の項中各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策に関する事項及び同表の五の項に掲げる事項は定めるよう努めなければならない事項とし、同表の一の項に掲げる事項、同表の六の項に掲げる事項及び同表の七の項に掲

げる事項は盛り込むことが望ましい事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。

1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を確保するため、第二に即して成果目標を設定する。また、当該成果目標については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

2 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(一) 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み

令和五年度までの各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

その際には、別表第一を参考としつつ、現在の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向、心身の状況等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて設定することが適当である。また、指定障害福祉サービスのうち生活介護、就労継続支援B型及び施設入所支援の必要な量の見込みについては、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

さらに、指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みの設定にあたっては、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行を図ることを考慮しながら設定することが必要である。

特に、障害児入所支援から障害福祉サービスへの支援の移行に当たっては、市町村は都道府県、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携しながら、障害児が指定障害児入所施設等（児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。）へ入所した後から、退所後の支援を見据え、十八歳以降の支援の在り方について、適切な時期に必要な協議が行われるよう体制整備を図っていくことが必要である。

(二) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業を行う者の確保に関する方策を定める。

この場合において、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進する等の工夫を図ることが適当である。

特に、訪問系サービス及び指定通所支援については、障害者等の地域生活を支える基本事業であるため、各市町村において事業を実施する事業所を最低一カ所確保できるよう努める必要がある。また、指定通所支援等については、指定通所支援等の事業を行う者に対して、障害児に対する質の高い専門的な発達支援を行うことを徹底した上で、事業者の確保に努める必要がある。さらに、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の事業を行う事業所についてもその確保に努める必要がある。なお、小規模町村等において、訪問系サービスや指定通所支援を行う事業所を確保できない場合は、介護保険制度における訪問介護事業所や居宅介護支援事業所に対して、障害者総合支援法に基づく居宅介護事業所としての指定を取るよう促すことや、共生型サービスの指定制度を周知することなどの工夫が必要である。加えて、障害者等が地域で安心して暮らしていくためには、介護者が病気等になったとき等に対応できる短期入所サービスの充実を図っていくことが重要であり、医療機関が実施する短期入所事業所を含めた指定短期入所事業所の確保に努める必要がある。

(三) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

地域生活支援拠点等の整備については、地域レベルでの取組の基礎とするため、障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどの程度備えるべきかについて、障害福祉サービスや相談支援等のニーズ、既存の障害福祉サービスや相談支援等の整備状況、基幹相談支援センターの設置状況等、地域の実情に応じて、地域生活支援拠点等として在るべき姿を検討することが求められる。検討に当たっては、協議会等を十分に活用することが必要である。

また、地域生活支援拠点等を運用していく中で明らかになった課題、例えば、現状の地域生活支援拠点等だけでは対応が困難な地域や障害種別、障害特性等については、協議会等を活用することで情報を共有し、機能を補完する方策の検討や関係者への研修の実施等を通じて、地域生活支援拠点等が整備された後も地域のニーズや課題に答えられているか、機能の水準や充足状況は十分であるかについて継続的に検証及び検討を行うことで、障害者やその家族等の生活を地域全体で支える中核としての役割を担うに相応しい体制を整備する必要がある。

当該検証及び検討に当たっては、地域生活支援拠点等に関与する全ての機関及び人材の有機的な連携を図ることを意識するとともに、都道府県障害福祉計画とも調和が保たれたものとする必要がある。

(四) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見直し並びに計画的な基盤整備の方策

施設入所者の地域生活への移行や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、障害児支援の提供体制の整備その他地域における課題を踏まえ、これらの課題への対応が

立ち後れている市町村においては、必要となる指定障害福祉サービス及び指定通所支援の基盤整備を着実にを行うために都道府県との協働により計画的に指定障害福祉サービス及び指定通所支援の基盤整備を行うことが必要である。

このため、このような市町村においては、都道府県が三の2の(四)によりサービスの種類及び量の見直し並びに整備計画を作成する際には、協働により作成作業を行うとともに、当該整備計画等において関連する内容を市町村障害福祉計画等に反映することが必要である。

3 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項

市町村の地域生活支援事業の実施に関して、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定める。

- (一) 実施する事業の内容
- (二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み
- (三) 各事業の見込量の確保のための方策
- (四) その他実施に必要な事項

4 関係機関との連携に関する事項

- (一) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関と連携することが必要である。

- (二) 指定通所支援等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、保健、医療、児童福祉、教育等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関その他の関係機関と連携することが必要である。

三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

都道府県障害福祉計画等においては、別表第三の三の項に掲げる事項、同表四の項中各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項、同表の六の項に掲げる事項及び同表の七の項に掲げる事項は定めなければならない事項とし、同表の四の項中各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策に関する事項、同表の八の項に掲げる事項及び同表の九の項に掲げる事項は定めるよう努めなければならない事項とし、同表の一の項に掲げる事項、同表の二の項に掲げる事項、同表の五の項に掲げる事項、同表の十の項に掲げる事項及び同表の十一の項に掲げ

る事項は盛り込むことが望ましい事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。

1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の提供体制を確保するため、第二に即して成果目標を設定する。また、成果目標については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

2 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み並びにその見込量の確保のための方策

(一) 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み

区域ごとに令和五年度までの各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

その際には、市町村障害福祉計画等における数値を区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県障害福祉計画等における見込みの数値と整合性がとれるよう、都道府県は、市町村と調整することが必要である。また、指定障害福祉サービスのうち生活介護、就労継続支援B型及び施設入所支援の必要な量の見込みについては、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

また、障害者総合支援法及び整備法による改正後の児童福祉法施行以前に、障害福祉サービス又は障害児通所支援が未実施であった市町村におけるサービスの確保や、指定地域相談支援若しくは指定計画相談支援又は指定障害児相談支援等の確保に留意することが必要である。

(二) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業を行う者の確保に関する方策を定める。

この場合において、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進する等の工夫を図ることが適当である。

ただし、指定通所支援等については、指定通所支援等の事業を行う者に対して、障害児に対する質の高い専門的な発達支援を行うことを徹底した上で、事業者の確保に努めることが必要である。

(三) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた市町村支援等

地域生活支援拠点等の整備については、都道府県は二の二の（三）における検証及び検討の際に、都道府県内の市町村を包括する広域的な見地から、施設入所支援の利用者数の見込み等を集約するとともに、各市町村から地域生活支援拠点等の整備に関する検証及び検討状況等の聞き取りを行い、市町村障害福祉計画との調整を図るものとする。また、都道府県は、市町村又は圏域における地域生活支援拠点等の整備を進めるに当たって必要な支援を行うとともに、第四期障害福祉計画の期間中に地域生活支援拠点等の機能の充実に資するよう、運営に関する研修会等の開催や管内市町村における好事例の紹介、現状や課題の共有等、必要な支援を継続的に行う必要がある。

（四） 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策

施設入所者の地域生活への移行や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、障害児通所支援の地域支援体制の整備その他地域における課題を踏まえ、これらの課題への対応が立ち後れている地域においては、必要となる指定障害福祉サービス及び指定通所支援の基盤整備を着実にを行うために都道府県と市町村が協働により計画的に指定障害福祉サービス及び指定通所支援の基盤整備を行うことが必要である。

このため、このような地域においては、圏域単位を標準として、地域における課題を整理した上で、令和五年度において障害者等の支援に必要となる指定障害福祉サービス及び指定通所支援の種類及び量の見通しを明らかにすることが必要である。加えて、当該見通しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービス及び指定通所支援を実施する事業所数（訪問系サービスを実施する事業所数を除く。以下同じ。）を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画（以下「整備計画」という。）を作成することが必要である。なお、サービスの種類及び量の見通し並びに整備計画の作成に当たっては、別表第三に掲げる事項に留意しつつ作成することが必要である。また、作成された整備計画等の内容は、関係する市町村障害福祉計画等に反映し、都道府県と市町村が一体的に取り組むことが必要である。

3 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

令和五年度までの各年度における指定障害者支援施設（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数については、別表第一を参考としつつ、設定することが適当である。なお、それらの必要入所定員総数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

また、指定障害児入所施設等の必要入所定員総数については、障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行を図ることを考慮しながら設定することが必要である。

このため、都道府県は市町村と連携し、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所等と協力しながら、指定障害児入所施設等に入所が必要な障害児のニーズを把握し、地域の実情を踏

まえて設定するとともに、障害児が指定障害児入所施設等へ入所した後から、退所後の支援を見据え、連絡調整を図っていくことが必要である。

4 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置

指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等支援」という。）の提供に当たって基本となるのは人材であり、国、都道府県、市町村及び指定障害福祉サービス等支援の事業者は、指定障害福祉サービス等支援に係る人材の養成、提供されるサービスに対する第三者による評価等を総合的に推進することが重要である。

(一) サービスの提供に係る人材の研修

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービス等支援に係る人材を質量ともに確保することが重要である。

障害者総合支援法及び児童福祉法の下では、サービス提供に係る専門職員として、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員を、指定障害福祉サービス、指定通所支援、指定障害児入所支援、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の事業者ごとに配置することとしており、都道府県は、これらの者に対して、サービス管理責任者養成研修や、児童発達支援管理責任者研修、相談支援従事者研修等を十分に実施することが必要である。また、サービスの直接の担い手である居宅介護従事者の養成等についても、障害者等の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう、居宅介護職員初任者研修に加え、重度訪問介護従業者養成研修や、同行援護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修等を十分に実施することが必要である。

行動障害を有する障害者等に対し、その特性の理解に基づいて適切な支援を行うため、施設従事者、居宅介護従事者等が知識や支援手法を修得可能となる専門的な研修を実施することが必要である。また、精神障害者の特性に応じた適切な支援が実施できるよう、保健所、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項の精神保健福祉センターをいう。以下同じ。）、高次脳機能障害支援拠点等との連携による専門分野別の研修等地域の実情に応じた研修に取り組むことが望ましい。また、罪を犯した障害者等の特性に応じた適切な支援についても、保健所、精神保健福祉センター、地域生活定着支援センター等との連携による専門分野別の研修等地域の実情に応じた研修に取り組むことが望ましい。

都道府県は、それぞれの研修をサービス種別ごとに計画的に実施し、指定障害福祉サービス等支援に係る人材の確保又は資質の向上に関する総合的な施策に取り組むことが必要

である。このため、都道府県は、研修の実施方法、実施回数等を定めた研修計画を作成するとともに、研修受講者の記録の管理等を行うことが必要である。なお、相談支援専門員に向けた研修を行うに当たっては、難病患者等や重症心身障害児者、医療的ケア児等の特性に応じた適切な支援についても十分に理解が図られるようなものとするのが重要である。さらに、適切な支援の提供が障害者等の自立及び社会参加に資することも踏まえ、地域生活支援事業における障害者相談支援事業及び介護給付費等の支給決定事務に係る業務を適切かつ主体的に実施するため、市町村職員に対して相談支援従事者研修の受講を促すことが望ましい。

また、医療的ケアを必要とする障害者等に対する支援体制の充実を図るため、喀痰（かくたん）吸引等の業務を行うことができる人材の育成に努めることが必要である。

さらに、都道府県は、教育委員会等の教育担当部局と連携し、例えば、学校訪問を行い障害福祉に係る仕事を紹介する等により、若年層における障害福祉サービスに係る理解を促進する取組や、都道府県福祉人材センター（社会福祉法第九十三条第一項に規定する都道府県福祉人材センターをいう。）と連携し、福祉人材の無料職業紹介を行う等の取組を通じ、障害福祉サービス等支援に係る人材の確保を支援することが望ましい。

（二） 指定障害福祉サービス等支援の事業者に対する第三者の評価

指定障害福祉サービス等支援の質の向上のための方策として、事業者から提供されるサービスについて、第三者による評価を行うことも考えられる。社会福祉法第七十八条において、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされているところであり、都道府県は、事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるような体制の整備を行い、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援することが望ましい。

また、障害者総合支援法等一部改正法により、障害福祉サービス等情報公表制度が創設されたことを踏まえ、当該制度の活用により、障害福祉サービス等又は障害児通所支援等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることが重要である。このため、都道府県においては、事業者に対して制度の周知を図るとともに、より多くの利用者や相談支援専門員等が当該制度を活用できるよう、利活用しやすい仕組み作りや普及及び啓発に向けた取組を実施していくことが必要である。

5 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項

都道府県の地域生活支援事業の実施に関して、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定める。

（一） 実施する事業の内容

- (二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み
- (三) 各事業の見込量の確保のための方策
- (四) その他実施に必要な事項

6 関係機関との連携に関する事項

- (一) 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関と連携することが必要である。

- (二) 区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、保健、医療、児童福祉、保育、教育等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関その他の関係機関と連携することが必要である。

四 その他

1 計画の作成の時期

第六期障害福祉計画及び第二期障害児福祉計画は、令和三年度から令和五年度までの三年間における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の量の見込み等について定めるものである。

なお、東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村及び都道府県（以下「被災市町村等」という。）においては、障害者等の実態把握のための十分な体制の整備及び障害福祉計画等の作成に向けた準備作業が困難な場合があるため、被災市町村等の実情に応じて弾力的な取扱いを行っても差し支えないこととする。

2 計画の期間

障害福祉計画等は、三年を一期として作成することとする。

3 計画の公表

市町村は、市町村障害福祉計画等を作成するときは、二の二の（一）に掲げる事項については、あらかじめ都道府県の意見を聴くこととし、併せて、その他の事項についても、都道府県と市町村が一体的に取り組むことができるよう都道府県と調整を行うことが望ましい。また、市町村障害福祉計画等を定めた際には、遅滞なく、公表するとともにこれを都道府県知事に提出することが必要である。

都道府県は、都道府県障害福祉計画等を作成したときは、遅滞なく、公表するとともに、これを厚生労働大臣に提出することが必要である。

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

一 障害者等に対する虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。以下「障害者虐待防止法」という。）を踏まえ、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

都道府県及び市町村においては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（平成二十四年十二月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室作成）に沿って、都道府県障害者権利擁護センター（障害者虐待防止法第三十六条第一項の都道府県障害者権利擁護センターをいう。）、市町村障害者虐待防止センター（障害者虐待防止法第三十二条第一項の市町村障害者虐待防止センターをいう。）を中心として、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者及び障害児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員、児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの活用、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことが重要である。さらに、地域の実情に応じて高齢者や児童の虐待防止に対する取組を行う機関とも連携しながら、効果的な体制を構築することが望ましい。

なお、市町村においては、引き続き、住民等からの虐待に関する通報があった場合に、速やかに障害者等の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、市町村障害者虐待対応協力者（障害者虐待防止法第九条第一項に規定する市町村障害者虐待対応協力者をいう。）と協議の上、今後の援助方針や支援者の役割を決定する体制を取ることが必要である。

また、次に掲げる点に配慮し、障害者等に対する虐待事案を効果的に防止することが必要である。

1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見

都道府県及び市町村においては、虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及びその養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めることが必要である。また、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対し、障害者等虐待防止研修受講の徹底及び虐待を防止するための委員会の設置を促すなど、各種研修や指導監査などあらゆる機会を通じて指導助言を継続的に行うことが重要である。特に、継続サービス利用支援（障害者総合支援法第五条第二十三項に規定する継続サービス利用支援をいう。）により、居宅や施設等への訪問を通じて障害者等やその世帯の状況等を把握することが可能であることに鑑み、

相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図る必要がある。

2 一時保護に必要な居室の確保

市町村においては、虐待を受けた障害者等の保護及び自立支援を図るため、一時保護に必要な居室を確保する観点から地域生活支援拠点を活用するとともに、都道府県においては、必要に応じて、一時保護のために必要な居室の確保について市町村域を超えた広域的な調整を行うこととする。

3 指定障害児入所支援の従業者への研修

指定障害児入所支援については、児童福祉法に基づき、被措置児童等虐待対応が図られるが、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等と同様に、入所児童に対する人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対する研修等の実施が必要である。

4 権利擁護の取組

障害者等の権利擁護の取組については、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行い、当該制度の利用を促進する必要がある。また、これらの取組を行うに当たっては、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）を踏まえ、各市町村において作成に努めることとされている市町村成年後見制度利用促進基本計画との整合性が保たれるようにすることが望ましい。

二 意思決定支援の促進

都道府県は、意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及を図るよう努める必要がある。

三 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

第一の7における障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関しては、次のような支援を行うため、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進する。

- (一) 障害福祉サービス事業所等に対する相談支援
- (二) 芸術文化活動を支援する人材の育成
- (三) 関係者のネットワークづくり
- (四) 発表等の機会の創出
- (五) 障害者の文化芸術活動の情報収集及び発信
- (六) その他地域の実情等を踏まえ実施すべき障害者の文化芸術活動に関する支援等

四 障害を理由とする差別の解消の推進

共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要であり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）では、障害者等に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定するとともに、対象となる障害者等は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られるものではないこととしている。

都道府県及び市町村は、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行う必要があるとともに、指定障害福祉サービス等支援の事業者をはじめとする福祉分野の事業者は、障害を理由とする差別を解消するための取組を行うに当たり、厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」（平成二十七年十一月厚生労働大臣決定）を踏まえ、必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待される。

五 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所においては、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であり、都道府県及び市町村はその支援を行うことが必要である。また、それらの取組の際には、日常的な地域とのつながりが発災時における障害者等の安全確保につながるとともに、一方で、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が発災時には福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、防災対策とともに考えていくことも必要である。

さらに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を利用する障害者等が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害者等への支援に従事できるようにするため、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要である。

別表第一

一 福祉施設から一般就労への移行等

事 項	内 容
就労移行支援事業及び就労継続支援事業（就労継続支援を行う事業をいう。以下同じ。）の利用者の一般就労への移行	都道府県の障害保健福祉担当部局は、令和五年度において、就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを設定する
障害者に対する職業訓練の受講	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、令和五年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを設定する。
福祉施設から公共職業安定所への誘導	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、令和五年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	都道府県の労働担当部局及び障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行した者の職場定着を支援するため、令和五年度において、福祉施設から一般就労に移行する利用者のうち、必要な者が就労移行支援事業者等と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促すとともに、就労移行支援事業者等が適切かつ必要な就労支援を支援者に対して行い、令和五年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることで、一定割合の者が就職に結びつく

	よう、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを設定する。
--	------------------------------------

二 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する
--	---

三 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）

生活介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
自立訓練（機能訓練）（規則第六条の七第一号の自立訓練（機能訓練）をいう。）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
自立訓練（生活訓練）（規則第六条の七第二号の自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

就労移行支援	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者、休職者で復職を希望する者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p>
就労継続支援A型	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援A型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援A型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p>
就労継続支援B型	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援B型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p> <p>設定に当たっては、区域内の就労継続支援B型事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。</p>
就労定着支援	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>
療養介護	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>

短期入所（福祉型、医療型）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
---------------	---

四 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、地域生活支援拠点等

自立生活援助	現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
共同生活援助	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
施設入所支援	<p>令和元年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>当該利用者数の見込みの設定に当たっては、令和五年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の一・六パーセント以上を削減することとし、令和二年度末において、障害福祉計画で定めた令和二年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和五年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。</p>

地域生活支援拠点等	地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。
-----------	---

五 相談支援

<p>計画相談支援（障害者総合支援法第五条第十八項に規定する計画相談支援をいう。）</p>	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>
<p>地域移行支援</p>	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。</p>
<p>地域定着支援</p>	<p>現に利用している者の数、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>

六 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

<p>児童発達支援</p>	<p>地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。</p>
<p>医療型児童発達支援（児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）</p>	<p>地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。</p>

放課後等デイサービス	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
保育所等訪問支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
居宅訪問型児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
福祉型障害児入所施設医療型障害児入所施設	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
障害児相談支援	地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。

七 発達障害者等に対する支援

発達障害者支援地域協議会の開催	地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数を見込みを設定する。
-----------------	---

発達障害者支援センターによる相談支援	現状の相談件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数の見込みを設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	現状の助言件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターあるいは発達障害者地域支援マネジャーの助言を必要とする数を勘案して、助言件数の見込みを設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	現状の研修及び啓発件数を勘案し、個々の発達障害の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数の見込みを設定する。
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
ピアサポートの活動への参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

八 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。

<p>保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数</p>	<p>市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。</p>
<p>精神障害者の地域移行支援</p>	<p>現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>
<p>精神障害者の地域定着支援</p>	<p>現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>
<p>精神障害者の共同生活援助</p>	<p>現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>
<p>精神障害者の自立生活援助</p>	<p>現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>
<p>精神病床における退院患者の退院後の行き先</p>	<p>都道府県において、入院中の精神障害者が地域生活を送るための基盤整備内容を検討するために必要となる、精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数の見込みを設定する。</p>

九 相談支援体制の充実・強化のための取組

総合的・専門的な相談支援	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
地域の相談支援体制の強化	<p>地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。</p> <p>地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。</p> <p>地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。</p>

十 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。
指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。

別表第二

事 項	内 容
一 市町村障害福祉計画等の基本的理念等	市町村障害福祉計画等に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定めること。
<p>二 提供体制の確保に係る目標</p> <p>(一) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標</p>	<p>障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、令和五年度における成果目標を設定すること。</p>

<p>(二) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標</p>	<p>障害児支援の体制整備を推進するため、この基本指針に則して、地域の実情に応じて、令和五年度における成果目標を設定すること。</p>
<p>三 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p> <p>(一) 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p> <p>(二) 各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p>	<p>① 別表第一を参考として、⑤の令和五年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、令和五年度までの各年度における市町村ごとの指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めること。</p> <p>② 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p> <p>③ 各地域の個別の状況に応じた地域生活支援拠点等の整備の方策を定めること。</p> <p>④ 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策を定めること。</p> <p>⑤ 当該市町村が属する都道府県が別表第四の三の項に掲げる式により算定した、当該都道府県の区域（地方自治法第五条第一項の区域をいう。以下この⑤及び別表第四において同じ。）における令和五年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案して、当該市町村の区域における令和五年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定めること。</p> <p>① 別表第一を参考として、令和五年度までの各年度における市町村ごとの指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めること。</p> <p>② 指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p>

	③ 圏域単位を標準とした指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策を定めること。
四 市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	<p>市町村が実施する地域生活支援事業について、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定めること。</p> <p>① 実施する事業の内容</p> <p>② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み</p> <p>③ 各年度の見込量の確保のための方策</p> <p>④ その他実施に必要な事項</p>
<p>五 関係機関との連携に関する事項</p> <p>(一) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項</p> <p>(二) 指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項</p>	<p>市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定めること。</p> <p>市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定めること。</p>
六 市町村障害福祉計画等の期間	市町村障害福祉計画等の期間を定めること。
七 市町村障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村障害福祉計画等の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

別表第三

事 項	内 容
一 都道府県障害福祉計画等の基本的な理念等	都道府県障害福祉計画等に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定めること。

<p>二 区域の設定</p>	<p>指定障害福祉サービス等又は指定通所支援等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域を定めた場合に、その趣旨、内容等を定めること。</p>
<p>三 提供体制の確保に係る目標</p> <p>(一) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標</p> <p>(二) 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標</p>	<p>障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、令和五年度における成果目標を設定すること。</p> <p>特に福祉施設の利用者の一般就労への移行等の数値目標を達成するため、労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関と連携して、次に掲げる事項について障害者雇用の推進に関する活動指標を設定して、実現に向けた取組を定めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行 ② 障害者に対する職業訓練の受講 ③ 福祉施設から公共職業安定所への誘導 ④ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導 ⑤ 公共職業安定所における福祉施設利用者の支援 <p>障害児支援の体制整備を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、令和五年度における成果目標を設定すること。</p>

<p>四 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p> <p>(一) 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p> <p>(二) 各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p>	<p>① 市町村障害福祉計画を基礎として、④の令和五年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、令和五年度までの各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>② 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p> <p>③ 市町村障害福祉計画を基礎として、地域生活支援拠点等の整備の方策について、圏域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>④ 別表第四の三の項に掲げる式により算定した、令和五年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定めること。</p> <p>① 市町村障害児福祉計画を基礎として、令和五年度までの各年度における指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>② 指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p>
---	--

<p>五 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策</p>	<p>① 障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用状況や供給体制について、国民健康保険団体連合会へ委託する自立支援給付の支払に関するデータの分析等により的確に把握すること。</p> <p>② 障害者等のニーズを踏まえ、必要な住まい、訪問系サービス、日中活動の拠点及び障害児支援の提供体制が適切に整備されているかという視点から課題を整理すること。</p> <p>③ ①及び②を踏まえ、障害者等の支援に必要となる指定障害福祉サービス及び障害児通所支援の種類及び量の見通しを作成すること。加えて、当該見通しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービス及び障害児通所支援を実施する事業所数を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画を作成すること。</p>
<p>六 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数</p>	<p>令和五年度までの各年度における指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数を定めること。</p>
<p>七 都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項</p>	<p>都道府県が実施する地域生活支援事業について、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定めること。</p> <p>① 実施する事業の内容</p> <p>② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み</p> <p>③ 各事業の見込量の確保のための方策</p> <p>④ その他実施に必要な事項</p>
<p>八 指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置</p>	<p>指定障害福祉サービス等支援に従事する者及び相談支援専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項を定めること。</p>

<p>九 関係機関との連携に関する事項</p> <p>(一) 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項</p> <p>(二) 区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項</p>	<p>都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定めること。</p> <p>都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定めること。</p>
<p>十 都道府県障害福祉計画等の期間</p>	<p>都道府県障害福祉計画等の期間を定めること。</p>
<p>十一 都道府県障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価</p>	<p>各年度における都道府県障害福祉計画等の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。</p>

別表第四

項	式
一	$\Sigma A_1 B_1 \times \alpha \times \beta + \Sigma A_2 B_1 \times \gamma$
二	$\Sigma C_1 B_2 \times \alpha \times \beta + \Sigma C_2 B_2 \times \gamma$
三	$\Sigma A_3 B_3 \times (1 - \alpha \times \beta) + \Sigma A_4 B_3 \times (1 - \gamma)$
<p>備考</p> <p>この表における式において、A_1、A_2、A_3、A_4、B_1、B_2、B_3、C_1、C_2、α、β、γは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>A_1 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率</p> <p>A_2 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率</p> <p>A_3 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率</p>	

- A₄ 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率
- B₁ 当該都道府県の区域における、令和五年における六十五歳以上の性別及び年齢階級別の推計人口
- B₂ 当該都道府県の区域における、令和五年における六十五歳未満の性別及び年齢階級別の推計人口
- B₃ 当該都道府県の区域における、令和五年における性別及び年齢階級別の推計人口
- C₁ 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率
- C₂ 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率
- α 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち継続的な入院治療を必要とする者の割合として、原則として〇・六五から〇・七四までの間で都道府県知事が定める値
- β 一年当たりの治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等による効果を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として〇・九五から〇・九六までの間で都道府県知事が定める値を三乗した値
- γ 一年当たりのこれまでの認知症施策の実績を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として〇・九七から〇・九八までの間で都道府県知事が定める値を三乗した値

軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者に対する施策に係る答申について

1 趣旨

令和元年5月27日に横浜市障害者施策推進協議会へ諮問した「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者に対する施策」について、答申(案)がまとまりましたので報告します。

2 答申概要

(1) 構成

第1章	検討の背景
第2章	平成30年度横浜市発達障害検討委員会の取組
第3章	具体的な施策の展開について
第4章	今後の展開

(2) 内容(要点を抜粋)

ア 気づきの促進と未来につながる支援(Right time & Bright life) (14ページ)

今回対象とする発達障害児・者は、幼少期には本人・周囲とも障害に気づかないことも多くあります。そのため、早期発見・早期療育だけでなく、その人にとって適切な時期に適切な支援につなげることが重要だと考えます。この理念を「気づきの促進と未来につながる支援(Right time & Bright life)」と表します。

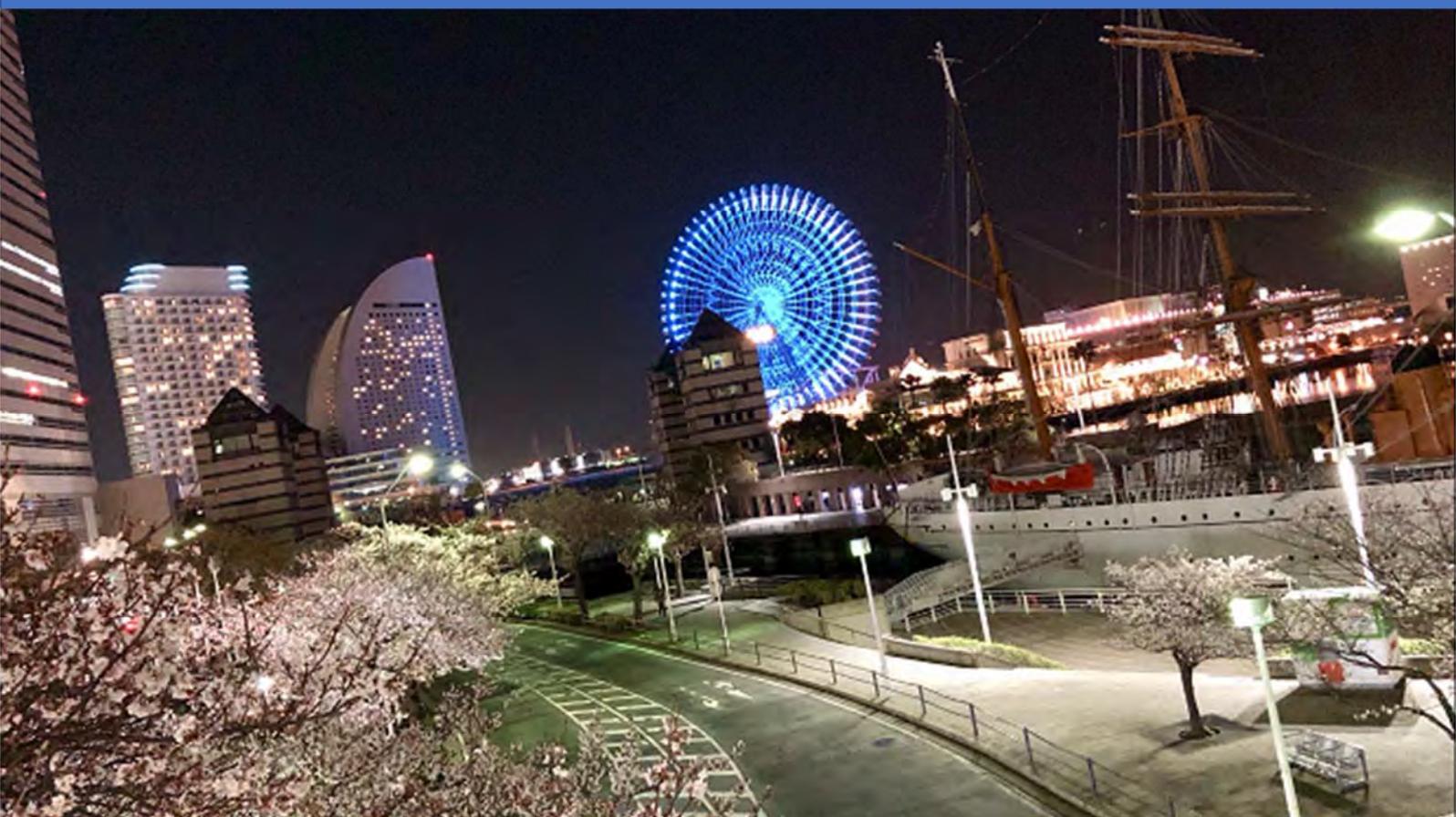
イ 地域社会全体の、包括的な支援体制を構築(23・24ページ)

今回対象としている発達障害児・者は、必ずしも障害児・者への相談支援機関に相談するとは限りません。むしろ、発達障害の特性についての理解や合理的配慮を得られないことに起因する生きづらさを、障害児・者を主たる対象としない支援機関等(保育所、幼稚園、学校、就労先等)に相談することが多いと考えられます。そのため、地域社会全体で包括的な支援体制を構築する必要があります。

ウ 「0次支援」の重要性(23ページ)

障害児・者への相談支援機関(主に指定特定相談支援事業所・一次相談支援機関)等による適切な対応につながるためには、障害児・者を支援対象としない機関(保育所、幼稚園、学校、就労先等)が、身近な地域の中で、本人や家族が抱える生きづらさに気づき、受け止めることが重要です。

けいど ちてき おく ともな ちてき
軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な
おく ともな はったつしょうがいじ しゃ
遅れを伴わない発達障害児・者への
ぐたいてきしさく てんかい どうしん
具体的施策の展開について【答申】



せかいじへいしょうけいはつてーいんよこはま
「世界自閉症啓発デー in横浜」より

れい わ ねん がつ
令 和 2 年 6 月
よこはまししょうがいしゃしさくすいしんきょうぎかい
横浜市障害者施策推進協議会



● はじめに . . . 2

第1章 検討の背景

1-1 国の取組 . . . 3
1-2 横浜市の取組 . . . 4

第2章 平成30年度 横浜市発達障害検討委員会の取組

2-1 平成30年度 横浜市発達障害検討委員会の検討内容 . . . 6
2-2 横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性 . . . 7
2-3 喫緊に取り組むべき課題 . . . 8
2-4 横浜市長からの諮問 . . . 10

第3章 具体的な施策の展開について

3-1 「発達障害」の定義と、本答申における対象児・者について . . . 11
3-2 前提となる考え方 . . . 12
3-3 本答申の構成について . . . 15
3-4 6大項目・15小項目に関する視点 . . . 16
【大項目Ⅰ】 本人がその人らしく生きるための支援の充実 . . . 16
【大項目Ⅱ】 保護者及び家族への支援 . . . 21
【大項目Ⅲ】 支援機関の連携と役割分担 . . . 23
【大項目Ⅳ】 支援体制の強化・充実 . . . 29
【大項目Ⅴ】 人材育成 . . . 34
【大項目Ⅵ】 障害理解の促進・普及啓発 . . . 36

第4章 今後の展開

4-1 今後の施策展開に向けて . . . 40
● 資料編 . . . 41

はじめに

ここに、「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的な施策の展開」について答申します。

平成17年の発達障害者支援法施行から、横浜市では、発達障害児・者の支援体制の整備に取り組まれてきました。これまで、長く制度の谷間に置かれていた発達障害児・者に対する支援は着実に進展し、発達障害に対する市民の理解も広がってきました。しかし、同法施行から10年以上が経過し、新たな取り組みが強く要請されるようになりました。平成28年の発達障害者支援法の改正は、その代表的な動きと考えられます。

この法改正の最も大きな背景の一つが、発達障害児・者、特に、「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」の大幅な増加があります。しかも、生後間もなくから50歳代を超える成人まですべてのライフステージにおいて増加が認められています。また、支援を必要とする場面の多くが、専門的な支援が届きにくい、地域の人々があたりまえに生活している日常環境で生じています。加えて、一時的、あるいは断続的に支援を必要とする状態から恒常的に支援を必要としている状態まで、必要な支援は個別性が高く内容も様々となっています。

残念ながら、従来の障害福祉・教育等の考え方や施策では、それらの支援の必要性に対して、十分に対応できない現状も生じています。発達障害児・者や保護者・家族に生きづらさがあっても、適切な支援によって大きく改善することを考えると、適切な時期を捉えて本人や家族が望む支援を柔軟に、よりきめ細かに提供することが求められています。

ところで、平成26年に、「障害者の権利に関する条約」、いわゆる「障害者権利条約」が批准されました。障害のある人たちが積極的に参加・貢献していくことができる社会、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える社会を目指すことになりました。

また横浜市では、2020年に開催される予定のオリンピック・パラリンピックに向けた「共生社会ホストタウン」への登録をはじめとした取組も進められています。

今後は、これらの時代の変化に対応した支援が求められており、今回の「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的な施策の展開」を検討する上でも、多様性の尊重と地域社会における共生が、議論における大きなテーマの一つになりました。

本答申を作成するにあたり、横浜市発達障害検討委員会委員の皆様にも熱くご議論を頂きました。また、横浜市発達障害検討委員会での検討内容を深めるため、発達障害支援に関わる皆様から貴重なご意見を頂きました。横浜市障害者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、本答申の作成にご尽力を頂きました皆様に心からお礼を申し上げます。

横浜市においては、本答申をもとに具体的な施策を展開するとともに、地域社会の様々な主体が身近な存在として発達障害児・者を理解し、支援を担って頂けるようにあらゆる取組を推進していくことを期待しています。

本答申では、横浜市における「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的な施策の展開」の基本的な考え方として、その人にとって適切な時期に適切な支援につながることであれば、その人にとって明るい人生・未来につながるとして、「気づきの促進と未来につながる支援 (Right Time & Bright Life)」という理念を提案しました。

発達障害のある人やその保護者・家族を含めたすべての市民が、「生きてて楽しい」と心から思える人生と社会を、オール横浜で構築されることを願っています。

令和2年6月

横浜市障害者施策推進協議会

会長 渡部 匡隆

第1章

検討の背景

1-1 国の取組

平成17年に発達障害者支援法が施行され、この中で、長く制度の谷間に置かれていた発達障害の定義が明確化し、障害福祉等に関する法制度上の位置づけが確立しました。

また同法では、それぞれの障害特性やライフステージに応じた支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を定め、これに基づき、発達障害児・者への支援体制整備が行われてきました。

(1) 発達障害者支援法の改正

同法が施行されてから、発達障害児・者に対する支援は着実に進展し、発達障害に対する国民の理解も広がってきました。

しかし、同法の施行から10年が経過し、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、時代の変化に対応した、よりきめ細かな支援が求められるようになったことから、発達障害者の支援の一層の充実を図るために、平成28年に法改正が行われました。

「改正発達障害者支援法」では、次の三点をポイントとしています。

- 1 ライフステージを通じた切れ目のない支援
- 2 家族なども含めた、きめ細やかな支援
- 3 地域の身近な場所で受けられる支援

(2) 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル・プロジェクト」

文部科学省及び厚生労働省が連携し、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討する「トライアングル・プロジェクト」が発足し、平成29年度にプロジェクト会議が開催されました。

この検討を踏まえ、平成30年5月24日付で「教育と福祉の一層の連携等の推進について（30文科初第357号・障発0524第2号／資料編5（50ページ）参照）」が通知され、教育と福祉の連携、及び保護者支援を推進するための方策に関する積極的な取組の展開を、各指定都市市長等に求めています。

(3) 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

（平成18年厚生労働省告示第395号）

障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20では、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を市町村が定めることを義務付けており、計画においては、障害福祉におけるサービスごとに必要な利用の見込み量を定めることとしています。

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の作成にあたって則すべき事項を定めた上記指針が、平成30年度から令和2年度までの両計画策定にあたり改正され（平成29年）、「発達障害者等に関する支援」が、相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方として明確に位置付けられました。

また計画の中で、「発達障害者等に対する支援」についての事項を指標として設定し、取り組むことが適当であるとされました。

1-2 横浜市での取組

国の指針を受け横浜市でも、発達障害児・者への支援体制の整備に向けた取組を推進してきました。

(1) 計画・プラン

障害福祉・教育等に関する市の計画・プランにおいて、発達障害児・者への支援の推進に係る方向性が掲げられています。

名称	概要	発達障害児・者支援に関連する主な取組内容
<p>横浜市中期4か年計画 (2018~2021年度)</p>	<p>2030(令和12)年を 展望した中長期 的戦略と計画 期間の4年間に 重点的に推進す べき政策を取りま とめた計画。</p>	<p>政策25「未来を創る子どもを育む教育の推進」</p> <p>▽ 主な施策(事業)「特別支援教育の推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校のセンター的機能等の活用による学校支援 通級指導教室の指導体制の強化 特別支援教育に携わる教員の専門性の向上 特別支援学校の教育内容の充実 <p>政策31「障害児・者福祉の充実」</p> <p>▽ 主な施策(事業)「障害児支援の拡充」</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域療育センターにおける地域支援の充実・待機期間の短縮 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等における支援体制の拡充
<p>横浜市障害者プラン (第3期： 2015~2020年度)</p>	<p>障害者基本法、障 害者総合支援法及 び児童福祉法に定 める「障害者計 画」、「障害福祉計 画」及び「障害児 福祉計画」として 位置づけている、 障害福祉施策に 関わる中・長期的 な計画。</p>	<p>テーマ1「出会う・つながる・助け合う」</p> <p>▽ 取組1-1「普及・啓発」</p> <ul style="list-style-type: none"> 持続的な普及・啓発 学齢期への重点的な普及・啓発 <p>▽ 取組1-2「相談支援」</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援体制の再構築と充実 <p>テーマ4「生きる力を学び・育む」</p> <p>▽ 取組4-1「療育」</p> <ul style="list-style-type: none"> 早期療育体制の充実 学齢障害児の支援の充実 <p>▽ 取組4-2「教育」</p> <ul style="list-style-type: none"> 療育と教育の連携による切れ目のない支援 教育環境・教育活動の充実 教育から就労への支援 <p>▽ 取組4-3「人材の確保・育成」</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害福祉従事者の確保と育成 <p>テーマ5「働く・活動する・余暇を楽しむ」</p> <p>▽ 取組5-1「就労」</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般就労の促進と定着支援の充実

<p>横浜市子ども・子育て支援事業計画 (第1期： 2015～2019年度)</p>	<p>子ども・青少年施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性などを定める計画。 (子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画)</p>	<p>■ 基本施策3 障害児への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域療育センターを中心とした支援の充実 療育と教育の連携による切れ目のない支援を進める 学齢障害児に対する支援の充実 市民の障害への理解を促進するための取組を進める
<p>横浜市教育振興基本計画 (第3期： 2018～2022年度)</p>	<p>「横浜教育ビジョン2030」(平成30(2018)年策定)の具現化に向けたアクションプランとして、5年間で進める施策や取組を定めた計画。 (教育基本法に基づく法定計画)</p>	<p>■ 柱1「主体的な学び」</p> <p>▽ 施策3「特別支援教育の推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての子どもが安心して学べる多様な学びの場の構築 一般学級在籍の特別な支援が必要な児童生徒への支援の充実 障害特性に応じた個別支援学級における教育の充実 特別支援教育相談システムの充実 <p>■ 柱14「切れ目のない支援」</p> <p>▽ 施策1「福祉・医療との連携による支援の充実」</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉との連携強化

(2) 横浜市発達障害検討委員会

横浜市は発達障害者支援法施行と同時期の平成17年度に、横浜市障害者施策推進協議会の部会として「横浜市発達障害検討委員会」を設置しました。

これまで同検討委員会では、乳幼児期・学齢前期・学齢後期・青年期ごとに検討を行い、各ステージの課題や、ステージ間の切れ目のない支援等について議論を行ってきました。

これらの議論を踏まえ、様々な提案が施策化され、事業として実現しました。

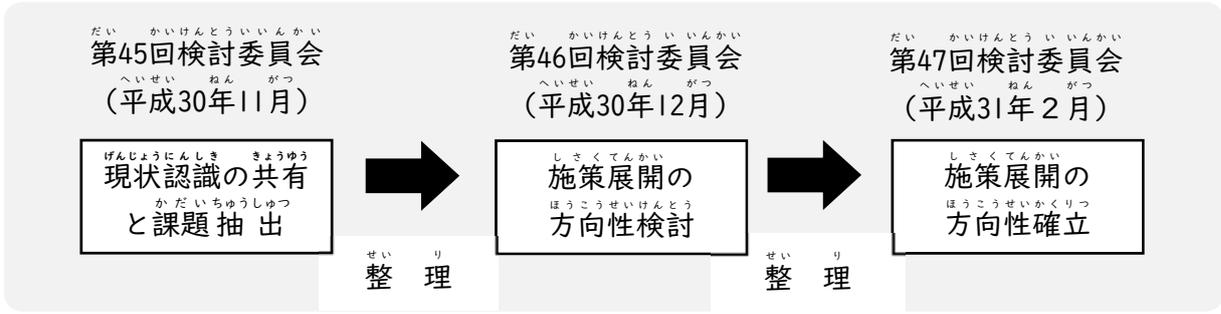
第2章 平成30年度 横浜市発達障害検討委員会の取組

2-1 平成30年度 横浜市発達障害検討委員会の検討内容

近年、発達障害、特に「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」の大幅な増加に対し、従来の障害福祉・教育等施策では、十分に対応できていない現状があります（資料編4（46ページ）参照）。

こうした現状認識に基づき、平成30年度の横浜市発達障害検討委員会では、「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」について、改めてライフステージ全般に渡る課題整理と、施策の方向性に関する議論を行いました。

★ 検討の経過



2-2 横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性

「平成30年度 横浜市発達障害検討委員会報告書」では、横浜市における、発達障害に関する医療・福祉・教育等施策を、次に掲げる6大項目・15小項目の方向性に基づき、再構築を行うべきであると整理しました。



横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性

I 本人への支援

- 1 本人がその人らしく生きるための支援の充実
- 2 当事者の居場所の充実
- 3 二次障害（ひきこもり等）への対応力向上
- 4 成人期の課題に対する、本人支援の充実

II 保護者及び家族への支援

- 1 保護者及び家族に対する支援の充実

III 支援機関の連携と役割分担

- 1 支援機関の役割分担の明確化等による、効果的・効率的な対応
- 2 ライフステージを通し、切れ目のない支援を行うための、コーディネート機能の強化
- 3 医療と福祉の連携強化とネットワークの拡充
- 4 サービス情報提供システムの充実

IV 支援体制の強化・充実

- 1 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充
- 2 教育と福祉の連携等による、学齢期支援の強化
- 3 学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上

V 人材育成

- 1 発達障害に関する支援力を身につけた支援者の養成

VI 障害理解の促進・普及啓発

- 1 地域社会における共生の実現に向けた、社会全体の意識醸成
- 2 特に教育・就労の場面における、本人を取り巻く周囲への理解促進

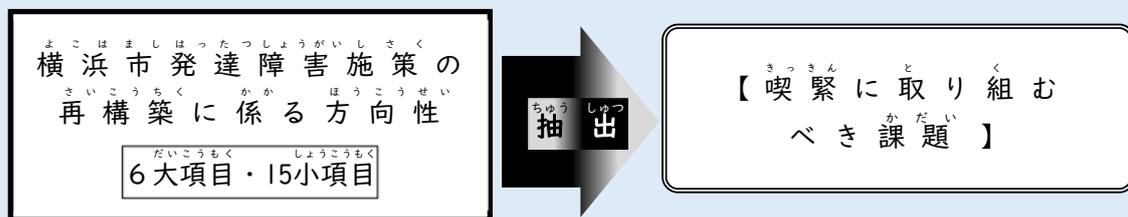
2-3 喫緊に取り組むべき課題

2-2で示した6大項目・15小項目は、いずれも極めて重要であると考えます。

また、これらは相互補完的、かつ連続的・一体的であり、全てが実現することにより初めて、完成したシステムとなります。

しかし、全ての施策を一挙に実現することは現実的に困難であるため、【①重要性】【②緊急性】【③難易度（マンパワー・費用・時間の側面から）】の3つの視点を総合的に勘案した上で、次のページに掲げる項目については、特に喫緊に取り組むべきであると整理しました。

<「横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性」と「喫緊に取り組むべき課題」の関係図>



3つの視点を総合的に勘案

「平成30年度 横浜市発達障害検討委員会報告書」では、これら「喫緊に取り組むべき課題」については、再構築に向けて令和元年度に検討を開始するとともに、令和3年度からの第4期障害者プラン等に反映させることが望ましい、としています。

また、それ以外の課題についても、順次検討を進め、可能な限り第4期以降の障害者プラン等に反映させることが望ましい、としています。



喫緊に取り組むべき課題

II 保護者及び家族への支援

I 保護者及び家族に対する支援の充実

発達障害の支援には、「本人」支援と並んで保護者及び家族支援が有効であり、重要である。このため、保護者等の交流の場等を促進するために、新たにメンター制度の創設や、ペアレントプログラム（ペアレントトレーニング）の充実などを検討すべきである。

III 支援機関の連携と役割分担

I 支援機関の役割分担の明確化等による、効率的・効果的な対応

支援の実施主体ごとの役割分担を明確にし、相互に連携し補完し合うことで、効率的・効果的な支援体制を構築する必要がある。

また、支援体制の中で中心的な役割を果たす機関を明確化し、その上で連携の仕組みを考えることが重要である。

2 ライフステージを通し、切れ目のない支援を行うための、コーディネート機能の強化

ライフステージごとの接続期において、切れ目なく、適切な支援に繋がることができる仕組みの整備が必要である。併せて、支援機関ごとの連携強化が重要である。

また、必要な情報がタイムリーに提供されるシステムの構築等とともに、本人及び保護者・家族に対し、適切な時期に、確実に支援が届くような仕組みづくり等の検討も必要である。

IV 支援体制の強化・充実

I 就学前の対象者増加に対する、支援体制の拡充

就学前の発達障害児支援体制の拡充を行うべきである。

それに際しては、地域療育センターの機能見直しを抜本的に行うとともに、関係する地域の支援機関が担うべき役割と方向性を明確にすることにより、効率的・効果的な支援体制の再構築及び必要な拡充を検討すべきである。

3 学齢後期における、支援の量的拡大と質的向上

学齢後期障害児支援事業等それぞれの支援組織が担うべき役割と方向性を明確にした上で、効率的・効果的な支援体制の再構築および必要な拡充を検討すべきである。

V 人材育成

I 発達障害に関する支援力を身につけた支援者の養成

今回対象とした児・者への支援に特化した、専門性の高い人材の育成が必要である。

また、専門性のあり方についても、改めて検討が必要である。

同時に、福祉・教育等関係者、企業、学校、地域社会など身近な支援者全般が、発達障害に関する適切な理解と対応を身につけることも求められている。

2-4 横浜市長からの諮問

「平成30年度 横浜市発達障害検討委員会報告書」を受け、令和元年5月27日付で、横浜市長より「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的な施策の展開」について、横浜市障害者施策推進協議会あてに諮問を受けました。

これに対し、本協議会の部会である、横浜市発達障害者検討委員会にて検討を進めることとなり、令和元年6月から令和2年2月にかけて、検討を行ってきました（資料編1（42ページ）参照）。

第3章

具体的な施策の展開について

3-1 「発達障害」の定義と、本答申における対象児・者について

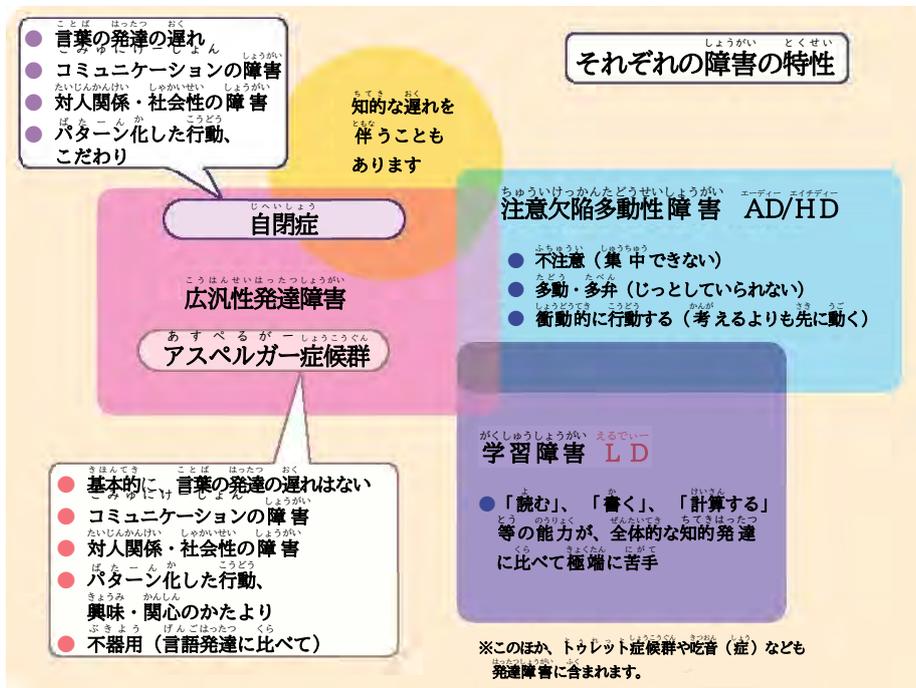
■ 「発達障害」の定義

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であり、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

また同法では、「発達障害者」について、「発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」と定義しています。

【参考図】主な発達障害の特性

※ 発達障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）ウェブサイト「発達障害を理解する」より引用



- ✓ 平成25年に米国精神医学会が発行し、翌年日本語訳された「DSM-5（精神障害の診断・統計マニュアル第5版）」では、自閉症・アスペルガー症候群等が「自閉スペクトラム症」という言葉に統合されました。また、AD/HDの日本語訳が「注意欠如・多動症」とされました。
- ✓ 障害の特性は人によって様々で、複数の障害が重なって現れることもあります。また、発達段階や生活環境等によっても状態像は異なります。
- ✓ 知的な遅れを伴うことも、伴わないこともあります。

■ 本答申における対象児・者

本答申は、2-4（10ページ参照）に記載したように、横浜市長からの諮問を受け検討した内容をまとめたものであり、その対象は「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」としています。

なお、発達障害の診断を受けている人だけではなく、診断を受けていなくても日常生活や社会生活に生きづらさを抱えている人を含みます。

3-2 前提となる考え方

ここでは、本答申における対象児・者への具体的な施策の展開について検討するにあたり、前提となる考え方について示します。

（1）多様性の尊重と、地域社会における共生

■ 本答申における対象児・者と「生きづらさ」

発達障害児・者は、定型発達と異なる認知・学習スタイルを持つことから、社会の中で少数派となりがちです。

また、物事の理解の仕方や興味関心等に偏りがあり、そのために「得意なこと」と「苦手なこと」の差が大きい、コミュニケーションが苦手といった特性が見られ、社会生活に柔軟に対応できない場合があります。

このように、発達障害の特性と社会の仕組みとの双方の関係性から、本答申における対象児・者が社会生活の中で「生きづらさ」を感じる事が少なくありません。

さらに、こうしたことからストレスを感じたり、自己肯定感の低下を招いたりして、抑うつ症状や不登校・ひきこもり等の二次障害を引き起こすこともあります。

■ 発達障害児・者を取り巻く社会の変化

現代の日本社会においては、コミュニケーション能力や効率性、また協調性や共感性などを一律に求められる場合が多くあります。それらは発達障害児・者が苦手とする領域であることから、そこに大きなギャップが生じやすく、結果として生きづらさの増大につながっていることが考えられます。

また、社会の価値観も画一化してきていることから、異なる認知・学習スタイルを持つ発達障害児・者が、いわゆる定型発達を軸として形作られた社会から孤立しやすい状況も生じやすくなっていると考えられます。

■ 地域社会における共生の実現に向けて

現代の日本社会における発達障害児・者の生きづらさを解消するためには、本人や保護者・家族への支援と並んで、それらを取り巻く社会全体の意識変革が必要です。このことは、ICF（国際生活機能分類）（13ページ参照）において、「環境因子」も含めた視点が必要であると示されているとおりです。

発達障害は、その特性が一般社会の中に十分に浸透していないが故に、社会全体の一層の努力が必要と言えます。

地域社会における共生※¹の実現に向け、様々な多様性を尊重し、受け入れていく社会風土の醸成を進めていくことが重要となります。



ICF (国際生活機能分類) について

「ICF (国際生活機能分類)」とは、世界保健機関が平成13年に採択した、人間の生活機能と障害に関する状況を記述することを目的とした分類です。

※「ICF」は「International Classification of Functioning, Disability and Health」の略。

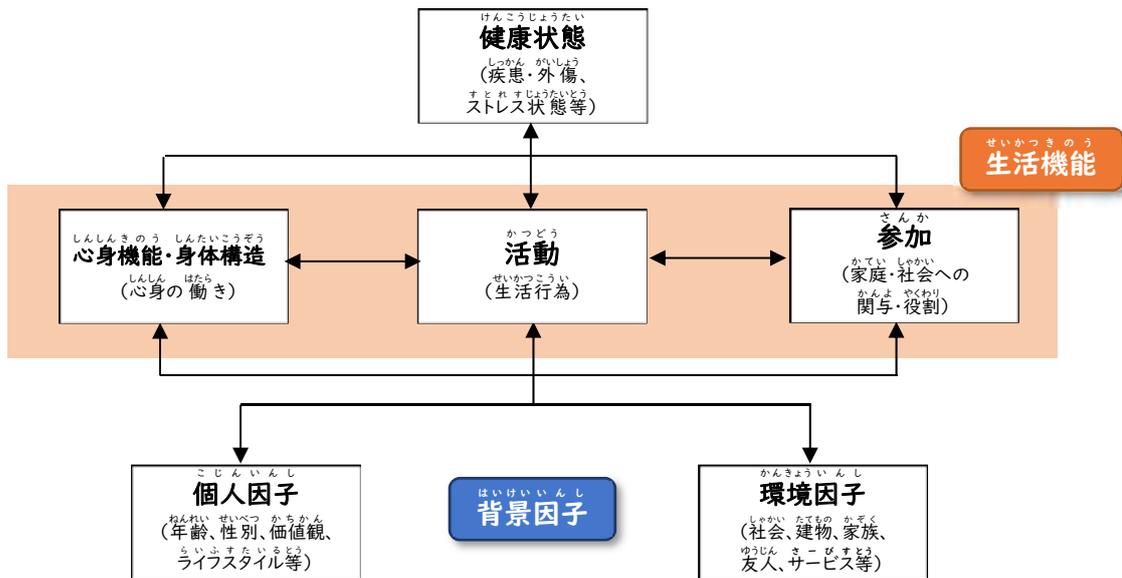
前身のモデルでは、障害のレベルを「機能障害」、「能力障害」、「社会的不利」の3つに分類し、「機能障害→能力障害→社会的不利」という一方向の流れで捉えていました。

一方ICFでは、機能障害は「心身機能・身体構造」、能力障害は「活動」、社会的不利は「参加」と、プラスの言葉を用いています。

また「環境因子」と「個人因子」から成る、「背景因子」という新しい観点を加えています。このことにより生きづらさの原因を、その人を取り巻く環境や、その人の特徴（機能障害・能力障害に由来しないもの）等にも関連づけて捉えるようになりました。

例えば、健康状態が悪化して身体機能が低下しても、環境を整えることで活動や社会参加が可能になるなど、生活機能と障害を、健康状態と背景因子の相互作用として考えます。

★ 図：ICFの構成要素と相互作用



※1 地域社会における共生

地域社会の中で、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もがそれぞれの人格と個性を尊重し合い、多様性を認めながら生きていくこと。また、誰もが積極的に地域社会に参画できること。



(2) 気づきの促進と未来につながる支援 (Right time & Bright life)

横浜市では、発達障害を含む障害施策全般に関して、ライフステージの早い段階で障害を発見し、療育に結び付ける「早期発見・早期療育」の理念を掲げてきました。

しかし、本答申における対象児・者は、その障害特性が一見して分かりにくいため、ライフステージの早い段階では、本人や周囲の人々が、本人の発達障害に気づかない場合があります。結果として、その後のライフステージで、本人が生きづらさを感じてもその原因が分からず、また周囲からの理解を得られず、社会の中でつまづいてしまうことがあります。

そのため、いかなるライフステージにおいても、本人の生きづらさが生じる前、あるいは生じたときに、保護者・家族や周囲の人々が早期に本人の発達障害に気づき、必要に応じ適切な支援につながることでできる体制の構築が必要です。

その人にとって適切な時期 (Right time) に適切な支援につながることでできれば、その人にとって明るい人生・未来 (Bright life) につながっていくと考え、この理念を「気づきの促進と未来につながる支援 (Right time & Bright life)」と表します。

本答申における対象児・者への施策の再構築を検討するにあたっては、「早期発見・早期療育」と併せて、この考え方にも留意しました。

これらを前提としながら、対象児・者への具体的な施策の展開が検討されることを期待し、以降で、今後の施策展開のヒントとなる視点を述べていきます。

3-3 本答申の構成について

本答申では、横浜市が対象児・者への施策を展開するにあたりヒントとなる視点を、2-2（7ページ参照）で「横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性」として掲げた6大項目・15小項目ごとにまとめ示します。

【再掲】 横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性（平成30年度 横浜市発達障害検討委員会報告書より）

I 本人への支援

- 1 本人がその人らしく生きるための支援の充実
- 2 当事者の居場所の充実
- 3 二次障害（ひきこもり等）への対応力向上
- 4 成人期の課題に対する、本人支援の充実

II 保護者及び家族への支援

- 1 保護者及び家族に対する支援の充実【喫緊】

III 支援機関の連携と役割分担

- 1 支援機関の役割分担の明確化等による、効果的・効率的な対応【喫緊】
- 2 ライフステージを通し、切れ目のない支援を行うための、コーディネート機能の強化【喫緊】
- 3 医療と福祉の連携強化とネットワークの拡充
- 4 サービス情報提供システムの充実

IV 支援体制の強化・充実

- 1 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充【喫緊】
- 2 教育と福祉の連携等による、学齢期支援の強化
- 3 学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上【喫緊】

V 人材育成

- 1 発達障害に関する支援力を身につけた支援者の養成【喫緊】

VI 障害理解の促進・普及啓発

- 1 地域社会における共生の実現に向けた、社会全体の意識醸成
- 2 特に教育・就労の場面における、本人を取り巻く周囲への理解促進

※ 【喫緊】は、「2-2 喫緊に取り組むべき課題（9ページ参照）」に掲げた項目

3-4 6大項目・15小項目に関する視点



本人への支援

● この項目の視点（ポイント）

- ✓ 本人の抱える生きづらさを解消し、持てる力を活かすための支援が必要です。また、多様性を認め合うことができる社会としていくことが必要です。

I-1 本人がその人らしく生きるための支援の充実

(1) 現状と課題

- 社会生活の中でつまずいたり否定されたりした経験や適切な発達障害の理解に基づいた支援を受ける機会に恵まれなかったこと等により、本人の自己肯定感が低下していたり、十分に育まれていなかったりすることがあります。
- 現代社会の仕組みの中では、画一性が求められることが多く、本人が持てる力を活かすことができないことがあります。
- 自己選択、意思決定の場面では、自らが主体的に選択・決定し、表明することが求められますが、発達障害児・者は、情報を整理して意思を形成すること、自分の意思を表出することが苦手な場合があります。

(2) 求められること

■ 自己理解の促進と、自己肯定感の形成

本人が、自分の「得意なこと」、「苦手なこと」を理解し、肯定的に捉えられるようになることが重要です。このためには、自己肯定感を形成し、持てる力をどのように社会生活に活かしたらよいか学ぶ機会が確保されていることが必要です。

■ 本人の持てる力を活かす機会の確保

社会の中に、本人が主体的に、持てる力を活かすことができる機会や場場所が確保されていることが重要です。

そのためには、本人を取り巻く社会の側も、発達障害の特性を理解し、発達障害児・者も含めた人それぞれの多様性を認め合い、多様な社会参加の仕方を受け入れることができるよう、意識を変えていくことが必要です。

■ 本人の自己選択、意思決定に向けた支援

本人が自己選択、意思決定する場面で、情報の整理が難しくれば、本人の希望を確認し、気持ちや考えに寄り添って、本人が選択・決定しやすくなるような支援が必要です。

支援にあたっては、本人の障害特性を総合的に見立てた上で、支援のタイミングや方法などを考える必要があります。

I-2 当事者の居場所の充実

(1) 現状と課題

- 本人が、社会生活の中で困り事が生じたとき等に、身近に相談できる人や場所がなく、あるいはその存在を知らず、適切な支援を受けられずに困り事が解決できない状態が続くことがあります。
- 現代社会の仕組みの中では、画一性が求められることが多く、本人が持てる力を活かすことができないことがあります。

(2) 求められること

■ 本人が必要とするときに支えとなる場所

身近な地域の中に、本人が必要とするときにすぐに相談でき、必要に応じて適切な支援が受けられる、精神的な支えとなる人や場所が必要です。

■ 本人の力を活かすことのできる場所

社会の中に、本人が主体的に、持てる力を活かすことができる機会や場所が確保されていることが必要です。

I-3 二次障害（ひきこもり等）への対応力向上

(1) 現状と課題

- 本人が、社会生活の中でつまづいたとき、適切な支援を受けられずに困り事を解決できない状態が続くと、社会生活から距離を置いて社会との接点がなくなり、どこにも相談できなくなることがあります。
- 本人が社会生活から離れてしまった場合、その期間が長期化するに連れ、社会生活に戻ることが難しくなります。
- 発達障害児・者の保護者や家族が、本人への対応に悩みを抱えていても、どこにも相談できず、困り事を解決できない状態が続いたり、社会的孤立を感じたりすることがあります。

- また、本人に自己肯定感が十分に育まれずに成長した場合、社会生活の中でつまずきが生じたときの、不登校・ひきこもり等の二次障害発生のリスクが高まります。

(2) 求められること

■ 地域の中で本人や保護者・家族を継続的に見守る体制の構築

本人や保護者・家族が困り感を感じているときもそうでないときも、本人や保護者・家族に継続的に寄り添うことができるよう、地域全体が見守りの「目」を育てることが必要です。

また、本人や保護者・家族がどこにも相談できず、あるいは、本人が社会から距離を置いて、困り事を解決できない状態にあることに「気づく力」をつけ、本人や保護者・家族の困り感をキャッチし、必要な支援機関等につなぐことができるようになることが望まれます。

■ 支援機関のアウトリーチによる、本人や保護者・家族へのアプローチ

支援機関には、アウトリーチの展開による、本人や保護者・家族への支援が求められます。

支援機関は、本人や保護者・家族に対し、その役割やどのような支援が可能かを周知し、顔の見える関係を築くとともに、本人や保護者・家族が社会との接点を失う前に、「支援の種」を蒔いておくことが重要です。

例えば、ひきこもり状態に至った場合には、支援機関が直接本人の生活の場に出向く、家庭訪問等のアプローチが有効な場合があります。ただし、本人の状態をアセスメントするなど、十分な準備の上に実施しないと、逆に本人のひきこもりを強めてしまうことに留意する必要があります。

また、アウトリーチには専門的技術が求められるため、複数の支援機関が連携・役割分担し、支援を展開することも求められます。

■ 多様性を認め合い、多様な社会参加ができる社会

生きづらさを抱えた発達障害児・者が、少しずつでも社会に参加し、成功体験とともに「安心して失敗する体験※2」を重ねることで、自己肯定感を形成することが必要です。また、発達障害児・者が持てる力を活かすことができる、多様な社会参加の仕方が社会に用意されていることが必要です。

そのために、社会の側にも、発達障害の特性を理解し、発達障害児・者も含めた多様性を認め合うことが求められます。

■ 自己肯定感や自己表現力を身につけるための支援

本人が、自分の「得意なこと」、「苦手なこと」を理解し、自己肯定感を維持するとともに、自身の気持ちや考えを表明できるように支援し、二次障害の発生を防ぐことが必要です。

※2 安心して失敗する体験

失敗は悪いことや怒られることではなく、失敗したらまたチャレンジできることを本人が理解し、次に失敗しないように対策を考え試行錯誤することで成長すること。

I-4 成人期の課題に対する、本人支援の充実

(1) 現状と課題

- 成人期においては、例えば就職や親元を離れて自立するなど環境が大きく変わる場合、「社会にスムーズに参加すること」が課題となります。

社会参加に向けて、自己理解を深めること、様々な体験を通して新たな生活に向けた準備をすること、日々の生活上の課題に対応できる力を身につけることなどがが必要です。

発達障害児・者は、これらが十分に身につけていない場合があるため、必要に応じて学ぶ^{※3}ことが必要です。

また、家族も、本人が社会参加するにあたって必要な情報が把握できていなかったり、本人への関わり方が分からなかったりする場合があるため、支援が必要なことがあります。

- 一方で、社会参加に向けた準備を行う中で画一性が求められ、過度に周囲に合わせようとするあまり、本人が疲弊したり、自己肯定感が低下したりする場合があります。特に、これまでの生活でつまづいたり否定されたりした経験等により、自己肯定感が低下している場合などは、社会参加がより難しいこともあります。

- 就労系障害福祉サービスを提供する事業所の増加や、「横浜市障害者就労支援センター」の整備等により、発達障害者に対する就労支援は広がりつつあります。

一方で成人期には、「親元を離れての生活」、「社会的役割の変化」、「余暇の過ごし方」、「結婚・子育て」、「家族の不測の事態」、「親亡き後」等の生活面の課題にも直面することとなります。

しかし、こうした成人期特有の生活面の課題等に対応するための支援は、まだ十分ではないのが現状です。

- 本答申における対象児・者は、その障害特性が一見して分かりにくいことが特徴的です。そのためライフステージの早い段階では、本人や周囲の人々が、本人の発達障害に気づかず、成人期になって様々な課題に直面する中で、社会の中で生きづらさやつまづきに気づき、初めて発達障害があることが分かる場合があります。

※3 学ぶ

他者との関わり方など社会生活を送る上で必要な力は、一般的に、成長の過程で無意識のうちに身につくものと考えられている。しかし、発達障害児・者は、抽象的なものや相手の気持ちを理解することなどが難しい場合があるため、これらの力を、それぞれの認知スタイルに合わせた学習方法により学ぶことが必要である。既に社会生活に生きづらさを感じていれば、認知スタイルに合った学び方で、改めて学ぶ機会を確保することが必要である。

(2) 求められること

■ 社会参加に向けた支援

成人期までの間に、本人が自己理解を深め、「社会に出ること」、「自立すること」が具体的にどのようなことかを学ぶ機会の提供や、日々の生活上の課題に対応できる力を身につけるための支援が必要です。

また、家族に対しては、本人が社会参加をするにあたりどのような取組が必要か、本人が社会に出た後に受けられる支援などについて、情報提供が必要です。

■ 本人の自己肯定感の形成に向けた支援

本人が、自分の「得意なこと」、「苦手なこと」を理解し、肯定的に捉えられるようになることが重要です。このためには、自己肯定感を形成し、持てる力をどのように社会生活に活かしたらよいか学ぶ機会が必要です。

■ 多様性を認め合い、多様な社会参加ができる社会

生きづらさを抱えた発達障害児・者が、少しずつでも社会に参加し、成功体験とともに「安心して失敗する体験（18ページ参照）」を重ねることで、自己肯定感を形成することが必要です。また、発達障害児・者が持てる力を活かすことができる、多様な社会参加の仕方が社会に用意されていることが必要です。

そのために、社会の側も、発達障害の特性を理解し、発達障害児・者も含めた多様性を認め合うことが求められます。

■ 生活面の支援の充実

就労面の支援と併せて、生活面の支援の充実が求められています。本人の日々の生活に「伴走し、成人期に直面する「親元を離れて生活すること」、「社会的な役割の変化」、「余暇の過ごし方」、「結婚・子育て」、「家族の不測の事態」、「親亡き後」等の生活面の課題への対応を支援すること、また困り感が生じたときにスムーズに対応できるよう、準備しておくことが必要です。

■ 成人期まで発達障害が見過ごされた人への支援

ライフステージの早い段階では発達障害があることに気づかれず、成人期に生きづらさやつまづきに直面した人に対しても、支援が必要です。

また、成人期に限らずいかなるライフステージにおいても、本人の生きづらさが生じる前、あるいは生じたときに速やかに、保護者・家族や周囲の人々が本人の発達障害に気づき、適切な支援につなぐことができる体制の構築が必要です。

大項目Ⅱ

保護者及び家族への支援

● この項目の視点（ポイント）

- ✓ 本人だけでなく、保護者や家族も悩みを抱えていたり、社会的に孤立していたりすることがあります。そのため、保護者や家族への支援も重要です。

Ⅱ-1 保護者及び家族に対する支援の充実【喫緊】

(1) 現状と課題

○ 「家庭と教育と福祉の連携」に基づく取組

平成30年5月24日付で「教育と福祉の一層の連携等の推進について（30文科初第357号・障発0524第2号／資料編5（50ページ）参照）」が通知され、次の項目に取り組みよう求められています。

- 保護者支援のための相談窓口の整理
- 保護者支援のための情報提供の推進
- 保護者同士の交流の場等の促進
- 専門家による保護者への相談支援

発達障害児、特に事業所で長時間の療育を行うことが難しい未就学児の成長には、日頃接している保護者への支援が有効であると考えられます。しかし、支援機関において上記の取組の一部は実施されているものの、市としての取組が十分ではなく、体系的な支援を提供できる体制にはありません。

○ きょうだい児など家族全体への支援

地域療育センター等による未就学児から小学校低学年までの保護者支援と比較して、小学校高学年以降の児童の保護者への支援は量的に少なく、その充実が求められています。

また、本人や保護者への支援を行うにあたって、きょうだい児への影響について配慮するなど、より広い視点から家族全体への支援が求められています。

青年期、成人期においては、家族からの相談で支援が始まることが多く、家族が見通しの立たない事態に大きな不安を抱えている場合があります。とすれば、家族全体が孤立することがあるため、家族の相談を継続的に受け止める仕組みが求められています。

○ 学校における保護者支援

小学校の通級指導教室では、保護者が、保護者担当教員から学校での指導内容について説明を受ける環境が整っています。

しかし、保護者のニーズに十分対応していくには、保護者が相談できる機会や環境をより一層整えていく必要があります。

(2) 求められること

■ 保護者や家族への有効な情報提供

保護者や家族が、相談したり障害福祉サービス等を利用したりするために必要な情報を適時入手できるように、ICTの活用等も視野に入れた情報提供の方法について検討する必要があります。

■ 保護者への共感的な相談支援の提供

保護者同士の交流の場を設けるピアサポートの推進や、ペアレントメンター※4を養成する研修の実施等により、保護者が身近な場所で相談を受けることができるような環境を整えることが求められます。

■ ペアレント・トレーニングの提供

ペアレント・トレーニング※5を実施するファシリテーターを養成する研修の実施等により、保護者が発達障害の特性を踏まえた本人への接し方を学ぶ機会を提供できるようにすることが求められます。

■ 本人の年齢や家族構成に応じた保護者への包括的支援の提供

保護者支援の具体的な実施方法について議論する際は、小学校高学年以降の保護者支援やきょうだい児支援等、家族構成に応じた多角的な視点からの支援を検討することが必要です。

■ 保護者・家族支援の充実

障害福祉サービス等事業所の支援者には、本人だけでなく、保護者や家族を含めた支援の必要性を理解し、本人や保護者・家族が置かれている状況を含めてアセスメントする技術を身につけることが求められます。

また、小中学校においては、保護者・家族と教員が本人の障害特性等について共通理解を持ち、必要な時に適切な支援を受けられる保護者支援体制づくりが必要です。

※4 ペアレントメンター

発達障害者の子どもを持つ親で、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して助言を行う者。

※5 ペアレント・トレーニング

発達障害児の保護者が、子どもの行動を理解したり、ほめ方やしかり方を学んだりするための支援。

大 Ⅲ

支援機関の連携と役割分担

● この項目の視点（ポイント）

- ✓ 支援機関が、それぞれの強みを生かして役割分担・連携し、効果的な支援を行うことにより、地域社会全体で包括的な支援体制を構築することが必要です。
- ✓ 縦軸の連携（ライフステージごとの切れ目のない連携）、横軸の連携（支援機関ごとの連携）の両方が必要です。

Ⅲ-1 支援機関の役割分担の明確化等による、効果的・効率的な対応【喫緊】

(1) 現状と課題

- 平成17年に発達障害者支援法が施行され、発達障害児・者に対する支援体制や障害福祉サービス等は重層的に整備されつつあります。一方で、本人や保護者・家族が、どの相談支援機関やサービスを選択すればよいか分からず、あるいは知らず、それらを十分に活用できていない場合があります。

【参考】「横浜市相談支援事業実施要綱」に基づく、地域の相談支援機関：資料編6（54ページ）参照

- 障害児・者を主たる支援対象としない機関（保育所・幼稚園、学校、就労先、地域ケアプラザ等）でも、発達障害児・者（発達障害の可能性のある児・者を含む）が多く見られます。その中で本人が、発達障害の特性についての理解や合理的配慮を得られず、生きづらさを抱えている場合があります。

(2) 求められること

■ 地域社会全体の、包括的な支援体制の構築

障害児・者を主たる支援対象としない機関による「0次支援※6」も含め、地域社会全体で包括的な支援体制を構築することが必要です。

※6 0次支援

障害児・者を主たる支援対象としない機関が、身近な地域の中で、発達障害児・者やその保護者・家族が抱える生きづらさに早期に気づき、受け止めること。また、それを抱え込まず誰かに相談すること。このようなことが、障害児・者への相談支援機関（主に指定特定相談支援事業所・一次相談支援機関）等による適切な対応につながるきっかけとなる、との意味で、本答申では「0次支援」と称することとする。

包括的な支援体制の構築にあたっては、次のようなものが必要と考えられます。

ア 身近な地域における、気軽に相談できる場所

相談支援機関の利用に抵抗感や「敷居の高さ」を感じている本人や保護者・家族が、身近な地域※7の中に気軽に相談できる場所があることが重要です。

こうした場所を増やすためには、発達障害の特性が理解され、発達障害児・者を含めた人々の多様性が、地域社会の中で理解、尊重されるようになることが必要です。

イ 気づく力とつなぐ力の育成

本人や保護者・家族は、生きづらさを感じていることもあれば、困り感を感じていない、あるいは困り感を表出できない場合もあります。

障害児・者を主たる支援対象としない機関には、こうした生きづらさや困り感に早期に気づき、本人や保護者・家族に寄り添う視点を持って受け止めることが求められます。

また、その気づきをその後の適切な支援につなげるために、抱えこまず誰かに相談し、次につなぐことが求められます。

これらの「気づく力とつなぐ力」を育成するためには、発達障害への専門性の高い相談支援機関が、障害児・者を主たる支援対象としない機関に対して研修を実施する、発達障害に気づいた際の相談先となる窓口を明確化する等の取組が必要であり、その具体的な内容を検討していくことが必要です。

ウ 支援者に対する支援の拡充

地域社会全体で包括的な支援体制を構築するためには、横浜市の相談支援体制の重層性（資料6（54ページ）参照）を生かした、「支援者に対する支援」の拡充が求められます。

※7 身近な地域

本答申では、行政区域や物理的な距離の近さだけではなく、心理的な距離感や親和性、アクセスのしやすさなど、多面的に捉えている。

Ⅲ-2 ライフステージを通じた切れ目のない支援を行うための、コーディネート機能の強化【喫緊】

(1) 現状と課題

- Ⅲ-1で記載したように、発達障害児・者に対する支援体制や障害福祉サービス等は重層的に整備されつつあります。一方で、本人や保護者・家族が、どの相談支援機関や障害福祉サービス等を選択すればよいか分からず、あるいは知らず、それらを十分に活用できていない場合があります。
- ライフステージを通じた切れ目のない支援を実現するためには、従前の支援機関で把握した支援内容や情報が、次のライフステージの支援機関に適切に引き継がれることが大切です。
しかし、ライフステージの変化に伴い支援機関が変わる際、支援内容や情報が適切に引き継がれなかったり、支援機関の連携がスムーズにいかなかったりする場合があります。
- 学校においては、保育所・幼稚園から小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校へのつなぎ役を、特別支援教育コーディネーター※8が担っています。また、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点で作成される計画により、情報共有と引継ぎを行っています。しかし、これらが組織的に行われていないなど、十分ではない状況もあります。
- 本人に学校や就労先でつまづきが生じた場合、特に、退学・退職した場合は、学校や就労先を通じて実施していた支援が途切れるだけでなく、本人と社会との接点も途切れ、相談先がなくなる場合があります。
本人や保護者・家族が相談支援機関や障害福祉サービス等の利用を望まない場合、そのリスクはさらに高まります。
- なお、個人情報保護の観点から、本人や保護者・家族の同意がない場合、従前の支援機関で把握している支援内容や情報を引き継ぐことができないことに留意する必要があります。また、支援機関の都合による情報共有とならないよう、注意が必要です。

※8 特別支援教育コーディネーター

校内や福祉、医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは、保護者に対する学校の窓口として、校内の関係者や関係機関との連携協力を図る役割を担う教員。

(2) 求められること

ライフステージを通じた切れ目のない支援の実現のために、重層的な支援の仕組みの中から、本人の障害特性や困り感に応じた、適切な支援機関や障害福祉サービス等をコーディネートする機能が必要です。

■ ライフステージごとの特徴を捉えた、切れ目のない支援

発達障害に起因する生きづらさが表面化する時期は、人によって異なります。また、それまで大きな生きづらさを感じなかった場合でも、ライフステージの変化により周囲との関わり方が変化の中で、生きづらさが生じることがあります。

それぞれのライフステージに特徴的な困り事を捉えつつ、切れ目のない支援を行っていくことが重要です。

■ 接続期における、「のりしろ」を捉えた連携

ライフステージが変化しても切れ目なく支援を行うためには、ライフステージが変化する前の段階から、本人や保護者・家族と支援機関、あるいは支援機関同士が顔の見える関係を構築し、次のステージに向けた準備を行うことが重要です。

また本人や保護者・家族が希望する場合に、それまでの支援内容や情報を、必要に応じて新たな支援機関に提供できる仕組みが求められます。

■ 特別支援教育コーディネーターの機能の強化

保育所・幼稚園から高等学校まで切れ目なく支援を行うためには、関係機関、学校間、校内で情報共有や情報交換がしやすい仕組みづくりが必要です。

切れ目のない支援に特別支援教育コーディネーターの果たす役割は大きいと言えます。特に小中学校、義務教育学校においては、特別な支援を要する児童生徒に対して、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな教育を推進するために、特別支援教育コーディネーターを中心としたチームで対応する組織力を高める必要があります。

■ 所属先を失う手前での、支援機関へのつなぎ

本人に学校や就労先でつまずきが生じ、退学・退職する場合は、その手前で、必要な支援機関につなぎ、支援や見守りが途切れないような体制を構築することが必要です。

■ 障害福祉サービス等の利用を望まない本人や保護者・家族を支援する仕組み

本人や保護者・家族が相談支援や障害福祉サービス等の利用を望まない場合にも支援や見守りができるよう、“0次支援”(23ページ参照)を含めた、地域社会全体による包括的な支援が必要です。

このために、地域社会全体が支援力を身につけることができるよう、発達障害への専門性の高い相談支援機関からの支援が求められます。

Ⅲ-3 医療と福祉の連携強化とネットワークの拡充

(1) 現状と課題

- 発達障害への関心が高まり、自身や子どもの発達障害を疑うなどして、医療機関の受診を希望する人が増加しています。しかし、発達障害に対応できる医療機関は増加しているものの、ニーズに対し十分ではありません。

また、精神科以外の診療科でも、発達障害児・者が安心して受診できる医療機関が少ない現状があります。

なお、専門医療は、本答申の対象児・者に留まらず、知的障害や知的に遅れのある発達障害（特に青年期以降）についても不足しており、抜本的な対策が求められます。

- 適切な支援を見極めるために、医療的な支援は重要です。しかし、社会生活の中でどのような生きづらさがあるか、その解消に診断をどのように活かしたいか、本人や保護者・家族の認識や見通しがないまま受診に至ると、発達障害の診断を受けても自己理解が深まらず、その後の支援につながらないことがあります。

(2) 求められること

■ 医療につながる前後の、十分なニーズ整理

支援機関等は、医療機関を受診する前に、本人や保護者・家族の生きづらさの原因を整理し、なぜ診断を必要とするのか、診断結果に基づきどのような支援を希望するのかアセスメントを十分行うとともに、それらを本人や保護者・家族と共有しておくことが必要です。

【参考】 発達障害における診断とは（「横浜市発達障害検討委員会 平成24・25年度のまとめ」より抜粋）

発達障害における「診断のニーズ」は、医学的な診断だけではなく、なぜ診断を必要としているのかというその手前のことや、診断を受けることによるメリットなどでもある。双方の理解には時間を要するため、そこをある程度相談支援機関が整理をした上で医療機関に繋ぐこと、あるいは、医療機関に来た方を一度相談支援機関に帰して、協力しながら行っていくことなどが、「発達障害の診断」なのではないかと考えられる。

■ 本人の自己理解の促進と、地域社会全体の支援力向上

発達障害の診断がなくても、支援機関が適切な支援を行うことで、本人や保護者・家族の障害理解が促進され、生きづらさが解消される場合があります。

診断は支援のきっかけの一つであることを認識し、支援機関のみならず地域社会全体の発達障害への支援力を高めることにより、本人の生きづらさを解消していくことが求められます。

■ 医療機関の連携の検討

発達障害に対応できる精神科の医療機関が、地域療育センター等の支援機関と地域における発達障害に関するネットワークを構築し、診断、困難ケースへの対応、安定期の継続医療等について役割分担するなどして、発達障害児・者が必要な時に必要な医療を提供できるような体制作りを検討する必要があります。

また、精神科以外の診療科に発達障害の特性やその対応について情報提供するなどの支援を行い、発達障害児・者の受け入れを拡大していくことが必要です。

Ⅲ-4 サービス情報提供システムの充実

(1) 現状と課題

○ 平成17年に発達障害者支援法が施行され、発達障害児・者に対する支援体制や障害福祉サービス等は拡大・重層化しており、ライフステージごとに多様な選択肢が用意されています。

一方で、本人や保護者・家族が、今後のライフステージにおける支援の仕組みを把握したり、障害福祉サービス等の利用について見通しを立てたりすることができず、その選択や決定に難しさを感じる場合があります。

○ また、本人や保護者・家族が、相談支援機関の利用に抵抗感や「敷居の高さ」を感じて敬遠する場合、必要な情報を入手できないことがあります。

(2) 求められること

■ 効果的な情報提供の仕組み

本人や保護者・家族が、必要な情報を適切な時期に手軽に入手できるよう、ICTの活用等も視野に入れた効果的な情報提供の仕組みについて検討する必要があります。

大 項 目 IV

支援体制の強化・充実

● この項目の視点（ポイント）

- ✓ 支援機関が役割分担を明確にし、連携を図ることにより、効果的な支援を一層充実させていくことが求められます。

IV-1 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充 【喫緊】

(1) 現状と課題

- 発達障害児の増加に伴い、地域療育センターの利用希望者は10年前の1.9倍となっており、発達障害を専門的に診断できる医師も不足していることから、「医師の診断を経て利用が開始される」従来の仕組みでは、十分な支援が困難となっています。
- このため、利用申込みの後、ソーシャルワーカーや心理職などの専門職が速やかに保護者と面談を行い、支援を開始できる仕組みを試行し、保護者の不安解消などに一定の成果を上げています。
- 保育所や幼稚園など、障害児を主たる支援対象としない機関でも、発達障害児やその可能性のある児童が増加しており、研修などにより発達障害について学んでいるものの、園によってはその対応に苦慮しています。発達障害があることに保護者や家族等が気づいていない場合は、障害児保育の支援策が利用できず、園の負担が非常に大きい場合もあります。
- 児童発達支援事業所の増加、保育所や幼稚園での障害児の受入の拡大に伴い、これらの機関と地域療育センターを並行して利用する児童が増加しており、地域療育センターに求められる役割が変化しています。

(2) 求められること

■ 地域療育センターにおける療育体制の抜本的な見直し

地域療育センターは、これまでも、利用希望者の増加やニーズの多様化に応じ、学校支援事業や児童発達支援事業など、新たな取組を実施してきました。しかし、昭和59年の「障害児地域総合通園施設構想（以下「総通構想」という。）」に基づく、通園療育を中心とした組織体制の枠組みの中では、これ以上の変化に対応した取組を行うことは困難となっています。本答申における対象児も含めた障害児の療育体制の充実を図るためには、総通構想を刷新して新たな地域療育センター像を構築し、その実現に着実に取り組むことが必要です。

なお、見直しにあたっては、本答申の範囲を超える内容も含まれることから、本答申の内容及び次の点を考慮し、別途、検討の場を設けることが必要です。

- 「医療前置」の支援から、相談等の福祉型支援を拡充した「総合的なチームによる支援」への転換
- 保育所や幼稚園等との並行通園児が利用しやすい集団療育の提供
(多様な集団療育の頻度や内容設定、並行通園先へのアウトリーチによる支援等)
- 総合評価機能に基づく、専門性の高い障害児相談支援の拡充
- 関係機関等の対応力向上につながる支援の充実とそれに対応できる職員の確保・育成
- きょうだい児を含む家族への支援の充実

■ 保育所や幼稚園における対応力の向上

保育所や幼稚園職員が発達障害への理解を深め、保育・教育の質をさらに高める必要があります。

なお、発達障害児への個別対応を行うだけではなく、周囲の子どもを含めた保育・教育全体の質を高めるといふ視点が必要であり、保育・教育の現場での学びが必要です。

また、進学時には、保育所等と小学校の違いを踏まえた丁寧な移行支援が求められています。

■ 発達障害児に関わる関係機関の理解促進

障害児支援の専門機関だけでなく、障害児を主たる支援対象としない機関等でも、発達障害への理解を深め、それぞれの専門性の中で適切な配慮を行うことが必要です。

小学校期までの発達障害児については、地域療育センターの専門職による実践的な事例検討や研修など、関係機関支援の充実が求められています。

Ⅳ-2 教育と福祉の連携等による、学齢期支援の強化

(1) 現状と課題

- 市立小中学校では、「横浜型センター的機能※9」による学校支援の活用により、子どもの理解や対応等への助言を受け、対象児童生徒が他の児童生徒と同じように学校生活を送れるよう支援しています。地域療育センター等による支援の充実もあり、様々な場面で特別支援教育に係る支援を利用しやすくなっていますが、活用方法が全ての学校に浸透しているとは言えません。
- 小中学校では、「特別支援教室※10」、「通級指導教室※11」など、多様な学びの場を用意していますが、「特別支援教室」については、運営方法や指導内容・方法が確立されていないなどの理由から、全ての学校では活用しきれいていません。「通級指導教室」についても、支援を必要とする児童生徒の増加に伴う過大規模化により、十分な指導回数が確保できていません。また、「個別支援学級※12」においても、児童生徒の障害の状態が多様であるため、個々に応じた指導が十分に行えない状況です。
- 学校と放課後等デイサービス、保育所等訪問支援や障害児相談支援などを行う障害福祉サービス等事業所で、互いの制度理解、取組内容の共有等の連携が十分ではありません。

※9 横浜型センター的機能

市立学校における幅広い支援ニーズに対し、教員等に対する助言や援助を行うこと。「特別支援学校によるセンター的機能」、「通級指導教室による支援センター機能」、「地域療育センターや学齢後期障害児支援事業による学校支援」、「専門家支援チーム(医師、臨床心理士等)による指導・助言」をまとめたものを指す。

※10 特別支援教室

児童生徒が、在籍する学級(一般学級、個別支援学級)を離れて、特別の場で学習するためのスペース。在籍学級で学習や学校生活を送る上で困難さを抱える児童生徒に対し、「教科指導」、「登校支援」や「自立活動の視点を取り入れた指導」を行う。

※11 通級指導教室

小中学校の一般学級に在籍している弱視、難聴、言語障害、情緒障害、自閉症、LD・ADHDなどの障害がある児童生徒のうち、一般学級の学習に概ね参加できる児童生徒に、各教科等の指導は主として一般学級で行いつつ、個々の障害の状態に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う教育形態。通常、在籍する小中学校ではなく、通級指導教室のある学校へ通い、指導する。

※12 個別支援学級

学校教育法第81条の規定に基づき、「知的障害」、「自閉症・情緒障害」、「弱視」それぞれに設置する学級。児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、身に付けさせたい資質・能力を明確にし、指導・支援する。

(2) 求められること

■ 地域療育センターとの連携

各児童生徒の状態像を的確に把握するために、地域療育センター等との連携が必要ですが、昨今では「横浜型センター的機能」による支援の充実により、学校が活用できる支援の選択肢が広がっていることから、連携のあり方について、適宜見直すことが必要です。

■ 「横浜型センター的機能」の活用促進と様々な学びの場の活用

一般学級に在籍する発達障害のある児童生徒への適切な支援や、その周囲をとりまく児童生徒の障害理解・気づき力アップのため、引き続き、「横浜型センター的機能」の活用について、学校への周知を図り、更なる活用を促すことが求められます。

また、発達障害から引き起こされる二次障害により不登校になる児童生徒もいることから、特別支援教室を柔軟に活用し、支援の幅を広げていく必要があります。

■ 特別支援教育コーディネーターの機能強化とスクールソーシャルワーカーとの連携の充実

学校において、教育と福祉の連携強化のために特別支援教育コーディネーターの果たす役割は大きく、その機能強化を図ることが必要です。また、学校と福祉の橋渡しとなる、スクールソーシャルワーカーと特別支援教育コーディネーターの連携強化による支援の充実が必要で、併せて、それぞれの役割の明確化と連携の仕組みづくりを行い、実践につなげていくことも必要です。

■ 学校と障害福祉サービス等事業所との連携の推進

小中学校では、児童生徒の支援に関する本人や保護者の意向、将来の希望、関係機関等における支援の状況等を記載した「個別の教育支援計画」を作成しています。一方、障害児相談支援事業所では「障害児支援利用計画」を、障害児通所支援事業所では「個別支援計画」を作成しています。必要に応じ、これらの情報を共有し、互いに方向性を確認しながら支援を行うことが必要です。

このため、互いの行う支援への理解を深め、連携を強化する取組が必要です。

Ⅳ-3 学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上 【喫緊】

(1) 現状と課題

○ 学齢後期障害児支援事業の体制

学齢後期の障害児及びその保護者や家族を対象とした専門機関による相談、診療等の場を確保し、思春期における諸問題の解決に向けた支援を行う「学齢後期障害児支援事業」では、相談・診療の件数ともに増加の一途をたどっています。

発達障害児の増加に伴い、地域療育センターの利用申込みが増加しており、今後、学齢後期における相談・診療のニーズも増加していくと予想されるため、体制の強化が課題となっています。

なお、学齢後期障害児支援事業に関するこれらの課題については、既に平成28年2月に横浜市発達障害検討委員会から横浜市に提言を行っており、その後の相談件数の推移からも、課題解決に向け早期に取り組む必要があります。

○ 高等学校への進学後の支援

高等学校への進学後は、「自分が支援を必要としている」ことを発信できなかつたり、自身に発達障害があることに気づいていなかつたりして、学校生活に悩む生徒もいます。

また、高等学校を退学する等で学校との関わりが途切れた後に、支援機関とのつながりが乏しくなり、支援や見守りの目が途切れてしまう場合があります。

○ 社会参加に向けた準備

社会参加に向けて、自己理解を深めること、様々な体験を通して新たな生活に向けた準備をすること、日々の生活上の課題に対応できる力を身につけることなどが必要ですが、発達障害児は、これらが十分に身につけていない場合があります。また、社会参加に向けた準備を行う中で画一性が求められ、過度に周囲に合わせようとするあまり、本人が疲弊したり、自己肯定感が低下したりする場合があります。

また、家族も、本人が社会参加するにあたって必要な情報が把握できていなかつたり、本人への関わり方が分からなかつたりする場合がありますため、支援が必要なことがあります。

(2) 求められること

■ 学齢後期障害児支援事業の体制強化について

平成28年2月の提言を踏まえ、次の項目に早期に取り組むことが求められます。

- 事業拡大の方法について、早急に検討を開始すること
- 検討を行うにあたっては地域療育センター・発達障害者支援センターとの役割分担について議論を行うこと
- 当該事業での支援のあり方を改めて検討し、医療・福祉の機能について見直しを行うこと
- 検討の結果、学齢後期障害児支援事業の拡充を図ることとした場合、現在の3箇所の立地に鑑みて、市域におけるバランスを考慮した配置とすること

■ 高等学校への進学後の支援

高等学校への進学後、支援を必要とする生徒や、自身に発達障害があることに気づかないために学校生活に悩む生徒などのために、自己理解につながる支援を実施することが必要です。支援にあたっては、特別支援教育コーディネーターやスクールソーシャルワーカーとの連携や保護者との連携、支援に対する保護者や家族の理解も重要です。

また、高等学校を退学する等で本人と学校との関わりが途切れた後に、支援や見守りが途切れないような体制の構築が必要です。

■ 社会参加に向けた準備のための支援

成人期までの間に、本人が自己理解を深め、「社会に出ること」、「自立すること」が具体的にどのようなことを学ぶ(19ページ参照)機会の提供や、日々の生活上の課題に対応できる力を身につけるための支援が必要です。

また保護者に対しては、本人が社会参加をするにあたりどのような準備が必要か、本人が社会に出た後にどのような支援を受けられるか等について、情報提供が必要です。



人 材 育 成

● この項目の視点（ポイント）

- ✓ 地域社会全体で包括的な支援体制を築くために、支援機関全般が、発達障害に関する適切な理解と対応を身につけることが必要です。

V-1 発達障害に関する支援力を身につけた支援者の養成 【喫緊】

(1) 現状と課題

Ⅲ-1に記載した、地域社会全体による包括的な支援体制の構築にあたっては、支援機関全般が、発達障害に関する適切な理解と対応を身につけることが必要です。

発達障害への専門性の高い相談支援機関（主に二次相談支援機関）に限られる中においては、身近な地域の、障害児・者への相談支援機関（主に指定特定相談支援事業所・一次相談支援機関）でも発達障害に関する相談に対応することが求められます。また、障害児・者を主たる支援対象としない機関（保育所・幼稚園、学校、就労先、地域ケアプラザ等）による“0次支援”（23ページ参照）の充実も期待されます。

しかし、身体障害や知的障害に比べ発達障害は新しい概念であることから、発達障害への専門性の高い相談支援機関が中心となり、人材育成を実施することが必要です。

なお人材育成にあたっては、特化した支援方法がまだ十分に確立されていない部分も大きいため、従来からの支援方法に加え、本答申における対象児・者に特化した支援に焦点を当てた取組が必要です。

(2) 求められること

■ 支援機関の特性に応じた支援力の養成

支援機関の特性に応じた、発達障害に関する適切な支援力を養成することが求められます。

ア 障害児・者を主たる支援対象としない機関

● 発達障害の特性に配慮したコミュニケーション力

発達障害の特性について正しく理解するとともに、それぞれの認知特性に合わせ、発達障害のある人たちが理解しやすく、安心感を覚えることができるようなコミュニケーションを図る力が必要です。

【例】

- ・ 曖昧さを苦手とする人に簡潔に分かりやすく伝える

- ・ 複数のことを同時に指示されることが苦手な人に一つずつ伝える
- ・ 言葉で言われるより目で見て分かる情報の方が理解しやすい人にメモで伝える 等

● **気づく力とつなぐ力**

本人の生きづらさが生じる前、あるいは生じたときに、早期に本人の発達障害に気づき、本人や保護者・家族に寄り添う視点を持って受け止める力が求められます。

また、その気づきをその後の適切な支援につなげるために、抱えこまず誰かに相談し、次につなぐ力が求められます。

イ 障害児・者への相談支援機関

● **本人の特性に着目した、総合的なアセスメント力**

本人を取り巻く様々な要因（本人や家族の特性、生育歴、周辺環境等）を捉え、総合的に見立てるアセスメント力が求められます。

● **困り感に寄り添う力と、介入する力**

本人や家族の困り感や生きづらさに寄り添う力が重要です。

併せて、必要時に、課題解決に向けた適切な介入を行っていく力が求められます。

なお介入にあたっては、総合的なアセスメントに基づき、そのタイミングや方法等を個別に見極める必要があります。

● **本人や家族の困り感の整理と、適切な支援機関につなぐ力**

本人や家族の困り感や生きづらさの内容を整理し、必要に応じて適切な支援機関につなぐ力が求められます。

● **本人の持てる力を活かすための支援力**

本人の障害特性を個別に見立て、持てる力を引き出すことができるような支援を行う力が求められます。

ウ 発達障害への専門性の高い相談支援機関

● **支援者に対する支援を行う力**

それぞれの支援者に求められる支援力を高めるための、研修等を行うことが求められます。

また、地域に出向いて、事業所へのコンサルテーションやスーパーバイズを行うなど、実践的で個別性に対応した取組を拡充していくことが求められます。

● **対象児・者に即した支援方法の確立**

本答申における対象児・者に対しては、その障害特性に応じた、独自の支援方法が求められます。しかし、その支援方法についてはまだ十分に確立していない部分も大きいので、発達障害への支援を専門的に行う機関がその実践的ノウハウを蓄積しつつ、人材育成に資するよう養成力やキュラムとして組織的に構築していくことが求められます。

大 項 目 VI

障害理解の促進・普及啓発

● この項目の視点（ポイント）

✓ 大項目Ⅰ～Ⅴの取組を進める上での基礎として、発達障害への理解を深めること、さらに、多様性を尊重できる社会の実現に向けた意識を、地域社会の中に醸成することが必要です。

Ⅵ-Ⅰ 地域社会における共生の実現に向けた、社会全体の意識醸成

(1) 現状と課題

Ⅲ-Ⅰに記載した地域社会全体による包括的な支援体制の基盤として、地域社会における共生（13ページ参照）に向けた意識を醸成していくことが重要です。

近年、「発達障害」への理解が急速に進みつつあります。一方で、一部では、発達障害の特性等が正しく理解されていない、あるいは、多様性の尊重等への理解が不十分な場合があります。その結果、誤解が生まれかねません。

また、その障害特性が一見して分かりづらい場合には、周囲から適切な理解を得ることが一層困難になります。

(2) 求められること

社会の中では、発達障害の有無にかかわらず、誰もがそれぞれに個性や価値観を有していることを理解し、それらを認め合い、その多様性を尊重することが大切です。

その上で、発達障害の特性について正しい理解を促進することが必要です。

■ 啓発・広報の充実

様々な機会を捉え、社会全体に向けた啓発・広報を充実させる必要があります。

なお、様々な対象者に向けて効果的に啓発・広報を行うためには、行政と民間企業等がそれぞれの強みを生かしながら取り組んでいくことが必要です。

ア 民間企業等との協働

横浜市は、近年、民間企業等との協働に力を入れています。とりわけ障害福祉に係る普及啓発等も含めた包括連携協定を締結している大企業が数多くあることは、横浜市の特徴と言えます。

この特徴から、行政による発信と併せて、民間企業等主体の啓発・広報も重要となります。一例としては、自社従業員向けの人材育成や、発信力の強い企業（市内に多く存在するメディアやプロスポーツクラブ等を含む）による地域貢献の一環としての啓発イベント等を、横浜市との協働により実施する手法等が考えられます。

イ 当事者団体・家族団体等の市民との協働

横浜市よこはましの障害福祉社しょうがいふくしは、当事者団体・家族団体等とうじしやだんたい かぞくだんたいとうと行政ぎょうせいの協力きやうりやくによって先進的な施策せんしんてき しやくが進められてきた経緯けいゐがあります。

こうした経緯けいゐを踏まえ、行政ぎょうせいだけでは実施困難じっしこんなんな幅広い啓発けいはつ・広報こうほうを進めていくために、障害福祉関係者しょうがいふくしを中心とした市民しみんの主体的活動しゅたいてきかつどうを横浜市よこはましが積極的に支援せきよくてきすることが求められます。

▶ 「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」の取組の充実

横浜市よこはましでは平成23年度へいせい ねんどから、世界自閉症啓発デーせかいじへいしやうけいはつてー※13及び発達障害啓発週間はつたつしやうがいけいはつしゅうかん※14に関する取組とりぐみとして、一般社団法人横浜市自閉症協会いっぱんしやだんほうじんよこはまし じへいしやうけいなどと連携れんけいしながら、「世界自閉症啓発デーin横浜」と称した市民向け啓発活動しみんむけ けいはつかつどう（講演会やブルーライトアップ等）を毎年実施しています。

こうした取組を継続的に実施するとともに、その内容を充実させていくことが求められます。

■ 「合理的配慮」と「環境の整備（基礎的環境整備）」

地域社会における共生を目指し、その人に合った「合理的配慮ごうりてきはいりよ※15」を個別に提供すること、さらに、その基礎となる「環境の整備（基礎的環境整備）」※16を行うことが求められます。

※13 世界自閉症啓発デー

国際連合が平成19年に毎年4月2日と定めた、世界各国で自閉症をはじめとする発達障害への理解を深めるための日。

※14 発達障害啓発週間

厚生労働省が、毎年4月2日から8日までと定めている、発達障害への理解を深めるための週間。

※15 合理的配慮

障害者の人権を保障し、また社会参加の機会を確保するために、それぞれの障害特性に合わせて提供される、必要かつ適当な配慮のこと。

※16 環境の整備（基礎的環境整備）

合理的配慮を提供する上での、基礎となる環境を整えること（施設構造の改善、設備の整備、関係職員に対する研修の実施等）。

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の中では、行政機関等及び事業所に対して、障害のある人から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を求める意思が示された際に、負担が重すぎない範囲で合理的配慮を提供すること（事業所においては、提供に努めること）を求めている。併せて、合理的配慮を行うために必要な環境の整備に努めることを求めている。

VI-2 特に教育・就労の場面における、本人を取り巻く周囲への理解促進

(1) 現状と課題

VI-1で記載したように、「発達障害」への理解が急速に進みつつある一方で、障害特性等が正しく理解されていない、あるいは、多様性の尊重等への理解が不十分なまま、「発達障害だから」とラベリングしてしまうことがあります。

その結果、教育や就労の場面において、本人が持てる力を活かすことができなかつたり、生きづらさを抱えたりすることが少なくありません。

○ 教育の場

➤ 小学校・中学校・高等学校

市立小中学校及び特別支援学校では、「交流及び共同学習※17」（市特別支援学校においては「副学籍交流」）による交流教育を実施し、障害理解促進に取り組んでいます。

しかし、学校・家庭・地域間において、そのねらいや方法などの共有や共通理解が十分に図られていないことから、交流及び共同学習の深まりにつながらない現状があります。

➤ 高等教育機関（大学等）

「学生相談室」等で、発達障害のある学生の支援を行う大学等が増えています。

しかし、全ての教職員や学生が、発達障害の特性や合理的配慮の提供方法について理解しているとは言えない状況です。

また、就職や卒業後の社会参加に向け必要な支援を受けられない場合があり、本人が十分に準備をできないことがあります。

○ 就労の場

企業等の中で、発達障害の特性や合理的配慮の提供方法が理解されていないことや、発達障害者の受入れ態勢が整っていないこと等により、本人の苦手なことが目立ってしまつたり、持てる力を十分に活かすことができなかつたりする場合があります。

※17 交流及び共同学習

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等が行う、障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動すること（平成31年3月 文部科学省「交流及び共同学習ガイド」より）。

(2) 求められること

■ 多様性の尊重

多様な人々が多様な価値観を持って一緒に学んだり、働いたりすることができる社会の実現が求められます。

そのためにはまず、誰もがそれぞれに特性を持ち、「得意なこと」、「苦手なこと」があるということが理解され、尊重されることが重要です。

■ 障害理解の促進と、合理的配慮の展開

教育機関・企業等に対し、発達障害の特性に関する正しい理解を促進することが必要です。

さらに、本人及び教育機関・企業等が、本人の「得意なこと」、「苦手なこと」を理解し、個別化された合理的配慮や工夫を提供することで、社会生活上のつまづきを減らしていくことが求められます。

○ 教育の場

➤ 小学校・中学校・高等学校

交流及び共同学習においては、交流実施前の準備段階で、一人ひとりの実態に応じた適切な交流及び共同学習に向け、学校・家庭・地域間での共通理解の場を設けることが必要です。

また教員は、児童生徒を「発達障害では」とラベリングするのではなく、「このような特徴がある子ども」という理解で対応を工夫することが必要です。発達障害に気づき、適切な対応ができるようになるために、座学で基礎を学ぶことに加え、学校現場での継続的な学びが求められます。併せて小中学校においては、特別支援学校教諭免許を保有する教員を増やし、障害理解促進につなげることも必要です。

➤ 高等教育機関（大学等）

大学や「学生支援室」の教職員等が、発達障害者の支援方法や就労時における発達障害者特有の課題についての理解を深め、適切な支援をすることが求められます。

また学生に対し、多様性の尊重や発達障害の特性等に関する理解を促進することが求められます。

○ 就労の場

本人の「得意なこと」と「苦手なこと」を企業等が理解し、「苦手なこと」への合理的配慮等の提供と併せて、本人の持っている力を十分に発揮できる方法を考えていくことが必要です。

また、本人の障害特性を踏まえ、多様で柔軟性のある働き方（勤務日数・時間、業務内容等）の実現を進めていくことが求められます。

なお、これらの実践にあたっては、必要に応じ、発達障害者支援・就労支援・若者自立支援等さまざまな専門機関と連携して取り組んでいくことが有効です。

4-1 今後の施策展開に向けて

■ 検討を振り返って

2-4（10ページ参照）に記載したとおり、「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的な施策の展開」について、市長から横浜市障害者施策推進協議会あてに諮問を受けました。これに対し、本協議会の部会である横浜市発達障害検討委員会で検討を進めることとなり、9か月にわたり議論を展開してきました。

近年、大幅に増加している本答申における対象児・者については、従来の障害福祉・教育等施策では十分に対応できていないとの認識の下、施策展開の再構築を図るべく検討を行い、様々な意見が交わされました。また、同検討委員会の委員以外にも、発達障害のある当事者・家族をはじめ、学識経験者や福祉関係者・教育関係者等から意見をいただきました。

■ 具体的取組の推進と確認及び検証

本答申に記載した内容については、横浜市が具体的な施策として展開するとともに、地域社会の様々な主体がそれぞれの取組を進めることが必要です。

なお、取組状況を市民が確認しやすいよう、令和3年度から始まる第4期障害者プラン等へ確実に反映させる必要があると考えます。また、6年間で計画期間とした障害者プランの中で、3年ごとに見直しを行う機会に合わせ、取組状況や取組による効果等について、確認・検証が必要です。

本答申が「絵に描いた餅」にならないよう、同検討委員会においても確認・検証を行っていきます。

これらの取組の推進により、本答申における対象児・者の「生きづらさ」を解消するとともに、誰もが互いの個性を認め合い、多様性を尊重しながら、生き生きと暮らすことのできる社会を実現する役割を、横浜市に期待します。

「気づきの促進と未来に繋がる支援」を

Right time & Bright life

資料編

内 容

- 1 答申に至るまでの検討経過 (42ページ)
- 2 横浜市発達障害検討委員会 委員名簿 (44ページ)
- 3 意見聴取対象者名簿 (45ページ)
- 4 「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない
発達障害児・者」に関する基礎情報 (46ページ)
- 5 教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知) (50ページ)
- 6 横浜市の相談支援機関について (54ページ)

1 よこはまししょうがいしゃしやくすいしんきょうぎかい 横浜市障害者施策推進協議会

かいすう 回数	かいさいび 開催日	ないよう 内容
れいわがねんど 令和元年度 だい 第1回	れいわがねん がつ にち 令和元年6月1日	しちょう しもん たいし どうきょうぎかい ぶかい 市長からの諮問に対し、同協議会の部会である はったつしょうがいけんとういんかい 発達障害検討委員会にて検討を進めることを決定
れいわがねんど 令和元年度 だい 第2回	れいわがねん がつ にち 令和元年10月25日	けんとう しんちよくじょうきょう 検討の進捗状況について確認 どうしんていしゆつじき およ けんとう 答申提出時期、及び検討スケジュールについて確認
れいわ ねんど 令和2年度 だい 第2回	れいわ ねん がつ にち 令和2年6月29日	とうしんないよう さいしゅうかくにん しょうにん 答申内容の最終確認・承認

2 よこはましはったつしょうがいけんとういんかい 横浜市発達障害検討委員会

かいすう 回数	かいさいび 開催日	ないよう 内容
だい 第48回	れいわがねん がつ にち 令和元年6月26日	しちょう しもん たいし はったつしょうがいけんとういんかい 市長からの諮問に対し、発達障害検討委員会にて けんとう すす 検討を進めることを確認
だい 第49回	れいわがねん がつ にち 令和元年9月18日	かんけいしゃ いけんちようしゆ ちようしゆ いけん きょうゆうおよ 関係者への意見聴取にて聴取された意見の共有及び どうしん あん ないよう かんするけんとう 答申(案)の内容に関する検討
だい 第50回	れいわがねん がつ にち 令和元年12月23日	どうしん あん ないよう かんするけんとう 答申(案)の内容に関する検討
だい 第51回	れいわ ねん がつ にち 令和2年2月12日	どうしん あん ないよう かん さいしゅうかくにんおよ けんとう 答申(案)の内容に関する最終確認及び検討

※ この他、委員からの意見聴取を適宜実施した。

3 かんけいしゃ いけんちようしゆ 関係者への意見聴取

はったつしょうがいけんとういんかい けんとうないよう ふか
発達障害検討委員会での検討内容を深めるため、令和元年6月から11月にかけて、障害児・者やそ
かぞく およ いるいりょう ほけん ふくし きょういく ろうどうとうぶんや かんけいしゃ けい めい
の家族、及び医療・保健・福祉・教育・労働等分野の関係者(計18名)への意見聴取を実施した。

※ いけんちようしゆたいしゅうしやいちらん しりょうへん ページ さんしやう
意見聴取対象者一覧は、資料編3(45ページ)参照。

1 横浜市 市長より 諮問 (令和元年 5月27日)

【令和元年度 第1回横浜市障害者施策推進協議会 (令和元年6月1日)】

諮問に対し、同協議会の専門委員会である発達障害検討委員会にて検討を進めることを決定

【第48回横浜市発達障害検討委員会 (令和元年6月26日)】

諮問に対し、発達障害検討委員会にて検討を進めることを確認

2 答申作成に向けた検討 (令和元年6月～令和2年6月) (元

【関係者への意見聴取】

障害児・者やその家族、及び医療・保健・福祉・教育・労働等分野の関係者(計18名)への意見聴取を実施(令和元年6～11月)



【横浜市発達障害検討委員会】

第49回 (令和元年9月18日)

第50回 (令和元年12月23日)

第51回 (令和2年2月12日)

聴取された意見の共有及び答申(案)の内容に関する検討



答申(案)の内容に関する検討



答申(案)の内容に関する最終確認及び検討



【横浜市障害者施策推進協議会】

令和元年度 第2回 (令和元年10月25日)

令和2年度 第2回 (令和2年6月29日)

検討の進捗状況について確認
答申提出時期、及び検討スケジュールについて確認



答申内容の最終確認・承認

3 横浜市 市長へ 答申を提出 (令和2年6月)

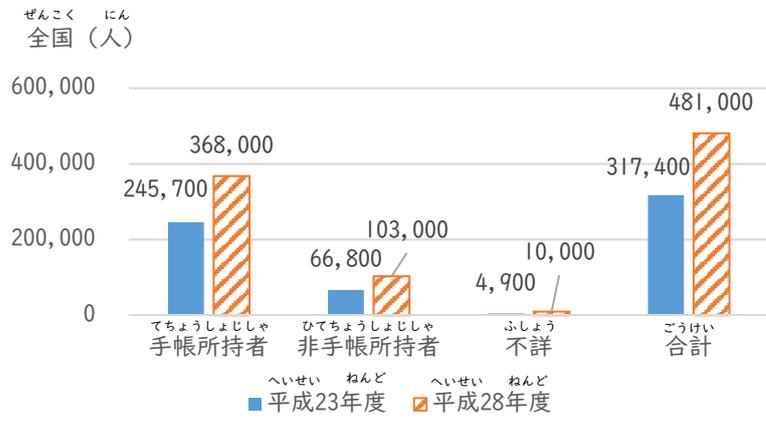
資料編

		氏名	所属
1	がくしきけいけんしゃ 学識経験者	わたなべ まさたか 渡部 匡隆	よこほまこくりつだいがくだいがくいん 横浜国立大学大学院 きょういっくがくけんきゅうかこうどきょうしよくじっせんせんこう 教育学研究科高度教職実践専攻
2	がくしきけいけんしゃ 学識経験者	ひらた ゆきひろ 平田 幸宏	とうようえいわじょがくいんだいがくにんげんか がくぶ 東洋英和女学院大学人間科学部
3	いりょうじゅうじしゃ 医療従事者	たかぎ かずえ 高木 一江	よこほましちゅうぶちいきりょういくせんたー 横浜市中部地域療育センター
4	しょうがいじしゃ ふくし かん 障害児者の福祉に関する じぎょう じゅうじ もの 事業に従事する者	おがわ じゅん 小川 淳	よこほましそごうり はびりてーしょんせんたー 横浜市総合リハビリテーションセンター
5	しょうがいじしゃ ふくし かん 障害児者の福祉に関する じぎょう じゅうじ もの 事業に従事する者	てらだ じゅんいち 寺田 純一	ちいきかつどうほーむ かながわ地域活動ホーム ほのぼの
6	しょうがいじしゃ ふくし かん 障害児者の福祉に関する じぎょう じゅうじ もの 事業に従事する者	あんどう ひさこ 安藤 壽子	えぬびーおーほうじん らんふあんぷらざ NPO法人 L' enfant Plaza (らんふあんぷらざ)
7	しょうがいじしゃ ふくし かん 障害児者の福祉に関する じぎょう じゅうじ もの 事業に従事する者	にしお のりこ 西尾 紀子	よこほましはったつしょうがいしゃしえんせんたー 横浜市発達障害者支援センター
8	しょうがいじしゃ ふくし かん 障害児者の福祉に関する じぎょう じゅうじ もの 事業に従事する者	いけだ さいこ 池田 彩子	よこほまわかものさぽーとすてーしょん よこほま若者サポートステーション
9	しょうがいじ しゃ かぞく 障害児・者やその家族	さかがみ なおこ 坂上 尚子	かながわえるでいーどうはったつしょうがいじ しゃおや かい 神奈川県等発達障害児・者親の会 にじの会
10	しょうがいじ しゃ かぞく 障害児・者やその家族	なかの みなこ 中野 美奈子	いっばんしゃだんほうじんよこほましじへいしゅうきょうかい 一般社団法人横浜市自閉症協会

		氏名	所属
1	学識経験者	井上 雅彦	鳥取大学大学院 医学系研究科臨床心理学講座
2	学識経験者	日戸 由刈	相模女子大学人間社会学部
3	障害児・者の福祉に関する 事業に従事する者	藤嶋 享	神奈川県生活支援センター
4	障害児・者の福祉に関する 事業に従事する者	浮貝 明典	NPO法人 P D D サポートセンター グリーンフォーレスト
5	障害児・者の福祉に関する 事業に従事する者	鈴木 慶太	株式会社 Kaien
6	障害児・者の福祉に関する 事業に従事する者	伊藤 美穂	横浜市東部地域療育センター
7	障害児・者の福祉に関する 事業に従事する者	遠藤 剛	地域療育センターあおば
8	障害児・者の福祉に関する 事業に従事する者	桜井 美佳	横浜市学齢後期発達相談室くらす
9	障害児・者の福祉に関する 事業に従事する者	長門 久美子	横浜市井土ヶ谷保育園
10	障害児・者の福祉に関する 事業に従事する者	福田 誠	たまプラーザもみじ保育園
11	障害児・者の福祉に関する 事業に従事する者	橋本 元生	あけぼの幼稚園
12	障害児・者の福祉に関する 事業に従事する者	塚原 健	NPO法人 レクタス
13	障害児・者やその家族	鈴木 仁	Y P S 横浜ピアスタッフ協会
14	教育関係者	大谷 珠美	横浜市立六浦小学校
15	教育関係者	冢田 三枝子	横浜市立仏向小学校
16	教育関係者	大山 美香	横浜市立仏向小学校
17	教育関係者	林 直美	横浜市立西中学校
18	教育関係者	福田 有志	横浜市立左近山中学校

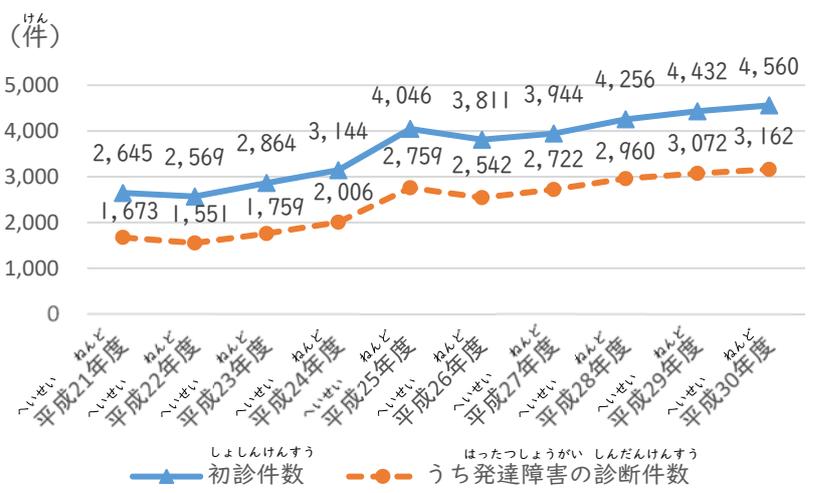
1 厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」

発達障害と診断された者の数



2 地域療育センター初診件数と発達障害の診断件数

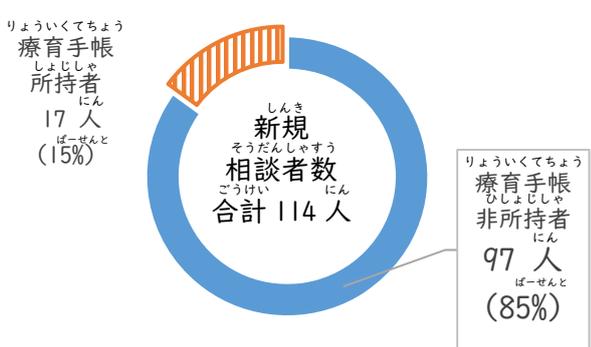
地域療育センター初診件数と発達障害の診断件数



※ ここでの「発達障害」は、軽度の知的な遅れの有無を問わない。

3 発達障害に関する専門相談支援機関への新規相談者のうち、療育手帳非所持者（平成30年度）

(1) 学齢後期発達相談室「くらす」



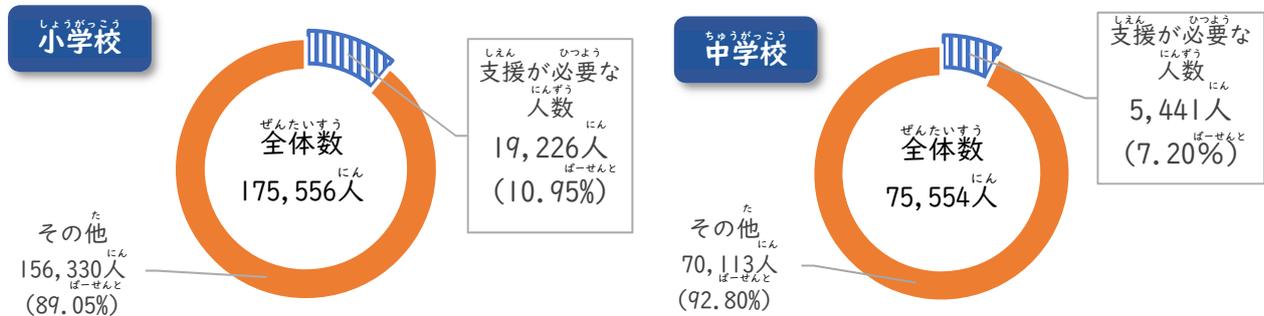
(2) 発達障害者支援センター



4 一般学級に在籍する特別な支援が必要とされる児童生徒数の推移

平成30年度「発達障害のある児童生徒に関する調査」より

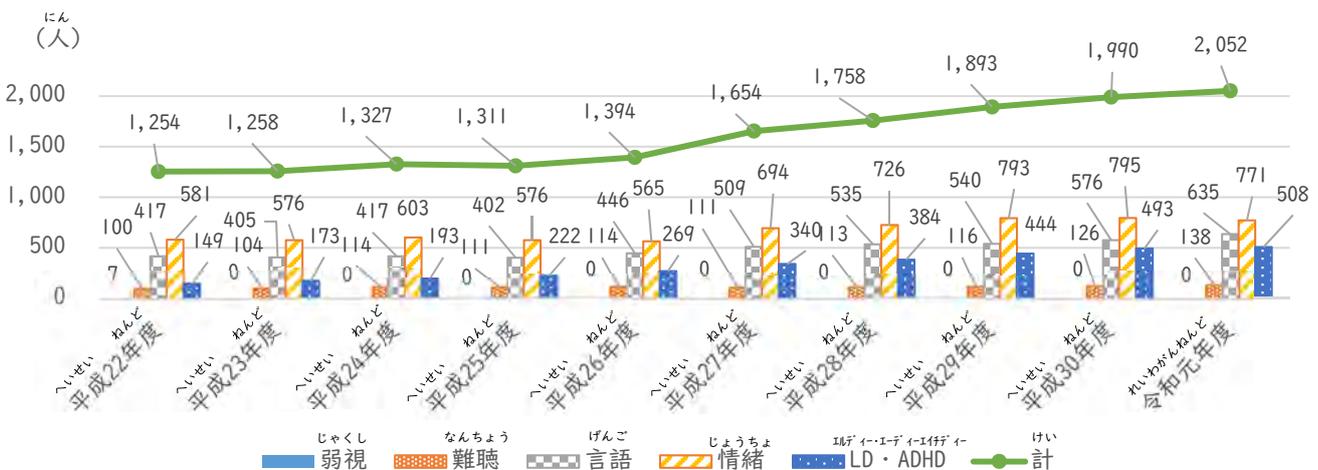
※ 手帳および診断の有無を問わない調査のため、あくまで参考値。



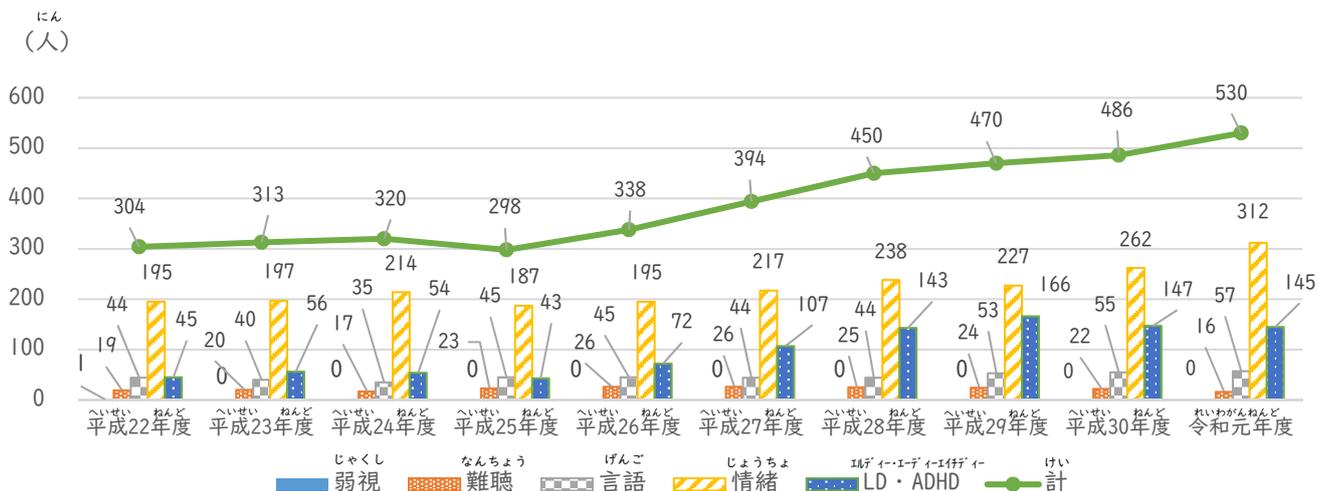
5 通級指導教室在籍児童生徒数

通級指導教室児童生徒数

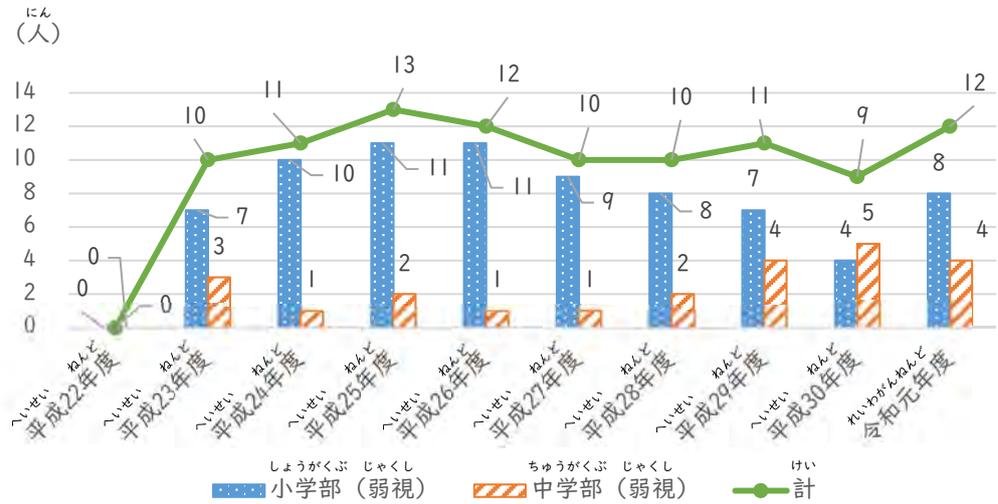
小学校



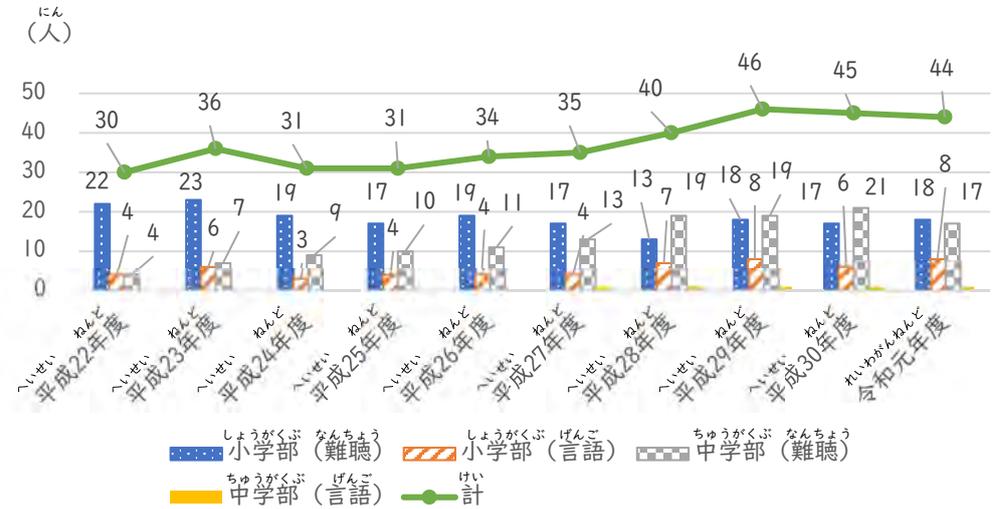
中学校



盲特別支援

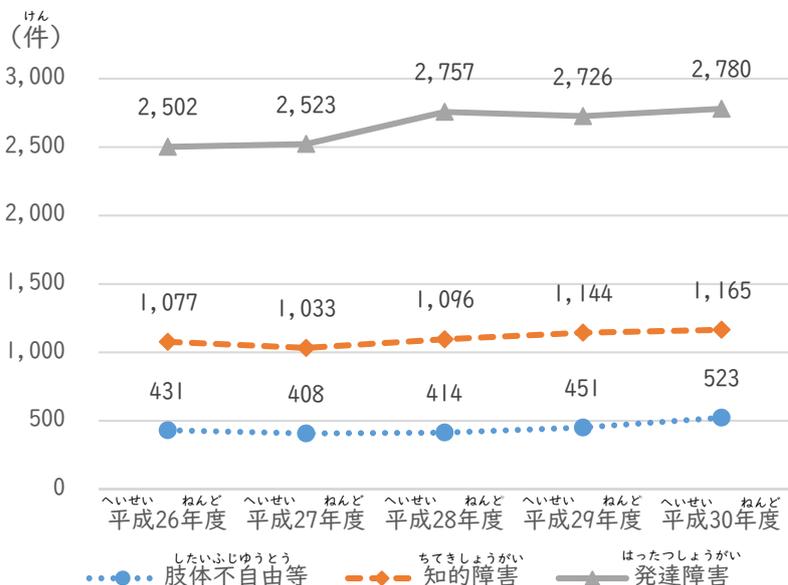


ろう特別支援



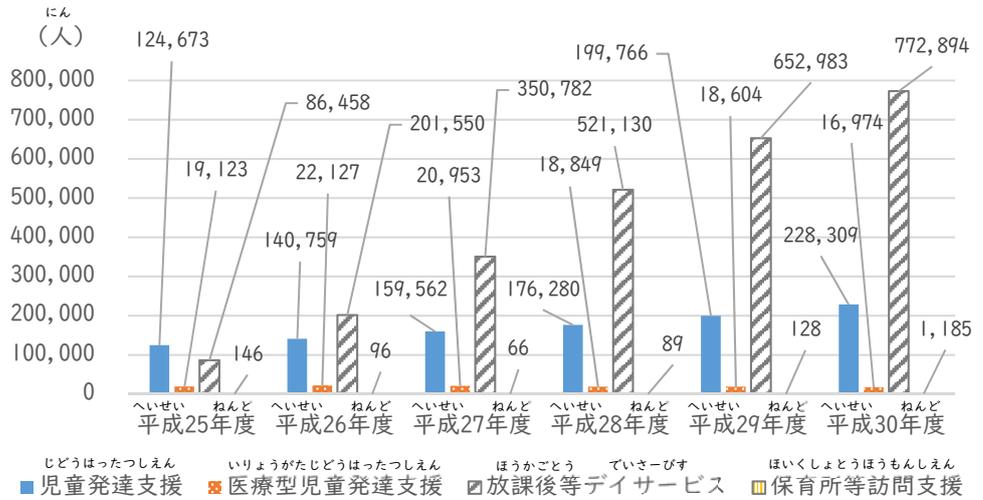
6 障害種別就学・教育相談件数

障害種別就学・教育相談件数

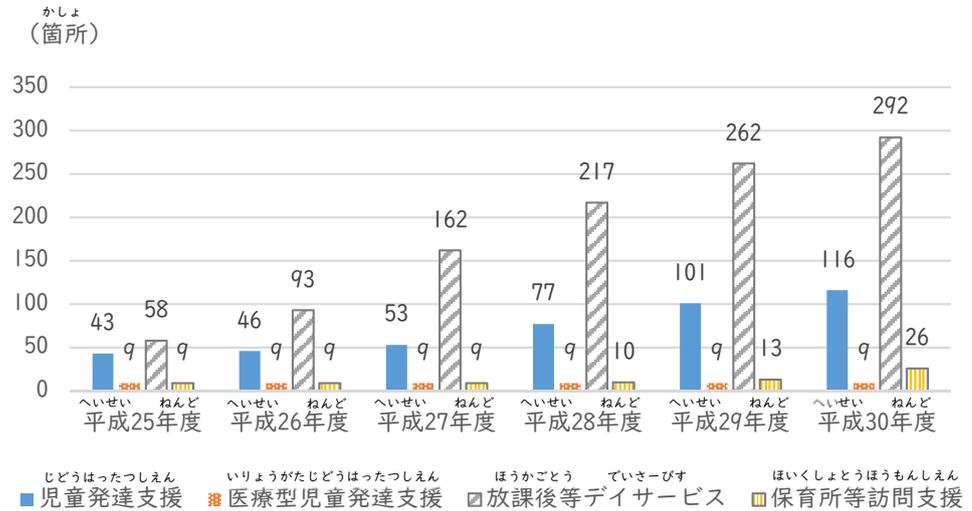


7 児童福祉法に基づくサービス

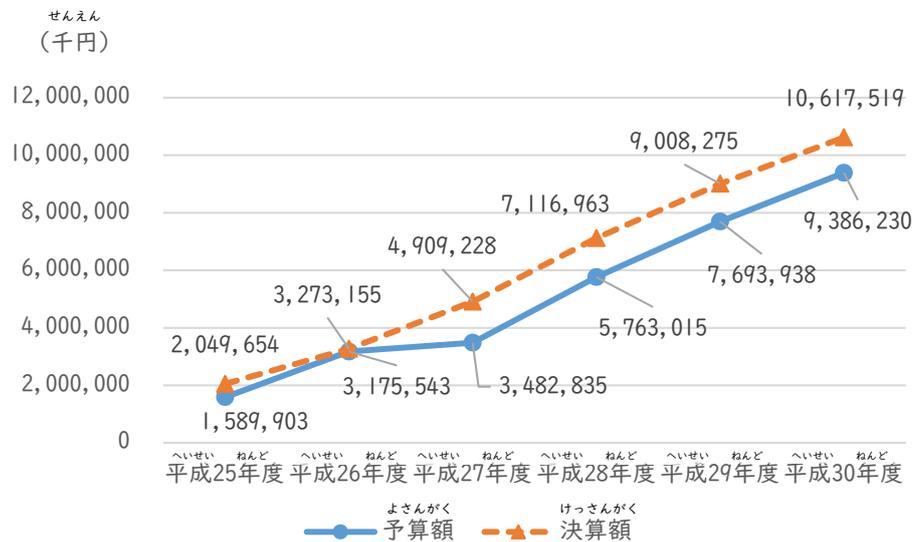
の延べ利用人数



事業所数



横浜市における 予算・決算額 (障害児通所支援)



30 文科初第357号
 障発 0524 第2号
 平成30年5月24日

かくとどうふけんちし
 各都道府県知事
 かくしていとししちやう
 各指定都市市長
 かくとどうふけんきやういくいんかいきやういくちやう
 各都道府県教育委員会教育長
 かくしていとしきやういくいんかいきやういくちやう
 各指定都市教育委員会教育長
 ふぞくがっこう
 附属学校を置く各国公立大学法人学長
 こうぞうかいかくどくべつくいきまほうだい じやうだい 1 ちやう
 構造改革特別区域法第12条第1項の
 にんてい ちやう
 認定を受けた各地方公共団体の長

の殿

もんぶ かがく しやう しや ちゆう ちゆう きやう いく きやく ちやう
 文部科学省 初等中等教育局長
 (公 印 省 略)
 こうせいろうどうしやかい えんごきやくしやうがい ほけんふくし じやう
 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部長
 (公 印 省 略)

きょういく ふくし いっそう れんけいとう すいしん つうち
 教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）

きょういく ふくし れんけい
 教育と福祉の連携については、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、
 こうとがっこう ちゆうとがっこう かくとどうふけんきやういくいんかい かくとどうふけんきやういくいんかい
 高等学校、中等教育学校、特別支援学校等（以下「学校」という。）と児童発達支援事業所、放課後
 どうていサービス事業所等（以下「障害児通所支援事業所」という。）との相互理解の促進や、保護者
 も含めた情報共有の必要性が指摘されているところであり、各地方自治体において、教育委員会や
 ふくしじやうぶくし
 福祉部局の主導のもと、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至る
 まで、地域で切れ目ない支援が受けられる支援体制の整備が求められている。

とくに、発達障害者支援については、発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年法律第64号）
 が平成28年8月1日から施行されており、「個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活
 の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体
 相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない」
 とされている。

こうした課題を踏まえ、文部科学省と厚生労働省では、昨年の12月より、両省による家庭と教育
 と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトにて検討を行い、このたび、本年3月に別添1のと
 おり「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」（以下「報告」という。）を
 取りまとめたところである。

両省においては、報告を踏まえ、今後さらに施策の充実を図ることとしており、貴職におかれて
 も報告の趣旨を踏まえ、下記について積極的な取組をお願いしたい。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市を除き、特別区を含む。）及び関係機関
 等に対して、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し
 て、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別
 区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄

の学校及び学校法人等に対して、各国立大学学長におかれては、附属学校に対して、このことを十分周知し、本通知の運用に遺漏のないようご配慮願いたい。

記

1 教育と福祉の連携を推進するための方策について

発達障害をはじめ障害のある子供は、教育委員会、福祉部局といった各地方自治体の関係部局や、学校、障害児通所支援事業所等といった複数の機関と関わっていることが多い。

各地方自治体においては、教育委員会と福祉部局において各制度を所管しているが、双方の垣根を排除し、就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援していく体制を整備することが重要であることを踏まえ、以下の取組を促進すること。

(1) 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置について

学校と障害児通所支援事業所等の管轄部署が異なるため、障害のある子供の情報が双方の現場で共有されにくいことを踏まえ、各地方自治体は、教育委員会と福祉部局が共に主導し、学校と障害児通所支援事業所等との関係を構築するための「連絡会議」などの機会を定期的に設けること。その際、各地方自治体は、別添2の地方自治体の実践事例等を参考に、既存の特別支援教育連絡協議会、発達障害者支援地域協議会及び（自立支援）協議会等の既存の協議会を活用する等、効率的かつ効果的な運営に努めること。

(2) 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知について

例えば、小・中学校から放課後等デイサービス事業所への送迎時において、放課後等デイサービスについての教職員の理解が深まっていないために、対象児童生徒の学校における様子などの情報提供をはじめとする学校の協力が得られにくいことがある。これを踏まえ、各地方自治体において、教育委員会と福祉部局が連携し、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業を含む障害のある子供に係る福祉制度について、小・中学校や特別支援学校の校長会、教職員の研修会等において福祉部局や障害児通所支援事業所等が説明する機会を確保し、学校の教職員等に対して制度の周知を図ること。

また、特に、保育所、幼稚園、認定こども園等の子供とその保護者が集まる場には、発達障害に関する知識を有する専門家を派遣する、巡回支援専門員整備事業を活用するなどし、発達障害についての知識や対応技術の普及を促すこと。

(3) 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化について

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていない等により、両者の円滑なコミュニケーションが図れず連携ができてない。他方、個々の障害児に対する支援計画については、各学校において個別の教育支援計画を、障害児通所支援事業所等において個別支援計画を作成している。こうした状況を踏まえ、学校と障害児通所支援事業所等間の連携方策について、別添2の地方自治体の実践事例を参考に検討し、学校と障害児通所支援事業所等間の連携の仕組みを構築すること。

2 保護者支援を推進するための方策

障害のある子供やその保護者にとって、専門的な相談ができる機関や保護者同士の交流の場が必要であることを踏まえ、各地方自治体においては、以下に示す支援等に取り組むこと。

(1) 保護者支援のための相談窓口の整理について

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられないことがある。これを踏まえ、各地方自治体においては、教育委員会と福祉部局が連携し、別添3に示した相談窓口を一元化している地方自治体の事例等を参考に、教育委員会や福祉部局等の関係部局及び教育センター、保健所、発達障害者支援センター、児童発達支援センター等の関係機関の相談窓口を整理し、保護者が自治体のどこの部署や機関に相談すればよいのかを分かりやすく示すこと。

なお、相談の対応に際しては、以下の2(2)で作成したハンドブックを活用するなど、担当以外の職員であっても適切な窓口を紹介できるようにすること。

(2) 保護者支援のための情報提供の推進について

保護者は、相談支援事業所や障害児通所支援事業所等のサービス内容や利用方法が分からず、子供に合う事業所を見つけることに苦勞したり、相談窓口がわからず、誰に相談してよいのかわからないということがある。これを踏まえ、各地方自治体においては、福祉制度が分かりやすく、利用しやすいものとなるよう、支援に係る情報や相談窓口が一目で分かるような、保護者向けハンドブックを作成すること。

さらに、各地方自治体がハンドブックを作成する際には、別添4を参考に、障害についての基本的な事項、子供やその保護者が受けられる教育・福祉制度の概要、その自治体において提供される行政サービスの内容や相談機関の概要と連絡先等など、保護者が必要とする内容を盛り込み、継続的にその活用と周知を図ること。

(3) 保護者同士の交流の場等の促進について

周囲に子育てに関する悩み等を話せる人がおらず、障害のある子供の保護者が孤立感・孤独感を感じてしまい、家にひきこもってしまう場合があることを踏まえ、各地方自治体においては、こうした保護者同士の交流の場を設けるピアサポートの推進や専門的な研修を受けた障害のある子供を持つ保護者（以下「ペアレントメンター」という。）の養成及びペアレントメンターによる相談支援を実施すること。

また、家庭での教育も重要であることから、保護者が発達障害の特性を踏まえた接し方や褒め方等を学び、子供の問題行動を減少できるように、保護者に対してペアレントプログラムやペアレントトレーニングによる支援を行うこと。

さらに、教育委員会においても、福祉部局と連携しつつ、就学相談、教育相談等の機会を捉え、保護者同士の交流を促進するような取組を促すこと。

(4) 専門家による保護者への相談支援について

障害児支援利用計画の作成にあたる相談支援専門員について、障害のある子供や発達障害について専門的知識を有する者が不足していることを踏まえ、各都道府県は、相談支援専門員が受講する、障害のある子供についての知識や経験等を積むことができるような専門コース別研修を積極的に開催すること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課支援総括係 齊藤

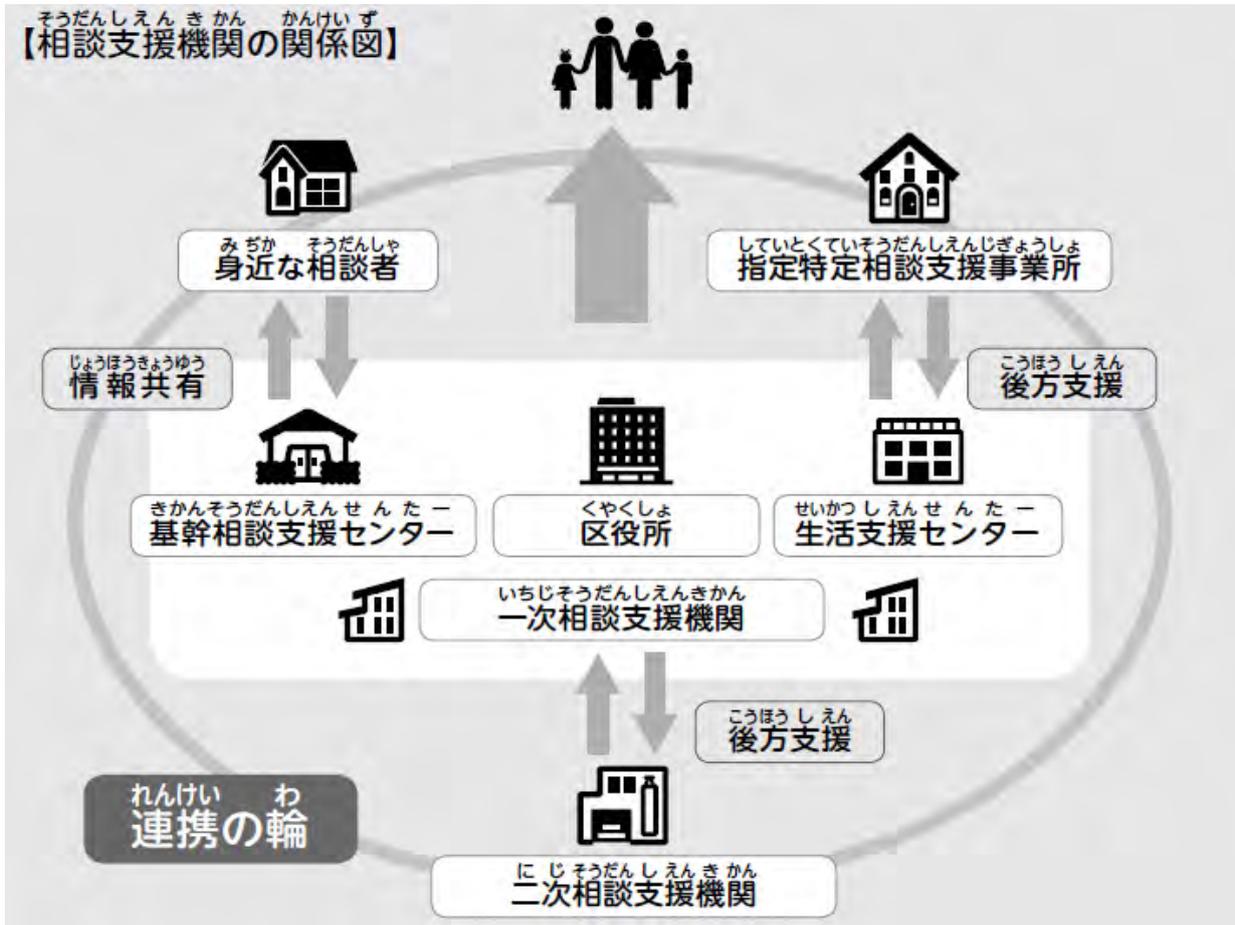
TEL : 03-5253-4111 (内線 3254)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害者支援室 発達障害者支援係 当新

TEL : 03-5253-1111 (内線 3038)

横浜市健康福祉局・子ども青少年局・教育委員会事務局「第3期 横浜市障害者プラン改訂版」より抜粋



分類	役割	機関
身近な相談者	日頃の関わりの中で、何気ない会話に含まれている相談に気づき、必要に応じて適した相談支援機関につなげます。	学校、施設、医療機関、近隣住民、サービス提供者、業者、グループホーム、作業所、地域ケアプラザ、障害者支援センター、区社会福祉協議会、中途障害者地域活動センター、ピア相談センターなど
指定特定相談支援事業所	計画相談支援を利用する方の支援の中心を担います。	各指定特定相談支援事業所
一次相談支援機関	地域の相談支援専門機関として、どんな相談でも受け止め、支援を考えます。また、計画相談支援を利用しない方の支援の中心を担います。	障害者地域活動ホーム相談支援担当、生活支援センター、療育センター、区福祉保健センター、児童相談所、就労支援センターなど
二次相談支援機関	専門的・個別的な相談及び助言を行います。他の機関と異なり、専門知識を生かして一次相談支援機関等が行う支援をサポートします。	障害者更生相談所、こころの健康相談センター、総合保健医療センター、総合リハビリテーションセンター、十愛病院、横浜療育医療センター、てらんひろば、花みずき、青葉メゾン、光の丘、発達障害者支援センター、小児療育相談センター、学齢後期発達相談室くらす



「世界自閉症啓発デーin横浜」より

軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な
遅れを伴わない発達障害児・者への
具体的施策の展開について【答申】

令和 2 年 6 月
横浜市障害者施策推進協議会

令和 2 年度 6 月補正予算について

1 医療機関等に対する感染防止資器材の配布事業（障害児部分）

(単位：千円)

補正額	国支出金	県支出金	一般財源
43,372	28,914	0	14,458

障害児施設等における感染拡大防止を図るため、マスクや手指消毒液などの必要な衛生用品を調達し、各施設や医療的ケア児に配布します。

対象施設	障害児入所施設、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、地域療育センター等
配付物品	マスク、手指消毒液など
スケジュール	8月以降、物品が調達でき次第、順次配付

2 福祉サービス継続支援事業（障害児部分）

(単位：千円)

補正額	国支出金	県支出金	一般財源
119,572	79,714	0	39,858

利用者や職員の感染等によって通常とは異なる特別な体制でのサービス提供を行うなど、感染症拡大の影響により経費が増大している障害児通所支援事業所等の事業者に対し、サービス継続に要したかかり増し経費について、補助金を交付します。

対象施設	障害児入所施設、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、地域療育センター等
対象経費	衛生物品の購入費や事業継続に必要な人員確保のための賃金・手当等
スケジュール	8月～ 各事業所へ周知 9月～ 申請受付 補助金交付

※1 かかり増し経費…感染症対応のため、通常時では想定されない対策等にかかった経費

令和2年4月から
全区で支援を
開始します

横浜型医療的ケア児・者等 コーディネーターを配置します!

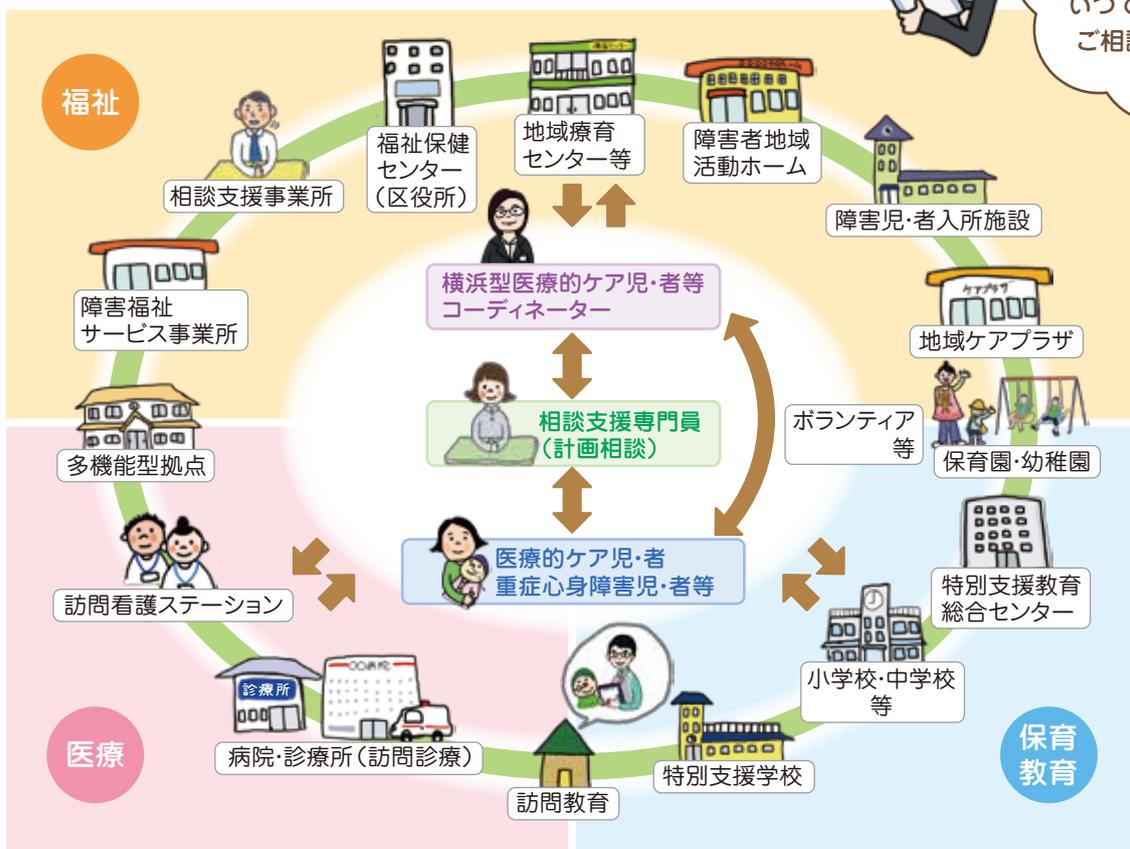
? 横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターって、何をする人?

- 医療的ケア児・者等(医療的ケア児・者、重症心身障害児・者等)と必要な医療・福祉・教育などの社会資源をつなぐ人です。
- 専門的な研修を受けた、医師会訪問看護ステーションの看護師です。



各機関の
支援者も！
ご本人・
ご家族も!

医療的ケアが
必要な方で、
困ったことがある場合は、
いつでもお気軽に
ご相談ください!



横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターの連絡先



横浜市と
横浜市医師会の
連携事業です

〈受付時間〉月曜日～金曜日/9:00～17:00(※土日・祝日、年末年始を除く)

拠点名	支援する区	電話	FAX
青葉区コーディネーター拠点	緑区・青葉区	045-507-7878	045-507-7813
都筑区コーディネーター拠点	港北区・都筑区	045-910-6586	045-911-6700
鶴見区コーディネーター拠点	鶴見区・神奈川区	070-2628-1077	045-716-8606
旭区コーディネーター拠点	保土ヶ谷区・旭区・泉区・瀬谷区	070-3100-0870	045-363-2991
南区コーディネーター拠点	西区・中区・南区・戸塚区	045-308-7102	045-308-7102
磯子区コーディネーター拠点	港南区・磯子区・金沢区・栄区	045-330-9966	045-753-6633

医療的ケアって

？ なんだろう？

知ってほしい

医療的ケアの児・者・和
家族の思い



医療的ケアとは



医療的ケアってなあに？

自宅などで家族等が日常的に行う**医療的生活援助行為**のことです。



医師や看護師などが行う「医療行為」と同じことを**家族等が行う場合、「医療的ケア」と呼んで、区別しています。**



医療的ケア児・者ってどんな人？

心身の機能に障害があり、呼吸や栄養摂取、排泄などの際に、**医療機器やケアを必要とする方たちです。**

重症心身障害児・者に多くみられますが、肢体不自由や知的障害を伴わない方、医療的ケアがあっても走ることができる方もいます。



医療が進んだことで、体がとても小さい、重い病気の赤ちゃんの命を救うことができました。

病院から退院した後も引き続き、チューブを使った栄養摂取や人工呼吸器の使用など、医療的ケアを日常的に必要としながら自宅で暮らす方が増えているのですよ。



どれくらい増えているの？

全国で医療的ケア児は、**10年前の約2倍**に増えています。



医療的ケアってどんなことをするの？

では、具体的にいくつかの医療的ケアを、次のページから紹介しますね。

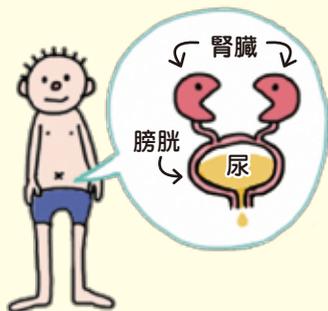




導尿ってなあに？

導尿とは

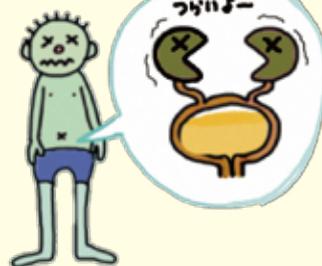
なんらかの原因で、尿が出せなくなったときに、尿が体の外に出るように、人工的に手助けすることです。



尿は腎臓で作られて膀胱にたまり
ます。一定量の尿がたまると、尿意
(おしっこがしたい感じ)を感じて、尿
を体の外に出します。



? 尿が出ないとどうなるの？



尿が出せなくなると、膀胱にたまった
尿が腎臓に逆流して腎臓が病気に
なることがあります。

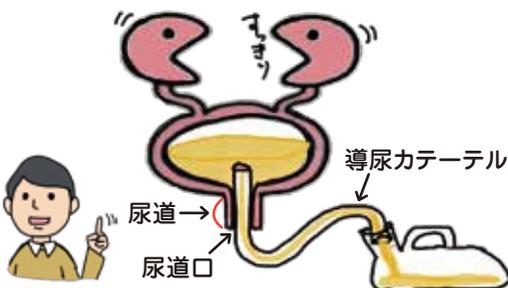


だから導尿は
必要なのね～



導尿の方法

導尿は、尿道口から『カテーテル』と
呼ばれるチューブを入れて行います。
成長に伴い、自分でできるようになる
こともあります。これを、自己導尿とい
います。

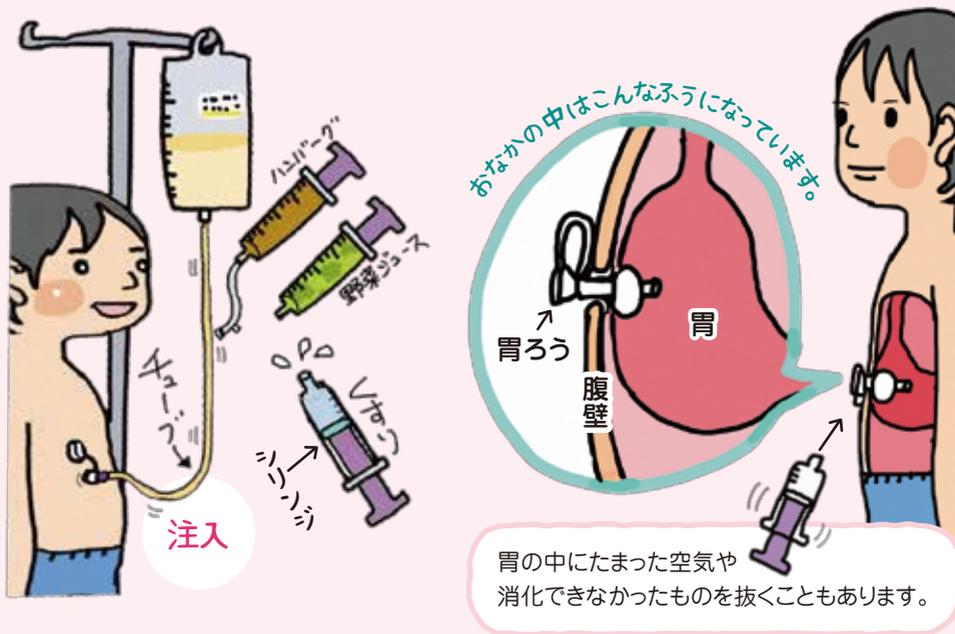




胃ろうってなあに？

胃ろうとは

チューブで胃に直接栄養を送り込むための穴のことをいいます。
なんらかの原因で、口から食べ物が食べられなくなった人や、食べても
むせこんで肺炎などを起こしやすい人が安全に食事をとるため、胃ろうを
つくります。



? 注入ってなあに？

シリンジとチューブなどを使って、食べ物や薬を直接胃に入れることを**注入**といいます。

家族と同じ食べ物や好きな食べ物を
ミキサーして胃ろうから入れることもできます。

薬も胃ろうから
注入します。





経鼻栄養ってなあに？

経鼻栄養とは

鼻から、胃や腸までチューブを通して、流動食や水分を入れることです。食べることが難しい人や、むせて肺炎になりやすい人が、安全に栄養をとるための方法です。

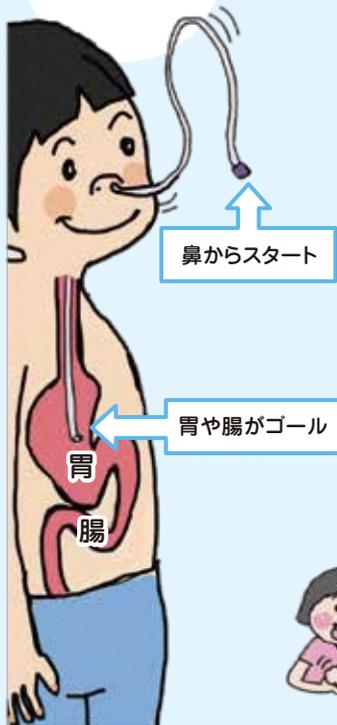


私の鼻から
ぶらさがっている
チューブは胃まで
つながっているのよ。



私のチューブは
十二指腸まで
つながっているのよ。

チューブは
こんなふうに入っています。



? これも注入っていうの？

はい。これも注入といいます。ごはんの時間になると、家族や学校の先生などが、鼻のチューブと栄養剤が入った容器のチューブをつなげて流してくれます。



おなかがびっくりしないように、ゆっくりと時間をかけて流してもらおうだよ。



朝食、昼食、夕食以外の時間にも注入して、1日に6~7回程度に分けて注入してもらうこともあるよ。



私は、横になって
注入するのよ





吸引ってなあに？



←吸引器

吸引とは

吸引カテーテルを鼻、口、気道内に入れて、鼻水・唾液・痰を取り除くことです。



みなさんは鼻がムズムズしたとき、

鼻をかむでしょう？

痰がからんだとき、咳をして痰を出すでしょう？

口の中に唾液がたまったら、飲み込むでしょう？

ほくは、自分の力で痰や唾液を出せないから、

吸引器という器械で鼻水、痰、唾液を吸引してもらっているよ。



？ 吸引しないとどうなっちゃうの？



吸引しないと唾液が気管に入ったり、痰がつまったりして、窒息の原因になります。



ほくの吸引は
気管切開から



1日に何回も
吸引するんだよ。

かぜをひくと、10分おきに
吸引することもあるよ。

わたしの吸引は
口から



吸引してもらうと
呼吸が楽になるよ！



酸素療法ってなあに？

酸素療法とは

なんらかの原因で、酸素が十分に取り込めない人のために、**足りない酸素を補う**ことです。

自宅では空気から酸素をつくる機器(酸素濃縮器)を置くことが多いですが、酸素ポンペを携帯することで、外出することもできます。



自宅では酸素濃縮器



外出ではポンペ



? どうして酸素が必要なの？

血液中の酸素が足りなくなると、体の中にあるいろんな臓器に負荷がかかり、大きな病気を引き起こす危険があるからです。



? 酸素が足りない人が酸素療法をするとどうなるの？



酸素ポンペなどは、それ自体は安全で**酸素ポンペだけで燃えることはありません**。しかし、酸素を火に近づけると、その火が大きく燃えるため、危険です。2メートル以内に火気を置かないでください。





気管切開ってなあに？

気管切開とは

なんらかの原因で呼吸ができなくなったり、痰が出せなくなるなど、苦しくなったときに、首の皮膚を切開して気管に穴を開け、その穴から『気管カニューレ』を挿入し、気道を確保する方法のことです。



★ ああ！

くびに穴が開いてるよー！



これ、気管切開だよ。



？ 気管切開ってどうなってるの？

気管カニューレに人工鼻を装着して使用します。



人工鼻



これが入っているよ！
気管カニューレ

この部分が気道を確保します。



← 気道

肺 肺

冷たく乾いた空気を吸うと、気道粘膜が乾燥して傷ついたり、痰が固くなったり、体温が下がることがあります。人工鼻はこれを防ぐ役割をします。



へー！

マスクみたいだね～

もっとわかりやすく説明するね。



私の気道は、狭くて通りにくい道なの。この狭い道を安全で通りやすくするために、トンネル工事をしたの。トンネルはカニューレで、そこを通る車は呼吸なの。気管切開しているから、私は呼吸ができるのよ。



なるほど！



人工呼吸器ってなあに？

人工呼吸器とは

呼吸を人工的に管理するための医療機器です。



？ どんなときに人工呼吸器を使うの？

なんらかの病気により、酸素を吸ったり、二酸化炭素を吐いたりすることができなくなった場合や、呼吸に使う筋肉が疲労した場合など、自分で呼吸をするのが難しいときに使います。

人によって使い方が違います。

ぼくは24時間
人工呼吸器が必要です



ぼくは
苦しくなったときだけ



私は気管切開していないので、
マスクに人工呼吸器をつないで、
寝るときだけ使うの



症状に合わせて細かい設定ができます。

人工呼吸器がついていても外出することも、お風呂に入ることもできます。

人工呼吸器のアラーム



人工呼吸器は、ピーピーと音が鳴ります。これは、「呼吸が早い」「呼吸が遅い」など、呼吸の変化をすぐに感知して、苦しくなる前に知らせるアラームです。

加湿器



冷たく乾いた空気が気管に入らないように、温かく湿った空気にする器械です。人工呼吸器につないで使います。

! 人工鼻と併用してはいけません。

7:50

- 弟が登校



8:00

吸引

- ママといけあちゃんの着替え
- ★ 吸引・薬の吸入



9:00

吸引

- いけあちゃんが自家用車で登校
- ★ 通学途中でも停車して吸引



15:00

- いけあちゃんが下校

- 弟が帰宅



9:30 ~ 14:30

吸引

- ママは学校でつきそい
- ★ お昼は学校で胃ろうから栄養注入



9:30

吸引

- 学校到着
- ★ 呼吸器を外して人工鼻をつける



22:00

- 弟が就寝



23:00

- ★ 胃ろうから栄養注入
- ★ 呼吸器を装着



1:00

吸引

- ★ 吸引してママもウトウト寝る
- ★ 夜中も吸引とオムツ交換



本人のねがい

と

家族の思い



私の子どもは、大きな病気をもって、生まれてきました。
大事な家族の一員で、かけがえのない存在です！



お父さんは、お仕事から
帰ってきて、ぼくのお世話を
してくれるよ。



ぼくのお母さんは、
いろいろなケアが
あったり、ぼくのことを
心配で、夜もぐっすり
眠れません。



お父さんもお母さんも、いつも
疲れているから、休んでほしい。
でも、ぼく一人では、食べること、
着替えること、うんち、おしっこ、
鼻をかむこともできないんだ。
だれか、手伝ってくれないかな。



子どもの成長とともに、
私も年齢を重ねています。
私が体調を崩したときのこと…
親亡き後のこと…
誰に相談したらよいのか？
…不安です。

きょうだいの思い

私もママと
手をつないで、
お出かけしたい。

ぼくも家族みんなで
キャンプに
行きたい。

ママはいつもお姉ちゃんにつきっきり。
大変なのはわかるけど…
私もママに抱っこして
もらいたい。

ぼくの
野球の試合も
見に来てほしい。



みんなの声は全部聞こえているよ！
嫌なことを言われることもあって、
とても傷つくときがあるよ。
私たちのこと、知らないからだね。

私たちのこと、
もっと知ってほしいな～！



みんなと一緒に
学校に行きたい！
修学旅行にも行きたい！



みんなと一緒に、
保育園に行きたいな！

私たち、機器も荷物もいっぱい、
外出するのも大変なんだ！
でも、みんなと一緒に
遊びたいの！



横浜市では

医療的ケア児・者等とその家族が、
安心して地域での生活を送ることができるように

◆ ライフステージに応じた医療・福祉・教育等の支援を総合的に相談・調整できる『横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター』を配置しています。(詳しくはP.14)

◆ 『横浜型医療的ケア児・者等支援者』の養成研修等を実施し、関係機関の連携強化や、医療的ケア児・者等の地域での受入体制の充実を目指しています。

地域の中でみんな一緒に



〈保育士〉

？ 医療的ケア児を受け入れたことがないので、
対応方法がわからないし、経験がないので不安です。
どうしたらいいんでしょう？



〈園長〉

わたしの保育園では、子どもへの理解を深めていくことが、まずは大切だと考えています。入園前に、その子の主治医、訪問看護師、保護者と、園の保育士や看護師たちが、病気や医療、保育、日々の成長などをしっかり話し合っています。



様々な体験を通して成長してほしいな



みんな一緒に楽しいな！



このように、経験がなくても、医療的ケア児・者等の病気や障害を理解し、気遣い、寄り添い、どうすれば一緒に過ごせるかを考えることで、医療的ケア児・者等を受け入れている保育園や学校、施設などもあります。

ぼくたちが通える施設がもっと増えるといいな～





ご存知
ですか？

横浜型医療的ケア児・者等 コーディネーター

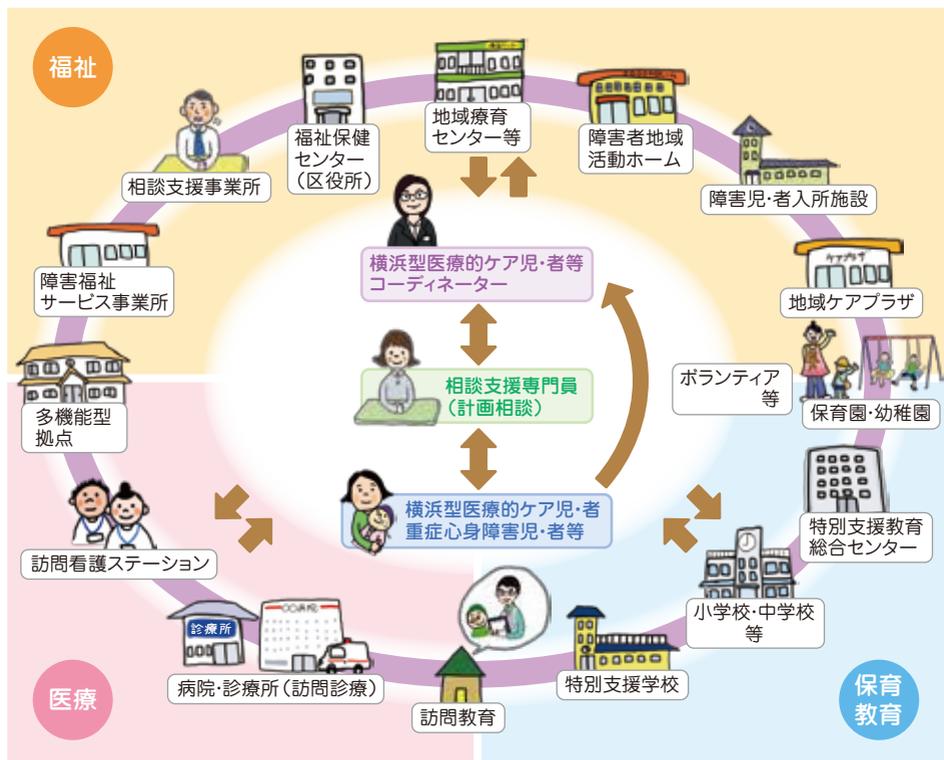


？ 横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターって、何をする人？



医療的ケア児・者等（医療的ケア児・者、重症心身障害児・者等）と必要な医療・福祉・教育などの社会資源をつなぐ人です。

コーディネーターは、専門的な研修を受けた訪問看護ステーションの看護師です。



各機関の支援者も！ ご本人・ご家族も！

医療的ケアが必要な方で、困ったことがある場合は、
いつでもお気軽にご相談ください！



横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター拠点の連絡先

横浜市と
横浜市医師会の
連携事業です

青葉区
コーディネーター拠点

旭区
コーディネーター拠点

都筑区
コーディネーター拠点

鶴見区
コーディネーター拠点

南区
コーディネーター拠点

磯子区
コーディネーター拠点



※土日・祝日、年末年始は除く

拠点名	支援する区	電話・FAX	受付時間
青葉区 コーディネーター拠点	緑区・青葉区	電話：045-507-7878 FAX：045-507-7813	月～金 9:00～17:00
都筑区 コーディネーター拠点	港北区・都筑区	電話：045-910-6586 FAX：045-911-6700	月～金 9:00～17:00
鶴見区 コーディネーター拠点	鶴見区・神奈川区	電話：070-2628-1077 FAX：045-716-8606	月～金 9:00～17:00
旭区 コーディネーター拠点	保土ケ谷区・旭区 泉区・瀬谷区	電話：070-3100-0870 FAX：045-363-2991	月～金 9:00～17:00
南区 コーディネーター拠点	西区・中区・南区 戸塚区	電話：045-308-7102 FAX：045-308-7102	月～金 9:00～17:00
磯子区 コーディネーター拠点	港南区・磯子区 金沢区・栄区	電話：045-330-9966 FAX：045-753-6633	月～金 9:00～17:00

発行

横浜市 ・こども青少年局障害児福祉保健課
・健康福祉局障害施策推進課
・医療局がん・疾病対策課
・教育委員会事務局特別支援教育課

〈イラスト協力〉木島 里絵
〈監修〉医師 片岡 愛

問合せ先

電話：045-671-4278(こども青少年局障害児福祉保健課)

令和2年4月1日発行